

SHINJUKU FUTURE

**わたしたちの新宿の未来は、  
わたしたちで創りたい！**

# 提言書



平成18年6月  
新宿区民会議

## は じ め に

夜が明ける。朝靄の中で家の前を掃除する人がいる。やがて職場へ向かう人が通る。大きな声で「お早うございます」と挨拶をかわす。「お早うございます、今日もよい天気ですね、お気をつけて」と声を掛ける。「いきがい」を胸に仕事場へ向かう人達。

日が昇り、「行ってきます」学校へ子ども達が向かう。わくわくして、友達との再会に胸躍らせながら、笑顔で、先生との触れあいを楽しみに。送り出す母親も、「行ってらっしゃい」日に日に成長する子どもの姿に、微笑みで送る。

時がきて、お店が開く。お隣同士「お早うございます、良い天気ですね」澁刺と挨拶をかわす。賑やかにまちの営みが始まる。ここで働く人達も、明るく希望に満ちて将来を託して仕事をする。

お昼時、お弁当を抱え公園のベンチへ、豊かな緑の中整備された施設での憩いの一時を、花咲き鳥歌い風薫る公園、仕事の疲れを癒し、さらなる活力を与える休みの場。

午後のひと時、お年寄りが集う公園、四方山話に囲碁や将棋を楽しむ。近くの遊具で、幼児が遊ぶ。目を細めて母親が見守る。声を掛けるお年寄り「いやー、ドンドン大きくなるね、将来が楽しみだ」、答える母親、「こんにちは、有難うございます。でも、家では我が儘で」、「そうそう、それが普通だよ」笑顔で話すお年寄り。爽やかな一時、世代を超えた交流が文化を伝承する。

陽が傾き、学校を終えた子どもが帰る、「また、明日」一日の興奮を胸に、明日また友人との再会に期待して。「ただいま」出迎えた母に出来事を語る子ども達、一家団欒の明るい家庭、希望がふくらむ明日を見据えて、笑顔の絶えないまち。

ここは、「新宿」安全で安心して生活する皆が希望を抱けるところ、気持ちの通い合う地域社会の実現を目指して、希望に向かって邁進出来るまち、すべての人々が共に手を取りあい生きられるまち、国際都市美しいまち「新宿」。

「わたしたちの新宿の未来は、わたしたちで創りたい！」区民の立場から、大好きな新宿の将来のために、人間らしくいきいきと生活できるように強い思いを込めて、ここに提言致します。力を合わせて世代・人権・宗教など様々な枠組みを超え、すべての人々が将来に希望を抱けるまち、理想の地域社会「新宿」の創造のために。

# 目 次

## はじめに

提言書作成の経過.....	1
---------------	---

## 提 言

区民主体の自治をつくる.....	5
- 1 区民による区民のための区政に向けて～参画・協働～ .....	7
- 2 都市型コミュニティの創造に向けて～コミュニティ活動の推進～ .....	15
- 3 自分たちのまちは自分たちでつくる～自治権の拡充に向けて～ .....	23
- 4 わたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくり.....	29
ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち.....	39
- 1 子どもの権利を実現し、子どもが市民として参画するしくみの創造.....	41
- 2 子どもたちが質の高い教育を平等に得られる学校づくり.....	47
- 3 地域の教育力向上のための学校との協働推進.....	51
- 4 青少年の自立と社会参画支援.....	55
- 5 環境教育を推進するまち.....	59
- 6 子育ての社会化と子育てを核とした地域づくり.....	63
- 7 母親、父親として、働く者として、地域人としての多様な生き方設計支援.....	69
- 8 誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿.....	75
- 9 「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち“新宿”から.....	83
- 10 一人ひとりを、人として大切にしていける共生のまちづくり.....	89
- 11 外国人と共生する豊かなまちづくり（多文化共生）.....	95
- 12 地域に住み続けられる住宅・住環境.....	101
- 13 公園・公共施設をみんなで育てよう.....	105
- 14 安全安心なまちをつくる.....	111
- 15 災害から、まちとくらしといのちを守る.....	117

まちの記憶の再生と環境の創造.....	125
- 1 水辺と森の復活.....	127
- 2 景観は区民共有の財産.....	137
- 3 新しい才能・文化を常に吸収し続けるまち.....	143
- 4 歴史の中で結実したホンモノの文化を継承する.....	149
- 5 みどりと水、太陽の豊かなまち.....	161
- 6 人間本位の生活環境を重視したまち.....	165
- 7 持続可能な資源循環型社会の構築.....	169
- 8 地球温暖化防止.....	173
- 9 E c o - E c o ( 環境と経済の調和 ) に取り組むまち.....	177
- 10 すべての人のみならず次世代が、心豊かに、 安定的に生活の質を維持できる社会 ( 「 持続可能な社会 」 ) をめざして.....	179
ひろがる、新宿的ライフスタイル.....	185
- 1 若者が集う活気溢れる新宿づくり.....	187
- 2 ワーク・ライフ・バランス ( 働き方の見直し ) の推進.....	189
- 3 ぶらりと道草したくなる楽しいまち.....	195
- 4 誰もがわくわくする末端と先端のあるまち.....	201
- 5 日本を代表する魅力ある超高層ビル群の再生.....	207
- 6 車中心から人間中心へ.....	213
- 7 ひとにやさしいのりものネットワーク.....	233
- 8 知のネットワーク.....	239

## あとがきにかえて

### 資 料

- 1 新宿区民会議委員名簿
- 2 新宿区民会議委員一口メモ

### 3 新宿区民会議活動の記録

( 1 ) 分科会

( 2 ) 全体会

( 3 ) 世話人会

( 4 ) 中間発表会ワーキンググループ

( 5 ) 編集部会

( 6 ) 最終提言ワーキンググループ

## 提言書作成の経過

### (1)なぜ「提言書作成の経過」が必要なのか？

この提言書は、区民会議の呼びかけに集まった私たちの熱い想いと膨大な議論の結晶です。

提言書のかたちになったものからは、整然と4つの章に納まっているようにみえるかも知れませんが、あるいは少し読んでいただければ、重複があったり内容の具体性に濃淡があったりと、統一感に欠けると思われるかも知れません。

あまりにも多くのことを話し合ってきたために、どのような形でまとめれば、区民会議に参加していない区民のみなさんに、そしてこの提言書の呼びかけ人であり、受け手である区長に最も伝わりやすいのか、侃々諤々の議論がありました。

そこで提言書の内容や位置づけを理解していただくために、このようなかたちになった経緯や全体の流れについて説明を加えたいと思います。

### (2)6つの分科会体制～中間報告会まで

新宿区は、基本構想・基本計画・都市マスタープランといった区政の基本の見直しや策定に区民の主体的な検討が必要だという考えのもと、区民会議を呼びかけました。自らの意見を提言としてまとめ、区長に提出する役割を積極的に担いたいと考えた区民376人が応えました。区民には、在住、在勤、その他新宿区に深く関わる人々を含みます。

2005年6月、最初に区が設定した6つの分科会毎に議論が始まりました。

第1分科会：子育て、教育、青少年

第2分科会：健康、高齢、障害、介護

第3分科会：まちづくり、防災、景観

第4分科会：みどり・環境、リサイクル

第5分科会：産業、文化・観光

第6分科会：コミュニティ、自治制度、協働・参画、地域安全、多文化共生

すべての分科会は、これ以降、20回以上、ほぼ月に2回ほどのペースでそれぞれ集まり、多くの議論を重ねてきました。

そして2006年2月、中間発表会では総勢390名を超える方々が集う中、分科会毎の発表を行い、それらの成果をまとめて一冊の冊子としました。

### (3) 提言書をまとめるにあたって重視した点

中間発表会を終えて、最終的なまとめ方の議論が始まりました。この議論は各分科会の区民リーダーと学識経験者らによる世話人会にて行われました。

中間発表会の成果をもとにして最終提言もそのまま分科会毎が良い、という意見もありました。現行の基本構想・基本計画などの体系に沿ったかたちで提言をまとめないと改善につながらない、といった意見もありました。

しかし最終的には、分科会どうしが調整しながら、新たなひとつの提言としてまとめるべきだと、合意形成が為されました。なぜなら議論そのものは便宜的に分科会で分かれて行ってきましたが、内容が関連している点は多くあり、それらを融合させること、すなわち総合的に捉えることが重要だという考えがあったからです。また、ひとつの提言書としてまとめられなければ、提言としての迫力に欠け、これから先の段階で基本構想・基本計画・都市マスタープランとして実現させることもできないだろうと考えたからです。

### (4) 提言書の構成と執筆体制～執筆分担と執筆のルール

しかし実際には分科会毎に議論をしてきましたので、これを最大限活かすことも考えました。ひとつの提言としてまとめることと、これまでの分科会の議論を忠実に活かすことは、衝突する点も含んでおり、困難な作業であることは予想されました。

そこで、まず各分科会がこれまでの議論をいくつかのテーマとして反映させ、「将来のあるべき姿」「現状と課題」「これからの取り組みの方向性」という形式に合わせて書きこみ、持ち寄ることになりました。そして、世話人会のもとで編集部会が設置され、各分科会から寄せられたテーマを並べ替え、合体させ、削除し、また分裂させ、というやりとりを繰り返しました。その過程で、分科会にはこだわらず関連するテーマを集めていくと、四本の大きな柱が起ちました。それが本提言書の「章」に当たる部分です。

テーマは「章」の中の「節」ですが、上記のように担当分科会を決めて執筆を行っています。テーマによっては、ひとつの分科会だけではおさまらず、担当分科会とそうでない分科会との調整が必要です。執筆担当分科会は他の分科会での議論を最大限活かすという約束のもと、具体的には、他の分科会に足を運び意見交換を行ったり、起草者どうしが直接会って話し合いました。

このようにテーマ(「節」)毎に執筆者が異なるため、文章のスタイルや用語の使い方に幅が生じています。基本的には、です・ます調を使用し読み手に語りかけることにしました。また、区民、住民、市民といった言葉も混在しています。バリアフリーやユニバーサル・デザインといった似ているようで異なる言葉の整理もついていないところがあります。しかし各分科会でのメンバーの発言や議論の痕跡が残ることも重要なことだと考え、そのままにしてあります。

## (5) 提言書の構成～各章の内容

このように、テーマを積み上げる形で章が浮かび上がってきました。そこで各章の内容と流れを、後付けになりますが、解説しておきたいと思います。

最初に「Ⅰ 区民主体の自治をつくる」は、参画・協働、都市型コミュニティの創造、自治権の拡充という過程を進み、この提言全体を実現させることや身近なまちづくりも含めて私たちが私たちの未来を創ろうと呼びかけています。

「Ⅱ ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらすまち」では、区民ひとりひとりがお互いに尊重し合い、支え合いながら、いきがいのある人生を地域でおくこと、またそのようなミクロな生活環境のあり方について提案しています。

「Ⅲ まちの記憶の再生と環境の創造」では、歴史の積み重ねのうえに、今の新宿があるという認識を強く持ち、これからの新宿を考えるべき時代であると主張します。そして新宿をマクロに捉えながら、継承すべき歴史・文化・地形・みどり・水と、これからの持続可能な環境創造について提案しています。

最後に、ミクロな生活環境とマクロな都市空間のあり方をふまえたうえで、そのような新宿だからこそ可能な人々の交差点としての役割を担い続けることを「Ⅳ ひろがる、新宿的ライフスタイル」では宣言しています。

まとめれば、区民全員が、過去からの遺産と未来へのつながりの中で、自分の地域で豊かにくらすしていくこと、そしてそれを共に実現していくことを願っているのです。

## (6) 提言書のこれから

提言書は、あくまでも提言であって、これがこのまま基本構想・基本計画・都市マスタープランであるということではありません。これから区民委員や学識経験者などから成る審議会で審議されます。どれだけ提言書の内容が、最終的に策定される基本構想・基本計画・都市マスタープランの中で活かされるのか、私たちは注視しなければなりません。はずされた項目があるとしたなら、それがなぜなのか、その合理的な理由を聞く権利があると言えましょう。同時に提言した中身が実現されていくために協働の力となる責任もあると言えましょう。

どの章から、どのテーマ・節から読んでいただいても結構です。この提言書が読み手のみなさんに真剣に受け止められることを願っています。

新宿区民会議 編集部会会長 窪田 亜矢

## 区民主体の自治をつくる

- 1 区民による区民のための区政に向けて ~ 参画・協働 ~
- 2 都市型コミュニティの創造に向けて ~ コミュニティ活動の推進 ~
- 3 自分たちのまちは自分たちでつくる ~ 自治権の拡充に向けて ~
- 4 わたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくり

## 区民主体の自治をつくる

私たち新宿区民は、自分たちの地域を自分たちで治めるという自治本来の考え方に立ち戻り、自治・分権の時代にふさわしい「新たな自治の理念・仕組み」の構築を求めます。少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められるなかで、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、あるべき自治とは何かかが問われています。自ら治めるという意味での自治を充実させていくことで、区民が主体となった民主主義を徹底させて、基本的人権が保障される総合的で応答的な行政サービスを実現し、あわせて区民や NPO・企業などが担う公共を自主的に連帯して形成していくことが求められています。

私たちは、こうした時代認識のもと、私たち自身がコミュニティ活動を推進し地域の課題を解決する主体であることを改めて確認し、新宿区政に主体的に参加し、本来的な自治の実現を目指していきます。その第一歩として私たちは「新宿区民会議」に集い、区民相互の議論の成果として、ここに「区民主体の自治をつくる」をはじめからまでの大項目を掲げ、新宿区政が新たに踏まえるべき基本的枠組みを提言いたしました。

それぞれの大項目での提言事項を着実に推進するために、私たちは「区民による区民のための区政」を実現させ、「参画」や「協働」を進めるうえでの基本的な哲学を明確化し区民と行政との間で共有していきます。区政が区民の信託に基づいて行われるという自治の基本原則を新宿区民の総意として確認し、自治基本条例を創設します。

私たち新宿区民は、少子高齢化への対応など複雑化する公共課題を解決するためにも、また福祉・環境などの身近な課題を解決するためにも、人間性を豊かにし自主性と連帯性を強める場としての「都市型コミュニティ」の創造を強く求めます。「都市型コミュニティ」の創造のためには、地区協議会を始めとする地域を基盤とした区政を着実に推進し、地域が主体的に「まちづくり」に取り組み、公共的な空間を区民主導で形成していくことが不可欠です。同時に、地域課題の的確な把握と地域での課題解決の支援を行いながら、身近な地域の課題を身近な行政機関で総合的に対応することが必要です。

私たち新宿区民は、一人ひとりが自己実現を図り、区民に本当に必要とされているサービスを届けるには、区民・NPO・企業など、地域社会を構成する様々な主体による「協働」がより一層必要であると考えます。誰にとっても暮らしやすいまちを創るために、区民、NPO、企業、新宿区が自らの発意に基づき、「協働」していかなければなりません。

新宿区政の新たな目標の実現には、権限と財源の移譲を目的とした都区制度改革のさらなる進展も必要です。私たちは自治基本条例の創設を、都区制度改革を推進させる契機とし、区民が主体となって「自治権を拡充する」取り組みを強化することで、基本構想の基本理念を実現できる区政を確立していきます。

新宿区民の皆さん、私たちのまちは私たちが主体となって創っていきましょう。私たちは、この「新宿区民会議」の提言書によって、その大きな第一歩を踏み出したのです。

# 1 区民による区民のための区政に向けて ~ 参画・協働 ~

---

【将来のあるべき姿】

1. 自治のあり方の基本として、「区民の区民による区民のための区政」が実現している。そこでは、多様な人々の多様なニーズを実現させるために、区民が区政の主人公となって、代表制(間接制)民主主義とともに、直接制民主主義(直接的な参画)を推進している。
2. 協働の意識が深まり、行政・区民の共通理解のもとに地域コミュニティからの働きかけ、行政からの働きかけにより、区民のニーズに基づく地域の特性を生かした事業が、NPO・ボランティア団体など地域の多様な主体により、さまざまに展開されている。

【現状と課題】

(1) 参画・協働とは？ 明確になっていない

「参画・協働」という言葉は、十数年前から各自治体が政策に取り入れてきた比較的新しい用語です。新宿区では「協働」について『今まで公共サービスの提供は、行政が専ら提供するものという考え方があったが、よりよい地域社会をつくるためには、地域社会を構成する多くの人たちと行政とが、持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら、共通する課題の解決につとめることが必要です。そのような複数の主体が互いの共有する課題に対して対等な関係で課題解決のため協力し合うこと。』としています。

現在の新宿区基本構想においても「参加と協働のまちづくりの推進」を掲げており、基本計画に則り、さまざまな事業が展開され、協働事業の推進が区政運営の大きな比重を占めています。この間、2004年3月に「新宿区・地域との協働推進計画」を策定し、「協働を推進する環境づくり」「区政への区民参画の推進」「協働と参画を進める区の組織のあり方」の三つの側面から「仕組みづくり推進プラン」をまとめています。

しかしながら、一般区民にとっては言葉の定義・制度の意義そのものも分かりにくく、一方、意識ある区民の中からは、行政に参画・協働に対する「哲学がない」ように思える、との声も聞かれます。また、現時点の協働の事例は、区民と区側の意識と認識に大きな誤差が生じており、不満の声も多く、まだまだ軌道に乗っているとはいえません。「参画・協働」についての基本となる考え方の整理を区民と区が共に行う必要があります。

なお、参画・協働の事例としては、新宿区民会議、地区協議会以外にも、ボランティア団体と区、事業者と区の連携・連帯事業や、補助金制度による助成事業などは、以前からも各地域で実施されていました。また、タバコのポイ捨て禁止、放置自転車の撤去作業、ゴミゼロ運動、地域美化運動などは地域住民や地区青少年育成委員会などが中心となり行っている事業もあります。

## 〈言葉の定義〉

共同……ごく一般的に何事かを一緒に行うこと(例えば共同作業)

協同……志が共通し目標達成のための方法全体にわたっての一致があるときに、  
共に行動すること(例えば協同組合)

協働……たとえ志に多少の相違があり、目標達成のための方法論や考えなどが完全に一致していなくても、重なり合うことの出来る共通の目標に向かって、明瞭な形での協力関係を築いていくこと

(参照:区民会議分科会資料)

## 〈協働の形態〉

協働の形態は様々であるが、現在、いろいろな形態で行われている事業の次の2パターンがあります。

### 区と区民の対等な連携

・共催事業、後援事業、実行委員方式の事業、ボランティア方式の事業

### 行政の補完的な連携

・補助金事業・助成金事業……住民が主体となる公共事業に助成(責任は住民)

・委託事業……区の事業を住民に委託(責任は区側)

## (2)区民側に、行政などに対する不信感が根底にある

意見を出しても、行政にきちんと捉えられているか分からない、区政の情報公開(ITの促進も含め)が不十分であり透明性に欠けるなど、区民と行政との信頼関係は確立されていません。協働事業についても行政主体で行われているものが多いなど、行政の下請け的な仕事をさせられているとの認識が強く、協働の意味・実態が分かっているのか、と手厳しい意見も現場からは出されています。また、行政計画の評価について、その方法が不十分、つまり行政計画のPDCAサイクルにおいて、改善につないでいく「評価」が不十分では、との疑問もあります。

また、区議会は何をしているのか見えてこないなど、区民を代表して区政に参画しているはずの議員および議会に対する不信感が強くあります。

## (3)行政とNPOなどとの関係性・それぞれの役割が明確でない

行政は、どういうNPOや活動団体があるのか活動内容全体像を把握していないし、NPOや地域の活動団体も、行政にどういう関連部局があるのか全体像を理解していないなど、相互の関係性は豊かとはいえません。結果として、声の大きい団体、既存・既得権をもつ団体が、優遇される結果になっていないか、いつも同じ団体にばかり声がかかり、新しい団体が参画しにくいとの指摘もあります。これにはNPO組織等の性格や活動実績を評価する仕組みがないことが一因とも言えます。まずは行政組織と“協働のパートナー”としてのNPOや活動団体の役割を明確にする必要があります。

#### (4) 現行の制度・担い手の具体的な問題点・課題

##### 地区協議会

現状では、協議会が設置されまだ日も浅いものの、各地区によって運営方法や水準にバラツキがあります。また、メンバーに新しさが無い、設置の目的が浸透していない、地域センターとの関係性が考慮されていないなど、多くの課題を抱えています。また、縦割り行政の弊害でもあるが、各特別出張所には、地区協議会が様々な地域課題を解決に向けた充実した活動をするための、権限や機能が十分に付与されていないと指摘する声もあります。地区協議会は、今後重要な地域協議体となるべきと考えますが、現状のこのような課題を解決しなければ、都市型コミュニティに対応する期待される地区協議会にはなりません。

##### 区民会議

今後、人材育成の意味でも参画した区民や団体を生かす方策が必要です。

町会は、役員の高齢化、組織率の低下、一部に非民主的運営がみられ、NPOや地域活動団体との連携が不十分など、多くの課題を抱えています。

区政の実施を末端で担う、地域センター・社会福祉協議会・地区協議会・町内会などの広報活動が活発ではありません。

協働支援会議の位置づけについて、協働推進に当たって「事業目的にふさわしいNPOの紹介など、協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として、中間支援組織の役割を果たす」とあるが、守備範囲が広すぎる。中間支援組織としての役割は別の組織を立ち上げるべきです。

現在の「協働推進基金」では、助成金対象が特定非営利活動法人(NPO)に限定されている。ボランティア組織(任意団体)は、「地域協働助成」の対象になっているが、「協働推進基金」も対象とする必要があります。

また、団体だけでなく、意欲ある”個人”も、補助金制度による助成事業などの対象になるようなシステムが必要です。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、共有化を図る

---

#### - 運営原則の確立 -

---

区は、「(仮)自治基本条例」を制定し、新宿区の自治のあり方、代表制民主主義と直接制民主主義の連携、区民・事業者・行政の役割を規定し、参画・協働の意味やしぐみを明記すること。

「自治基本条例」の制定にあたっては、参画・協働の意味を捉えなおし、今一度本来の「民主主義・自治のあり方」を追求することが必要である。本来「自治＝民主主義」とは、政治の主役は市民、区政の主役は区民にあるということ。その原則に則り、「区民の区民による区民のための区政」を実現する。

区は、「参画・協働」の基本となる考え方を明確にすること。

・「参加」とは、議会が決定、執行機関としての行政が立てた計画(企画)・事業に加わること。

・「参画」とは、より早い段階、計画(企画)段階から対等に参加すること。

生活ニーズ・地域ニーズの多様化により、画一的行政が限界にきている。一方、地方分権により、自治体の創意工夫が求められ、可能にもなっている。また、財政の逼迫、行財政改革の必要から、区民などの力が求められている。しかも近年、NPOなどによる市民活動・事業が活発化しており、区民の力量はアップしている。

以上の時代背景・社会状況を反映して、「参画」の一つの形態として今、「協働」が求められている。決して財政逼迫を理由にした安上がりの下請け的感覚で「協働」を考えてはならない。「協働」は「参画」の一つの形態であり、区政の主役である区民が主導することが重要である。

協働を進めるにあたり大前提となるのが、地域コミュニティの確立である。地域コミュニティが機能していなければ、協働は成立しない。団塊世代の取り込みや若い世代の地域活動への参加意欲を高めるなど、新たな地域コミュニティの成立をめざすこと。

### 2. 区民提案を実現していくため、「区民会議」の経験を活かした参画の仕組みを構築する

---

区は、区民会議の成果である基本構想・基本計画の実現を担保するために、次のような仕組みを構築すること。

・計画推進に関する評価・チェック組織の継続設置

・執行状況に応じた計画の見直しと更新の仕組みづくり

区民会議の経験に基づく区民参加組織が、役割・責任をもって区政の基盤を支え、予算へのチェック機能も果たしていく。

### 3. 参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる

区は、地区協議会の現状を調査し、見直しも含めたうえで、地域の自治をつくり育てる要となるよう機能させること。地区協議会の構成メンバーは、公募はしたがそのメンバーの多くは、従来の地縁組織関係者などあまり様変わりしていない。地区協議会の運営にあたっては、お互いの団体・個人を尊重しあい、民主的な組織運営を図り、また提案にとどまらず実行することも必要である。地域が決めたことは、地域が実行できるように一定の権限を地域に持たせ、地域はその責任を持つこと。

そのためにも既存組織(町内会・自治会)と新組織(NPO・ボランティア団体)との協働を図ること。町会全体が内部改革を進めるとともに地域がテーマを越えた新しい枠組みをつくり、シフトしていく(例えば、NPO、区民会議、地区協議会のネットワーク)。

地区協議会は、情報の開示・提供に努め、他地域との連携を図ること。

### 4. 協働を推進するため、NPO などへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする

区は、協働の意義・必要性を明確にし、区民・NPOなど団体、事業者、行政の役割などを規定するために、「(仮)市民活動および協働の推進に関する条例」を、区民の参画のもとに制定すること。条例では、区民と区民、区民と行政の協働を円滑に進めるように協働のルールを区民が参画してつくり、明記する。協働の主体は区民であり、区はその活動に協力し支援する。

区は、NPOなど活動団体の全体像を把握し、情報を提供し、団体のネットワークづくりを行うなど団体が連携・協働・支援しあう「(仮)NPO ネットワーク」を設置すること。中間支援組織としての「(仮)NPO ネットワーク」は、人材育成なども手がける。

### 5. 協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する

P・D・C・A サイクルのすべての段階に、区民が参画することによって協働の意識は、より深まることができる。区は、協働事業の推進にあたっては、区民参画型の事業評価組織を設置し、以下の評価を行うなど評価制度を確立すること。

企画の評価(事業内容について)

事業の評価(コスト、目標達成の度合いなど)

協働の評価(協働のルールを守って実行されているか)

事業期間により、途中評価を行なう

住民による満足度調査

「協働事業推進状況報告」に予算額と使用額を表記し、本当に必要な事に適正な予算が組まれたか、評価に活用できるようにする。

区は、協働事業に伴う区の助成(補助金)等について、「申請」と「報告」を現在より簡略化し、区民の立場からもっと利用しやすい仕組みを整えること。

区は、協働事業、助成事業の現状(給付団体やその実状)を広く、分かりやすく広報・公開すること。

区は、協働支援会議の機能を明確にする。中間支援組織としての機能は、「(仮)NPO ネットワーク」に委ねること。

## 6. 多様な主体との協働・役割分担

継続可能な協働関係を築いていくためには、多様な主体による独自のサービスとして提供できることと、それぞれの役割分担を明確にしていくことが必要である。

協働の役割分担については、PDCAサイクル(企画立案、実施、評価、改善)の各段階で、さらに細分化した役割や事業の必要性も含めて、多様な主体の参画のもとで検討していくことが重要である。

新宿区には外国人が多く暮らすという特性があり、区民は、お互いの地域社会を理解するための足掛かりとして、日本人と外国人の協同作業(例えば、地域清掃活動、コミュニティ・スポーツなどへの参加)を進めること。また、文化や生活背景の異なった人たちと理解し合うため、地域団体のネットワーク化を推進すること。(外国人ネットワーク化、外国人ボランティアの育成)

## 7. 行政の組織体制を整備する

区は、区行政の中で「参画・協働」を推進していくために、時代の動向を見据え、広い視野を持って、縦割り行政の欠陥を補完する専管組織(企画調整室や政策室など)を設置すること。その組織は区民に情報を提供し、区民の声を受け止める区民の事務局として機能する。

区は、セクショナリズム・前例踏襲主義・事なかれ主義など、いわゆる「お役所的」意識と行動を改め、柔軟な組織運営を図ること。

区民に「参画・協働」を呼びかけるだけでなく、行政内部で各部課にわたる「しごと」については、組織間・職員間の「参画・協働」が必要である。そのためにはプロジェクトチームの活用や、「しごと」の解決のために関係各部課が集まり、目標年次を決めて(3年～5年)「しごと」を実施し、終われば解散するという柔軟な組織(タスクフォース)が必要である。

職員の能力と資質を磨き区民の政府に相応しい政策形成能力をもつ人材を育てる研修システムと、資質に応じて適正に配置される人事システムをつくること。

区民主導・区民主体の自治体になるためには、区長の意思と決断が最も重要になります。「自治を育む」「新しい自治をつくる」と言われた区長に、そのための強力

なりリーダーシップの発揮が求められる。

特別出張所長に一定の権限を付与することで、特別出張所の機能を強化すること。そして、地区協議会と連携を図り、地域の課題・問題の解決に役立たせること。

区は、関連NPOや市民活動団体と対等な豊かな関係性を築き、協働事業を推進すること。

区行政側の文化と、区民側(区民・関連 NPO・市民活動団体)の文化の間には、根本的な相異が存在する。(例えば、区民側は納税者としての文化、企業的効率優先の文化。どちらかといえば移り気で革新的。行政側はルール・原則に基づく文化。保守的で消極的)。協働事業の推進に当たっては、この両異文化の存在をお互いが十分認識し、尊重した上で、共生を図る努力が、強く求められる。区民会議を通じての学習効果として、区政への参画・協働、又は行政との共生について、区民サイドに自覚の萌芽が感じられてきているが、3,000名にもものぼる職員にも、同様の自覚が強く求められる。そうでなければ対等で豊かな関係における協働事業の推進はおぼつかない。区民側だけの自覚や認識だけでは、共生関係は築けない。

## 8. 行政の体質改善・意識改革を図る

---

区の職員には、今までの法令・前例に堪能であるだけでなく、新しく区民と協働して自ら政策を立案できる資質と能力ある人材が求められる。法令の基準があるから駄目ということではなく、その基準に上乘せ・横出しさせたほうが区民・区にとって必要と言う場合に、それを実行できる人材が必要である。

行政の「しごと」は税金によって賄われている。したがって、その成功・失敗には「信賞必罰」が行われる。そのことは当然として、問題は職員(区政)にとって今まで経験のない「しごと」(新しく区民と協働して自ら政策を立案・実施)に挑戦するとき、そこには常に「試行錯誤」が伴う。錯誤をしたときに厳罰が課せられれば職員は萎縮し「ことなかれ主義」に陥いる。錯誤に対する許容範囲があるのか検討すべき時期に来ている。ただし、税金で養われ行政のプロであるべき職員にとってそのような甘えは許されないとする厳しい意見もある。

区民に協働事業について理解と協力が得られるように、広報と啓発を行うこと。

情報開示の原則と情報の伝達は、区行政の根幹的な役割であり、責務である。都合の悪い情報の開示に少しでも躊躇があれば、区民は敏感にその実態を感知する。そして、信頼関係の構築が困難となる。行政の実態を分かり易く、尚且つ懇切丁寧に情報提供をすることこそが、協働事業の推進にとって、最も効率的で有効な手段であることを銘記して欲しい。

(第6分科会)

## 2 都市型コミュニティの創造に向けて

### ～ コミュニティ活動の推進 ～

---

#### 【将来のあるべき姿】

「新しい都市型コミュニティ」の中で、地域における連帯の意識が醸成され、コミュニティ活動を推進する人々により、参加型社会が形成され、地域の様々な課題が、区民・NPO・事業者と行政の様々な連携・協働および参画の助け合いにより改善・解決されている。

#### 【現状と課題】

##### 1 現状

##### （統計からみた新宿区コミュニティの現状）

区内の世帯数約 16 万世帯、内単身世帯が約 60%と圧倒的に単身世帯が多い。

（住民基本台帳登録者数 275,879 人：世帯数 160,954：平成 18 年 4 月 1 日現在）

新住民として増加した世帯の 80%以上が集合住宅に居住しています。

昭和 36 年世帯人数平均 3.1 人が平成 16 年 1.7 人と核家族しています。

区内 199 町会の一般世帯加入率は平均 55%です。

高齢化比率では、ほぼ全国平均となっており、他の特別区より高くなっています。

平成 17 年度区民意識調査の結果、約 7 割の区民は「定住意向」で、うち約 7 割が「区政に関心がある」と答えており、新宿への愛着が伺えます。

区民意識調査の中では、近所付き合いの必要を 7 割の住民が感じています。

##### （新宿区の取り組み）

新宿区都市マスタープランの「部門別まちづくり方針」の「住宅・住環境整備方針」の中で「都市型コミュニティ」が計画され、また、まちづくり実現方策の中で展開及び推進体制の確立が計画されています。

後期基本計画では「ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち」の事業の中で、協働のしくみづくり・学校の活動拠点としての開放・地域センターの整備・施設の利用促進などが取り組まれています。

平成 17 年度より始まっている第 4 次実施計画では、従来の地縁的コミュニティだけでなく、都市社会を構成する多様な人たち（区民・趣味のサークル・地域団体・NPO・企業）と行政がそれぞれの責任領域を明らかにしつつ、自らの発意により地域の諸問題解決の為、ともに持てる力を出し合い、ともに考え行動する「新たな都市型コミュニティの構築」が謳われ、区民の参画・協働を求めています。

## (現状認識)

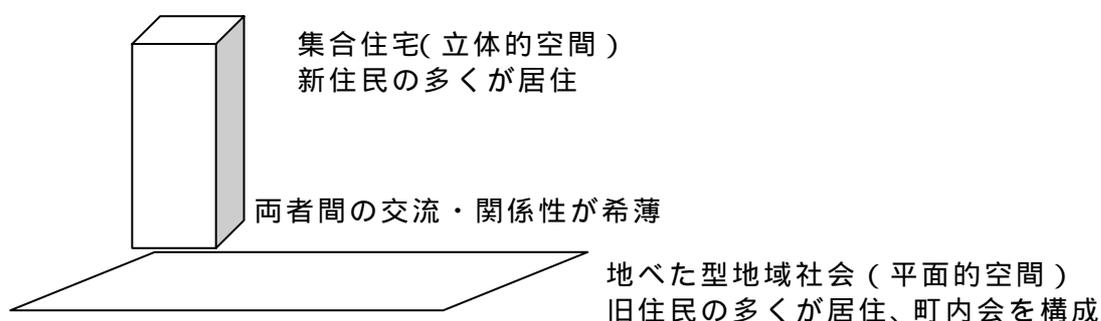
都市の便利さでもありますが、匿名性の中で多くの住民が生活しており、住民の地域連帯意識を醸成する事が希薄です。欧米では日常生活でのボランティア活動等で社会意識が醸成されており、他方多様な人々が暮らす新宿でのコミュニティ活動推進は大変難しい。近年では、集合住宅での孤独死などの発生も急激に増加しており、近隣コミュニティの崩壊が進んでいます。

町内会に代表される従来の地域を支えてきた地縁コミュニティが、著しく多様化する住民の意識に対応できず、人々の関心が薄くなっています。他方、対比するものに知縁コミュニティ(サークル・市民活動・NPOなどがある)が増加傾向にあります。

コミュニティの活動拠点として地域センターが設定されているが、一般区民からは地域センター管理運営委員会の活動内容が分からないとの声が多く寄せられています。

住民が地域活動に参加するための分かりやすい情報や、簡単に確保出来る活動の場などが不足しています。

旧住民(多くは地べた(平面的空間)に居住 = 町内会の構成員)と新住民(多くは集合住宅(立体的空間)に居住)との交流が不足しており、双方から不満の声が多い。



## (第6分科会コミュニティ班の議論の経過補足)

少子高齢化(例えば16年度の新宿区団塊の世代(昭和22年~24年生まれ)は、約1万4千人だが、他方10歳~12歳の子どもは約4千5百人)を迎えた現在、誰でもが老いるなか地域コミュニティには絶対に必要との意見が大変強かった。

## 2 課題

平成8年に制定された「新宿区都市マスタープラン」の中で「都市型コミュニティの構築」が謳われ約10年が経過しました。その間、少子高齢化が急速に進展し、超少子高齢化社会を新宿は迎え、また集合住宅に住まう新住民との連携も改善されておらず、増加する一方の外国人居住者との連携も充分整わず、区民評価では良い評価とはなっていないのが率直な現状といえます。顕在化する幾つかの具体的課題は次のとおりです。

現状の後期基本計画・実施計画でのコミュニティ行政施策は、環境整備・啓蒙などを計画しており、参画・協働も含め多様な区民の生活ニーズに対応した具体的なコミュニティ推進施策が見えない。

また、区のマスタープランでは、コミュニティが「住宅政策」の中で論じられており、箱物行政の延長施策では都市型コミュニティの進化に限界があると考えられ、極めて難しい課題である事を十分に認識し、視野を世界に広げ新たな発想で、普通の区民の目線により多くの区民が集う抜本的な仕組みの対策が急務と考えられます。

歴史的に地域コミュニティの担い手である町内会は、加入率の減少・メンバーの高齢化・固定化等々で活動が困難になり始めており、他の団体等との連携及び地域でのコミュニティ推進者の更なる発掘も含め何らかの抜本的な具体的な対策が必要な時期となっています。

新たな居住者の多くは集合住宅に居住する傾向が大きい中、従来の町内会制度の中での扱いが明確化されていなく、コミュニティの現場が空洞化しており、さらには100世帯以上の大規模集合住宅での地域コミュニティ空洞化は至急の対策を要すると思われれます。特に最近では集合住宅での高齢者の孤独死も急激に増えており、孤独死ゼロ化に向けての対策が必要と思われれます。

コミュニティの活動拠点である地域センターは、その活動内容が多くの区民に殆ど理解されていない事は、新たな都市型コミュニティを構築する上で大きな課題です。他に行政活動・議員活動などにも同様な意見があり、現在の個別・関係者向け・縦割りの広報活動ではなく、改めて抜本的な周知徹底できる広報活動の見直しが求められます。新宿区都市マスタープランの住民説明では合計 553 名の参加であり、30 万人都市・新宿にしては余りにも少なく、単に説明儀式を経たと思われれます。継続した不断の努力で区民の理解と協力を得る活動姿勢が強く求められます。

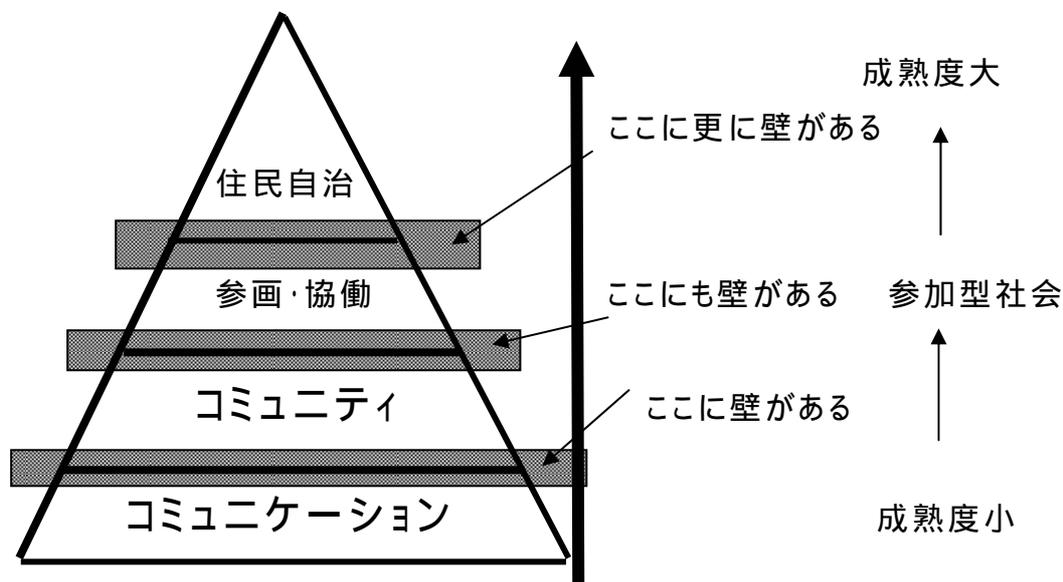
個人情報保護法の過度な対応により、地域社会を運営する社会通念では必要と思われる名簿もつくれず、円滑なコミュニティの運営に重大な齟齬が出始めています。中には、町内会名簿をつくれないうところも出始めており、コミュニティ活動の円滑化の為に早急な対策が望まれます。

平成 8 年に新宿区都市マスタープランが策定され、その後約 10 年をかけ、新宿区は都市型コミュニティの構築を図ってきたが、区民の現状認識では広く積極的なコミュニティへの参画意識が醸成されていないと思われれます。

先の 17 年度の区民意識調査結果では、区民の身近なコミュニティの参画機関としての「地区協議会設置」の取り組みについて、7 割の区民が全く知らなかったとの事、他方その様な参画機関への参加意向は 5 割の区民が有している事が明らかになっており、行政施策と区民意識の大きなミスマッチが伺えます。

この行政意識と区民意識のミスマッチを解決するには、適切な目標値を設定しハー

ドからソフトまでの多面的で的確な改善施策が継続的に行われる事が望めます。  
意識調査の調査対象は「普通の区民」であり、改めて「普通の区民」への目線で「普通の区民」が、コミュニティ活動参画へ一歩踏み出す改善施策の具体的な検討と実行が広く地域コミュニティの活性化に繋がると考えられます。



## 【取り組みの方向性】

### 1. 地域の実態や地域情報を区民・行政間で広く共有し、地域課題を的確に把握する

新宿区は、コミュニティを形づくる地域団体（自治団体・NPO・ボランティア・趣味の会・同好会等々）の実態を精緻に分析し、地域共同体として様々なレベルでの関わり方が選択可能なコミュニティのあり方を検討すること。

従来より、定期的な刊行物、あるいはITを用いた方法での情報提供をしてきたが、まだまだ多くの区民が知り得た状況にはなっていない事が顕在化しており、コミュニティは区民全体の活動でもあり、改めて情報提供活動の重要性を強く認識し改善に取り組む必要がある。情報の共有を進めることで、コミュニティ活動の活性化を図り、地域に根ざした区政を展開する。

情報伝達方法の見直し 「行政から区民へ」に加え、「行政から伝達人（\*）を経て区民へ」

\*「伝達人とは」NPO 団体・ボランティアグループ・各市民活動家・各グループなど

行政が毎月定期的に行っている町会との会議を、広く地域関係者（普通の区民も含む）に開放し、地域要望が見える形で伝えていく。

参加を上手く機能させるには、どの地域にどういった施設があるのかといったことが容易に把握できるような、政策情報を整備することも必要である。地域生活環境指標とも呼ばれる（武蔵野市が最初に開発した行政資料：人口から始まり、保育所の位置や道路の整備状況など、主要な統計情報が地区単位で地図上に示される）資料を作成し、他の地区と比べて「わが地区」に不足している施設等も一目でわかるようにする。

### 2. コミュニティ活動を充実させ、地域に根ざした自治をつくる

新宿区の地区活動（コミュニティ活動）は、その多くを地区の町内会に歴史的に委ねられ、昨今の加入率低下・推進者の高齢化の中、関係者は多大な努力を積み重ねて来たが、住む人の多様化・住む場所の多様化・活動する時間の多様化等が急速に進展している今、従来の関係者の努力だけでの改善は限界があり、改めて地域共同体としてのコミュニティを構築すべく、新たな仕組みの構築が望まれる。

地区協議会が区民会議の提言を受継ぎ、実行に移す仕組みをつくる。

区民会議参加者は、各地区協議会に参加し活動を継続する仕組みと、定期的にフォローアップ会を開催し、広く情報を区民に公開する。

地区協議会と地域センターとの連帯意識と連携プレーの仕組みを再構築する。

地区毎に具体的なテーマ（課題：育児・環境・介護等）別の推進チームを作り、公開し参加を募る。

区は、「地区協議会活動推進費」の予算付けを重点的に行う。

区は、世代を超えたネットワーク(青少年会議・子ども会議・シニア会議)と地域団体(NPO 団体・ボランティアグループ・同好会、趣味の会など)のネットワークをつくり、地域の課題解決に向けて、地域の出来るだけ多くの人に参加し、総合的に推進する。

コミュニティ形成での個人情報保護法が色々な問題を起しており、区はその対策を明確にし、実施する。

地域コミュニティは、社会基盤により、自由参加を前提に、創意工夫をして参加者を更に増やす事が必要である。

コミュニティ活動の負担になる側面ばかり強調すると、活動に従事する人が少なくなる恐れがある。コミュニティ活動の中でも、「計画」づくりが持つ特徴(面白さとして、地域の夢が語れることであり、将来の構想が描けること)を活かすことを考える。

また、予算編成過程の情報公開をさらに進めて、地区協議会で予算編成への区民参加を図り、地域を基盤とした区政をつくっていく。

### 3. コミュニティ活動推進人材の育成と確保

コミュニティの必要性・新たなコミュニティの仕組み等色々議論されたが、都市部でのこの分野の推進活性化は大変難しく、多大な労力が必要とされ現在の繁忙な区職員・あるいはボランティア等での推進は無理があるとの意見があり、新たな人材育成と確保が必要である。また、現在のコミュニティの担い手である町会も推進メンバーの高齢化・加入率低下により活動メンバーの維持が困難を極めており、新たな視点での人材確保が望まれる。

地域キーパーソン(シニア・団塊の世代・外国人など)の社会参加を募る、人材の質と量の確保をはかる。特に、団塊の世代には地域へのソフトランディングを促すべく、コミュニティ活動推進の参画を促す施策を至急図る。

コミュニティ活動を抜本的に活性化する為の専門的な人材を新たに育成する。

区は、コミュニティ・プロデューサを育成する仕組みを策定し、予算を確保し地区のコミュニティを推進する。

### 4. コミュニティの活動拠点(施設面)の整備・拡充と利用の促進

区は、各地域センターの機能を拡大強化し、地域センター及び図書館をコミュニティづくりの拠点とする。各地区における課題解決の場としての役割を付与し、住民サービスを強化するために、区行政のなかでの位置づけを明確にする。地域センタ

ー及び図書館の機能を強化することで、住民のコミュニティ意識を醸成し啓発する。  
また、情報サービスを充実させる。

区は、公共の空スペースの活用を推進する(小学校をコミュニティスクールとし、集会場やNPO事務所に貸与)。

身近な民間の空きスペース(閉鎖商店、事務所など)を活用する。

(第6分科会)

### 3 自分たちのまちは自分たちでつくる

#### ～自治権の拡充に向けて～

---

##### 【将来のあるべき姿】

1. 自治・分権の時代にふさわしい「新たな自治の理念・仕組み」が構築され、私たち新宿区民が地域社会の課題を解決する主体であることが改めて認識されている。そして、区政の現状を的確に把握し、私たちの意思が区政に反映できるように、私たちが運営に主体的に参加している。
2. 地区協議会や町会等の組織が機能的に活動できるよう設置意義や役割や活動に関する情報の共有化、行政からの運営支援、実行力のある構成メンバーの確保等がされ、地域自治が充実されたものになっている。
3. 区長、区議会議員、区職員が政策の策定や執行にあたって、常に区民から信託されていることを意識し、区民の意思はどこにあるのか、区民の信託内容を確認していくようになっている。
4. 住民の信託に基づく新宿区政が推進されるよう、情報共有、参画、協働を自治運営の基本原則とした新たな自治の理念・仕組みを創設するため「自治基本条例」が制定されている。
5. 自治体の憲法となりうる自治基本条例の制定により、住民の権利や権利を担保する仕組みが構築され、併せてこれまでの自治の蓄積が反映され、新たな自治制度が総合的・網羅的に整備されている。
6. 新宿区が国や東京都と対等な立場で相互協力の関係に立って、自立的な運営ができるよう、より一層の地方への財源と権限の委譲や、都区制度改革による都から区への財源などの委譲がされている。
7. 新宿区が今後も特別地方公共団体であり続けるとしても、それを理由に区民の権利や区民が受けるサービスが制約されていない。また、普通地方公共団体への転換を求めていく場合でも、東京という大都市に見合った事務の執行体制（消防等の広域行政の必要性など）が維持されている。
8. 新宿区は、区民に最も身近な自治体として「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもと、国や都へ依存しない、「自己決定・自己責任」の時代にふさわしい自治により、地域の課題に積極的に取り組んでいる。

##### 【現状と課題】

###### 1 現状

###### (1) 区民の意識

平成 17 年度新宿区民意識調査(2,500 人のうち 1,131 人が回答:有効回収率

---

45.2%)では、「区政に関心のある」と答えた約7割のうち、その理由を「自分の住むまちに愛着がある」とした区民は約2割にとどまっています。また、居住年数と比較してみると、「5年以上の居住者」から区政に関心を持つ区民が2割を超え始め、「30年以上」は9割に達しています。一方で、40歳未満の独身期などの4割以上は、「区政にまったく関心がない」と答えています。このことから「区政への関心度」は、「地域への愛着」に起因するものは低く、居住年数などが大きく影響している、また単身者世帯が多い新宿区では、ことさらのことと考えられます。

自治・自治制度の根幹である「住民自治」を考えるきっかけが、区政への関心であるとすれば、住民としての義務や責任、権利についての区民意識は現段階では未成熟であると思われます。

区民には、区全体の自治制度(しくみ)と地域の自治制度、地方分権に関する財源と権限委譲などが分かりにくく、区民が自治制度に関心を持って、その充実にどの程度かかわれるのか分からない。

区民の意識の中には、地域課題などの解決においては、総論賛成、各論反対という傾向があります。

新宿区には、狭い区域の中に大規模な商業エリア、居住エリアなど様々なエリアが並存しており、新宿区の現状や課題を統一の内容で捉えるのは難しい。

区は地区協議会の設置などを実施したが、本来的な住民自治を推進するための「制度」として保証されていないなど、その弱さを指摘する声があります。

区政を実質的に運営している区の組織や職員、また区民の代表として区政をチェックしていく区議会議員などが「本来どうあるべきか」を見直したいという意見が多い。

区長は「現場現実を重視する」「行政の透明性を高める」ということを強くうたっているが、区職員は現場現実をしっかり見ているか、公平・公正でしがらみのない区政となっているのかが分からないという意見があります。

## (2) 町会や地区協議会の組織

行政の実質的なパートナーとして地域活動を主に担っている町会や地区協議会などの制度や役割、設置意義が分かりにくい。また、これらの参加者の中にも、誰もが気軽に意見を出し合う場には見えないという声があります。

町会組織においては、メンバーの高齢化や会員数の伸び悩みによる、特定の役員などへの負担の増加という状況も出ています。

町会組織と、新たな住民が多いとされる集合住宅(マンション住民)のコミュニケーション、連帯が不足しています。

## 2 課題

成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度は、その再構築が求められており、少子高齢化への対応や地球環境への配慮が求められる中、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、住民と自治体との関係や、自治体と都や国との関係がどうあるべきかが問われています。

### (1)自治体と都や国との関係について

広い意味での自治制度として、これまでも懸案となっている自治制度の根幹となる東京都と特別区(新宿区)の関係について、区が一般市なみの権限を有した普通地方公共団体になるように都から権限と財源の委譲が確保され、円滑な転換が進められるようにすることが課題です。

### (2)住民と自治体の関係について

「区には様々な生活上の相談の窓口があるが、相談にとどまり解決してくれる場所がない。」といったものから「行政の事業評価は、その方法や基準などが不十分なものになっている。」というサービス提供にあたって改善すべき指摘と、「職員の意識改革」の必要性を強く求める声があります。

このような中で、区が区民の区政参画を求めるためには、区民が参画した努力が区政に反映され、満足いく結果や適正な評価を導かななくてはなりません。それでこそ参画する区民も増加します。職員の意識改革を前提に、いかに広く多くの区民が参画できるような仕組み・制度をつくるか、住民の権利を保障していけるかが課題です。

### (3)暮らしやすい地域社会について

これからの暮らしやすい地域社会の構築には、住民自治に対する区民の意識改革が重要であり、いかに区や既存の区民組織などが、広く多くの一般区民を導けるかが課題です。

また、区は町会に依存することが多かった自治制度をどのように改善していくのか、町会組織や行政主導で設置した地区協議会の改善、支援をどのようにしていくのか、広く一般区民と区、区民同士の連携の仕組みをつくらなければなりません。また、区議会の改革については、どうしていくのかという意見がありました。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 区政やコミュニティへの関心を高め、自治の担い手を充実させる

住民自治を進めていくために、区民自身も積極的にいろいろな見直しを図る必要がある。「してあげる」「してもらう」ではなく、一人一人が自立し、自己責任を負えるような、あってあたりまえの気づきができるように積極的な意識啓発が必要である。

小さな集まりを出発点とした、もっと身近な地域ごとの制度をつくることも必要である。

自分たちの問題として考えられるよう、みんなが興味を持てる仕組みを区民・事業者・行政が協力して作る。

町会制度のあり方の見直しを図ることで、町会の再生となる若手の参加促進や町会を誰もが気軽に意見を出し合う場になるようにしていく。

区民・事業者・行政などは協力して、地域住民(集合住宅居住者など含む)の円滑な連携が図れるように、町会加入などの地域に関する情報の新たな提供方法を構築する。

地域情報の提供にあたっては、回覧板や掲示板を活用し、地域ごとの責任で充実させる。

地域課題の解決等にあたる区民等の活動や会合を重ねるには、費用がかかる。区からの補助金などを含めた支援策が必要である。

### 2. 参加の仕組みを拡充し制度化する

区民会議のような参加の仕組みが、制度として継続できるように条例化していく。

地区協議会が機能的に活動できるように行政は支援体制を充実させ、ネットワーク化を図る。また、地区協議会の役割等を自治基本条例によって明確に位置づける。

区政に外国人の声を反映させるために、区は「代表者会議」などを設置し、外国人が日本人とともに区政に参加できるようにする。将来的に、「住民投票」制度などが確立された場合でも、外国人が参加出来るようにしていく。

区は、区民の区政への参画を制度化するにあたって、政策立案、実施、評価、改善の各段階(PDCAサイクル)に即した参加が可能になるような仕組みを確立する。

それぞれの参加の仕組みは、現場の区民意見を集約し、意見対立があっても合意形成を図れるような制度としていく。

### 3. 自治の理念・仕組みを明確化するために、自治基本条例を制定する

情報共有、参画・協働の推進、都市型コミュニティの創造に向けた、新たな自治の理念・仕組みを明確にするために、新宿区政が区民の信託に基づいて行われるという、自治運営の基本原則を区民の総意として確認し、「自治基本条例」を制定する。

区民各層の広範で自主的主体的な参画のもとで自治基本条例を制定し、区長・議会・市民の自治に関する基本的な権利・義務・責任を明確にする。また、区全体の自治制度と地域の自治制度の公正・公平な結合を図る。

区議会の活動が地域のことを考える活動として、区民にとってわかり易くなるよう改革を進める。

主権者である区民が区政を監視するシステム(オンブズパーソン制度や自治の評価基準の設定)を構築する。

区は、情報開示の原則の徹底と情報発信にあたっては内容と質の向上に努める。

### 4. 自立した区政をつくる - 能率的な行財政体制の確立

区職員の意識改革が進んでいることは評価するが、区職員の隅々まで意識改革が徹底されるよう、さらなる努力が必要である。

10年後には少子化がさらに進み、人口が減少するので、区は「小さな区政」を目指した区政運営を進める。(社会教育会館等の運営を地域コミュニティに任せる。行政の事業評価に適正な目標値を定めた、しっかりとしたもの改善する。)

地方分権を進めるにしても、権限に見合った財源が確保できるよう、税財源の移譲を国や都に働きかけていく。

区は、自治基本条例を制定し、国や東京都と対等な立場で相互協力の関係に立って、自立的な区政を確立する。同時に、他の特別区とも連携して、都区制度改革の一層の推進を都に求めていく。

自治権の一層の拡充を求めて、普通地方公共団体への転換を求めていく場合でも、東京という大都市に見合った事務の執行体制(消防等の広域行政の必要性など)を維持していく。

### 5. 広域的な都市課題への対応

複雑化し多様化した今日の都市活動は、行政区域を越えて密接に絡み合って展開している。例えば、ダイオキシンなどの大気汚染や自動車による排ガスなどの環境問題、ホームレス自立支援など大都市特有の課題解決には、地域社会での解決に向けた努力のほか、都市間、都、国との密接な連携による課題解決が求められる。

住民自治の視点を、まず地域から、そして区、都、国へと進めていけるように意識啓発を継続拡大していく必要がある。

広域的な課題の解決に向け、企業やNPOや市民活動団体との協働体制を確立する。また、自治体レベルでも国、都、近隣の区とも協働体制を確立する。

(第6分科会)

## 4 わたしたちで考え、わたしたちが進めるまちづくり

---

【将来のあるべき姿】

地方分権、自治の時代の都市計画やまちづくりは、これまでの上意下達的な施策展開から、地区や地域など、区民の生活者としての視点を基本とした、身近な取り組みへと変わる必要があります。

このためには、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参画できる協働の仕組み作りが現実のものとして機能している必要があります。

これらが実現した近い将来、わたしたちのまちづくりは、次のようなものとなっているでしょう。

### 「地区で考え、地区で行動するまちづくりが進められている」

新宿区が、自治が確立されたまちや地域の連合体として、存在している。

身近な地域のまちづくりや都市整備上の課題が、地域内において住民参画の場で検討され、区政に確実に反映されている。

地区やまちの整備が、それぞれの特性に応じた地区計画(\*1)によって進められている。

区民の、区民による区民のためのまちづくりのため、地域主体のエリアマネジメント制度(\*2)が確立されており、区内全域で協働の都市計画が実現されている。

\*1 地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を定める「地区単位の都市計画」。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、道路や公園等の地区施設の配置や建築物の建て方のルールなどを詳細に定める「地区整備計画」で構成される。

\*2 地区の整備を、これまでのような開発(デベロップメント)によるだけではなく、マネジメントの対象として捉え運営管理していこうとするまちづくり手法。

### 「まちづくりにいつでもどこでも誰でも参加できる仕組みが機能している」

区民が、年齢、性別、国籍、職業、地位身分などの分け隔てなく、平等かつ対等な立場で自治に参加する社会となっている。

自治への参加が難しい手続きに阻まれることなく、日常的かつ円滑に行われている。

### 「税の適切な運用と新たな財源の確保が出来ている」

区民が税に関する情報を理解し、納得のいく予算立てと執行が為されている。

公共、公益的活動などの社会的貢献事業に対する区民や企業等の理解が十分に普及し、このための財源が税以外の形で潤沢に確保されている。

---

## 【現状と課題】

協働のまちづくりが謳われ始めているものの、現在の区の都市計画やまちづくり体制は、まだまだ、区民や地域の声を反映したものとはなっていません。その原因には、現行の法制度そのものに起因するもの、自治や協働参画を担保する仕組みに関わるもの、地区が手がけるまちづくりのための財源の確保に係るものなどがあり、区民主導のまちづくりには、それらの課題解決が不可欠となっています。

以下に、現状の問題と課題を整理します。

### 都市計画、まちづくりの現状と課題

1. 本来地域に貢献すべき都市計画が、マクロ的な視点のみで策定されてきた嫌いがあり、このため、都市計画事業の推進によって地区の商業や産業の活力がそがれたり、高層住宅建設により既存住環境が悪化するなど、地域の望む方向性との乖離が多くみられるようになっていきます。この原因には、
    - ・様々なプロジェクトが市民の十分な参加もなく進められていること。このため、国や都の都市計画が優先され、地域のまちづくりへの要望がないがしろにされている一面があること
    - ・地域のきめ細やかな課題を区がきちんと把握できていない、あるいは、受け止めていく仕組みそのものが十分でないこと
    - ・都市計画法、建築基準法等の法制度そのものが、地域のまちづくり課題に適合できていないことがあります。
  2. 地域においても、地域のことを地域で考える仕組みがなく、このため、まちづくりを議論し、課題解決していくための場もなく、次のような状況となっています。
    - ・地域のまちづくりの意識が共有されていない。
    - ・まちづくりの現状の課題や目標とする将来イメージが共有されていない。
    - ・各地域のまちづくりイメージが共有されていないため、課題が整理されず、区のマスタープランに反映されていない。(区の計画が他人事のプランとなっている。)
  3. 地域間の連携にも次のような課題があります。
    - ・区内の各地域間の協働意識が希薄であり、新宿区としての全体を考えていく体制が整っていない。このため、区民のまちづくり活動情報が共有されず、むしろ分断されており、結果として、区の都市整備、まちづくりがいびつになっている。
  4. まちづくりの支援体制についても次のような課題があります。
    - ・既に、区内各地でまちづくり活動が始まっているものの、事業関係者単独だけでは必ずしも地区課題の調整が適切に図られているわけではなく、よりよい課題解決に向けた具体的なまちづくり支援策を講じていく必要に迫られている。
-

### **まちづくりへの参画協働の現状と課題**

まちは住民も含む様々な人々の力によって造られ、運営され、維持されるべきものです。まちのあり方は、本来、まちの自治活動の中で定まっていくべきものであり、そのためには、まちに関わる、住民、地域団体、NPO、学校、企業、行政などが、それぞれの立場を尊重しつつ、地域の福祉(しあわせ)のために連携していく、参加、協働の場づくりと仕組みづくりが不可欠となります。しかしながら、現状は、まちづくりはまだ、一部有志の力に依存せざるを得ず、また、参画の意志があっても、参加の方法が分からないのが一般的であり、この解決に向けた方策を検討する必要があります。

### **税の運用やその他の財源の確保に関する現状と課題**

都市計画やまちづくりに関する税支出は膨大にも関わらず、その予算決定の仕組みや税金の使われ方について、区民も地域も十分に理解しているとは言い難い状況です。その結果として、予算組について区民や地域の意向が十分に反映していないという懸念も生じています。

一方で、区の税収だけでは、今後、拡大・複雑化した都市整備事業を賄うことには無理が生じることは明らかであり、今後、税収以外のまちづくり財源の確保について仕組みや制度を整備していく必要があります。

---

## 【取り組みの方向性】

以上の課題への解決策として以下を提案します。

### 地区で考え、地区で行動するための施策

#### 1. 自治に置く「補完性の原則」をまちづくりの中で明確にします。

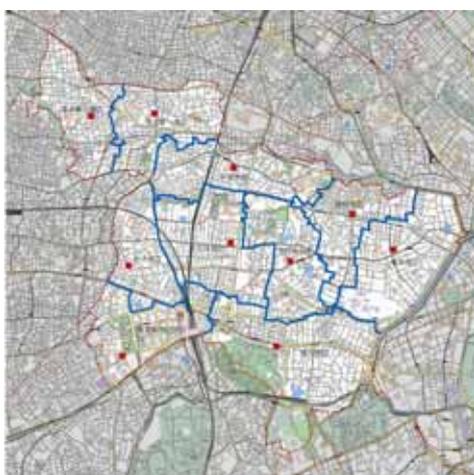
区内の地区内分権を進め、地域で地域のことを考えていく自治体制を緊急に整備し、その成果をまちづくり計画において明確に打ち出します。

まず、都・区・地区協議会の対等・平等な関係を構築した上で、次に、身近なまちで考え、解決できないものは、地区で、それでもだめなら、区、都、国へと、小さな組織を次の大きな組織が支援する、いわゆる「補完性の原則」を都市づくりの中に明確にし、新宿区の目指す「区民の区民による区民のためのまちづくり」を実現していきます。

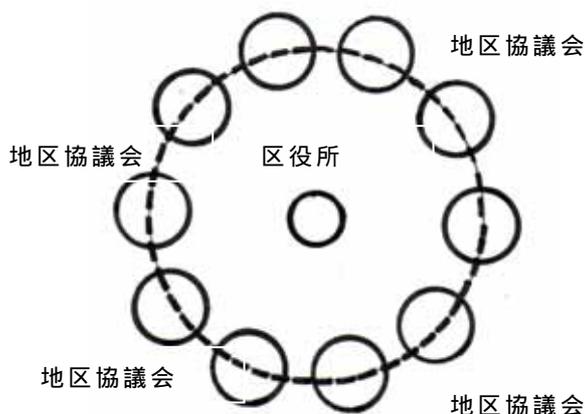
#### 2. 新 地区協議会を核とした地域主導のまちづくり

区の次の分権自治単位として10地区を指定し、それぞれの地区をマネジメントする核として、現行の地区協議会を改めて位置づけ直し、組織の再編を行います。(以下、現行の地区協議会との混同をさけるため 新 地区協議会と記す。)

実践的には、新 地区協議会内に常設のまちづくりデザインセンターを設けて、地区のまちづくり課題の解決にあたることとします。



図：10の地区協議会



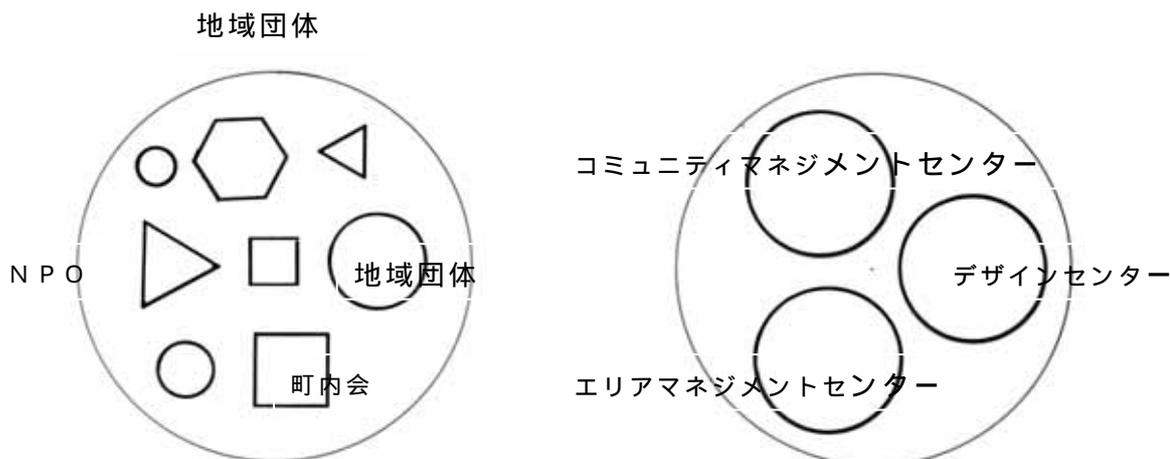
図：地区協議会と区役所の協働体

#### 3. 新 地区協議会の役割、構成と運営

新 地区協議会の活動を区政にきちんと位置づけるため、その構成メンバー、役割などを明確にした上で、新 地区協議会制度に関する必要な条例、支援体制、施策、予算措置等を整備します。

また、まちの問題は、総合的、包括的に取り扱うべきものであり、調和あるまちづくりを実現していくためには、企画・計画・実践・管理・運営のための一貫したマネジメント手法を導入することが重要です。このためには、新 地区協議会は地区の様々な分野に

において具体的な事業に関わることができるような仕組みを有している必要があります。



図：地区協議会の構成

図：地区協議会の主たる組織案

また、まちづくりには法制度や事業等についての専門的能力や、事業について持続的に関わっていく体制などが必要であり、新地区協議会を実行力のある継続した陣容として組織立てておく必要があります。

構成メンバーについては、地区に開かれた公正な組織として透明性のある募集を行い、分かりやすい運営のありかたについて考慮するものとします。

#### 新地区協議会を自治の中核として成立させるための仕組みづくり案

- ・条例等による区の施策、法制度的裏付け
- ・エリアマネジメント制度の整備
- ・地区別予算編成制度の整備
- ・地元有志、地区内専門家 / 団体 / 地域貢献企業等の協力と参加
- ・町内会、商店会、組合、NPO 等の参加
- ・まちづくり連絡協議会の整備
- ・区内の担当組織の整備

#### 新地区協議会の役割の例

- ・地区のまちづくりマスタープランの策定
- ・まち毎のビジョンやまちづくりマスタープランの策定
- ・公共事業等の優先付け
- ・まちづくりマスタープランの進捗チェック
- ・まちの問題と課題の解決のためのルール作りや運用

#### 新地区協議会に設置すべき主な組織案

- ・(常設) コミュニティに関する課題解決のためのコミュニティマネジメントセンター
- ・(常設) 地区に係わる事業の企画・計画・実施・運営・管理のためのエリアマネジメントセンター

- ・(常設)地区計画、住環境、景観の保全整備等のためのまちづくりデザインセンター
- ・(臨時)開発問題への対応、防災復興まちづくりなどのための分科会

#### 4. エリアマネジメントによるまちづくり

区民主導で各地区の自治を推進していくためには、各地区が、明確な地区の運営目標をもち、その目標に向かって、必要なさまざまな事業を企画運営するマネジメントの仕組みを確立する必要があります。

地区のマネジメントにおいては、組織運営、事業計画、事業戦略などが不可欠であり、施策実現のための明確な執行管理体制が確立されなければなりません。地区住民の自発的で積極的な活動をベースに、地域の信任を得た新地区協議会内に設置するエリアマネジメントセンターがそのマネジメントの役割を担うこととします。

#### 5. 地区間連携によるまちづくり支援

新地区協議会は、新宿区全体の都市計画方針と整合を図るとともに、隣接する、新地区協議会間の連携や共通テーマでの相互協力支援など、他の新地区協議会との協働を進めていくものとします。また、必要に応じ、隣接する他区との連携活動も行える組織とするものとします。

#### 6. 地区計画のまちづくりとまちを保全するための新しい都市計画制度の導入

現在の区内の開発事業には、地区との協議を十分に行うことなく、区独自の政策目標や民間事業者の利益を優先した状況下で進められるものが見受けられます。その結果、それらを盛り込んだ都市マスタープラン等は、全体として調和性に向け、地域のニーズと乖離した計画となりがちであり、今のままでは、今後の協働や参画という目標をまちづくりに実現していけないおそれがあります。

既に、区が今後の都市計画の基本を各地区やまちの意志を尊重した「地区計画」に従うとしている以上、各地区やまちは、それぞれに地区計画の策定を進めていく必要があります。区は当然のこととして、その策定の支援を行っていく義務があります。

また、現在の地区計画や景観計画等に不備があると地区が指摘する場合には、その不備を補うための制度を新たに創設していく必要があります。その一例として、地域の良さを継承するための保全型都市計画のための「歴史的界隈の保全制度」の導入をしていくものとします。

### **まちづくりにいつでもどこでも誰でも参加できる仕組みづくり**

#### 1. 自治活動の柱立てとしてまちづくりを位置づけ区民の多様な参加を誘う態勢づくり

まちづくりは、生活やコミュニティの基盤づくりでありながら、これまでは、ある限られた問題意識をもった人達の活動に委ねられてきた嫌いがあります。しかし、都市生活が一般化し、都市コミュニティのあり方がまちづくりの大きなテーマとなった今後は、都市住民が、主体的にまちづくりに関わるのが大切であり、まちづくりへの様々な主体の参加

を積極的に呼びかけ、実現していくこととします。

## 2. NPOの力の活用

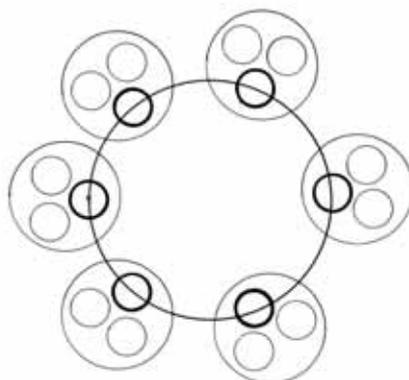
まちづくりの担い手として NPO 団体の活動が盛んになってきたものの、各地域での理解や連携が十分であるとは言い難いのが実情です。今後は、NPO を新地区協議会の構成メンバー、支援組織として位置づけ、その専門性や知識力を積極的に地域に活かす方策を講じていくこととします。

## 3. 企業の地域参画の仕組み作り

地域の企業、事業者の社会的貢献意欲をまちづくりに活かすことも大切です。英国における「グランドワークシステム」のように、企業のスポンサー制による環境改善やまちなみ景観保全などの制度を導入するなど、公的活動参加のインセンティブを高めるための制度も整備していきます。

## 4. 新宿区エリアマネジメント協議会

新宿区の地域連携による都市運営を実践する組織の一つとして、区及び各新地区協議会内エリアマネジメントセンター等の協働参画による新宿区エリアマネジメント協議会を創設します。エリアマネジメント協議会は、専門家の支援を受けながら、各新地区協議会事業の運営支援と地区間の調整、区全体の都市運営方策について施策提言など、新宿区にエリアマネジメントを定着させていくための推進母体として役割を担います。



図：各地区協議会内エリアマネジメントセンターと新宿区エリアマネジメント協議会

## 5. 総合計画、都市計画、建築、景観関係の委員会、審議会への区民参加

各種委員会や審議会での議論が、地域の声、まちづくりのニーズなどと乖離することのないよう、まちづくりに関する区民や地域の声を区政に効果的に反映させる体制作りのひとつとして、現在の住民委員制度を拡充し、地域のまちづくりや都市計画等関わりのある、建築審査会、都市計画審議会、景観審議会等の各委員に区民や地域の代表を参加させるよう制度を改めます。

## 6. 区民の声を実現していくための仕組みづくり

区民会議の成果を総合計画、基本計画、都市マスタープラン等に十分に反映させるとともに、その実現を担保していく仕組みを構築します。具体的には、区民参加の仕組みを確固とするとともに、各計画の中に、下記事項を盛り込むものとします。

- ・区民参加による計画推進状況のチェック体制の仕組み
- ・計画推進状況を定期的に評価する達成ベンチマークの設定
- ・計画の執行状況に応じ必要な計画の見直しと更新をしていくための柔軟な検討のしくみづくり
- ・区の重要な条例や計画立案の際には区民会議を開催し、区民の声を的確に反映していくための条例の制定

## 7. まちづくり情報の普及・共有方策

地域主体のまちづくりに対する批判として、住民提案は短期的な効果のみを重視し、都市計画としての長期的視野に欠ける傾向があるとの指摘があります。この懸念を払拭し、よりよい地域主導のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を区民や地域に普及・共有していくための方策を講じていくものとします。

特に、景観や住環境保全のために役立つ制度や手法、防災対策方法などについて、誰でもどこからでも有益なまちづくり情報を得られる、「まちづくり情報バンク」の開設も進めていきます。

### **税の適切な運用と新たな財源の確保**

#### 1. 地区別予算の確保や、地域による事業提案制度の確立

都市整備に関する予算に各地域の要望を反映するような、次の仕組みをつくりあげることとします。

- ・地域がまちづくりを推進するにあたり、区の予算組みの際、地域からの要請を合理的に盛り込む、事業提案制度を導入する。
  - ・事業提案制度を活用し、地区協議会、地域団体、NPO が地区の問題解決や改善に向けた事業メニューを企画し、その必要額を予算申請することができるものとする。
- なお、各事業については、調査・構想・計画・実施・評価という段階への開かれた住民参加の仕組みづくりが重要となります。

#### 2. 新しいまちづくり財源確保のための仕組みづくり

今後の人口減少社会では、区の税収だけで、区内の様々な都市計画やまちづくり事業の事業費を賄うことは難しくなるものと考えられます。税金の効果的・効率的な使い方を十分検討する一方、税収だけに頼らないまちづくり財源の確保手法を開発することとします。

具体的には以下のようなものについて、導入を図っていきます。

- ・区全域あるいは地区を対象としたまちづくり支援ファンドやコミュニティファンドの設立
- ・BID(\*3)など、諸外国で活用されているまちづくり支援制度の導入
- ・メインストリートプログラムのようなまちづくりNPOのための自主財源確保の仕組み作り
- ・グラウンドワーク制度(\*4)のような企業スポンサーをまちづくり活動と連携させる仕組み
- ・使途指定の納税制度の導入

\*3 BID(Business Improvement District)とは、指定地域から得た資金である「賦課金」を行政の徴税システムを活用して徴収し、BID 法人を通じて同地域に再投入して活性化を図る制度です。この制度により、自治体が通常行う範囲を超えるサービスが提供されている。

\*4 グラウンドワーク制度とは、地域内でのパートナーシップの育成により、一般市民や企業、その他団体の能力を高め、地域自らが豊かな環境と経済社会の実現に向けて最大限の貢献と影響力の行使ができるようにし、これによって、持続可能なかたちでの地域環境の再生・改善および管理を実現する制度。英国で実施されている。

### 3. まちづくりのソフトに対する予算づけ

現状では、まちづくりに関する予算組みの考え方が初期投資のみを重視し、ランニングコストについての認識が弱いように思われます。また、ハコモノを作るだけで、運営など事業のソフトな部分に対する考慮が十分でないことも問題です。まちづくり事業が長期にわたり成果を上げていくことができるよう、イニシャルコスト中心の予算からランニングコスト+イニシャルコストのバランス良い予算立てへ移行するものとします。

### 4. 単年度予算の仕組みからの脱却

まちづくりは、綿々と連なる状況の積み重ねで進んでいくものであり、単純に、期限を決めて決着をつけることが難しい世界です。このため、現在の単年度予算組みでは、せっかくのまちづくり事業が、中途半端で打ちきりになるなど、必ずしも税金が有効に使われているとは言い難い場合も生じており、これらを解消するための新しい予算組みの仕組みを検討する必要があります。

### 5. まちづくりのための税制上の支援制度の検討

土地や建物の相続に関する課税制度が、所有者やまちの意志に反し、まちの資源である歴史的建物、緑、景観等を大切に保全する保全型まちづくりにとってマイナス効果をもたらす場合が多々生じています。一定の条件の下で、保全型まちづくりを推進する上で地域が必要とする景観や文化等に資する不動産等について、まちの資源として維持・存続、活用する場合の税の特例措置などを検討し、地域資源の継承を支援していくものとします。

(第3分科会)

## ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

- 1 子どもの権利を実現し、子どもが市民として参画するしくみの創造
- 2 子どもたちが質の高い教育を平等に得られる学校づくり
- 3 地域の教育力向上のための学校との協働推進
- 4 青少年の自立と社会参画支援
- 5 環境教育を推進するまち
- 6 子育ての社会化と子育てを核とした地域づくり
- 7 母親、父親として、働く者として、地域人としての多様な生き方設計支援
- 8 誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿
- 9 「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち“新宿”から
- 10 一人ひとりを、人として大切にしていける共生のまちづくり
- 11 外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)
- 12 地域に住み続けられる住宅・住環境
- 13 公園・公共施設をみんなで育てよう
- 14 安全安心なまちをつくる
- 15 災害から、まちとくらしといのちを守る

## ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

私たちのまち新宿には、多くの人々が暮らし、集い、学び、働いています。一人ひとりが自分のライフステージに応じた、様々な生活を新宿というまちで展開しているのです。ここでは、新宿区における人の「暮らし」と「生活環境」に関わる事柄について提言にまとめられています。

「暮らし」については、人の成長をライフサイクルの視点から捉え、成長とともに直面する様々な生活課題に対する考え方を整理しています。

今後、ますます本格化する少子高齢社会の対策として、真の意味で「生きる力」をもった次世代を育成することが必要です。そのためには、子どもの権利を実現する社会、地域の教育力の向上、環境にやさしいこころの育成、人の交流が豊かにもてる場の確保などの支援が考えられます。

また、介護が必要になったり、社会的なハンディを負っても、生きていくことの意味や、生きがいを感じ、安心して暮らせることも重要です。そして、これらの問題を解決するためにも、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、新宿に暮らすあらゆる人々の立場を認め、その人権を尊重し、積極的な参加や支えあいを保障する多文化共生社会の実現をめざしていきます。

「生活環境」については、ユニバーサルデザインの視点から、住まいをはじめとした社会生活に対する考え方を整理しています。

人が人とのつながりの中で安心し、生き生きと暮らせるためには、誰もが生活する上での不便さや不自由さを感じる事のない環境が必要です。そのためには、多様な居住ニーズを反映した支援施策やコレクティブハウス、多世代多機能の居場所づくりが考えられます。また、地域にある公園や公共施設を、区民にとって本当に利用しやすいものとするために、地区協議会などの住民組織が主体的に関わり、より豊かな運営づくりをしていくことも重要です。

このように、個人(自助)・地域(共助)・行政(公助)がそれぞれの特性を活かし、担うべき役割を明確化しながら、一人ひとりの命を大切にし、災害に強く、犯罪のない安全安心で住みやすいまち新宿の実現をめざしています。

## 1 子どもの権利を実現し、子どもが市民として参画するしくみの創造

---

【将来のあるべき姿】

私たちが、人間として、価値や尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていく上で、なくてはならないものを「人権」と言います。人権は、性別や国籍等に関係なく本来誰もが、生まれながらにして持っているものです。

子どもにとっても同じであり、日本では1994年に国際条約としての『子どもの権利条約』を批准し、国として子どもの権利を守ることを定めています。豊かな子ども時代を過ごすためには、子ども固有の権利(育つ権利・守られる権利・参加する権利)を、保障することが必要です。

こうした権利を保障するために、子どもの時期から幼稚園・保育園・小学校において、子どもへの暴力防止(CAP)や子どもの社会性を養うためのプログラム(セカンドステップ)等の講座を行ないます。家庭においても、子どもを所有物・支配する存在という認識でなく、ひとりの人間として尊重し、育てることで、自己肯定感・寛容さ・主体性・創造性を育みます。

こうした環境で育った子どもたちは、やがて子ども自らが、自分を取り巻く環境・社会を変えていく主体者として、意見を表明し、学校・地域・区政等に参画し、責任を担う市民として成長していきます。

万が一、子どもが、家庭・学校・地域で不適切な扱いを受けることがあっても、「自分が悪いから」と自罰的になったり、自暴自棄になることのないよう、地域の大人や相談機関は、状況を改善するための適切な対応をとるよう努力します。

このように子どもの人権への理解を深めることを契機に、新宿区は障がい者・高齢者・外国人等、生活上の不便が多い人たちにとっても、住みよいまちになっていきます。

わたしたちは、生まれた時から子どもの権利が実現している社会に育つ子どもは、親になった時、子どもの権利を尊重して子育てをし、市民としての責任を果たす大人になり、すべての人の人権が守られる社会を自らつくり上げることができると信じています。

## 【現状と課題】

「子育ては家庭でするもの」といった思い込みが今でも多く見られますが、丁寧にわが国の家庭の状況を見てみると、子育ての責任を家庭に押し付けることが、いかに子どもたち自身の心身ともに発達・成長を阻害することになるか、問題が多いかを実感できるのではないのでしょうか。子どもたちにとって最も安心できる居場所であるはずの家庭が、保護者側の様々な理由で、十分に世話をされていなかったり(ネグレクト)、しつけという名目で、身体的・精神的虐待を受けていたり、過剰な干渉により子どもらしい時間が過ごせていないという現状があります。こうした問題を抱えている家庭が増加傾向にあるのみならず、ほんのちょっとしたきっかけで虐待してしまうのではないかといった「虐待予備軍」の家庭もまた増えてきています。もはや家庭そのものが「機能不全」を起こしてしまっているのです。

また、学び・成長の場である学校・幼稚園・保育園・児童館・様々な児童福祉施設の中においても、いじめなど、大人や周りの子どもたちとの軋轢に苦しんでいる子どもたちがいます。障がいをもつ子どもとその家庭への支援が遅れています。また、親が外国籍であったり、外国籍の子どもが、保護者も日本語が不自由だということが障害となり、十分な福祉や教育を受けることができないなどの問題も顕在化しています。

かつては、異年齢の子どもたちが思い思いにのびのびと遊んでいたはずの地域は、近年子どもが犠牲になる事件が多発するにつれ、安心して集える居場所にはなっていません。

こうした現状を踏まえ、私たちは、まず、「子どもを育てるのはすべて家庭の責任である」といった認識を変える必要があると考えます。社会全体で子どもの育ちを支援する姿勢、「子どもの権利」を認める姿勢が必要です。「子どもの権利」が大切だということを言うと、「これ以上子どものわがままを聞くのか?」「権利権利で義務を教えないから、今の子はダメなんだ」といった「権利 = 自分勝手」という誤解を受ける面があります。こうした誤解を解消するためにも、大人がまず「子どもの権利」について学ぶ機会を持つことが大切です。

また、子ども自身に「権利」を伝えることも必要です。自分はこの社会にとって大切な存在であるという人権感覚を身につけることによって、自分の扱われ方がおかしいことに気づき、意思を表明したり、自分で問題解決していく力が育てることができます。これによって、他者の権利も尊重し、守ることができるようになるでしょう。

区では、人権教育について、一定のプログラムを児童・生徒・教師を対象に実施されていますが、子どもの権利を理解し、子どもと大人が生活の中で使えるものになっていない現状があります。

子どもの権利保障の観点から、以下を課題と考え、環境整備を提言します。

すべての子ども(障がいのある子ども・親が外国籍であったり、外国で育ったために言葉などにハンディキャップのある子ども)が健康に育ち、守られ、学習し、自己表現し、参画する権利の保障

大人の側が子どもの権利とは何かを理解できる社会づくり

すべての子どもが自分の権利について認識できる教育と環境の整備

すべての子どもの自主的活動や発言が保障され励まされる場の確保

すべて子どもが他者と信頼できる人間関係を構築できる場と機会づくり

権利を侵害された時、解決する機関と、権利を保障していくしくみづくり

【取り組みの方向性】

#### < 基盤整備 >

##### 1. 「子どもの人権保障」を念頭においた子育て支援の拠点づくりを行なう

拠点づくりに際しては、親や子ども、区と関係機関、区民の協働で企画し、主体的に参画できるような体制を整えて、運営します。

##### 2. 子どもの権利侵害を、第三者の大人に打ち明けられる窓口の拡大

子どもが気軽に気持ちを打ち明けられることができるように、第三者による電話での相談機関(新宿独自のチャイルドライン等)の創設や、子どもと利害関係のない児童館や子育て支援施設などでの子ども相談を充実させます。

#### < 教育 >

##### 3. 子どもに、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキル(\*)を身につける学習を積極的に 行う

子どもに対する虐待・いじめ、誘拐、性暴力などのあらゆる暴力による権利侵害には、NPOによる参加体験型の学習が有効です。区内全小学校の授業の中に、このような権利学習および暴力防止学習(通して2時限)を受けられるようなカリキュラムづくりの推進を提言します。他にも、幼稚園等では、子どもの成長発達に応じて社会性を身につけるセカンドステップのプログラムや子どもの権利条約を体験型で学べるワークショップ等の実施を進めていきます。

(\*)ソーシャルとは「社会的」「対人的」「人づきあい」、スキルとは「技」「技能」「技術」で対人関係を円滑にするコツ

#### 4. 子どもを支える大人たちに対しては、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキルを身につける研修を積極的に行う

保護者や教師・行政の職員・地域住民・子どもと関わる活動をしている市民が、日常生活の中で子どもの人権を尊重し、エンパワメントするかがわりも重要です。「子どもの権利とは何か」、「もし権利侵害にあったときに大人ができることは何か」、「相手の権利を尊重しながら、問題解決を図るにはどうすればよいか」といった具体的な知識やスキルを、大人自身も大人向けの参加型研修(CAP、セカンドステップ等)で身につけます。

#### 5. 権利侵害から子どもを救済するためのネットワークづくり

子どもの問題は、その周りの家庭・学校・地域の利害がぶつかることもあり、「子どもの最善の利益」を考える視点にたって解決を図ることが難しい現状があります。また、家庭における虐待及び、学校やそれ以外の地域における子どもの権利侵害を発見し、子どもの救済や回復を担っている機関は、官民含め多岐にわたっているため、連携が不可欠です。こうした行政機関(児童相談センター、子ども家庭支援センター、教育委員会、子ども家庭課、保健センター等)と、民間NPO(子どもの虐待防止センター、CAP、チャイルドライン等)、及び医療機関や弁護士会等を繋いで情報交換・研修・事例検討・相談などができ、よりスムーズな連携による解決が図れるような連絡調整機関として「子どもの権利擁護ネットワーク」を設置します。

#### 6. 特に支援を要する子どもたちの権利を十分保障する

障がいのある子どもが、豊かな放課後を過ごせる居場所を実現し、外国に関係した環境で育ったために日本語が不自由な子どもたちが、学校生活・進学において、平等な機会を得られるよう、私たちは特に支援の必要な環境におかれた子どもたちの現状に配慮する必要があります。これについては、区が責任を持ち、子ども・保護者・関係団体と連携して取り組みます。

#### **< 条例制定に向けて >**

#### 7. 子どもに市民としての参画の機会を提供するために、新宿子ども会議(仮称)をスタートする

私たちは、子どもたちにも市民としての参画の機会を提供し、大人も一緒に考えていくしくみづくりの第一歩として、新宿子ども会議(仮称)の設置を提案します。この会議は、子どもたちと、彼らの要望や意見を引き出すサポーター(大人)からのボトムアップの会議とし、子どもが主体的に、継続的に参画して問題解決していく機会と体験を保障します。

また、サポーターについては、他項目でも提案されているように、子どもの主体性を上手に引き出すファシリテーター(\*)を積極的に養成していきます。

(\*)参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行していく人のこと

## 8. 子ども会議を支援し、子どもの権利条例の準備委員会的な場の設置

子ども会議と平行して、さまざまな立場の大人たちも加わった子どもの権利擁護について議論する場を設けることが必要である。これを、子どもの権利条例の発案の準備委員会的な位置づけとします。

## 9. 子どもの権利救済・回復を図るための第三者機関として、オンブズパーソン制度(\*)を設置する

子どもに対する権利侵害は、実態がみえずらいうえに、心身に与える影響が大きいために、救済や回復には困難が伴います。解決にあたっては、専門的に、長期的に関わる仕組みとして、子どもに関わる専門家ら第三者からなる新宿区独自の子どもの人権オンブズパーソン制度の設置を求めます。ここで、子どもや関係者からの相談、苦情申し立てを受けると同時に、調査、勧告・意見公表や提言などが行なえるようにします。オンブズパーソンは、各子育て支援施設や権利擁護のネットワークとも密に連携し、迅速に対応するとともに、情報提供や子ども自身が容易に連絡できるよう配慮します。

(\*)議会・市長などにより任命され、任命者から独立して行政活動を調査し、市民からの苦情を処理する制度

(第1分科会)

## 2 子どもたちが質の高い教育を平等に得られる学校づくり

---

### 【将来のあるべき姿】

近年、学校教育についての議論が活発に展開され、様々な施策が提案され実行に移されています。学校教育の役割は、文部科学省が示している、「生きる力」(確かな学力・豊かな人間性・健康と体力)を育成することですが、現在の教育論議はその一部分の「知識としての学力」に偏っているようです。また、ややもすると、「社会のために教育はこうあるべきだ」との議論になりがちですが、「社会のために子どもがある」のではなく、「子どものために社会がある」という観点を忘れてはなりません。ますます多様化が進むであろう新宿区において、どんな子どもにも平等に教育が保証される環境を整備しなければなりません。区内の各地域に大学機関が存在する区の特徴を生かし、より多くの大学との連携を強化することで、教育の充実に繋がる手立てを講じることもできます。

### 【現状と課題】

新宿区は古くからの商店街を抱えた下町感覚の強い地域、高層マンションの新設で転入者が増える地域、大規模団地を抱える地域、外国人の保護者が多い地域など多様な地域性が混在する区です。当然、公立学校に通う子どもも多様性があり、経済的、家庭的環境の差によって、受けられる教育の質に差があるのが現実です。新宿区どの学校においても、等しく、個々に必要な教育が保証され、安心して子育てができるまちであるという認識が定着すればするほど、積極的に、愛着をもって長くこの新宿に住み続けていく人々が増えていくでしょう。また、ここで育った人々が社会人となったときも、愛着ある新宿、ひいては社会全体のよりよい発展のために知恵を絞り、努力していくに違いありません。

「教育」はすぐに成果が見えるようなものではなく、実行された施策の評価には数年、数十年かかるものかもしれません。目先の現象や効果のみにとらわれて施策を乱発することなく、先を見通した教育行政の運営が必要です。そのためにも、行政担当者は、足しげく教育現場に出向き、子ども、教師のありのままの声を聞き、実態を正確に把握する努力を求めたいと思います。

今回、学校教育に関する提言をするにあたっては、新宿区内の公立学校の実態を知るために、数人ずつのグループに分かれ、授業参観、学校説明会、学校長との懇談会等の場をもちました。その中で、懸命に取り組んでおられる学校現場の関係者方々の努力や、区が推進している各種の施策についての認識を深め、議論を重ねてきました。以下の項目に絞って提言をまとめました。

## 【取り組みの方向性】

### 1. より質の高い教育を得られる学校づくりをめざして

学校は社会の縮図であり、子どもたちが社会性・協調性を学ぶ上では適した教育環境だともいえます。しかし、一斉授業の中では個々の能力に応じて適切な学習指導が難しいのも現実です。特に高学年になればなるほど学習内容の理解・定着ができないまま放置される子どもが増える傾向にあり、一方で、基礎的な学習だけでは物足りない思いをしている子どももいます。

新宿区においては、これまでの「アクション04事業」(\*1)の他、少人数指導や習熟度別学習の充実、また、区費負担による非常勤講師の配置を決められるなど、子どもの理解度に合わせた指導の仕方を工夫し、子どもの学習意欲の向上を図るための努力をしています。

地域の特性の違う各学校において、教育効果をあげようと思えば、現場の裁量権を大きくすることが望ましいことです。学級編制権(\*2)や教師のフリーエージェント制(\*3)など、子どもたちの実態に応じた取り組みが拡大できれば、教育の質の向上も期待できるのではないかと思います。

(\*1)2004年度から開始された、各部(局)が一定の枠の中で創意工夫して企画する事業

(\*2)1学年の児童生徒の人数に応じて、学級規模や学習の指導体制を選べる権利(現在は、1学級に定数40人以下となっている)

(\*3)各学校の特色をいかした教育内容の推進のために、必要な教員の確保ができる制度

### 2. 子どもから慕われ信頼される教師の確保と育成

今後、数年の間に団塊の世代の教員が大量に退職するにあたり、東京都内で必要な補充教員は約1800名とも言われています。質の高い教育を子どもたちに提供するためには、まず、質の高い教師を確保することが重要です。

現在、様々な教員研修プログラムが実施されていますが、教員の資質についての評価は容易に数値で表されるものではないため、研修内容の是非やその成果が見えにくいようです。

今後は区として、教員養成の考え方を再確認し、採用や研修等のシステムについて独自に取り組むことも必要でしょう。その際には、新宿区内にある特に教員養成課程を有する大学機関との連携をとりながら検討していくことも視野にいれることも可能でしょう。

### 3. 学校図書の実と区立図書館との有効連携活用

区は読書推進運動として「学校図書の充実」と「新宿区子ども読書活動推進計画」に力を入れています。

しかし、図書の管理はボランティアによる部分が多く、専任の司書は配置されていませ

ん。図書は1点1冊が多く、複数貸出ができない状態であり、古本の廃棄処分もできないように、一部の学校を除いて設備も不十分です。さらには、子どもによく読まれている本の利用率の状況などの把握も、手間がかかり、難しい状況のようです。

子どもの読書活動の推進のためには、学校図書を充実させ、子どもが図書に触れる機会を増やすことが重要です。例えば、全公立学校の図書をパソコンで管理し、利用可能な学校図書情報を共有できるようにします。さらには図書館の蔵書情報もとりこんで、区内の全図書情報を各学校の司書が分かるようにするなど、相互の貸出しの連携を図ることで有効に図書の活用が図れます。司書の配置には予算措置が必要ですが、質の高い図書指導が可能になるために、ぜひ努力してほしいものです。

#### 4. 地域に信頼される学校づくりを目指した学校選択制度

平成16年度より導入した学校選択制により、18年度、中学校では平均して21%、小学校では23%の子どもが学区域外から通学しています。

中学校入学にあたっては、部活や人間関係、学校の特色など、情報を元に自身の意志で選択することができますが、小学校入学時においては、保護者がその判断をすることになります。その際の選択の基準は、保護者間の口コミなど、いわゆる“うわさ”で学校が印象づけられ、レッテルを貼られてしまう可能性もあります。その結果、定員を大幅に下回る学校や、逆に、定員オーバーで抽選となり、希望校以外の学校に行くことになるなど、いらぬ動揺を広げてしまうことにもなります。

また、子どもの安全対策が大きな問題になっている昨今、小学校低学年において、登下校時や放課後の過ごし方など、新たな課題に対応する必要もあります。学校選択制のメリットとデメリットをふまえた検証と、再検討が望まれます。

#### 5. 支援を必要とする子どもたちが個性に応じて学べる環境づくり

「小・中学校における学習障害、注意欠陥／多動性障害等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドライン」が文部科学省から配布され、特別支援教育への理解は区全体として進みつつあります。しかし、身体的障害や日本語教育の必要な子どもも含めて、支援の内容は多様です。教員一人当たりの担う職務も多岐に渡っている現状を考えると、個々の児童生徒への支援が円滑に行われるシステムの工夫が必要でしょう。

多様な支援を行うためには、現場の裁量による柔軟な支援体制を整備することや、必要な情報や支援の専門家のアドバイスをより迅速に得られる環境づくりが求められます。

また、「特別支援教育」と就業・進路相談との連携や、この言葉がひとり歩きすることで差別につながらないよう「特別支援教育」の周知徹底についても今後検討の必要があるでしょう。

## 6. 日本語教育の支援が必要な子どもに十分な学習の機会を保障するための手立て

外国籍や日本語の読み書きが不十分な子どもには、それぞれの母国語による学習支援が行われていますが、日常会話はスムーズにできても、学習言語を習得するまでに至らない子どもが多数います。高校進学ができず、その結果、職業選択の幅が狭くなる事態も起こりやすくなります。そのような子どもたちの救済策として、次のような施策の実行を提言します。

入学準備のためのクラスを小中学校に設け、編入学した子どもも常時、日本語教育が受けられる体制を整えます

外国籍の親は日本の教育システムを理解しにくいので、進学を希望するすべての親に、進学のための高校進学ガイダンスを行います。

教科学習が不十分な子どもには、放課後学習クラスを設置します。指導にあたっては、定年退職者などのボランティア等も活用します。

教師には日本語が母国語でない子どもの受け入れがきちんとできるよう、研修を行います。

中学校に日本語教室を設置します。

(第1分科会)

### 3 地域の教育力向上のための学校との協働推進

---

#### 【将来のあるべき姿】

一人ひとりの子どもにとってのよりよい教育を実現するためには、学校教育全体の質を向上させると同時に、子どもが生活している地域の人々との連携が欠かせません。より多くの大人が子どもの教育に関わる機会を得るなかで、当事者意識を深めるようになります。学校と地域との建設的な意見が活発にかわされるようになることは、子どもたちへの豊かな教育環境を育むことにつながっていきます。

地域の教育力が向上することで、子どもたちへのより豊かな教育環境の提供や、問題が起こった場合の解決策もスムーズに図れるようになります。そのために、より多くの地域の人材を掘り起こし、活用できる有効な仕組みをつくる必要があります。

#### 【現状と課題】

子どもをとりまく問題は、各家庭、各学校だけで解決できる範囲を超え、予測もできないような事件や事故も起こっている昨今です。子どもの問題を身近に相談できるはずの学校も垣根が高く、足を運ぶ親は少ないのが現状です。また、近所迷惑な行動をしている子どもたちを見かけても、あえて注意しないという大人の声も多々あります。何か問題が起こったときに、学校や行政、家庭など、どこかにその原因を求め、責任を押しつけあっても、よい解決策は生まれません。

教育行政では、「学校と家庭と地域で子どもを育てる」ことを明確に打ち出し、学校と地域との連携を深めるためのさまざまな施策が実施されています。例えば、「総合的な学習の時間」などに地域の中から講師となる人材を探して学校につないだり、放課後や休日の子どもの居場所づくりの推進などを行っているスクール・コーディネーター制度、また、外部評価を取り入れる形で学校の公開を推進する学校評議員制などがあります。

こうした制度本来の目的を果たすためには、さらに改善の余地があると思われる点多々あります。

まずは制度を動かす人を継続して確保する体制づくりが必要でしょう。また、何についてどのように地域との連携をはかるのかのルールづくりなしに、地域の人々が学校に入り込んでしまうと、学校教育現場に混乱を招く無責任に入りこむことにもなりかねません。参加に伴う責任もあることの自覚と理解を求めることも必要です。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 教育力向上のためのスクール・サポート体制づくり

総合的な学習に際し、地域の人材を活用する橋渡しとして、スクール・コーディネーター制度が導入されました。しかし、現状の1名では学校で必要とされる人材を確保するには限界があり、多様な分野の指導者や専門家の確保、及び情報の共有化が課題となっています。

そこで、総合的な学習の時間のみならず、部活動や企業体験、マネージメント・ボランティア等に地域の教育力を有効に活用していく手立てとして、以下の二点を提言します。

スクール・コーディネーターを2名にして、より連携しやすい体制を整えます。

あらゆる分野で活動する区内ボランティアや、専門家、NPO から登録を募り、各学校(幼稚園も含む)の教職員やスクール・コーディネーター、保護者等が、必要に応じて地域のサポートを選んで受けられるような学区を越えた人材サポートシステム「スクール・サポート・バンク(仮称)」を作ります。登録したサポート会員はデータベース化して管理し、行政と民間の協働によってきめ細かく運営していく仕組みを整えます。区内を横断する組織ができることにより、学校をサポートする地域力の格差が解消でき、学区を超えた市民交流にも役立ちます。

### 2. 小学校を核とした子どもとコミュニティの居場所づくり

地域差の大きい区内での子どもの居場所として、放課後や土日の学校の開放が進められていますが、必ずしも十分とは言えない現状があります。現在、児童館・学童クラブなどの設置はありますが、近隣の小学校の場を積極的に活用した居場所づくりについても今後さらに検討していく必要があります。

学校という場を活用するものの、学校教育の延長とはとらえず、地域の人・親・ボランティア・専門家などが学校とよく連携をとりながら、安全面の配慮をきちんとした上で運営に当たるとよいのではないのでしょうか。実行の第一歩として、PTA や地域(スクール・コーディネーターや青少年育成委員会等)の協力が得られる学校をモデル校として選び出し、特別チーム(有志でつくる「学校に居場所をつくる実行委員会」など)を立ち上げます。

### 3. 開かれた学校づくりのための学校評議員制度の改革

学校を地域に公開した意義はありますが、現状は学校運営を承認する程度にとどまり、学校評議員制度の役割が十分果たされているとは言えません。学校を評価するためには、その基準となる物差しが必要ですが、評議員自身にある程度の専門知識がないと、学校教育について踏み込んだ意見交換をするのは難しいでしょう。

そこで、より積極的にこの評議員制度を発展させ、評価のみならず、学校教育の充実

を図るための改革として、構成枠に学校の教職員(中学校では生徒の参加も検討)を加え、公募枠も半分程度設けるなど工夫して、常に新鮮な意見が入るようにします。全員が平等な立場で学校運営についての話し合いに参加し、説明責任をもつものとします。会の持ち方や内容については発足時に規定をある程度決め、年間プログラムも評議員で作ります。行政は、必要な研修等の要望があればサポートを実施します。

#### 4. 子どもの教育をよりよくするための開かれた教育委員会の設置

教育委員会については、区民、PTA、教育現場からもその透明性が問われています。平成18年に文部科学省からも、そのあり方について再検討の必要ありと答申され、教育委員会の会議の形骸化が指摘されています。子どものよりよい教育環境をつくり続けるために、より開かれた委員会に生まれ変わることが望まれます。

このためには、委員の選出方法を一部公募にし、いろいろな角度からの問題点の掘り下げと区民の意向を反映させた施策が出やすい環境を作る必要があるでしょう。また、委員は、1、2箇所、足場にする学校を決め、できるだけ現場に近い環境で活動するようにします。現場での体験を通し、より深く子どもや保護者、教師、地域住民の本音や現状の把握、分析ができるようになるのではないのでしょうか。問題の本質を正しく捉えられることで、よりよい対策が生まれてくるに違いありません。

(第1分科会)

## 4 青少年の自立と社会参画支援

---

### 【将来のあるべき姿】

青少年という世代は16歳以上の義務教育が終了し、成人するまでの期間をさします。彼らはやがて就業し、家庭を持ち、区民として地域を担い、また親として次世代を育成する立場になっていきます。こうした人間のライフサイクルが循環しながら次の世代へとバトンが渡され、より豊かな社会が継承されることが「持続可能な未来づくり」へと繋がります。

この青少年期は、大人への入り口であり、長い人生においても、さまざまな節目を経験する大切な時期でもあります。わたしたちは彼らの一步先行く大人の先輩として、彼らが自分に自信を持ち、自分の能力を最大限に発揮し、経済的にも精神的にも自立して、自分のやりたいことをのびのびとやり、かつ、他者を思いやる気持ちを持ち、自分の能力をほかの人たちのために役立てたいと願う大人に成長してほしいと願っています。

### 【現状と課題】

ニート(NEET) (\*)と呼ばれる青年の増加や犯罪の低年齢化などがマスコミで問題として取り上げられている一方で、投票率の低下に見られる社会への無関心度の拡大や企業の倫理観の低下など、若者だけでなく、現世代を担う大人自身が自らの生きる姿勢を問うべき事態も起き、社会を支える基盤が揺らぎ始めていることを私たちは感じ始めています。

まもなく成人し、やがて区民として親として地域を担う彼らが、自立に向けて自己の能力を認識し研鑽することや、社会的責任を意識していくことは、こうした現状を打開するために近未来を見据えた重要なポイントとなります。

新宿区の現状を見ると、区行政が預かる教育現場は小・中学校までであるため、16歳以上に対する取り組みは、東京都まかせでほとんどなされていないのが現状です。職業を選択し、新たな家族を作る一步手前の市民予備軍のこの時期になすべき事を検討する重要性を理解し、具体的な施策をとるための計画を盛り込むことが求められています。

(\*)ニート(NEET)とは:“Not in Education, Employment or Training”の頭文字をとった英国の造語。ニートの定義(厚生労働省):非労働力人口(働いていないし、働くための具体的な行動もしていない)のうち、15歳から34歳 家事・通学をしていない 卒業生 未婚 に該当する人を指す。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 自己を知りビジョンを描くための青少年の能力開発支援

人は、自らの夢や目標を設定できてこそ、他人の目標達成をも尊重することができます。また、自分にできること、したいことを自分自身が理解することは、職業選択の際には欠かせない要素となります。キャリア教育という名称で学校教育の現場にこうした要素を取り組む傾向は見られますが、その体制は十分とは言えないのが現状でしょう。

こうした世代を対象としたプログラムやサービスの提供を実施することを考慮し、そのための拠点を新宿区内につくり、学校・NPO・企業・職業安定所等との連携をすすめていくことが望まれています。また、情報だけを提供するのではなく、相談できる場としての機能もこうした世代には必要であり、そのためには自分と近い世代のサポートが最も受け入れられやすい特性も理解する必要があります。 - 10 で提案している「コミュニティ学館」（仮称）等の施設を活かし、青少年が主体的に係わるかたちで、こうした能力開発のプログラムを提供していくとよいのではないのでしょうか。

### 2. 社会的責任を醸成するための青少年の社会参画の機会づくり

高等学校は、地域との連携は極端に少なくなってしまう。また、区も接触するラインも持っていないため、なかなか係わる機会が得られません。一部区民学生を主たる対象としながら、通学する学生や専門学校・大学を視野にいれた16歳以上の青少年も対象とし、地域と接する機会を通して社会参画を体験し学ぶ機会を提供することは、区への愛着を増し、めぐり巡って新宿区に利益をもたらすでしょう。

具体的には、「市民ジュニア会議（仮称）」を立ち上げ、青少年自らが、社会の問題や自らを取巻く環境の課題を発見し、解決するための方法を模索し、実行するための計画・実施・検証を行う機会を提供してはどうでしょうか。会議の場を通して、自分の意見を表現すると同時に、異なる意見をどのように受け止め、協働していくかを学ぶことは、民主主義の根幹を支える人づくりとして、今後重要になってくると思われれます。区行政や区民はそのための、機会づくりの手伝いだけを行い、必要以上の支援や誘導は控える態度が望ましいでしょう。

### 3. ニート(NEET)と呼ばれる青年たちへの対応

近年、若者の失業率の高さなどが問題となり、流行語にもなった「ニート」ですが、イギリスの「ニート」と、日本の「ニート」とではその言葉によってイメージされている青年像は全く異なっているという点をまず踏まえて考えておく必要があります。その上でイギリスで、労働政策の対象として作られた言葉が、日本においては、年金制度を根底から崩す原因の根源へと置き換え、「ニート」は社会的に問題であるという風潮が創られてきてしまっていることを、まず認識する必要があります。新宿区としては、今年度、子ども家庭課おい

て若者自立応援事業として「若者自立支援連絡会」を開催し、その施策について検討を始めるところです。その際にも、現在の国や都のすでに実施している施策の中身とその効果をよく吟味し、この言葉でイメージされている青年たちへの対応について考えていく必要があるでしょう。

(第1分科会)

## - 5 環境教育を推進するまち

---

### 【将来のあるべき姿】

私たちのまちを住み良くしていくには、そこに暮らす全ての人が「住み良い環境」という共通の意識を持つことが必要です。そうした「共通の意識を育てるにはどうすればよいのか」、それがここで提案する解決への方向性です。

最終的には「市民の意識を現在より少しだけレベルアップし実践に結びつける」ことをねらいとしています。このためには市民のだれもが環境保全に対する理解を深めることができるような環境学習プログラムを、身近なところに提供していくことが必要となります。そうした環境学習プログラムを通じて、誰もが気軽に参加することができるような「新宿区のみどりと環境を保全できる持続可能な社会システム」を発信できるものと考えています。

### 【現状と課題】

#### 学校教育における環境学習

最近の学校では総合学習などの時間を使ってそれぞれ環境をテーマにした学習が試みられており、校舎の屋上や校庭の一部を利用したビオトープ、稲や野菜の栽培、地域清掃、ごみ問題の学習など、区の援助を得ながら教諭の方々の指導ですばらしい成果も得られています。しかしながら一方においては、ごみ問題の教育は受けていても、その子どもたちが公園などで菓子袋をポイ捨てしている姿がよく目にされています。

このように「学校教育における環境学習」は大きな意味合いがありますが、それだけでは「環境にやさしい心」を育むことは難しいと考えます。現在行われている取り組みに加え、それぞれの子どもの学習能力や理解力、学校の設備状況、現在の立地条件下においても導入可能な解決策はないだろうかと具体案を探りました。

#### 地域環境

新宿区には落合水再生センター、環境学習情報センターなど環境を学習できる場所が多く提供されているにもかかわらず、それらは多数の区民に広く利用されるまでには至っていないのが実情です。しかし、地域を核としたコミュニティを築いていくことができたなら、現在問題になっている次の課題が解決できるのではないかと考え、解決策を検討しました。

#### \* 課題として考えられた例

- ・使い終わった食用油や電池、ペットボトルなどの回収システムが、周知されていないため資源循環が進まないという実態があります。
- ・住宅内にごみ収集場所がある集合住宅は、いつどのようなごみを出すことも可能ですが、しかし、それだけに地域のごみ対策については無関心になりがちで

す。カラスやハトは地域ぐるみで対応策を図っていくことが必要です。

- ・自転車を利用する人のマナーの悪さが目につき、また、放置自転車や放置バイクが多い。
- ・外国人に対するわかりやすい案内をすすめ、自分たちの住んでいるまちのことを良く知ってもらふ。視点を変えることで、危険と感じられるまちの改善も進むのではないのでしょうか。

#### ボランティアの関わり

私たちの身の回りでは CO<sub>2</sub> やエネルギー問題などの専門的な事柄に対して勉強をする機会が少なく、無関心になりがちです。しかし、一方では各界で活躍して現役を引退した方々や、ボランティア活動体験などの知識、経験の豊富な方々がいることも事実です。このような方々の経験を十分に生かせる場所を提供することが望ましく、また、実現に当たっては以下の点に注意した新たなシステムづくりが必要であると考えます。

- ・誰もが気軽に参加できること。
- ・ボランティア活動に参加することによって何らかのメリットが得られること。
- ・ボランティア活動を支える基本システムは行政が中心となり構築すること。
- ・このためには地域において相互協力をいかに作り出していくかが重要です。
- ・さらに大勢の人が参加することによって「面白い、楽しい、またやりたい」と思えるようなシステムを模索していくことが大切です。

#### 【取り組みの方向性】

##### 1. 青少年を中心とした「自然体験環境教育プログラム」の提供と「区民の森」育成

青少年を対象とした「自然体験環境教育プログラム」の提供。

- ・自然や農林業などを含めたみどりに対する体験の機会を子どもたちに提供。
- ・山や畑を持つ地域自治体とタイアップした農山村訪問交流をPTAも共に参加して実施する。

中山間地域(例えば水資源地域)に新宿区による「区民の森」を育成。

- ・「区民の森基金」を創設して財源を確保。また、別途提案されているエコマネーの有効利用も図れるようにする。
- ・「区民の森」では上記「自然体験環境教育プログラム」学習を実施。
- ・たとえば子どもたちを核として区民に親しみを持ってもらうために、小中学生を対象とした卒業記念植樹エリアを設置。

全ての子どもたちの自然体験を保障する。

- ・区民健康村や校外施設などを利用し、その地域の農家の協力を得る。
- ・教師の負担を軽くするためにスクールコーディネーターの協力も得る。

## 2. 学校教育における環境教育体験学習の導入

授業を活用した体験学習の導入。

すでに一部では実施されていますが、体験学習という点からさらに充実を図ります。また、そのために必要なボランティアの確保などではスクールコーディネーターの協力も得て、教師の負担を少なくします。

- ・千葉県の学校では上総掘りによる井戸掘り体験を実施しているが、新宿区でも小中学校の校内で井戸掘り体験を実施。
- ・一部の学校でみられる雨水タンクを各学校に設置して、環境、水資源、災害対策などの体験学習に活用。
- ・簡単に大気汚染度を測定できる NO<sub>2</sub> カプセルなどの教材を授業に導入。
- ・校内の樹木を利用した落ち葉を使った堆肥づくりの経験。
- ・小規模なビオトープを全面的に設置し、コストをかけない体験学習。

## 3. 地域単位に「環境改善センター(仮称)」を開設し、環境改善に向けたコミュニティセンター的な役割を設定

地域センター等のハードウェアはすでに実在しているという実態を踏まえ、ここでは「何をやったら良いのか」というソフト面からの提言です。

センターには地域住民、企業、商店などを主体とするボランティアリーダーが常駐し、まちづくりを支援。

「コミュニケーション」でお互いに顔の見える地域づくりを推進。

- ・近隣(家庭、企業、商店など)を核とした地域ごとのごみ分別学習会等の開催。集合住宅の所有者・管理人に対して入居者へのゴミ排出方法の講習を実施。集合住宅に対する環境インストラクター訪問巡回サービスプログラムの導入。
- ・集合住宅における住民の協働と環境に対する理解向上が目的。自転車マナー教育プログラムの運営(講習会、受講認定証の発行など)。
- ・同時に、新宿区で自転車に乗るためには講習を受けることを義務づける。

## 4. 「新宿 地域情報センター」の設置による地域(まち)・文化・環境情報の発信

新宿というエリアに「環境学習」という統一したテーマの下にハイキングコースを設定し、市民がまち歩きに参加することで、楽しみながら環境に対する理解を深めてもらいます。そのための情報発信機能を充実させます。

新宿まち歩き支援センターの設立。(地域情報センター内に)

- ・まち歩き散策のために有益な情報の提供。
- ・ガイドブックや案内標識などを充実化。

- ・見学先を発掘するとともに、ルートマップを整備し情報を発信。
- ・ボランティアが中心になり「まち歩き」のガイドを実施。
- ・そのためには文化や環境教育の説明ができるインストラクターを養成。
- ・公共機関や企業、商店が見学場所や休憩場所を提供。

## 5. 市民参加による「環境保全ボランティア制度」の創設(ボランティア養成・活動)

市民がボランティアを行うことに喜びを見いだせるようなシステムを整備することにより、「環境教育」の裾野が自然に広がっていきけることを目指します。

環境保全ボランティア制度の創設。

- ・ボランティア活動者として新宿区における認証と位置づけの明確化。
- ・委嘱状の発行や帽子、ワッペン、腕章、バッジなど社会で認証される仕組みの構築。
- ・参加実績に応じてボランティारीーダーなどを指導者として任用。
- ・各種ボランティアにわかりやすい名称(愛称)付。
- ・最終的に誰もが気軽に参加できるような制度を構築。

## 6. ボランティア活動に対するエコマネー制度の導入

別途提案されているエコマネー(「Eco-Ecoに取り組むまち」で提案)を利用し、環境教育全般に対して有効利用を図ります。

- ・ボランティア活動に参加した人(企業、商店も含む)がエコマネーによる「参加ポイント制」などの特典を受けられるような制度を導入。
- ・協力者である公共施設や企業、商店でエコマネーを利用できる環境を創る。
- ・また、エコマネーによるボランティア基金制度を創設することで、「区民の森」育成の資金源とすることを可能にする。

## 7. 具体的な活動の場の設定

上記(1～6)について、具体的な活動の場を設定することが求められます。新宿区立環境学習情報センターの情報発信機能と連携しながら、具体的な活動の場を設定し行動を始めることが環境教育においても重要なことです。

(第4分科会)

## 6 子育ての社会化と子育てを核とした地域づくり

---

【将来のあるべき姿】

新宿区民会議では、少子化や子育て子育ての様々な問題の解決の糸口に、“地域”というキーワードが何度も出てきました。乳幼児期は特にベビーカーで移動できるごく狭い範囲の『地域』が重要であるということがわかりました。

子育ては親子や家庭関係からのアプローチで解決するのではなく、周囲の人に子育てを支えられて育った人は子育てに対しても前向きであり、周囲の支えなく育った人は子育てに否定的であるなど、データによっても明らかになっているところです。同じ地域で子育てしている親達が、「子育ては自分ひとりで担っているわけではない。地域のみんなに自分の子どもを育ててもらっている」と実感を持てることによって、「自分の子ども」だけでなく「地域の子ども」を育てようという気持ちが出てくるのではないのでしょうか。

子育て支援の形は、従来の「サービスを提供する側と受ける側」という一方通行だけではなく、子育てを通じて子育て中の親自身が成長し社会性も身についていくような、小さな地域の入口づくりでもあることをよく認識する必要があるでしょう。

支援を受けっぱなしにするのではなく、親に対し自分も支援する側になれるんだといった自覚を促すようなコーディネーターができる人材を、今後は育成していく必要があります。区の子育て関連施設の職員はもちろん、区内の子育て子育て支援をしている人々も含め、新宿区に質の高いコーディネーターが多数居ることが理想です。

また、子ども達にとって、身近な自然と触れあい、異年齢の子どもとの関わり、家族以外の大人やお年よりや赤ちゃんとのふれあいなどを経験する場所が不足しています。昔ではごく当たり前だった育つ過程での大切な経験をする場を取り戻すには、地域ごとに集まる場所(居場所)が作られることが理想です。これらの居場所は、地域性や関わる人々の専門性を生かし、画一的なものにせず、行政と地域が協働で運営していきます。例えば外国籍の親子の交流の場であるとか、障がいを持つ方や高齢者も、積極的に利用できるようユニバーサルデザイン(\*)に配慮するといった試みを行なっていきます。

現在、地域づくりは様々な場面で盛んに言われています。私たちは、子育て支援の拠点だけでなく、あらゆる地域づくりに子育てや子育ての視点を持つこと、みんなが温かい目で子どもを見守る社会になるよう、働きかけていきます。

誰もが子育てをしやすく、子どもが育つのに適したまちというのは、結果的に自然環境にも多文化共生にもユニバーサルデザインにも対応したまちになります。誰もが子育てを支えてくれる環境(すなわちこれを子育ての社会化と言います)に新宿区が変わっていくことが望ましいと考えます。

(\*) ユニバーサルデザインは、すべての人の権利をわけ隔てなく実現するための設計思想といえる。

## 【現状と課題】

乳幼児は妊娠前～出産～就学までの短い期間に関わらず、施策は様々な管轄や機関に渡り複雑で、年齢別に分断されてしまっています。まず、区役所内の各部署が互いの職場の現場の実情をリアルに把握し、現実的な連携をする必要があります。

例えば、乳幼児期の子どもの育ちの環境が、「親が働いているかいないか」で、「保育園と幼稚園」に分かれてしまうなど、行政の縦割り管轄が、子どもの育ちの環境も縦割りにしてしまっています。同じく、幼稚園や小学校、中学校といった年齢別の縦割り、地域ごとの組織の縦割りなどもあります。多様な管轄や地域性は、それぞれの施設の専門性や地域の特色の良さがある一方で、情報やサービスに格差を生み出してしまっている面もあります。

このような行政管轄の隙間を埋め、届かないきめ細かいサービスを担い、縦割りを横につなぐ役目を、社会福祉法人・地域住民・NPO・ボランティア団体などが少なからず担っています。行政と民間との協働の必要性は認識されていますが、今後はどのような協働のあり方よいか、中身が問われていくでしょう。

一方、従来の行政の子育て支援のあり方は、保育やプログラムの提供、相談など一方通行だけの支援の形が多くみられました。親がサービスを受ける受身の姿勢に慣れてしまっている傾向も見られます。一方通行のサービス提供のあり方を再検討し、困りごとの解決にたくさんの選択肢を自ら導き出せるような支援のあり方に軌道修正するべきです。例えば、託児（一時保育）や保育サービス（延長保育や病児保育）を行うならば、そのサービスにより失われてしまうご近所や友人との支えあいの人間関係を補完するような施策（幼児サークルや父母会の支援、地域との連携）を平行して行なうことも必要です。

また本来は親同士がつながれる体制を整えておけば、多くの悩みはピアサポート（親同士のサポート）で解決することが出来ます。特にひとり親家庭や双子など多胎児家庭、障がい児を持つ家庭、外国人家庭などは、当事者同士がネットワークすることで、簡単に解決できる悩みも多いと言えます。行政は、当事者への直接的な相談事業や間接的なネットワーク作りのような支援など、行政が責任をもってやるべき範囲と、その他の主体に委ねる範囲をよく検討する必要があります。

また、地域の居場所作りは、子育ての終わった世代やこれから子育てする世代と子育て子育て世代の交流も期待され、知恵の伝承や得意な分野を生かした相互サポートにつながります（ファミリーサポートサービス、介護ボランティア、青少年のボランティアなど）。

居場所づくりには、場所の確保や資金調達も大切ですが、担う人、コーディネートする人、その他人材の養成が必要です。また、居場所へ集う人たちや、居場所を取り巻く地域の人たちに向けて、居場所への理解や必要性、現在の子どもや子育てが抱えている課題への理解と協力を求めることも必要でしょう。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 子育ての連続性・多様性に対応するため、運営主体を越えた現実的な連携の促進

現状と課題で述べたとおり、まず、行政内部の施設や担当者間の協働・改革が必要です。また、子どもが成長しても各機関が継続的に関わっていくためには、現在は異動が頻繁である児童館・幼稚園教諭・保育士・子ども相談等の関係者が、地域で子どもの育ちを見届ける観点から、人事異動する際に配慮を求めたいと思います。

### 2. 必要なところに必要な情報やサービスが平等に届くため、子どもに関する管轄の統

行政内部の施設や担当者間の協働・改革を進めるには、現在の縦割りのしくみをつなぎ、子育てや子どもに関する管轄を超えた情報を一元的に集約する『(仮称)子育て情報課』のようなものを提案します。また、各部署においてはこの(仮称)子育て情報課と連携する担当者を配置することが求められます。

同様に、役所内の協働の推進、子どもの権利で述べたような教育や子どもの権利侵害などに対する監視や評価を行い、行政内で改善を命じる権限のある部署の創設が必要です。

また、区報や町内会を通じたお知らせ、ホームページなど、従来の情報の伝達方法に加え、子どもの利用の多い公園に子育て専用情報掲示板の設置を提案します。

### 3. 地域で子育て子育て支援するボランティアや NPO(以下支援団体)との積極的な連携

資源：行政が持っている資源や施設を支援団体に提供できるよう、柔軟な施設運営を提案します。

人材：職員の研修の一環で支援団体等を見学したり、一定期間出向するなど積極的に出向いたり、必要に応じて職員研修に支援団体の人材も参加させるなど、より踏み込んだ交流を提案します。

情報：区が行っている様々な施策・サービス・助成等を支援団体が効率的に活用できるよう積極的な情報提供を望みます。また、新しい施策を計画するときは、計画段階からすでに実績のある支援団体に意見を聞くなどといった取り組みが必要です。従来の行政の調査では現れて来ないような区民のニーズや区民が直面している問題を、どれだけ担当者が理解して計画に反映できるかが問われます。

資金：資金や人材の確保に課題を抱えている支援団体も多いのが現状です。新宿区にとって必要な活動をしている団体が、自立し継続的に活動していくためには、資金面での援助も必要です。

#### 4. 保護者のつながり作りへの積極的な支援

親としての社会経験の第一歩である「乳幼児サークル」や「学校の PTA 活動」は、児童館職員や学校教員が積極的に支援していますが、これと同等に「保育園の父母会」や、「幼稚園の PTA」、「学童クラブの父母会」なども大切なネットワーク作りと位置づけ、各施設の職員には活動の活性化の支援を望みます。保護者の地域参加や、区民の活カアップ、親の社会力アップも、まずはこうした活動が、第一歩となります。

#### 5. 子どもが豊富な体験・経験をする育ちの場(居場所)づくり

公園、路地裏や商店街の一角、学校その他の跡地、個人の住宅、マンションや企業の会議室...など、多様な場所で子どもたちは育ちます。子どもを完全に閉め出すのではなく、条件に合わせ、プレーパーク的なもの、サロンのもの、講座的なもの、特にプログラムのない居場所...など多様な形で「子どもの居場所」を用意できたらいいのではないのでしょうか。運営方法も、行政主導だけでなく、民間が主導のもの、子ども達が自主的に行うもの...など、多様性を認めます。これらの居場所は、先に制度や空き施設ありき...で計画するのではなく、現場や地域の実情に合わせて計画しなければなりません。特に新宿区の特性を考えるなら、外国籍の親子の情報交換の場所や、多国語の環境のひろばや職業体験など、地域ごとのニーズにあった形に作れるようなしくみが必要です。

また、同じ居場所でありながら、運営主体が行政か民間かで、条件がまったく異なるような不公平は是正し、専門職の継続した雇用が可能なように、委託・補助について、検討を進めます。

#### 6. 新宿に育つ子どもが豊富な体験・経験ができる生活環境づくり

日常の生活圏という意味の居場所も今一度検証の必要があります。学校の登下校や日中の外遊び、ベビーカーでの移動など、子ども達の目線に立ち、建物の配置、道路の舗装や街路樹、植込み、路地など、環境整備のあり方を、地域で子どもを育む視点から今一度見直し改善します。

子どもの利用の多い公園は、いくつかをモデル公園に指定し、土や草や木や虫など身近な自然と触れ合えるための公園にします。

#### 7. 子どもの育ちの場を見守る地域の人材づくり

居場所の運営を担う人材：子育てサポーターを養成し、養成されたサポーターが継続的に担えるよう、一定程度の報酬も確保するしくみをつくります。

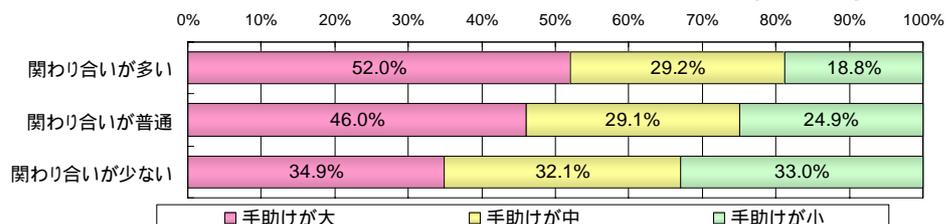
居場所づくりを見守るための人材：それぞれの居場所づくりの支援や、他機関との連携を、問題解決を行なうソーシャルワーカーのような「(仮称)居場所ファシリテーター」を養成し、配置します。

多世代のつなぎ役：地域や様々な年代の人から信頼される人材の育成をします。  
 特別な配慮が必要な親子をサポートする人材：障がい児や外国籍の子どもをサポートする専門的な知識や通訳などの技能を持つスタッフの養成をします。

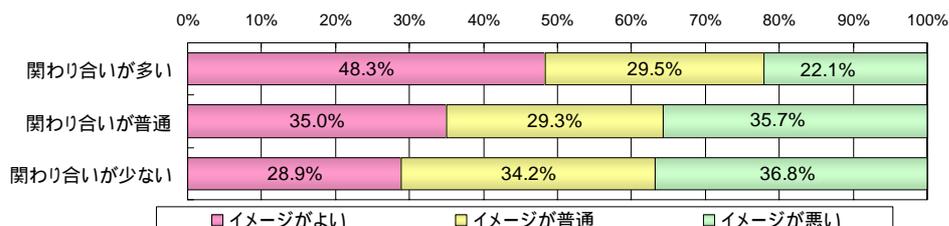
## 子どもの頃の近所の大人との関わり合い

子どもの頃に近所の大人との関わり合いが多かった人ほど、周囲の手助けを多く得ている。  
 近所の大人との関わり合いの多い中高校生は、子育てに対するイメージがよい。

子どもの頃の近所の大人との関わり合いと子育てにおける周囲の手助けの現状（子育て層）



近所の大人との関わり合いと子育てに対するイメージ（中高校生）



資料：財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」（2004年） 14

（第1分科会）

## 7 母親、父親として、働く者として、地域人としての多様な生き方設計支援

---

【将来のあるべき姿】

国内でも有数の人口の流動が激しく、外国人登録も多い新宿区が、今後よりいきいきと活気あふれるまちであるためには、住民おのこの文化や世代間の違った価値観を認め合い相互に支援しあい、多様な人々が共生できる地域となることが必要不可欠です。

それぞれの人の背景には様々なものがあり、表面だけではわからないことを知り、その人が選択した今をみな懸命に生きていることを認め合えるまちであってほしいと思います。

かつての「仕事か家庭か」の狭い選択肢のなかで生きる生き方から、どの人も多様な選択肢のなかから自分の価値観で生き方を選べる時代になりました。誰かが誰かの犠牲になって生きるというのではなく、お互いがやりたいことができ、時にはお互いが譲り合いながら暮らせる環境が求められています。そのためには、住民や企業・行政が、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立・職場と地域活動の両立)」の考えを理解し、その推進に協力していくことが大切です。

この場合、特に次世代を担う子どもを育てるという大きな仕事に取り掛かろうという若い人に対しても、配慮が必要です。時には、親の自己実現が、必ずしも子どもの成長発達とかみ合わない場合も生じています。親の生き方が多様になれば、親の力だけでは子育てしきれない部分もでてきています。けれども、親の多様な生き方の元で子どもの育ちが阻害されることがあってはなりません。子育てにおける親の責任とは何なのか、地域や社会で支える部分は何なのかの問い直しが、繰り返さなければなりません。それを踏まえ、親に対し生活を見直すことに気づいてもらう働きかけや、親の力では足りないところを、子どもを社会の宝として地域で育て支えるような、仕組みづくり・まちづくり・人づくりをしていく必要があります。

人に助けられた体験は、自分は目に見えないたくさんの人々の助け合い・支えあいの中で暮らしていることを実感させてくれます。そして、いずれ今度は助ける側に回りたいという気持ちを醸成してくれます。この助け合いの循環を形成していく力は、子育てだけでなく、介護やそのほかの生活場面や地域社会での相互支援の力となっていくでしょう。

## 【現状と課題】

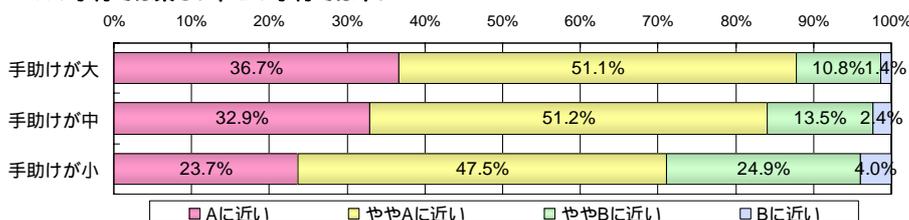
かつて子育ては母親だけでなく、大家族の中や近隣の人間関係の中で支えられてきましたが、核家族化や都市化が進む社会では親だけが負わなければならなくなっています。子育ての先輩から話を聞く機会もなく、どうしていいのかわからずにつらい思いをしている親がいる一方、おせっかいを焼きたいという人たちもいます。この両者をうまくコーディネートするしくみが必要です。

## 周囲からの手助け状況と子育てに対するイメージ

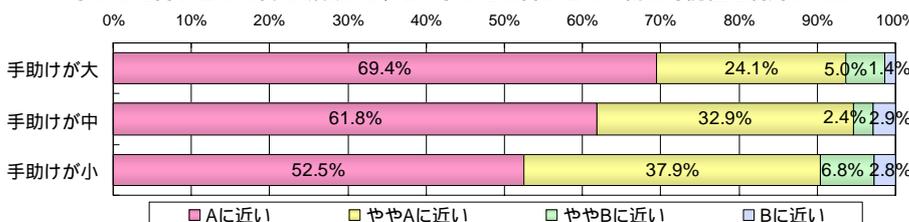
親族や友人・知人、近所の人からの手助けが小さい層で「子育てを辛い」と感じる傾向が高く、逆に手助けが大きい層で「子どもを持つことで親も成長する」というイメージを持ちやすい。

子育て層（女性）の子育てに対するイメージ

A：子育ては楽しい、B：子育ては辛い



A：子どもを持つことで親も成長する、B：子どもを持つことで親は可能性を制約される



資料：財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」（2004年）13

（財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」（2004年））

実際の育児生活が始まる前から、子育てについて学ぶことや情報を知ることがその後の安心につながり、すべての親になる人に保障されるべきですが、現状は十分ではありません。また情報があればよいというわけではなく、仲間と出会ったり、子育てや自分の人生について学ぶ場も必要です。

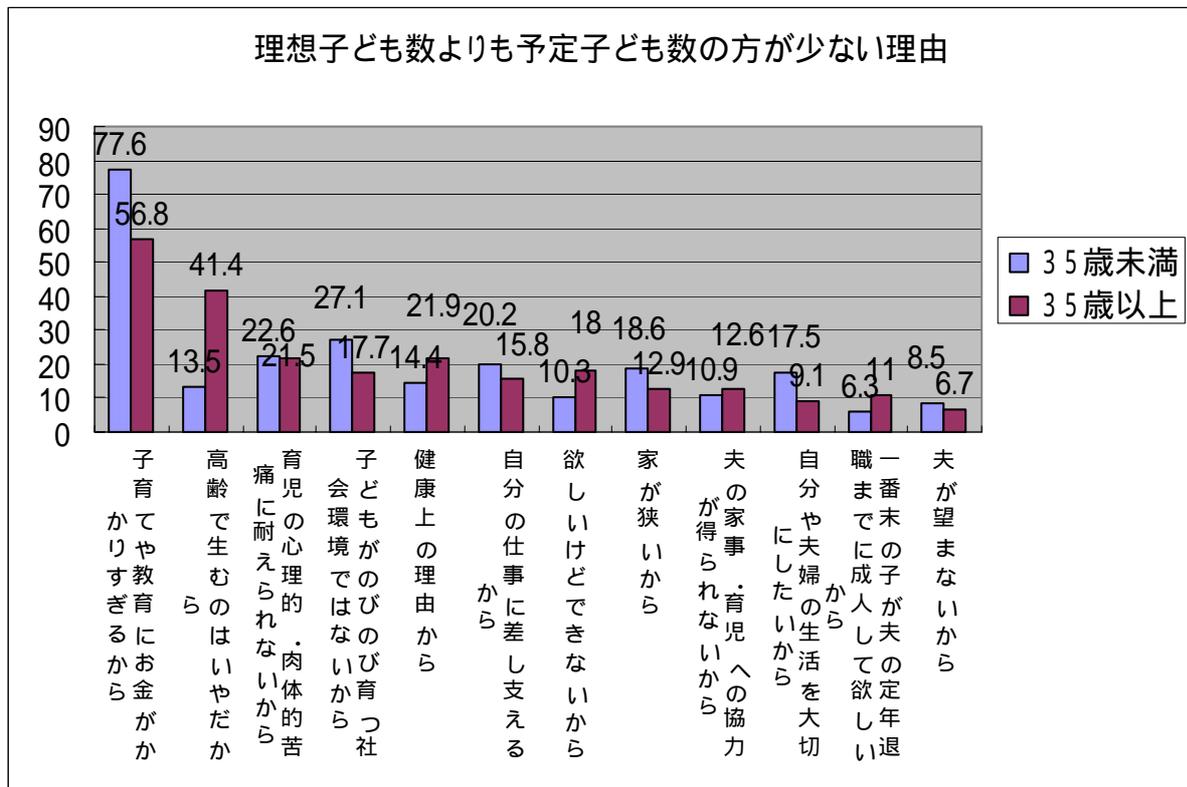
区立幼稚園では、家庭教育学級等が比較的充実していますが、未就園児の保護者向けのものは少なく、保育園では家庭教育学級のような機会がほとんどありません。親たちが気軽に参加できる学びの場が必要です。

また、働く母親はもちろん、父親もわが子の子育てや子育てを通じた地域行事などに参加できるようなしくみが求められています。

更に、団塊世代のように仕事一筋の現役時代を送った人が仕事を離れたあと有意義にその力を地域に還元するしくみは必要ですが、現状では、退職して急に地域活動になじむのは難しいようです。

本当はもっと子どもが欲しいけれど、子どもに十分な教育させてやりたいと考えたと現状が精一杯と、経済的なことを理由に理想の人数の子どもを持たない人が少なくありません。年金、介護、医療といった社会保障費の若い層の負担は家計を圧迫し、もっと子

子どもと一緒に過ごしたくても働かないと生活が苦しいという悪循環が続いています。



資料/国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(2002)

晩婚化が進み、それなりのキャリアを積んだ母親たちの中には、ひとりで子どもとだけ過ごす生活に欠落感や取り残されたような不安を感じる人もいます。将来働きはじめたいと考えても、正社員で男性並みに働くには家庭へのしわ寄せが大きく、パートで働くには報酬が少ない。選択肢の少なさが、母親の社会復帰を遅らせている現状があります。

また、PTAなど地域活動に関わる人とそうでない人の格差も激しくなっています。家庭の事情がこれだけ多様化するなかでは、同じ親の立場で子どもの育ちを考えようにも足並みがそろわない現状があります。

最後に、新宿は特に外国人の人口の占める率が高いのですが、地域によっては、子育て支援やその他生活上の相談情報が5ヶ国語で印刷されるなど地域住民が大変な努力をされていたりする一方で、情報伝達の仕組みが不十分なため、せっかくの情報が活かされず情報格差が生まれ、不利益を受け十分な地域生活が保障されない層が存在しています。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 国際都市新宿にふさわしく、子育て情報を多言語で提供していく

多様な国や言語をもって新宿に住む少しでも多くの親のために子育て情報や生活情報を多言語で発信していきます。この活動は行政が中心となりますが、区民ボランティアを育成しながら地域住民を巻き込んだ活動を展開することで、日本人の住民と外国の言葉を持つ住民との交流が図られ相互理解が促進されます。

### 2. 出産直後に初めての土地や育児に戸惑わないため、妊娠中から地域の情報や先輩からの育児の学びの機会をさまざまな形で提供する

伝承したい育児情報を伝える情報誌(おせっかい本)の発行(多言語での発行)を計画します。この際、区が公募で編集委員会を立ち上げます。

『はじめの一步助っ人(仮称)』(地域住民による子育て支援ボランティア)の養成と活動の推進を支援します。『はじめの一步助っ人』は、保健センターと協働で活動する住民ボランティアです。新生児訪問などに同行し、様々な育児サービスの情報や地域情報の提供を行います。将来的には、助っ人された人がやがて助っ人する側に回るといった地域支援の循環が起こることを期待します。

保健センター・子育て支援施設などで地域住民が参画する出産前の親教室の回数や曜日などさらに充実させ、特に父親の参加促進を図ります。

### 3. 出産直後から2歳までの育児負担の大きい時期の訪問育児支援・訪問相談を充実させる

産後ヘルパー利用を一定回数無料化し、誰でも産後支援を気軽に受けられるようにするとともに、産後ヘルパー支援が受けられる期間の延長をおこないます。これによって、早期の産後うつなどの予防発見が図られます。

訪問育児支援サービス(産後ヘルパー利用期間以降)を2歳ぐらいまで延長し、訪問支援や相談体制を充実させます。継続した支援や転入による要支援家庭の早期発見や育児不安軽減のサービスが充実させます。一定の無料実施があれば気軽に利用できます。

### 4. 地域に頼るだけでなく、保護者当事者が子どもの成長とともに子育て支援の担い手として、地域で循環していく仕組みづくりをつくる

企業や地域の先輩を巻き込んだ企画を検討する当事者の親たちが主体の実行委員会を立ち上げます。内容は子どもの遊びと子育て・親育ちのワークショップの実施で、当事者が中心でありながら様々な地域や専門家の支援を受けられるようバックアップします。父親中心の会も実施し、父親の仲間育成も支援します。

地域の人も教育委員会などを通じ親に向けた講習会(食育・しつけ・そのほか)の実施を行い、区はその活動支援(会場・経費・広報など)を行います。

#### 5. 多様な生き方を認め合い、選択を考えられるための生涯学習の機会を提供

子育て支援に関係する機関が主催して、父親同士の仲間作りを進めたり、子育てにどう取り組んでいいかわからないとか、育児に関心の薄い父親向けにワークショップや学習会を実施します。

教育委員会主催で、働く母親・父親をはじめとする勤労者、退職者などに対し、地域人として活動するための講習会を実施します。

子どもの権利委員会などが主催し区が全面後援し、子どもの権利に関する大人向けの学習会を開催し、子育てや子どもの活動に住民が関心を持てるような取り組みを行います。

子どもの家族と地域そして仕事を充実させるためのワーク・ライフ・バランス講座と啓発活動を住民・企業向けに開催します。

#### 6. 子育てを重点に取り組みたい専業主婦の社会活動参加のための支援

PTA 活動やその他ボランティア活動、パートタイマーの仕事といった社会参加活動が実現するために、手軽な料金と気軽な手続きで一時保育を頼める先を確保します。

将来的に就職したい専業主婦のための資格・技能取得支援(情報提供・研修など)の場をつくります。また、公共職業安定所と連携し、子育て中でも就労可能な求人をわかりやすく紹介できる仕組みを作ります。

子育てサークル活動や・子育て支援サービス(ファミリーサポート・子どもショートステイ・養育家庭・訪問育児支援サービス)・介護訪問ヘルパー活動など有償ボランティア活動の紹介を充実させ参加を促進します。

#### 7. 就労中の親も地域活動・地域生活に取組みやすくするための支援

就労中の父親や母親が PTA や健全育成などの地域活動に参加できるよう、実施団体は活動実施日の検討をします。区や企業は夕方から土・日に使える施設や会議室などの提供、あるいは託児を相互支援できない場合には必要に応じ、参加者の子どもの一時保育を企業のボランティアで支える(あるいは補助する)活動が広がるよう区は事業者などに協力を求めています。

#### 8. 子どもをたくさん生み育てたい人が、もう一人いても大丈夫と子育て支援策を実感できる、医療や教育面での経済的な支援

公立・私立幼稚園の保育料保護者負担一律化。

幼児期の教育の機会が区民一律に保障されるのが望ましいのではないのでしょうか。そこで、費用負担の一律化が必要です。保護者負担が一律となれば、保育の内容や自宅からの距離など、家庭に入園選択の幅がひろがります。公私幼稚園相互の保育内容の充実や向上も期待され、3歳児保育利用希望者の待機児童解消にもつながります。

子どもに万が一のときに安心して病院にかかれるよう、現在6歳まで実施されている乳幼児医療費補助制度の対象年齢を拡大させます。まずは義務教育終了を目標に、18歳未満までの拡大を目指しますが、補助の内容・対象・制限などについてはばら撒きにならないよう、今後議論を進める必要があるでしょう。

(第1分科会)

## **- 8 誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿**

---

【将来のあるべき姿】

### **介護が必要になっても安心して暮らしていけるまち新宿**

高齢社会が進む中で、誰もがいつか介護を受ける可能性がますます高まってきています。また、家族など身近な人を介護する立場になる可能性も大きくなっています。介護を受けることが必要になった時、それを負担に感じたり不安を抱いたりすることなく暮らしていけるようにすることは、これからの地域社会づくりにとって最も重要な課題のひとつです。

社会的な介護負担が増す中で、一人ひとりが自分の健康保持や介護予防につとめ、自立した暮らしを維持することが重要な課題になっています。この課題の認識や対応のためには、個人の努力とともに、地域社会全体での取り組み、とりわけ身近である新宿区の役割が重要であります。

それぞれの人々が心身ともに健康を維持して自立して暮らすという自覚を持つとともに、介護が必要な状態になったら気兼ねなく安心して介護が受けられるような社会の実現を目指すことが重要です。

### **地域交流を活性化し、顔と顔の見える地域の中で、安心して暮らせるまち新宿**

少子化や核家族化が進み、単身世帯も増加する一方、近隣とのつながりも希薄化し、介護や子育てなどの問題を抱えた人が一人で悩み孤立することも多くなっています。気軽に挨拶し話しのできる近隣の関係は、自然な形の見守りによる問題の早期発見や必要な知識・情報の提供、自然な相互援助、地域活動への参加などの基礎になるものです。私たちは、近隣での顔の見える関係こそ、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながっていることを、あらためて認識する必要があります。

### **公的介護保険制度の仕組みを、利用者や区民の声を十分反映させて改善していけるまち新宿**

公的介護保険制度については、介護の状況を大きく改善する一方、さまざまな問題点も指摘されています。介護保険料やサービス料の上昇について、不安を抱いている人が少なくありません。また介護保険外の介護サービスについても、よりいっそうの充実を望む声も多く聞かれます。私たちは、自治体レベルで可能な改善策について、行政や介護事業者が利用者や住民の声をよく聞くとともに、民間福祉活動とも連携しながら、いっそうの制度の改善やより良い運用に努めていくことを望んでいます。

## 【現状と課題】

### < 介護者 >

公的介護保険制度ができてから改善されてきているものの、在宅介護者はさまざまな身体的精神的負担を抱えています。特に老々介護も増加し、介護疲れで介護者自身の健康を損なうことも少なくありません。また、介護者の自殺や、介護している方への虐待につながることもあります。介護者のメンタルケアや地域の介護力の向上といった社会的支援が必要です。

### < 健康増進・介護予防 >

心身ともに健やかで、快適な生活を送るためには、それぞれの人の自助努力による健康管理が必要です。また、転んでケガをすることで、寝たきりになったり、閉じこもりになることで、介護度も増すことがしばしばあります。

### < 介護についての情報提供 >

「こういうサービスがあれば」という話が出ると、実はすでに区がサービスを行っているということがよくあります。区だけでなく、NPOや民間事業者などサービス提供が多様化し、複雑化する中で、住民が必要な情報、正確な情報を見つけだすことが困難になっています。

### < 介護サービス >

介護を受けることへの気兼ねや不慣れであるための不安を感じる人がいます。また、満足できる介護が受けられなくても、「自分が大変な面倒をかけているから」と我慢してしまう人もいます。また、介護サービス事業者の問題では、勤務経験の差や、教育体制の差などで、提供されるサービスの質にばらつきがあるという苦情も多く聞かれます。

在宅介護者や介護を受けている方の望む介護サービスと、事業者や行政から提供される介護サービスが一致していない場合も多くみられます。その結果、本当に望まれているサービス・施設と、提供されるサービス・施設にギャップが生じています。

### < 地域交流の活性化 >

多くの人は、地域とのつながりの大切さを感じていますが、現実には少子化や核家族化の進行、単身世帯の増加、あるいはドアロック付きマンションの増加などによって、つながりが持ちにくくなっているのが現状です。

また、個人情報保護が重視されるようになってきている中で、民生委員など、地域で福祉活動を行ってきた人たちが、介護や見守りが必要な人を発見する活動が困難になってきたという指摘があります。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 基本的な考え方

---

私たちは、自分が介護を受ける身になった時、安心して介護が受けられるよう、また家族介護者となった方の願いを実現するために、区長を先頭に、区職員が区民と共に「誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿」の実現化に向けて、希望の持てる社会づくりに力を注ぐことを前提に提案している。

これらのすべての項目を実現するのは簡単なことではないと理解しているが、「国・都の制度だから」「前例がないから」といって終わらせるのではなく、実現する方向で行政と住民と一緒に考えていくことこそが、最も重要だと考えている。

また、これらの提案が10年後に実現されればいいということではなく、緊急度、優先度を考え、必要があれば直ぐにでも取り組んでいくべきと考える。

### 2. 家族介護者への支援

---

・ 家族介護者の支援には、介護者の身体的疲労が大きいのでその軽減をはかるとともに、介護してきた人を亡くした時の喪失感を癒すといった精神的なサポートなど、きめ細かな方策を講じる。

・ 介護者の苦悩や不安など切実な課題を軽減するためには、介護経験者やカウンセラーなどの専門家との相談による精神的なサポートと、介護教室・介護者家族の会などの開催により情報交換の場を積極的に設け、重層的に強化していくべきである。

特に老人性認知症などの対処を間違えると症状が進み、家族の精神的苦痛をも増すことになる。対応策として早急に勉強会や経験者のネットワーク作りなどの改善に着手すべきである。

・ 在宅の家族介護者への経済的な支援を含め、既存のサービス体系にとらわれない、先駆的な新宿区独自事業により、有効な支援を積極的に推進する。

### 3. 在宅と施設の連携

---

・ 介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる環境の整備につとめる。例えば公共の土地や施設の有効利用、小規模なグループホームの整備、多世代同居のすすめなど、刺激と見守りがある生活を過ごしてもらうことを考えていく。

・ 入所型施設について、必要なサービス量を新宿区内で対応できるよう、設置に取り組むべきである。

・ 歩いていける身近な距離にある既存のこまぶき館をバリアフリー化し、使いやすいものにし地域活動の拠点として有効活用ができるよう改善すべきである。

・ 民間事業者による社員寮や社宅などの買い上げにより、グループホームや小規模多

機能施設の誘致を行うなど、民間活力の積極的な導入を進める。

#### 4. 公的介護サービスの改善

- ・ 今後確実に増加する社会的介護にかかる費用で、介護保険料、サービス利用料が上昇し、区民一人一人の負担が重くならない仕組みの検討が必要である。
- ・ サービス利用手続の簡素化や業務の効率化を図り、必要とするサービス・施設が直ぐに利用できるような制度の改善をすべきである。
- ・ 病気や緊急時にも対応できる柔軟なサービス体制を確立するためにも、受入施設のネットワーク化を図り、利用状況の把握に努める。
- ・ 経済的な理由により介護サービスが受けられない、自ら制限するといったことが起きないように、低所得者対策を充実させる。
- ・ 介護保険制度の財政や仕組みについて、区民に対するわかりやすい情報公開をし、説明や意見交換の場を地域で頻繁に開催し、介護保険制度の理解を促進する。
- ・ 行政の福祉担当職員の専門性を高めることができる人事配置や研修体系を確立する。

#### 5. マンパワーの強化に向けて

- ・ ケアマネージャーやヘルパーの資質を向上させ、社会的な介護力の強化に努めるとともに、研修や連絡調整を行うような機関を作ること検討する。
- ・ 介護サービスに従事する方が、継続して働き続けることができるよう労働環境等についても充分チェックする。
- ・ 地域全体で行政や民間福祉サービスの質の向上を促すために、制度としての事業評価システムの他に、民生委員や地域の関係者などの第三者による監視や評価、勧告ができるような仕組みを地域レベルで確立する。

#### 6. 健康増進、介護予防への取り組みの促進

- ・ それぞれの人が暮らしの中で、生活習慣病を予防したり、転倒・骨折しないよう気をつけるよう意識の向上をはかる必要があり、そのための啓発に力を入れる。
- ・ 個々人の健康状態が把握できるよう、自治体として高齢者向けの健康診断や健康管理の体制を整備し、これらの事業が多くの方に利用してもらうように取り組んでいく。
- ・ 健康維持や介護予防を望む高齢者のために、健康維持のトレーニングや体操、レクリエーションを行なえる仕組みをつくる。そのために、高齢者が歩いていける場所に拠点を設け、ボランティアや地域の協力者からなる指導者、運営者づくりの体制を整える。
- ・ さらに、介護保険料を納めている人を対象に、介護予防につながる健診等の仕組みを考え、実施することで、早い段階から介護予防に取り組んでいける体制をつくる。

## 7. 介護に関する情報提供の仕組みの改善

- ・ 自分が介護を受けるとき、家族を介護する必要が生じたとき、自分や家族が必要とする介護を安心して受けることができるよう、従前から介護に関する教育・知識を学べるよう啓発システムを作っていく。
- ・ 身近な地域の中で、気軽に介護について情報交換ができる場所、交流できる場所を設けていく必要がある。この場所を核として、公的サービスか民間サービスかを問わず、相談に訪れた人が介護に関するサービスや資源の有効な情報と適切なアドバイスが受けられるような拠点整備が望まれる。また、介護だけでなく、子育てや地域に関する様々な問題に関する情報交換の場として利用されるよう考えていくべきである。
- ・ 集められた情報を、必要とする人々に発信していく仕組みとして、例えば新宿区独自のケーブルテレビを活用し、新しい情報提供の媒体を考えていく。

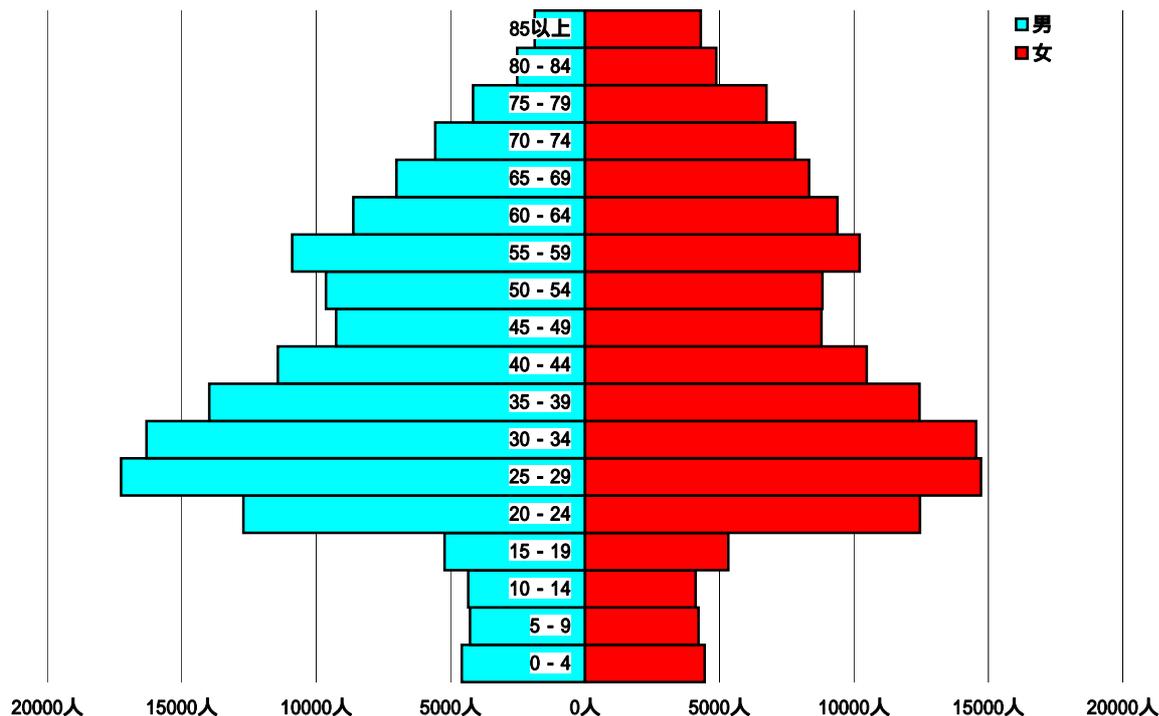
## 8. 地域交流の活性化

- ・ 介護ニーズの発見や介護の支えあいという点で、近隣づきあいの重要性を見直すべきである。身近な地域で人のつながりや社会参加活動をコーディネートする役割を果たす人材の育成をはかる必要がある。とくに、元気な高齢者や、今後地域に戻ってくる団塊の世代の活躍が期待される。
- ・ かつて「むらさき手帳」が民生委員と高齢者をつなぐ重要な媒介機能を果たしていたことを参考に、個人情報の保護に充分努めながら、新たな媒介の方策を考えていく。

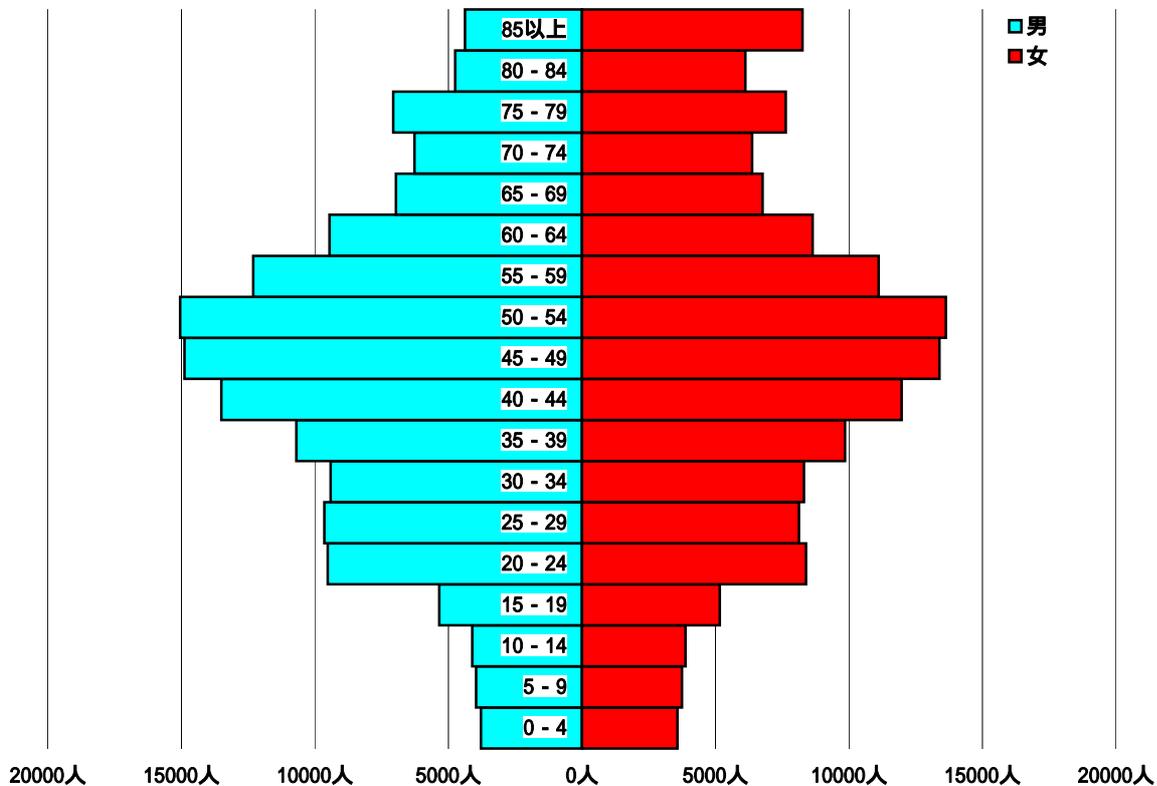
(第2分科会)

# 今後の年齢別人口の推移

男女別5歳区分別総人口構成（平成17年）



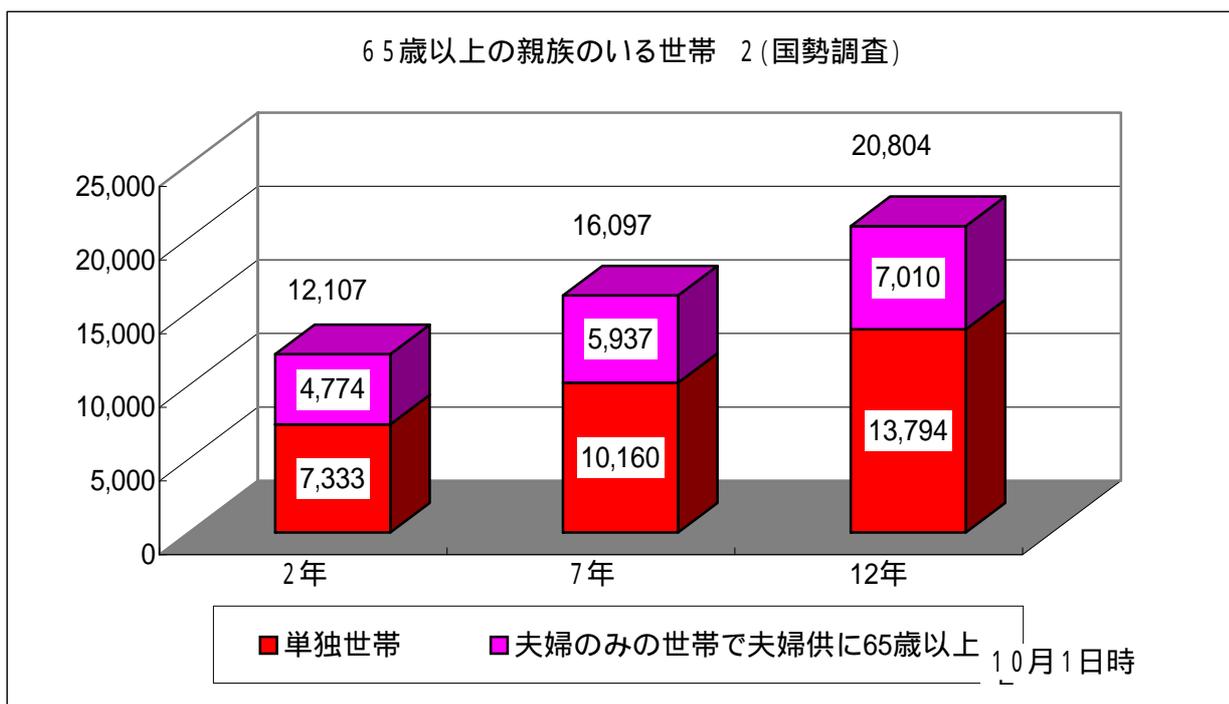
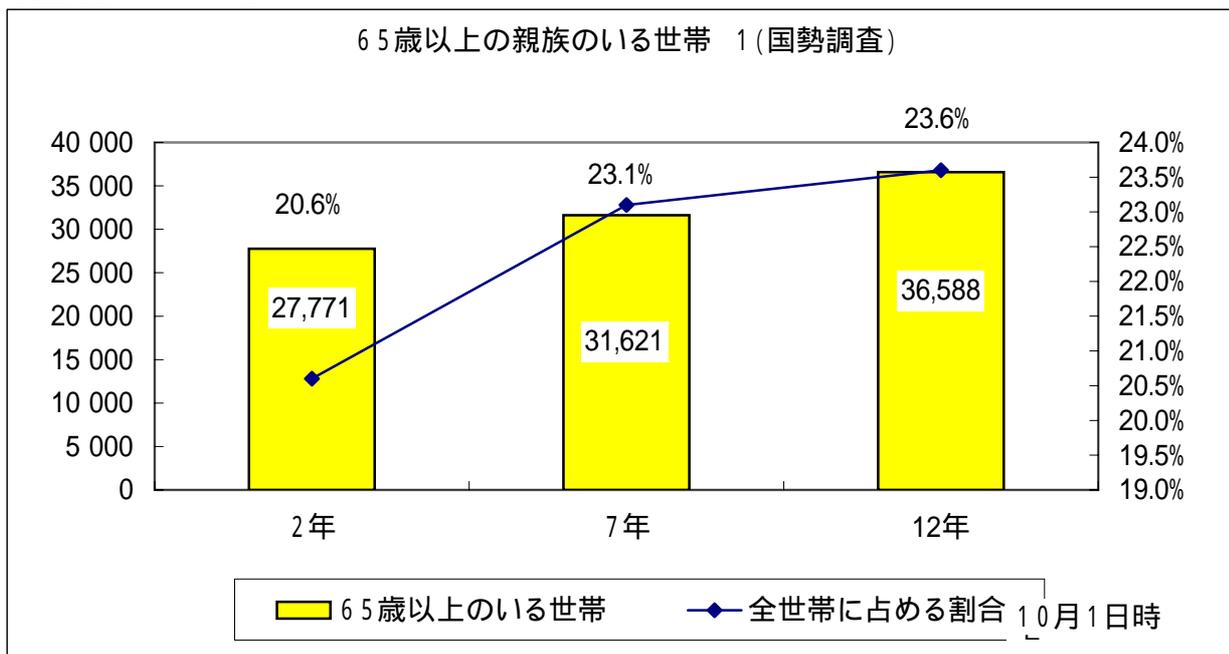
男女別5歳区分別人口構成（平成27年 推計）



国立社会保障・人口問題研究所の平成15年12月推計によると、平成27年度における新宿区の年齢別人口構成では、高齢人口率は21.7%となり、人口の4.6人に1人は高齢者という事になります。

一方生産人口は、69.8%に、年少人口は8.4%まで低下します。

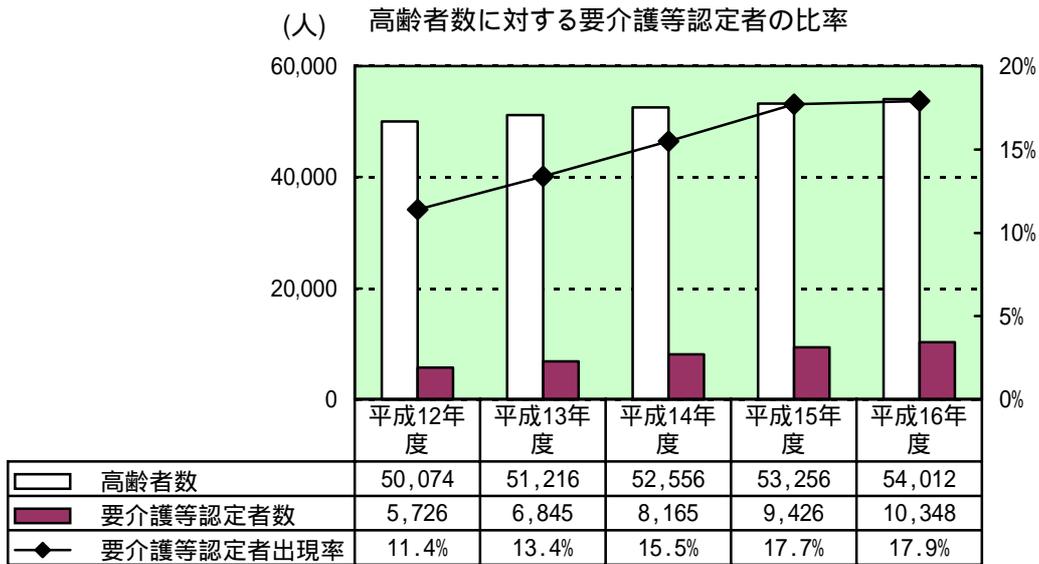
## 高齢者のいる世帯



国勢調査によると、高齢者がいる世帯は平成12年10月1日時点で36,588世帯で全体の23.6%を占めています。このうち、高齢者一人世帯、夫婦のみ世帯で夫婦共に高齢者の世帯はそれぞれ、13,794世帯、7,010世帯、合わせて20,804世帯となります。高齢者のいる世帯の半数以上(56.9%)は、高齢者だけで生活していることになります。

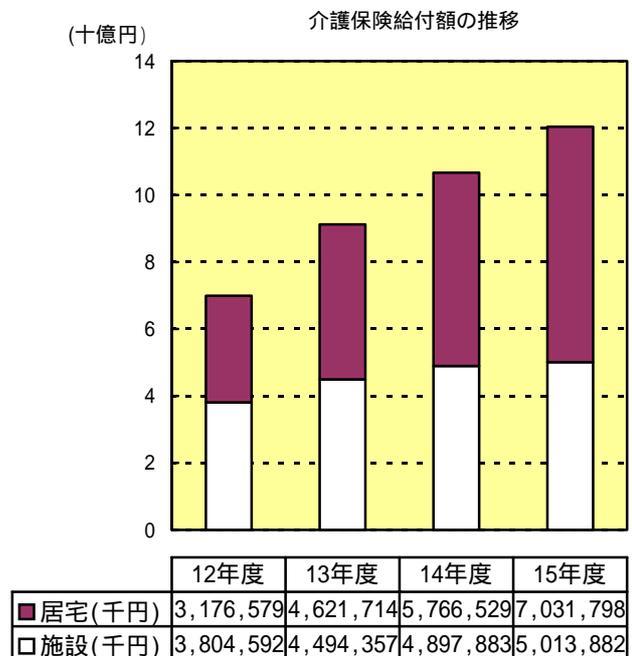
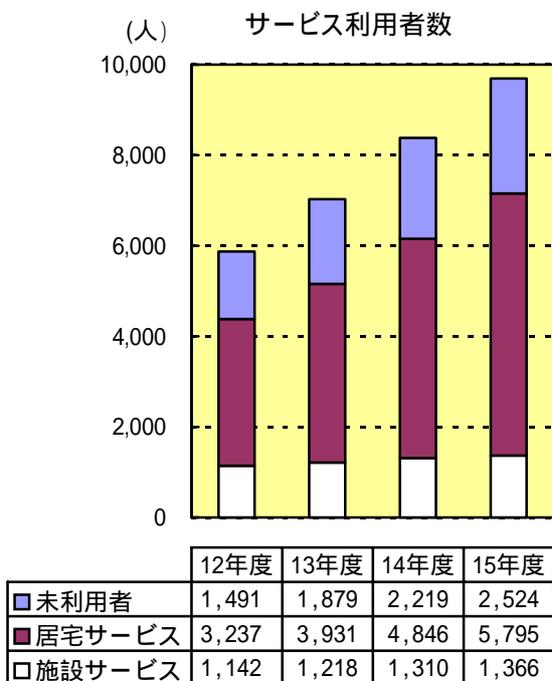
# 介護保険

実績等の増減傾向（年度末現在）



表中の要介護等認定者の出現率は、高齢者数（第1号被保険者（65歳以上）数）に対する第1号被保険者の要介護等認定者数の割合。第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は含まない。（介護保険事業状況報告、ほかより）

平成16年度の高齢者人口は平成12年度と比べ7.9%増（50,074人→54,012人）であるのに対して、要介護等認定者数のそれは80.1%の増（5,726人→10,348人）になっており、高齢者人口の伸びに比べて著しい伸びを示している。この結果、新宿区の要介護等認定者の出現率は、平成12年度の11.4%から平成16年度の17.9%に上昇した。ただし、要介護当出現率は、平成16年度に入って鈍化してきている。



未利用者とは、要介護等認定を受けているが、介護保険サービスを利用していない者のことである。

サービス利用者数は、制度開始以来一貫して増え続けている。サービス利用者の割合を、居宅サービス、施設サービスの別に見ると、施設サービスの利用者の平成15年度は対12年度で1.2倍と緩やかな伸びであるが、居宅サービス利用者は同1.8倍になっている。

介護保険給付額の推移を見ると、居宅・施設別のサービス利用者の推移を反映して、保険給付額も同様の推移をたどっていることが分かる。

## **- 9 「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち“新宿”から**

【将来のあるべき姿】

### **「住んでよかった」と感じられる生きがいのあるまち“新宿”**

「生きがい」とは、生活の質を高めしてくれるものであり、社会の中での自分の居場所や役割を考える時、とても大切な言葉として受け止めることが必要になってきます。

「生きがい」は、人として生きていく上で必要なものですが、これは生活に余裕のある人だけが求めるものではありません。病気の人、介護が必要な人も、誰かを介護する人も、また障害がある人も、生活が苦しい状況の人、「生きがい」を持つことで困難を乗り越え、人として生きていくことができるのです。誰もが「生きがい」を持ち、豊かな気持ちで日々を過ごし、人生の最後を迎えるときに「このまちに住んでよかった」と思えるわがまち“新宿”の実現を願わずにはられません。

### **多様で個性的な「生きがい」を尊重しあえるまち“新宿”**

「生きがい」とは、人それぞれに異なる多様なものです。働くこと、学ぶこと、遊ぶこと、人との付き合い、趣味やスポーツ、起業、地域貢献など、「生きがい」につながるものは、実に多様なものといえます。「生きがい」は本来個人的なものから出発していますので、他人に押しつけるものでもありません。その意味で「生きがい」を考える上で最も大切なことは、個人的で多様性のあることをお互いに尊重し、認め合う姿勢をもつことといえます。

人が生きていく時間の経過とともに、その人にとっての「生きがい」も変化していきます。それぞれの人がある今の自分の「生きがい」ばかりでなく、将来の自分の「生きがい」を見通していけるようにすることも重要な課題になります。年齢を重ねることをマイナス・イメージとしてではなく、加齢をプラス・イメージとして捉えていくためには、新たな人との出会いやつながり、生きていくことの意味、そして、やりがいのある課題を探し求める中から「生きがい」を見いだして、「生きがい」を与えてくれたことに感謝する気持ちが大切になります。

### **誰もが、自分の持ち味を生かし活躍できるまち“新宿”**

社会の中で自分の居場所や役割を見だし、自分を活かすことで人の役に立っているという達成感を持つことこそ、最高の「生きがい」を与えてくれるものです。

また、これからの大きな関心事となっている「団塊の世代」の人たちが、これまで培ってきた知識や技術、経験を活かせる仕組みづくりが求められています。

これからは、団塊の世代をはじめ、あらゆる世代の人たちが自分の持ち味を生かし、活躍できる多様な場を作っていくことが、地域の活性化や「生きがい」づくりにとって大変重要であるといえます。

【現状と課題】

## 自らが「生きがい」を求める時代の到来

超高齢社会が現実のものとなり、新宿区でも高齢者人口は全体の2割を超えようとしています。高齢者世代の「生きがい」観も大きく変化しており、生活スタイルや価値観も多様化して、就労・起業・社会貢献・ボランティア・生涯学習などに興味、関心を持つ高齢者が増えています。したがって、高齢者全体を見回して全て同じだと考えたり、高齢者の生きがいは趣味的な活動に集約される、と捉えるだけでは不十分になっています。

このため、「生きがい」の実現に向けた社会的な解決策を考える場合、「高齢者が何を求めているか」、「何をしたいか」など、その希望や意志を尊重していくことが大変重要になります。高齢者世代はますます大きな発言力を持つことになりませんが、自分たちの暮らし方が、社会のあり方を左右するという社会的責任を自覚しながら、自分たちの「生きがい」を探し求めていく時代が到来していると考えています。

「高齢者は介護が必要な人」という固定観念を持つ人がいますが、高齢者の多くは、自立して元気に活動しています。また、加齢によって健康面に不安を抱えていても、自分のできる範囲で何かやってみてみたいと思っている人も大勢います。

誰もが好んで介護を受けたいと思っはならず、むしろ介護サービスを受けずに自立して張りのある暮らしをしたいと考え、そのように暮している人も大勢います。こうした現実をよく認識して、まず、「年をとることは、老化して何もできずに、何もしたくなくなる」というような先入観を、私たち自身から変えていく必要があります。

## 「生きがい」づくりと地域の現状

「誰もが生きがいを持って暮しているか」という視点に立って、地域の現状を考えてみると、地域社会とのつながりが希薄になっているために、張りのある暮らしが営めないという心配を持つ人に気づきます。健康であっても外出が面倒で、家に閉じこもりがちな人や、人づき合いが得意ではない人、心身の機能が低下して思うように動けなくなっている人など、地域とのつながりが希薄になる理由は様々です。

したがって、それぞれの人たちの置かれている状況や意志を十分尊重しながら、無理のない形で地域とつながりを持ち、地域との交流を果たす中から、「生きがい」を持ってもらえるような社会的な働きかけも必要になってきます。

「団塊の世代」の人たちが、地域との関わり方にどんな意見や希望を持っているのかを、よく聞く必要があります。また、この世代の人たちの感覚や価値観が、これまでの高齢者クラブや町会の活動に馴染まないことも十分予想されます。「団塊の世代」に大きな期待が寄せられているだけに、この世代の能力や実行力を、組織やネットワークづくり、子育て支援、NPOを活用した事業の立上げなどに活かした、潜在力を発揮する仕組みづくりが必要になってくることは間違いありません。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 基本的な考え方

---

「平成17年度新宿区民意識調査」によると、高齢者が地域活動に参加しやすくするために必要なことは、1位：「一緒に活動する友人・仲間がいること」、2位：「活動に関する情報が得やすいこと」、3位：「活動が自宅の近くであること」が上げられている。このため、誰もが居場所や役割を持てるまちを作り、地域で「生きがい」を持てるようにするために、以下の方向性を条件として、これから整備していかなければならないと考える。

身近な地域の活動拠点の確保(既存施設の有効活用を含めて)考えること。

活動する時に必要な情報の提供や相談しやすい環境を整えること。

仲間作りや活動をコーディネートできる人材の育成を進めること。

健康な暮らしを自ら心がけるとともに率先して実践するように努めること。

自己実現を図るためにボランティアや社会貢献活動に積極的に参加すること。

「団塊の世代」の参加を中長期ビジョンで考えて人的交流を進めること。

### 2. 身近な地域の施設や活動拠点を増やす取組み

---

- ・ 地域で利用する身近な施設は、誰もが安心して手軽に利用できるものでなければならない。大きな施設を作るよりも身近で気軽に利用できる小さな施設を増やすという発想が求められており、この実現に向けた取組みが必要である。
- ・ その地域の住民が、もっと柔軟に気楽に利用できるような施設のあり方を検討していく必要がある。また、施設の活動メニューも相応しいものかどうか検討する。
- ・ 「ふれあいいいきサロン」のような、それぞれの地域の特性にあった活動拠点のあり方を検討していくとともに、官民の協働による高齢者に対してITの普及・促進を進めるなど、施設運営を拠点活動の中に盛り込むことが必要である。

### 3. 高齢者のIT利用に力を入れる

---

- ・ 地域で暮らす人にとって情報の多くはITといわれるインターネットで提供される時代になり、高齢者に対するIT利用の普及が鍵となっている。パソコン教室などでは、「パソコンふれあいサロン」のような取組みで、成果を上げているNPOの事例は大変参考になるので、他団体の紹介などを積極的に行っていく必要がある。

### 4. 「生きがい」は、基盤となる経済支援情報の提供・相談から

---

- ・ 高齢者が「生きがい」を持てるようにするためには、経済的な基盤を確保することが先決である。生涯現役で定年退職した後も働き続けることができれば、生活設計も容易に立てられることになる。このため、高齢者の雇用情勢や経済支援に関する情報、相談に関して「生きがい」という視点を新たに加え、誰もが安心して利

用できるように、施設や行政の相談窓口を発信拠点として取り組むべきである。

#### 5. 仲間づくりの核となる地域のコーディネーターやリーダーの育成

- ・ 地域の仲間づくりを支援していくために、魅力のあるリーダーの存在とその育成は欠かすことができない。また、各機関の役割を明確にしたり、施設や活動拠点を活発に機能させるためのプログラムを考えたり、相談に乗ったりすることのできるコーディネーターとしての人材の育成は、費用も考慮して実行していく必要がある。
- ・ 高齢者の生きがい施策の中心であった「高齢者クラブ」については、組織の有り方や参加の方法、世代交代やリーダー養成など、解決していかなければならない問題点がでてきている。町会や自治会の役割にも配慮しながら、社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成を進めることが、喫緊の課題になっている。

#### 6. 生きがいづくりは、生涯を通じた、心と体の健康づくりから

- ・ 何事も無理をせずに長く継続することが大事であり、高齢者が気軽に行けるような身近な地域の居場所づくり、たまり場づくりの考え方が多方面から聞こえてくる。家に閉じこもらずに元気で顔を合わせることができることは、健康だからこそできることである。日々の暮らしの中で自分に合った健康作りを実践し、人に迷惑をかけない生き方をしていきたいという多くの人たちの気持ちを大切にして、行政と民間がともに切磋琢磨して取り組んでいく必要がある。

#### 7. ボランティア、社会貢献活動を促す心理的サポートの充実

- ・ 自己実現を図ることで、自分の存在感や生きる責任を認識できることがある。人それぞれの「生きがい」は主観的なものであるが、自分の役割や人生の意義を見直すことで、親切を感謝の気持ちで受け入れる喜びや自尊の心が湧いてくる。
- ・ その意味で、社会参加におけるボランティアや社会貢献活動は高齢者を含めて、皆で支えあうことが求められる。老いも若きも一人ひとりが皆を支える気持ちを高めることが大切であり、ピア・カウンセリングなどは、とくに高齢者にとって有効な活動であり、心理面からのサポートとして、とても大切な視点であると考えられる。

#### 8. 「団塊の世代」の地域参加の促進

- ・ 「生きがい」をテーマに掲げて具体的な解決策を考える時に、「団塊の世代」の人たちが地域と関わるきっかけづくりを進めなければならない。地域デビューとか、第二の成人式などと表現されるが、新しい発想によるイベントを考えて、参加する人たちの意欲が掻き立てられ、魅力ある仕掛けづくりが益々必要である。

(第2分科会)

## 「団塊の世代」について

\* 「団塊の世代」は、第二次世界大戦終了後の1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代の方を言います。1976年に堺屋太一氏が発表した小説『団塊の世代』に基づき命名されたものです。現在(2006年)では、56歳から59歳となり、来年2007年から企業等を退職し、地域に戻ってくると言われています。なお、新宿区では、2006年1月1日現在で、約1万4千人(男性約7千3百人 女性約6千8百人)の方が該当します。

## 高齢者クラブ

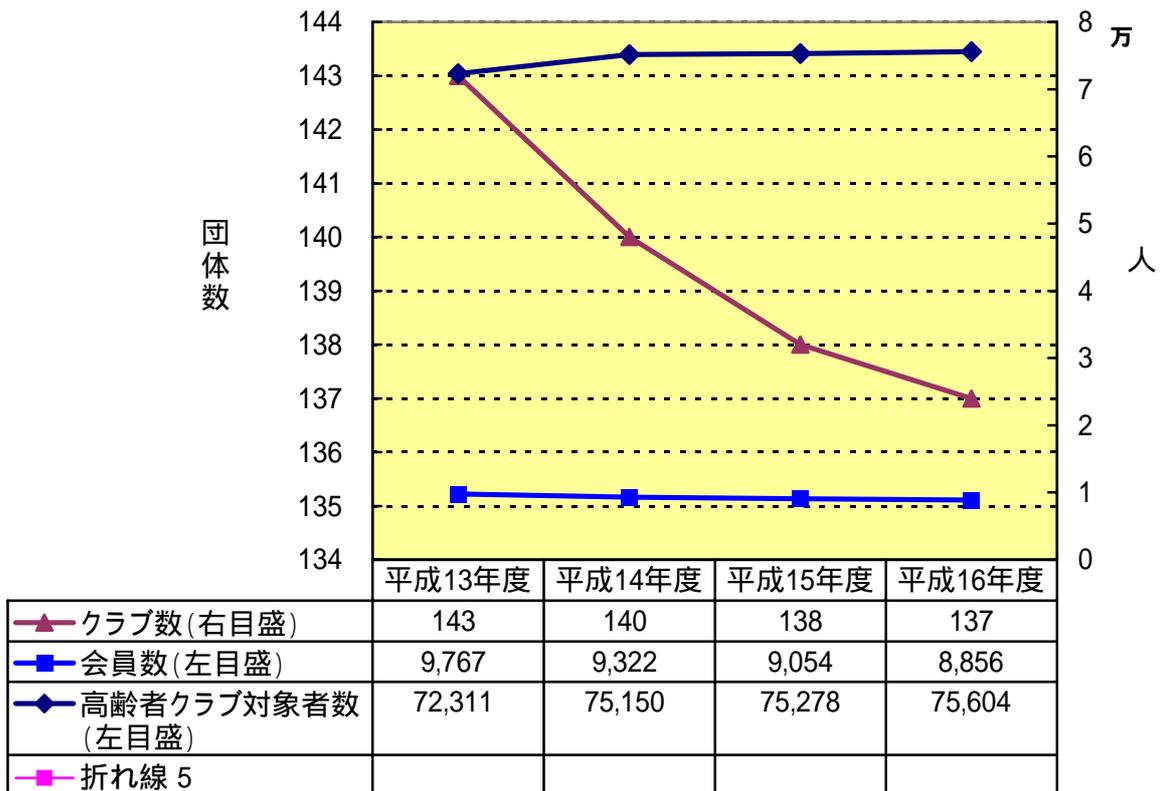
### 1. 事業概要

- (1) 目的：老人福祉法第13条第2項に基づき、高齢者クラブ活動における地域との連携を促進し、地域との交流の場として積極的な社会参加を図り、以って地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- (2) 内容：高齢者クラブ連合会に対し、活動を側面から援助するため事業助成金を支出する。また、単位高齢者クラブに対しては運営費の一部を助成している。

### 2. 基礎データ(平成16年度実績値)

(1)連合会数1団体、(2)クラブ及び会員数：138団体、8,856人

### 3. 実績等の増減傾向



クラブ数及び会員数は減少傾向にある。

高齢者クラブは、区内在住の58歳以上の者で構成されている。

【将来のあるべき姿】

### 一人ひとりを、人として大切にできる共生のまち新宿

これからのまちづくりは、「どの人も社会の担い手」「たとえ迷惑をかけ合いながらも、共に生きていくことが大事」「人間お互い完全ということはないのだから補い合うことが大切」「障害をもつことは、不便ではあるが不幸ではない」といった見方が基本となるべきです。改めて「一人ひとりを大切にできる社会」とはどのような社会かを、広く社会に問いかけていかねばなりません。

障害があるから、外国人だから、働いていないから、貧しいから、病気だから、一人暮らし高齢者で社会的なつながりを失ってしまったからなど、いろいろな理由で社会的ハンディを負い、社会参加をはばまれたり、権利を行使できない状況に置かれている人たちがいます。人は、どんな境遇にあっても、生きる意味、価値は同じです。それぞれの立場を認め、支えあう共生の理念で、社会参加をはばむバリア(障壁)をとりのぞいていくことが大切です。

### 物理的バリアだけでなく、社会的、心理的バリアのないまち新宿

バリアフリーというと、どうしても物理的なものと捉えがちですが、ハンディのある人のことを理解し地域社会に受け入れる心を育て、あるいは受け入れるための社会的条件を整えることも同時に大切です。私たちは、もっと心や社会のバリアフリーに目を向けるべきだと考えます。社会的ハンディを負う人たちに対して同じ社会の一員として関心を持ち、正しい知識を持たねばなりません。そのために学習したり情報を得るための機会をもっと増やすべきです。

今自分や家族の方に障害がなくても、いつか病気や事故、加齢によって障害を持つ可能性は誰にでもあります。また、失職、破産、病気等の要因で生活困難な状態に追い込まれ、社会から孤立してしまう可能性は誰にでもあります。障害者は、障害が社会的ハンディとされてしまうことで、教育、就労、生活に困難な状況が生じます。同様に、外国人は言葉のハンディ、ホームレスは住所要件の欠如、ニートは教育・職業訓練に適應できないことなどによって、就労や社会参加の機会を失うことが少なくありません。こうした問題にも関心を向け、理解していくことが不可欠です。

## 【現状と課題】

### 物理的バリアフリー

公共機関などでは、エレベーター・エスカレーターや身体障害者用トイレの設置、段差の解消など、物理的なバリアフリーについてはかなり進んできましたが、運用に当たっては多くの問題が残されていて、ハンディをもつ人の社会参加を妨げています。地下鉄開通によりバス路線が廃止になったために、障害者や高齢者には外出が困難になった例も少なくありません。いろんな分野の施策にもバリアフリーの理念が大切です。

### 施設の利用しやすさ

身障者用のトイレにしても、入るまでに段差があったり、鍵がかかっていたり、利用者にとって使い勝手の良いものはまだまだ限られています。また、どのような施設改善もすべての障害者にとって同じように使いやすいとはかぎりません。たとえば、視覚障害者にとっては必要な点字ブロックも、車椅子での移動を困難にしている場合があります。障害の種類や度合いなどの違いによって事情が異なっており、正しい理解と細かい配慮が欠かせません。

### 障害者の就労

障害者の多くは収入の少ない福祉的就労に従事しています。法定雇用率が制度化されていても、区内民間企業の6割が未達成です。特に高齢障害者や知的障害者、精神障害者の就労はいっそう困難となっています。福祉的就労の場に対する支援も含めて、持っている能力を生かせる職場の開拓など地域社会でできることは何かを考えていく必要があります。また、ホームレスの人たちの市民社会への復帰には就労支援にとどまらず、法律的な援助(リーガルエイド)が欠かせません。

### 心のバリアフリー

ハンディをもつ人とかかわる時、同情心をもつことは自然なことかもしれませんが、「かわいそうだから」という上からのあわれみ的な関係での援助は、正しい結果を生みません。たとえば、親や福祉施設の職員が過剰な配慮をしてしまい、「福祉」という言葉でかえって障害者の自立を阻んでいるという指摘もあります。また、障害者施設設置に対する地域の反対運動も、誤解や偏見に基づく場合が少なくありません。

こうした事態を克服し、バリアフリーを進めるには、子どもの頃から障害のある人と接したり、交流する機会をふやすなど、学校教育や生涯教育の課題として取り組んでいかなければなりません。ハンディを持つ人たちと共に、地域の中で豊かに暮らしていくためには、日常的なふれあいを深め、わからないことは相手に率直に聞くといった姿勢が大切です。

## 【取り組みの方向性】

### 1. さまざまな社会的ハンディについて体験的に理解する機会の創出

- ・教育現場に、社会的ハンディに対する知識を得る機会を作る。幼稚園・保育園・小、中学校の段階から、自分とは違う相手のことを思いやる優しさと想像力を教えると共に、共感し合える人間関係を育てるためにも、一緒にふれ合い育ち会う機会を設ける。
- ・また、職場、地域社会の生活の場を通じて、社会的ハンディを体験的に理解する機会を設ける。2006年4月に施行された「障害者自立支援法」は、障害のある人々に身近な区市町村が責任を持って一元的にサービスを提供し、利用する障害者の方も含めて国民皆で分担し合いサービスの質・量を確保していくことを目的としている。この法の趣旨を生かすには、職場・地域社会のあらゆる生活の場を通じて社会的ハンディを体験的に理解する機会を設けることが必要である。

### 2. 「障害者インターンシップ」など障害者の雇用につながる機会の創出

- ・職場実習を試した企業の多くは採用につながっている例が多い。積極的に多くの企業に働きかけ、職場実習の受け入れ先企業を増やし、又、障害者を雇用できるように労働環境をよくするよう働きかけ、障害者の雇用につながる機会を多く設定する。その点、大企業は労働環境を整える設備投資ができるので、雇用の促進を強く働きかける。

### 3. 社会的ハンディのある人の社会参加の促進

- ・公共の施設をつくる時、障害者が利用しやすいように区民から広く意見を聞く場を設ける。誰もが社会の一員として地域で暮らすためには社会的ハンディのある人でも積極的に町に出ていかれるように行政の支援が必要。公共の施設をつくる当事者に区民から広く意見を聞く場を設ける。
- ・企業に働きかけ車椅子用トイレカーを区が主導で作し、イベント会場や被災時に貸し出す。地域のイベントであれ、被災時であれ、障害者が特に不安に思うのはトイレの問題である。障害者と健常者が共に生きられるようにするには、こうした問題に目を向けることが重要である。
- ・公共機関における日常的な対応は、専門別に組織されていることで、一般の区民にとっても分かりにくい面があるが、社会的ハンディのある人にとっては、なおさら解りにくく、社会参加を阻害する要因になる。一人ひとりのニーズを受け止め、適切な部署へ解り易くコーディネートを行う窓口や仕組みを設ける。
- ・「障害者自立支援法」の運用にあたっては、障害者の実態にあった支援を充分考えていく必要がある。

#### 4. 一人暮らしの孤独死を防止する

- ・一人暮らしの孤独死を防ぐため、地域の見守りや協力員の仕組みを改善、充実させる。「生活援助員」が週2回程度巡回して安否を確認するようなシステムを作る。又、交流できる場所を歩いていける所に作る。また、新聞配達員や牛乳配達員の協力を得て住民レベルの見守りのネットワークを作る。
- ・マンション等に住んでいることで、地域や行政とのつながりが薄くなってしまっている高齢者等がいる。このようなことで、社会参加の道が閉ざされたり、最悪孤独死などを迎えることのないように、町会へのマンション居住者の参加や自治会の結成など地域や行政とのつながりを強く、支え合う仕組みを考え、促進する。

#### 5. ホームレスと地域住民を対立的に捉えず、人間としての共通の視点にたった解決策の推進

- ・新宿区では「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」が制定されているが、その趣旨を十分生かして実行していくことが重要である。とくに、ホームレスの人たちの就労ニーズに応じて適切な就労支援を実施する必要がある。また、ホームレスの人たちに、物質的援助ばかりでなく生きる意欲が持てるように援助してゆく必要がある。例えば、区内の理容学校と連携をとり学生に、ホームレスの人たちの散髪をしてもらうことなどが考えられる。これは学生にとっても社会勉強になる。

#### 6. 住民による身近な地域でのボランティア体験・交流の機会の創出

- ・区限定で使えるボランティア通貨に取り組む。家事支援などで近所の方の「ちょっとした」ボランティアで補えることはたくさんある。地域限定で使える「(仮称)ちょこボラ通貨」を発行し、ちょっとしたボランティアをしてもらった時活用できるようにすることで、困っている人が身近なところで手の届くサービスを得られるようになると考えられる。
- ・施設利用者と地域住民との相互理解を進めるため、福祉施設のボランティア体験やイベント交流の機会を進める。隣近所の付き合いも希薄になってきた現在、自然発生的な地域コミュニティを創生するのは非常に難しいと思う。そこで、区や社会福祉協議会が意図的に、普段出会うことのない個人と個人の出会いをプロデュースする必要がある。具体的には、老人ホームや障害施設の慰問などという形ではなく障害者や高齢者の話を聞く会、例えば「私の戦争体験」「障害のある僕がどんな体験をしてきたか」等、華やかなイベントだけでなく、このような出会いを継続的に行うことが重要である。
- ・社会福祉協議会や民間ボランティア組織などが高齢者の疑似体験学習の取り組みを行っているが、それをさらに進め、身近な区民センターやボランティアセンター等で定期的に誰でも受けられるような取り組みとし、それを広く区民にPRしていく。

## 7. ボランティア活動の育成・普及

---

- ・誰にでもできるボランティア活動として、高齢者や障害者の日常活動への適切な介助ができるよう、介助技術の一般への普及啓発に努める。
- ・現在ボランティアに参加するのは女性が多い。一方男性が持っている日曜大工の技術は、介助器具づくりに活かすことができるなど、参加者の範囲が広がることで、ボランティア活動の範囲も広げる可能性がある。今後、ボランティア活動への参加を広げる仕組みを考えていく。

(第2分科会)

## 11 外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)

---

### 【将来のあるべき姿】

1. 居住する人々が、「安全」で「安心」して「快適」に過ごせる“多文化共生社会”のモデル地区を実現する。
2. 区は長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けた施策・運営・業務を行う。
3. 区と住民及び住民同士の情報の伝達・共有化がスムーズに進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる。
4. 外国人が地域の一員として、積極的に参加出来る「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築される。
5. 外国人の人権の尊重と行政参加の機会が保障される。

### 【現状と課題】

新宿区における外国人の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化や課題をもたらし、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブル懸念や外国人に対する人権や社会参加に関する課題が見えてきています。

外国人と日本人が地域で、ともに暮らしていくことは、新宿区ならではの重要課題であり、日本の将来課題でもあります。外国人が多く暮らすことを区の特性として積極的に捉えるという観点から、《居住への総合的対応》《相互理解を深める対応》《人権の尊重》《社会参加》をどうしていくのかがポイントとなります。

### 1 現状

#### (1) 統計からみる外国人の現状

区民の1割が外国人：新宿区の外国人登録者数は、昭和61年に1万人を超え、平成18年4月1日には110ヶ国の30,117人、区内人口305,996人(住民基本台帳登録数275,879人)の約1割(9.84%)を占めています。総人口に対する占有率は東京都他区(約3%)及び全国水準(約2%)と比較し顕著です。

韓国・朝鮮及び中国籍が多数派：新宿区はアジア系の登録者の占有率が高く、韓国・朝鮮13,153人)及び中国(9,341人)で全体の75%を占め、以下フランス(988人)、ミャンマー(801人)、フィリピン、アメリカと続いています。近年、韓国(特別永住者を除く)、タイやミャンマーなどのアジア系国籍住民の増加が目立ちます。

20～40代の若中年世代年齢が大半：男女ともに生産年齢人口(15歳～64歳)が約9割で占め、年少・高齢人口は低くなっています。

大久保地区と柏木地区に4割弱が集中して居住：特に大久保地区では、所管内総人口に占める割合も21.9%と5人に1人は外国人という状況です。

## (2) 日本人の視点

外国人の多い地域と少ない地域では、現状への認識に大きな違いがあります。

新宿区は、外国人とともに暮らしていくこと(多文化共生)を避けて通れない現状にあり、プラス思考で進めていく必要がある、との意見が多くあります。

異文化を理解しようとする心と姿勢、日本人・外国人の双方への正確な情報提供、コミュニケーション・交流の促進、コミュニティ参加の機会づくりなどが必要であるが、多文化共生社会を実現するための方法がわからないという現状があります。

一部の日本人に、外国人イコール犯罪者との意識があります。

日本人も外国人も双方の風俗習慣を知らない人が多い。

「ルールを守ること」と「他者を認めること」が共生の視点として必要です。

## (3) 区の取り組み

区は、後期基本計画、第三次実施計画で「異文化理解の促進と国際交流」に取り組み、「国籍や民族などの異なる人々を地域社会の一員として受け止め、地域における外国人との交流や異文化理解の促進を通じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図る。」という考え方を示しています。

現在の第四次実施計画・第二次行財政改革計画では、「急速な少子高齢社会が進む中、互いに民族や国籍の異なる人々が文化的違いを認め理解し合い、ともに生きていく“多文化共生のまちづくり”を推進する」という“多文化共生”の考え方を示し、推進の実行段階にあります。

## (4) その他の視点や背景(日本に住んでいる理由等)

地域社会における外国人は、勉強・起業・事業・就労・駐在員、またそれらの家族というのが来日の理由等であり、その中には歴史的・国際的背景などを持った人たちも多くいます。それぞれの人々の立場やおかれた環境によって、日本社会への見方・考え方は、おそらく一様なものではありません。

受け入れる側の日本社会も、多様な価値観を持った人々の集まりであり、日本社会自体が多文化共生社会といってもいいほどに変化し、今や国籍・宗教など異なる文化を持った人々が様々な目的を持って、数多く生活するようになっています。

## 2 課題

### (1) コミュニケーション形成への障害

コミュニケーションの形成への障害となる言葉の壁があります。

日本人は、異なる文化や習慣と交わる体験が少ないため、多様性の受容、多文化共生への理解が不十分です。

## (2) 安全に対する懸念

犯罪のグローバル化、外国人による組織犯罪への脅威があります。  
外国人に住宅を賃貸することへの不信があります。

## (3) 問題への対処や制度の不備

日本人の外国人に対する問題や苦情は聞こえるが、外国人側の声が聞こえにくい。  
特定の地区への対処に集中しています。他の地区では、問題がないのでしょうか。

## (4) 区への課題

「多文化共生」とは何か、もっと議論を進める必要があります。新たな基本構想・新基本計画で「多文化共生」という用語を用いるならば、「多文化共生」の定義をどのように考え、外国人の対応・施策を具体的にどこまで行うのか、明確にすべきです。

後期基本計画・第二次行財政改革計画など行政計画が見えてこない。また計画の定量的な目標が明瞭化されておらず、効果や事業評価への疑問の声があります。

外国人への対応について、区役所部署のどこに相談していいかわからない。区の役割認識の明確化が必要です。また、総合的な視点を持つ区職員が少ない。

在住外国人の実態把握と現状理解に不足があります。

区施設「しんじゅく多文化共生プラザ」に求められる、役割の明確化が必要です。

議会、区、所管警察、入管、関連組織団体、非営利支援団体(NPO や NGO)、有職者などの連携がスムーズではない。

区には、外国人が安心して区内で生活できるよう、「生活環境・労働環境」に関わる社会保障の整備と、「公的年金・保険」への加入を促すなどの諸施策が必要です。

## (5) その他の課題

根幹の課題としては、共生へのプロセスが見えていないこと、外国人が増えている地域では、まちの将来像が描けてないことが挙げられます。外国人と日本人がともに地域社会の一員として「まちづくり」を進めることに対して、拒否反応を示す人がいることを踏まえて共同で行う「まちづくり」への方策・取り組みが必要です。

日本人と外国人が地域社会でともに生活するための生活ルール、風俗習慣等を理解するための方策、相互理解を深めるための方策を探ることが必要です。

NPOや地域のボランティア、商店会の有志等が、この課題に何十年となく真剣に取り組んでいることが分かった。区はこの活動を有効活用して、区が多文化共生に対する土壌づくりをすることが大切です。

在住留学生の声を一例にすると、「外国人の受け入れは低賃金労働力の確保」「留学生政策の達成率(受け入れ人数・公的住宅の確保)が良くない」「地域社会の受け入

れが希薄」、との見方がある。そのような意見を区サイドが、どこかで集約していく。そして NPO やボランティアの方達が情報を提供しながら多文化共生社会を創りあげていくことが必要ではないでしょうか。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 居住への総合的対応

---

外国人の増加は、区内の地域性を顕著に表す課題であり、一定の地域では、多文化共生は切実な問題となっている。区は、教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化等、重要で新たな課題を直視し解決を図ること。

そのために「多文化共生」については、現在の新宿区基本計画の中では「第2章ともに学ぶ、文化とふれあいのあふれるまち」「文化政策」として捉えられていますが、教育、医療、福祉など居住への総合的対応を目的とする“総合政策”として捉え直し、新たな基本計画(行政計画)に明確に位置づけることが必要である。

関連行政機関との連携(総務省、文科省、法務省、外務省、厚労省、JICA、東京都、他自治体、各国大使館、警察、医療機関等)を進めること。

さらに、外国人の生活に関する総合的な対応を行う専門部局を設置し、専任職員を養成・配置し、多部署において多面的に推進すること。そして、外国人増加の原因分析・洞察の実施、「関連知識・情報(生活実態・宗教・伝統文化等)」の収集、蓄積・分析を行う仕組みづくり、区施策・事業評価基準の提示をすること。

区と区民は、多文化共生社会の実現が、“まちの成熟度”を示す指標として広く認知されるように意識改革を図ること。そして、まちの活性化に向け、多文化共生のまちが研究や観光に生かされるよう、長所を育て、プラスイメージを発信すること。

企業は、異なった国の人達が共に働ける職場を提供すること。

### 2. 相互理解を深める対応

---

区は、外国人への施策、多文化共生の現状の情報を幅広く区民・教育現場・地域で活動している諸団体等に提供し、理解を深め、関係団体との連絡調整を促すこと。

区と区民は、異なる文化や生活背景を持つ人々を受け入れるために必要な知識の普及を図り、共生への理解を深め、外国人が発信する講座やプログラム推進と支援の強化を行うこと。また、コミュニケーションを円滑にするために情報伝達の多言語化を図ること。(現在実施中の英語、中国語、ハングル以外の多言語化や対象の拡大)

### 3. 外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる

---

区は、関連NPOや在住留学生・外国人諸団体等の組織化と活用を図ること。

区民は、互いに地域社会を理解するための足掛かりとして、日本人と外国人の協同作業(例えば、地域清掃活動、コミュニティ・スポーツなどへの参加)を進めること。

区民は、文化や生活背景の異なった人たちと理解し合うため、地域団体のネットワーク化を推進すること。合わせて外国人(民族グループ)のネットワーク化が必要です。

区民は、外国人のボランティアを育成すること。

#### 4. 代表者会議の設置と外国人の人権の尊重

---

区は、代表者会議を設置し、外国人の声を聴き、区政に参加できる機会を設けること。

区は、人道的見地から在留資格のない超過滞在外国人へのサポート施策を講じること。

区は、超過滞在などへの対応より先に、多文化共生のための基盤を整備する施策を優先すること。

外国人に閉ざされる賃貸住宅市場の改善が求められる。

在住外国人二世の母語（＊）保持教育、日本語教育、進学への取り組みと支援を図ること。

（＊）母語とは、日本語以外で両親またはいずれかの親が日常的に用いてきた言語。必ずしも“母国語”を意味しない。

区と区民は、10年後、20年後の新宿区を担う子ども達の地域育成を促すため、日本人と外国人が共に協力しあうこと。

（第6分科会）

## 12 地域に住み続けられる住宅・住環境

---

### 【将来のあるべき姿】

人は人とのつながりの中で安心し、しかも生き生きと暮らせる場所が必要です。私たちが暮らす新宿区には、子ども、若い世代、高齢者、障がい者、外国人等の様々な人が生活しています。年齢、性別、身体、言語等、人が持つ様々な特性や違いを認め合い、誰もが生活する上で不便さや不自由さを感じさせない、住み続けられる環境が重要です。

その為に、住まいも暮らしも全てがユニバーサルデザイン(\*1)に繋がるとの考え方から、多くの人たちが利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、施設、製品等のハード面と、ひとりひとりの理解やお互いを尊重し、助け合う心、他人を認め合う気持ちの教育、サービス、仕組み等のソフト面の両方併せて実現されています。

新宿区に現在あるバリア(\*2)をきちんと認識し、取り除いていく努力とともに、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し発展させて、できるだけ最初から誰にとってもバリアがないようにしたり、バリアを取り除く時にも「すべての人」を意識して行う考え方で、まちづくり、ものづくり、意識づくり、しくみづくりを実践し続ける新宿区になり、ここで生活し、行動する誰もが、安全で安心できるまちとなっています。

\*1 ユニバーサルデザインは、すべての人の権利をわけ隔てなく実現するための設計思想といえる。一方で、バリアフリーには、特別扱いを排除するという発想はない。

\*2 自由な活動や社会参加を妨げるものや差別意識など

## 【現状と課題】

新宿区都市マスタープランでは、将来都市像を「生活都市＝新宿」とし、その理念の柱の一つに「多様な人々の居住を支えるより豊かな住まいや生活空間が整備され、住み・働き・学び・遊び・参加する、開かれた都市」を掲げ、まちづくりが進められてきました。

この結果、居住人口は増加傾向となりましたが、ユニバーサルな視点に立った住宅や環境づくりでは課題が残るのが現状です。

確実に進行する高齢社会の中で、誰もが住み、暮らしていくうえで全ての年代層が住み続けられる住環境を、地域の住民と行政が協働で実行しなければなりません。その一つに、この区民会議の第3分科会の「住まい・暮らし」へ寄せられた意見の中で多くを占めたのが、多世代多機能な居場所の必要性です。

また、行政と住民との協働に際しては、区からの働きかけ、持続性のある支援、一緒に取り組む姿勢などが不足しない事がとても重要な事柄になります。勿論、住民側も同様です。

現状の不便を生み出す社会の仕組みと問題を発想から転換して見直す必要があります。

現在も、ハートビル法と交通バリアフリー法などの法整備の下、新宿区の新設・改築公共施設のバリアフリー化や鉄道や地下鉄の駅と周辺のバリアフリー化が順次進められています。しかし、駅や施設という点でのバリアフリー化とその周辺という面でのバリアフリー化だけでは、利用しやすさは途切れてしまいます。生活者レベルで、連続した使い易さが新宿区全体に広がるためには、不自由さ・不便さを色々な人の声を聞き体験するなどを通して理解する事と、ハード面でのユニバーサルデザイン化だけでなく、心のユニバーサルデザインを行政と一体になり、区民と事業者とが一緒に取り組む必要があります。

## 【取り組みの方向性】

### 1. ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進

住まいも、暮らしも全てがユニバーサルデザインに繋がるとの考え方から、ユニバーサルな新宿区社会を実現するために、新宿区に専管組織としてユニバーサルデザイン室を創設します。そして、新宿区と区民が協働でユニバーサルデザイン委員会を立ち上げ、ユニバーサルデザインの考え方を、新宿区に関わるすべての人に正しく理解して貰うために普及をはかります。さらに、ユニバーサルデザインのまちづくりを基本構想の基盤と位置づけて、新宿区ユニバーサル条例を制定し、全庁的な調整が行えるようにし、区長とともに、区民と事業者と区が協働してユニバーサルデザインのまちづくりの推進に取り組みます。

また、区役所内にユニバーサルデザイン商品の展示場を造ります。そして施設としてはユニバーサルデザイン化が既に進んだ行政や福祉施設、学校等においてユニバーサルデザイン商品を積極的に利用してもらいます。さらに、学校教育・社会教育・人材の育成においてユニバーサルデザインに配慮した教育を推進します。また、関連企業などとユニバーサルデザイン商品の開発商品化をめざすための意見交換等も必要となります。

### 2. 地域に住み続けられる支援と仕組みづくり 1

子ども、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも安心して地域で住み続けるためには、今後ユニバーサルデザインに基づいた良好な住宅づくりを推進する事が不可欠です。

また、住み慣れた住宅で介護を前提とした改修、改善をしていくうえでは、住環境に関する総合的な情報をまとめる機関と、総合的な相談ができる人が配置された相談機関と、本人を中心として福祉・建築等の専門家と介助者や支援者等との連携がとれる総合的なネットワークを形成する機関が必要となります。

### 3. 地域に住み続けられる支援と仕組みづくり 2

ライフステージ等(単身者・夫婦・子育て・子どもが巣立った後の世帯・高齢期の夫婦・高齢単身者・障がいのある単身者等)に応じて多様な住み替えが、公的住宅も含めて円滑に行われる条件整備や支援体制は、10年前のマスタープランからも望まれています。子どもが増えて住み替えをしたい、一人になったらどうしよう?等の情報をまとめ、住み替えの総合相談窓口を開設し、情報収集・提供・相談・ネットワークが機能するよう既存の各支援センター(子育てファミリー・高齢者地域包括・障がい者自立等)が地域ごとに密に連携をとりあい、他機関や民間事業所等との連携がとれるコーディネーターを協働で育成していく事等の支援体制が必要です。また、資金面の支援も重要な検討事項です。

#### 4. 地域に住み続けられる支援と仕組みづくり 3

新宿区で住まいに関して取り組み始めた事業や条例で、例えば、「リバースモーゲージ」では独居老人の意識改革や担保以上の長期の融資についての検討、「子育て支援認定マンション」では申請する事業者がなく促進方法や、キッズルームよりも多機能の子育てスペースを望む声がある事、「ワンルームマンション条例」では強制力がなく、戸数の確保よりも地域住民との快適なコミュニティが形成出来る様な多機能スペース・子育てスペースを求める声がある事等、今後さらに地域・住民・事業者・行政の間での検証や検討を必要とし、課題発見と解決策を検討する事が必要と思われます。

#### 5. 多様な住居ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくり決策

既成の家族概念・福祉概念・住宅概念にとらわれず住む、人と人との新しい関り方を作りながら、より自由に、楽しく、自主運営しながら住み続ける住宅づくりを実践しているのがコレクティブハウスです。

賃貸の集合住宅で共有のリビング等のあるコレクティブハウスの中では、ライフステージによる住み替えが可能で、住み替え後もコミュニティの継続や、一人になった高齢者と子育てのファミリーの支え合い等の関り合いが形成されやすく、多世代多機能の居場所が生活の中で機能していると報告がされています。

単身者や子育てファミリーや高齢者等、多様な住居ニーズが集まり、お互いにとって暮らしやすい環境づくりや関係づくりの形成を可能にしていきます。

この様な新しい手法と連携した良質な住宅づくりへの支援や仕組みづくりを具現化し例えば中学校跡地売却後等の複合施設の誘致などを、促進する事が必要だと考えます。

#### 6. 地域の個性を生かした身近な住環境の充実

地域の個性を生かした身近な住環境を、住民との協働でより充実させていくことが、うるおいのある、住む人に優しい、安全で安心なコミュニティを取り戻し生み出すまちづくりに向けて、次のような方策を提案します。

・子ども、親子、高齢者、障がい者、外国人、など縦割りではなく、誰でもが歩いて気軽に集まれる場所を増やしていくこと。(多世代多機能の居場所づくり)

・裏通りなどの細街路への交通規制や、住民による塀の生垣化やガーデニングによる緑の充実の促進とその手入れなどを通しての地域の安全見守り。

(第3分科会)

## 13 公園・公共施設をみんなで育てよう

---

### 【将来のあるべき姿】

公園・公共施設はこれまでは、行政が作り、管理し、区民に利用されるという観点が強くありました。それが変わったというのは、時の流れとともにやっぱり我々区民が本当に利用できるものでないかという発想からだと考えます。

新しい施設づくりも時には必要ですが、現在ある区の施設や公園等は、利用者である区民の考えや意見を取り入れて再整備していけば、十分活用できるものとして次世代においても利用できるものとして考えています。

これらの具体的なことについては、各地域ごとに立ち上げた地区協議会などが中心となって、区民の考えや意見を取り込んだ施設づくりを進めています。

みんなで育てた公園・公共施設を、私たちは私たちのモノとして日々実感しながら使っています。

### 【現状と課題】

都市公園は、休息、散歩、遊び、スポーツ、催しの場、祭り、レクリエーションなど戸外生活が行われる場所として、また、自然的環境要素を持ち、区民の日常生活に欠かすことの出来ない場所です。また、その他の公共施設(区が直接保有管理するものを対象とする)、区民センター、学校、図書館、各地区にあることぶき館や社会教育会館なども、区民の生活を支え、豊かにする重要な場所です。

新宿区では、この公園・公共施設について地域のニーズを踏まえた適切な配置という方針がとられてきましたが、果たしてこれらの公共施設が現在どのように利用されているでしょうか、本当に地域の人々の利用しやすいものとなっているのでしょうか。今、社会は消費型から省エネルギー、循環型へと移行しつつあり、一人ひとりのライフスタイルの見直しが求められ、心の豊かさを大切に、特に自然とのふれあいによる安らぎを重視した地域社会創りに目を向けて参加しようとする人々も増えてきています。

こうした社会の動きに対して、都市公園や公共施設の果たす役割も、さまざまな角度から見直しをしなければならない時期に来ていると考えられます。

この新宿区の、そして地域の人々の貴重な財産は我々で守っていかなければならないことだと思えます。

そうした事を踏まえて、これからの施設を実際に利用する地域の人々の意見やアイデアを取り込んだ再整備を行っていきたいと考えます。また、それらの維持、管理も利用者として行政が一体となって考えていきたいと思えます。

## 【取り組みの方向性】

新宿区の公園といっても、各地域によってその規模と施設の内容もさまざまに異なっていますが、それらを地域の利用する人々の立場で見直しをする。

事故や犯罪のない公園、小さな子どもから高齢者の人々が安心して楽しく活動し、また憩える場としての再整備を行います。またその維持、管理についても利用者と行政が十分協議をしていきたい。具体的な事柄については、各特別出張所ごとに発足した地区協議会などが中心となって検討を進めて、緊急性を要するものから順次改修等を行うものとする。

また、各公園の維持、管理についても地域の利用者と行政が一体となって検討する。また、各公園の利用者のルールづくりも必要であることを提案する。

### 1. 区立公園の見直しと改修

---

現在ある公園について、100㎡前後の小規模(児童遊園)61箇所、大中規模の公園(代表的なものとして新宿中央公園)90箇所のもが区内に点在していますが、これらをすべて一般的に公園として考えることにする。これらの公園についてすべて見直しをしていく。実際に地域の利用者の皆様の意見やアイデアを取り入れることとし、実例として別途にあげた、ワークショップ(\*)方式などによって改善を行うこととする。小さな子ども、若者、高齢者、身体障害者までが利用可能なものを考える。

\* ワークショップとは、価値観の異なる様々な人々が協働してよりよいまちづくりや生活環境を計画していく手法で、発達してきた市民参加を進める方法です。聞いて意見を述べるだけの会議と違って、実際に参加者が手や身体や頭を使って作業を行うため、誰もが建設的な意見を出しやすいように工夫されています。

### 2. 公園の維持、管理について

---

見直し、改修された公園の維持、管理のことは、利用者である区民と行政が協議して、その役割分担を明確にして行うことにします。

現在ある制度、公園愛護会や公園サポーターなどの制度の再検討をする。また、各地域で新しく立ち上げられつつある、子どもの遊び場づくり、冒険広場づくりの会など、また公園のプレイリーダーの仕組みづくりなどを検討していきたいと考えます。事故や犯罪のない、すべての人々が安心して楽しく活動し、憩える場所としましょう。

#### 公園改修の実例(参考)

あかね児童遊園(西落合地区) 地域の子どもの意見を取り入れる。

しんかいばし児童遊園(柏木地区) 現在ワークショップで検討中。

## 公共施設について

地域に身近な公共施設として大切であり、学校、図書館、ことぶき館、社会教育会館等についても現状の見直しが必要です。コミュニティの拠点として、地域活動のための中心的な場所として有効に活用されているか再検討が必要と考えます。

特に学校などは、災害時の避難場所などの利用として十分活用できるようにする。廃校や空き教室の地域住民に対しての活用の場所として再検討をする。

### 3. 公共施設の見直し再編

現在の児童館、ことぶき館、社会教育会館などについては、各地区ごとに見直しをして、調整が可能なものは再編、または統合施設とする。

### 4. 区役所第二分庁舎(旧四谷第五小学校跡)について

現在使用されている区役所第二分庁舎のことについては、区役所内においていると議論検討されているかどうかわかりませんが、ここはほぼ新宿区の中心地区でもあり、また区役所本庁舎に近いこともあり、将来は全区民のコンセンサスを経て、より良い区民のための多目的施設として利用可能なものにするように考えていきたい。

#### 区民施設の再利用(参考)

##### 西落合三世代交流モデル事業

西落合社会教育会館、ことぶき館を廃止して、新しい仕組みとして取り組むワークショップを立ち上げて活動を始めた。

これは子ども、親、中高年の各世代がそれぞれの役割を担い合い、集い、交流のできる場所づくりを目指すものである。

(第3分科会)

## 提案 - 将来夢構想

### 新宿西口広場、(仮称)空中公園夢広場

現在の新宿駅西口広場にペデストリアンデッキスタイルで公園広場をつくることを、ひとつの夢構想として提案します。

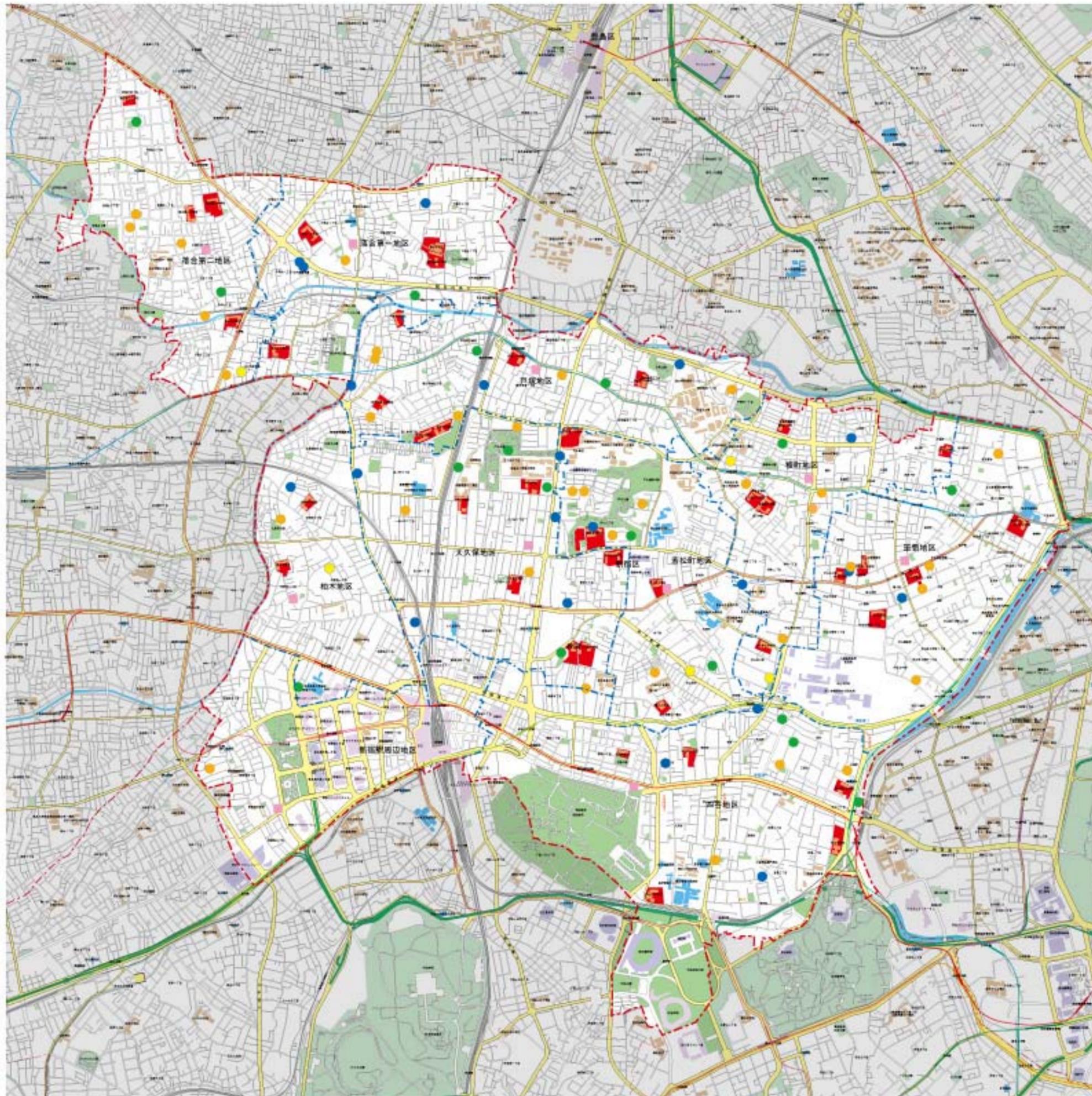
この公園広場は、広場の周辺ビルに直接通行できる歩行者通路を設けて、公園広場には草花や低木の植栽をし、人々が休息したり、憩える場所とします。

また、中央部分の広場においては、いろいろなイベントやミニコンサートなどもできて賑わいのある場所として、新宿西口の顔となるようにしたいと考えます。

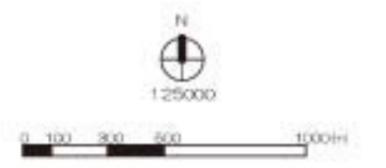
また、この広場からは、中央の道路間を人々の散策通路として、新宿中央公園まで行くことのできる道路も併せて提案したいと考えます。



# 公園・公共施設 分布図



凡 例	
	学校（小学校・中学校）
	特別出張所
	児童館・こども館・保育園・図書館
	福祉施設
	文化教育施設
	公園



## 14 安全安心なまちをつくる

---

### 【将来のあるべき姿】

1. 『自分たちのまちは自分たちで守る』という区民意識が醸成され、都市型コミュニティの中での自主的な交流連帯と、区と区民の協働により、一人ひとりの命を大切にする、災害に強く、犯罪のないまちとなっている。
2. それぞれの地域が特性を活かしながら連帯して、子どもが元気に育てられるなど、だれもが安全で安心して暮らせる生活環境ができている。
3. 地域安全に関する行政のハード対策及びソフト対策、情報の共有化・情報伝達の整備、様々な主体の連携により、都内随一の「安全安心を誇れるまち新宿」となっている。

### 【現状と課題】

区民が安心で安全な住み良い地域社会を実現するためには、自然災害や事故、犯罪事件等突発的事態に際して、円滑かつ迅速・的確な措置をとるため、危機管理の強化は区政の最重要課題であり、区民の期待が大きくなってきました。

今こそ区役所、事業者、区民など、新宿区に関わるあらゆる人々が、知恵を集め、総力を挙げて生活環境を改善し、安全で安心かつ快適な全国に誇れるまち新宿区づくりをめざした主体的かつ具体的な行動を始めていくことが求められています。

#### 1 現状

- (1) 区は、防災対策の他、突発的な事態に対する初動措置や対策活動の指示、幅広い情報収集が行えるよう、平成 14 年度に防災課を改組・充実し現在の危機管理課を設置しました。平素からの協力体制の構築、地域住民や地域団体との連携を図る業務などを担当しているが、区民からは地域の防犯、地震・災害対策といった「地域安全」の施策や具体策が見えないとの声が出ています。
- (2) 区は、区民の安全な生活を確保するため「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」の制定など区の決意を表明し、区民と共に諸施策を実施してきました。しかし、施行計画の実行にあたっては、条例文には曖昧語が多く、文章が誰にでも理解しやすい簡潔な文章になっていません。
- (3) 区は、区民への安全講習会・安全マップ配布・幼児への防犯ブザー等、広範囲な情報提供や防犯啓発活動を積極的に実施しています。しかし、災害時での社会的弱者(子どもや、お年寄り、障がい者、外国人)に対する災害時の様々な問題に十分

な協議がされていない、「子ども安全ネット」が機能していないなどの意見が出ています。

(4) 安全安心が最も強く望まれてきた繁華街の歌舞伎町は、警察・区・区民・事業者が一体となった犯罪防止活動の「歌舞伎町ルネッサンス」が大きな成果を挙げています。

(5) 価値観の多様化、モラルの低下やルール無視、マナー欠如などから、安全・安心・快適な生活環境を保全・改善するために、大きなエネルギーの投入を余儀なくされているが、その効果は未知数です。

(6) 高齢化・少子化・核家族化が急速に進むにつれ、地域社会の人と人との関係が希薄化しています。(高齢者の一人暮らしが多い、国勢調査に協力しない人がいる等)

## 2 課題

### (1) 行政

行政(区)は、いわゆる縦割り組織であり、区民に対する情報が一元化されていません。区民には区の施策が具体的に見えず、区民の意見は区の中枢に伝わらないでいます。そのため地域安全に関心のある人も行動に移れないでいます。

縦割り行政の弊害として、ハード面(例:都市生活のインフラ整備等)、ソフト面(例:官民の様々な組織の機能・実績・存在などの情報)が整理できていません。また、警察・消防・区の連携のあり方が課題です。

### (2) 担い手

地域安全の担い手が、高齢者・主婦・商店会等が中心となっており、地域住民全体の取り組みとなっておらず、特定の人への負担が重くなっています。

町会と町会連合会は地域安全にとって重要な担い手であることには間違いはないが、地域格差があり、町会組織を取り巻く環境は厳しくなっています。(高齢化・新住民の対応・活動人口や加入率の減少)。そのため十分に機能が発揮されていない。また新たな組織としての地区協議会の活動や役割については、まだ認知度が低い。

マンション住民と旧住民との両者の間でコミュニケーションが不足しているため、住民間の交流が少なく、全員参加による防犯・防災への地域安全活動ができません。

消防団・災害支援ボランティア・消防少年団・交通少年団・青少年育成委員会・社会福祉協議会、自警組織等の連携が不十分であるため、地域の安全への対応に統一性がないという問題があります。

### (3) 防災

大都市における防災を検討する場合、都市の過密状態、自動車社会(自動車・道路・高速道路等)、防災体制(住民への周知・防災訓練・避難路・避難所・避難場所)、交通面での危険、歩道や路上障害物(違法駐車・自動車・バイク・放置自転車・違法広告・置き看板、のぼり旗)、老朽化家屋の建て替え、ライフラインの確保(雨水の利用・自家発電等)などが大きな問題となっています。

実際に大災害が起きた場合には、防災システムの活用等シミュレーションどおりに機能しないことが想定されます。また、情報の伝達方法、経路がわかりにくい。被災者個人の連絡体制や災害時での社会的弱者(子ども、お年寄り、障がい者、外国人)への配慮が課題です。

### (4) 防犯

匿名性の強い都市生活(例:各戸の表札が出ていないマンションも多い)は、都会に暮らす魅力であると同時に、犯罪に対して地域の目が行き届かない社会を生み出しています。特に新宿区のように流動人口が多く様々な職業の人がいて、価値観や生活時間・生活様式が異なる住民が暮らしていると、地域に於ける防犯をどのようにしたらよいかが課題です。

新宿警察署管内は犯罪多発地域であり、歌舞伎町及び西新宿の繁華街を抱える新宿は刑法犯認知件数(平成17年度上半期)において都内第3位と犯罪の件数が高く、薬物等の汚染、売買春・不法滞在などが多発しています。

一方で、警察官の常時不在交番があることや、繁華街の監視カメラ設置とプライバシー保護の問題が指摘されています。

区民の多数は防犯に対して不安を感じているが、対策については人任せであり、当事者意識を高めることが課題です。

人々の心が乱れ、他者への関心を示さなくなったことにより、社会的弱者(子どもや高齢者)への犯罪が増える要因になっています。(他人に注意するとトラブルになることを心配するあまり、無関心を装う人が多いことが問題である。)

「子どもに対する犯罪(加害者あるいは被害者のどちらにもなる可能性を持つ)」を防いでいくためには、子どもを取り巻く教育環境(家庭・学校・地域)の連携を密にしていく必要があります。

## 【取り組みの方向性】

新宿区は、歴史と伝統と活力を備えたまちであり、新宿区に住み、働く人々によって形成され、護られてきた生活環境がある。これを維持・向上させていくことは、先人からこのまちを受け継いで新宿区に住み、働き、集い、憩うすべての人々の責務である。

### 1. 区と区民の協働での防災体制づくり

---

災害時には、区と区民の協働で、救護救援体制が整い、災害時での社会的弱者(子どもや、お年寄り、障がい者、外国人)に対して人間尊重の配慮がされる。

区は、災害時の行動指針を作成し、区と区民の役割分担を明確化し、災害時の弱者救援、救護体制をつくる。

区は、日頃から災害時に迅速に対応できるよう、区と区民、警察、消防及び国や都と連携して防災訓練の演習を行う。

区と区民は、災害時での社会的弱者(子どもや、お年寄り、障がい者、外国人)を配慮した防災訓練を頻繁にする。

区は、非常時の情報伝達体制を徹底強化のため、IT化を促進するなど、伝達経路を整備する。

地域に防災時行動マニュアルを作成するとともに、災害時での社会的弱者(子どもや高齢者、障がい者、外国人)へのきめ細かい配慮をする。

### 2. 犯罪を許さない安全・安心なまちづくり

---

区民は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を醸成し、お互いの顔の見えるネットワークを構築していくことが必要である。

住み良い生活環境(地域に心を癒すオアシスがあり、歩きたくなる公園や、人にやさしい道路やまちなみができている。子どもを安心して育てられ、地域で見守る体制ができている。)を区と協働して、つくっていくことが必要である。

多種多様な価値観や文化や生活様式を持つ人々が、自分らしく生き、ゆるやかに地域とつながっていきける「都市型コミュニティ」の構築を進める。

区は、一人一人に対する声掛け運動やまちの美化と環境浄化に努め、犯罪が起こりにくい状態にする。例えば、ニューヨークのまちの浄化につながった、“ブロークン・ザ・ウインドウ理論”(\*)などがある。

\* 世界一の犯罪都市、ニューヨークの重犯罪の件数を激減させた方法。窓ガラスの割れた自動車とそうでない自動車を住宅街に放置しておく、一週間後には、窓ガラスの割れた方のみ盗難や激しい破損などがされている。このことから小さな犯罪を放置すると、やがてそれが大きな犯罪につながるという犯罪心理学の理論。

区民は、子育てをしながら働き続けることの出来る環境、子ども達を犯罪に巻き込まないように地域で見守る、「地域の見守り隊」を結成する。

区民は、防犯パトロールや、声かけ運動、挨拶運動を始めて犯罪抑止に努める。

一般区民やNPOが参加出来るように既存自治組織(町会・自治会)を見直し、活性化して地域の連帯をはかる。(地区単位で)地域安全委員会の配置や地区協議会の広報強化と構成メンバーの見直しをする。

区は、新宿駅周辺および駅の改築を進める時は犯罪を一掃できることも含めると同時に犯罪が他の地域に移ることにならないような施策を行う。

区は、町会に防犯標語を募集するなど新たな啓発行動を進める。

区は、防犯(カメラ)灯を必要に応じて設置し、防犯に務める。

### 3. 地域に安全安心なまちをつくる

#### (都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み)

区は、縦割りでなく、横割り組織として地域安全課を新設し、その中に各地区担当係を設置する。

区は、区内の防災・防犯に関する情報を迅速に理解し、速やかに伝達が行われるようにするため、新宿区内各地域に区職員を多く居住させる。

区は、自助、共助、公助の連携と協働を充実させ、「地域安全」における区、区民、事業者、関係行政機関などの責務と役割分担を明らかにし、組織の管理マネジメントの一元化をする。また、政策立案、財政の裏付け、施設維持、ソフト面の充実をはかる。

区は、区から発信する情報の提供・情報の共有化の充実と広報・啓発活動の徹底を図る。

地域コミュニティが基盤として存在していることが基本であり、地域の安心・安全は、区が分かりやすい条例を定め、住民意識の改革をめざす。

区は、地域安全をテーマにしたイベントや研修を多くの住民が興味を持って参加する企画を計画して開催する。

「子ども安全ネット」や子どもに対する安全安心の行政の取り組みを強化する。

区は、地域や学校と協働して子どもを見守る体制ができてくるようにする。

(第6分科会)

## 15 災害から、まちとくらしといのちを守る

【将来のあるべき姿】

わたしたちのまち新宿区は多くの人々が住み、集い、学び、そして働くまちです。わたしたち新宿区民は、区と区民が協働して災害に強く、逃げないですむまちづくりを目指しています。「地域コミュニティー」による、自主的協働意識の中で、それぞれの地域の特性を活かしながら個人(自助)、地域(共助)、行政(公助)のそれぞれが、担うべき役割を明確化し、「地域ぐるみ」で災害への取り組みができていくことが重要です。

一方、迫りくる首都圏を中心とする首都直下型の大規模地震災害や、近年の都市型集中豪雨(路上鉄砲水)水害などの自然災害に対しては、行政(公助)対応によるソフト・ハード両面での取り組みが大きく求められています。

減災社会の実現へ向けて、下記項目による、災害に強い、逃げないですむまちづくりができていくことが、重要な将来のあるべき姿といえます。

災害に対する自助(個々人)の防災意識や準備が十分認識されている。

「地域コミュニティー」による防災対策(防災区民組織)が充実している。

防災都市づくり(耐震・不燃化)による災害に強い、まちができていく。

地震災害に対する情報提供や被害想定(地域防災計画)ができていく。

発災時の初動体制(情報伝達・行動計画)が整備されている。

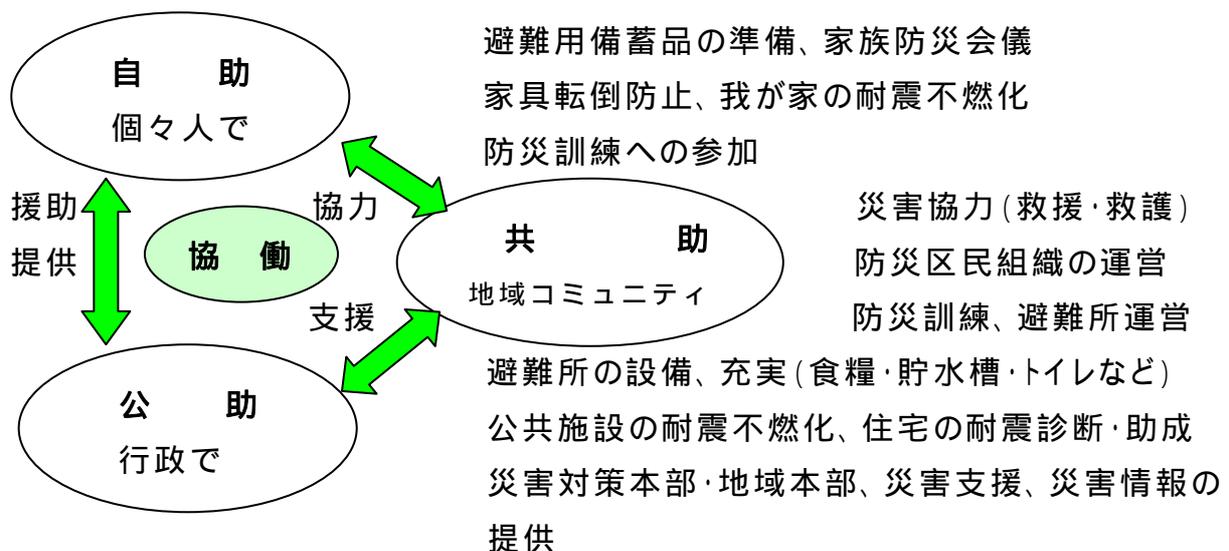
避難経路や救出、救護、消火活動及び災害弱者の避難体制が整っている。

避難所、広域避難場所の運営、帰宅困難者支援が整備されている。

災害支援協力体制や災害復興計画が整備されている。

風水害に対する備えが整備されている。

《協働による役割分担例》



【現状と課題】

近年、首都圏を中心とする直下型大規模地震(M7クラス)の発生が懸念されています。更に将来発生が予想される海溝型巨大地震(M8クラス)に備える必要があります。

ひとたび大地震が発生すれば多くの死者、けが人が発生し、多大な経済的被害も想定されます。阪神・淡路大震災では8割以上の人々が、建築物の倒壊や家具の転倒等による圧死、又は窒息死で亡くなっています。こうしたことから建築物の耐震化に取り組む事が、今、大きな課題となっています。

平成18年東京都防災会議地震部会発表 (東京湾北部直下地震 M7.3 ) 18時風速15M

首都直下地震の都内被害想定		新宿区の被害想定	新宿区の内訳	死者	負傷者
死者	約 6,413人	90人	建物被害による	27人	6,490人
負傷者	約 160,860人	7,061人	急傾斜崩壊	16人	20人
建物全壊棟数	約 471,586棟	2,173棟	火災による	32人	270人
帰宅困難者	約 448万人	350,545人	ブロック塀等	14人	175人
避難者	約 399万人	120,191人	落下物による	1人	106人

(注:被害の大きさは震源地や発生時間により異なります。関東大震災は海溝型 M7.9)

新宿区では、多くの人々が集中する駅、繁華街を中心に公共・準公共施設、学校などの避難所施設の耐震不燃化とともに、特に耐震力が不足しているビルや木造住宅においては、耐震不燃化を促進しライフラインの耐震化と合わせて、逃げないですむまちづくりをすることが大きな課題となります。

新宿区では、約35万人の人々が、震災時に帰宅困難者となることが予想され、これらの人々に対して情報の提供とともに帰宅困難者支援が望まれます。

自主防災の立場から、防災区民組織に対する支援、育成の強化と共に、防災意識の地域格差を解消するための、地域に即した支援体制が期待されています。

震災時の救援、救護(資機材の提供)と共に、過去の大震災の教訓を生かし、大火からまちを守るための初期消火体制の強化が必要とされています。なかでも木造住宅密集地域や細街路に溢れる電信柱が倒れた場合、消火活動や救援・救護・避難活動を困難にすると思われるため改善が求められます。

災害対策本部(区役所)・地域本部(各特別出張所)と避難所の連絡体制整備。また、避難困難地域の新たな避難所施設の指定と変更。災害弱者の避難支援体制の整備とともに、多目的貯水槽の設置、下水直結型トイレの大幅な増設が求められています。

さらに近年、地球温暖化と思われる都市型集中豪雨が多発する傾向にあります。集中豪雨が排水能力を大きく上回って、路上鉄砲水となり、低地や地下室が浸水する被害が発生しています。妙正寺川・神田川の河川改修や雨量監視と共に、現在建設中の環七地下貯水池の早急なる整備が求められています。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

---

迫りくる大規模地震災害に備え、都市をまるごと耐震不燃化し、幹線道路と沿道の大火建築物により延焼遮断帯を設けて大火からまちを守る事業を引き続き行う。

都市計画部・環境土木部は国の改正耐震化促進法をうけて、10年後の耐震化率の数値目標を設け、各年度の改善値をきめて本格的な耐震化にとりかかる。ライフラインの耐震化とともに、人の多く集まる公共(学校・避難所など)・準公共施設(駅・劇場・ホールなど)を優先させ、昭和56年以前の建物については全ての耐震診断を早急に実施し特に木造住宅においては耐震化工事の助成を行う。(地震保険の活用推進)

避難経路を確保するため、細街路の電信柱の地中化に取り組む。更にブロック塀の耐震を含め、木造密集地域の安全性の向上や新防火地域の導入による(容積率の緩和+準耐火仕様以上)耐震不燃化をすすめるため、小規模建築物の共同化などの(ミニ地域開発)推進をする。



### 2. 備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の整備充実

---

災害時の災害対策本部、区役所(区長室危機管理課)や各特別出張所が地域の災害拠点となり、速やかな初動体制が取れるよう避難所(小中学校)や公園などを結ぶ防災無線の見直しを行い(夜間も使用可能な多目的カメラ付スーパー防犯灯を設置し災害時活用する)情報提供や現地の被災状況をいち早く掌握する。

避難所施設の充実を図るため、多目的貯水槽の増設と共に下水直結型トイレ(現30箇所を全避難所・公園数の140箇所以上)を増設する。更に、救援、救護、初期消火が区民によって速やかに行えるように防災資機材の提供と充実を行う。

尚、地域防災ハザードマップの作成(多言語対応)を各10箇所の特別出張所ごとに行い、危険地帯では、新たな避難所の指定をするなどの、総点検と防災区民組織の連携強化を図り、最新の災害情報を共有する。

### 3. 防災区民組織の育成支援としくみづくり、協働による防災弱者の避難支援

---

災害時の初動体制において災害現場の中心運営者となる防災区民組織(201組織)の防災教育及び防災リーダーの育成が急務である。

区長室危機管理課は消防署と協力して防災に関する専門知識をもった防災リーダー

(現サポーター60名)を年間50名程度育成し、防災計画、教育、訓練及び災害時の救援、救護、初期消火体制の主体者として201組織に1名以上配置する。(地域消防団員の活用)更に、自助・共助による住民主体の活力ある防災区民組織を育成する。

防災区民組織は、町会、自治会による主体運営ではあるが町会未加入者も含め全ての新宿区民が対象であることを認識し、「地域コミュニティー」に基づいた、思いやりのある防災区民組織が望まれる。災害時の避難所運営(食料配布など)とともに、高齢者などの災害弱者の避難支援を明確にし、災害弱者用の福祉施設(未公表)などに避難誘導支援を行う体制を強化する。

#### 4. 区内民間事業者との災害協力と帰宅困難者支援

新宿区の特徴として多くの民間企業や学校が存在し、集い、学び、働いている。災害時の帰宅困難者は、新宿区で35万人と推定される。このような帰宅困難者が徒歩で帰宅できるよう、情報の提供をする場所や、一時休憩所を指定して、飲料水の支給をするなど、民間事業者との災害協力体制をつくる。

都立高校を核とした「帰宅支援ステーション」を整備し、企業の従業員や高校・大学生が被災者の救援活動(ボランティア)に当たれるよう新宿区は積極的に企業・大学などと災害協力の締結を行うことが必要である。

#### 5. 災害復興計画と都市機能の再生

区長室、都市計画部、環境土木部などの関係部所は最新の被害想定を反映した災害復興計画を作成して、震災後の混乱をさけるため、計画の事前提示を行う。そして、震災三日後から被災者救済・ライフラインの復旧・防疫・瓦礫撤去・仮設住宅の供給など優先順位を決め、速やかに災害復興にとりかかるとともに、企業は震災事業継続計画(BCP)を策定して災害倒産や災害失業を極力おさえる。

新宿区は都市機能の再生のためのまちづくりを、地区計画等を活用して、国や東京都と共に計画的に行う。

#### 6. 総合的な風水害と治水対策の促進

近年の都市型集中豪雨被害が拡大傾向にあり時間降雨量が100ミリを超える記録的集中豪雨が発生している。このことにより河川の氾濫による低地での家屋の浸水や路上鉄砲水による地下室の浸水が発生しています。

東京都や新宿区環境土木部による神田川、妙正寺川の河川改修とともに遊水池整備が進んではいるが、環七地下河川(将来東京湾へ注ぐ)などの早急なる整備が必要である。

また、水害を最小限に食い止めるための水位警報装置の改良が図られているが抜本

的対策にはなっていない。雨水浸透能力を高める舗装道路や路上鉄砲水に対応できる下水道幹線整備(第二妙正寺川・十二社・戸山幹線)や雨水排水溝を早急に時間雨量75ミリ対応に、また、10年後には100ミリ対応にまで整備する必要がある。

## 7. 犯罪をゆるさないまちづくり

防犯に対するまちづくりは、各関係機関(警察・自治体・地域住民)が協力しあい「地域ぐるみ」で対処することが重要となる。新宿区内の交番を地域の防犯拠点と位置づけ、警察官の増員や警察OBの再雇用をすすめて交番の機能強化を図る。

振り込め詐欺やハイテク犯罪の予防、さらに凶悪化する外国人犯罪の取り締まり強化や検挙率向上のため、警察組織の再編や整備、人材の育成が必要である。

犯罪の未然防止のためにも防犯相談所(警察、区役所内)を増設して、未成年者犯罪や家庭内暴力、迷惑行為などの相談や指導、助言を行う。

犯罪被害に万一巻き込まれた場合のために、犯罪被害者援護法を活用した支援体制を整備して、精神・経済両面の救済支援を区が行える制度を推進する。



(スーパーハイテク交番) 緊急通報型【スーパー防犯灯】(警視庁・防犯ホームページ)

## 8. 地域の安全と安心なまちづくり

地域の結びつきが薄れつつあるまちにおける防犯活動には、「地域ぐるみ」でのとりくみが重要となる。警察による防犯連絡協議会や各種地域防犯ボランティアなどが一体となって、防犯パトロールなどを実施し情報の共有化などを図ることも必要である。その拠点となる区長室危機管理課が、特別出張所(地区協議会)などを通じて地域防犯団体と十分協議をし、地域防犯マップなどを作成して犯罪地帯の総点検を行うとともに、犯罪クリーンアップ作戦を歌舞伎町以外に拡大実施する。

犯罪を防止するために学校、公園、繁華街などに多目的スーパー防犯灯を設置し犯罪の監視をする。

学校の安全対策として、専門知識を身に付けた(スクールガード)学校安全警備員を小学校、児童館、保育所・幼稚園に配置し校内や施設内と通学路の安全を確保する。

警視庁のスクールサポーター制度を拡充し、警察官OBによる巡回や安全指導の充実で学校安全対策を強化する。

(第3分科会)



## まちの記憶の再生と環境の創造

- 1 水辺と森の復活
- 2 景観は区民共有の財産
- 3 新しい才能・文化を常に吸収し続けるまち
- 4 歴史の中で結実したホンモノの文化を継承する
- 5 みどりと水、太陽の豊かなまち
- 6 人間本位の生活環境を重視したまち
- 7 持続可能な資源循環型社会の構築
- 8 地球温暖化防止
- 9 Eco - Eco (環境と経済の調和)に取り組むまち
- 10 すべての人のみならず次世代が、心豊かに、安定的に生活の質を維持できる社会(「持続可能な社会」)をめざして

## まちの記憶の再生と環境の創造

歴史の積み重ねの上に今の新宿があるという認識を強くもち、これからの新宿を考えるべき時代です。新宿をマクロにとらえながら、土地の記憶、人の記憶、産業の記憶などを呼び覚まし、それらを基にして、生活者や、訪れる人にとって魅力的で、人と地球にやさしい発展し続ける持続可能都市の実現を目指します。まちの記憶を掘り起こし記憶に残すことは、人々がその地域に愛着をもち、知悉する最も有効な方法でもあります。

歴史、文化、産業、地形、みどり、水などの活用すべき地域資源を継承、再生します。人と自然が調和し、才能や文化を継承・創造する都市にしていきます。また、まちの記憶を再生することは、地域が潜在的に持っている可能性を引き出すことでもあります。まちの記憶の再生を、目に見える形「景観」づくりとして実践していきます。それぞれの地域が身近な景観を魅力あるものとして育て、守り、次世代に継承していきます。豊かな景観を享受する権利を新宿区民は持っています。

生活者にとって身近な、地域の美化、道路問題、みどりなど、快適で人に優しい生活環境を重視した都市環境づくりを推進します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクルの循環ではなく、省エネルギー・省資源型の資源循環型社会の構築や地球温暖化防止対策といった地球レベルでの環境対策も推進します。これらの環境負荷軽減に対する行動と経済の活性化がうまく調和し、良い社会循環が行なわれる形で新宿の環境を創造していきます。身近な環境課題達成は地球レベルの環境対策にも好影響を与えます。

次世代を担う若者たちが、夢と希望を持って生きられる未来社会とはどんなものなのか、明確にイメージできるように掲げる必要があります。次世代の人々が、環境問題、貧困、平和、人権、福祉、健康、ジェンダー、多文化共生など、社会のさまざまな問題が解決された公正で、心豊かに安定的に生活の質を維持できる社会の実現を目指します。

## 1 水辺と森の復活

---

【将来のあるべき姿】

江戸時代の地図と、現在の地図を重ねて見ると、道路や寺社、街区の空間的な位置がさほど変わっていないことに感動を覚えます。江戸・東京は、江戸城を中核として幾重にもめぐる堀や川、水辺の下町と山の手で成り立つ、水と緑にあふれた庭園都市でした。幕末に来日した外国人たちは一様に、世界に例を見ない美しいまちと感嘆の声を上げています。江戸時代の新宿は、標高 10m 程度の低地に沿って深い外濠、神田川上水、玉川上水、妙正寺川など豊かな水辺があふれていました。標高 30～40m の小高い台地には新宿御苑に見るように諸大名の藩邸や寺社には見事な回遊式の庭園が造られており、このような庭園が新宿中に密集し、斜面緑地などとともに高低差のある地形に根ざした見事な水辺と森の連続した景観を形成していたのです。

甲州街道は淀橋台地の尾根道であり、西新宿の超高層ビル群は硬い地盤の台地に立地するなど新宿区のまちづくりは地形、地質と連携しながら進められてきました。大都市の多くは、ともすれば無機質な街の空間様相を呈し勝ちですが、新宿は多くの個性的な断片の集合体としての様相を保っています。時間的には最も圧縮された都市において、空間的にはむしろ地方都市より強い個性を保っていられることの一因として、新宿が台地と低地からなる地形を活かしたまちづくりを行ってきたことに起因すると言えるのではないのでしょうか。

これからのまちづくりには、経済効率優先のまちづくりから人間性豊かで持続可能な社会を形成していくためのまちづくりが問われています。ボストンでは中心部を貫く高速道路を地下化して上空を緑地として再生し、海と市街地を一体化した美しい景観を取り戻すプロジェクトが次世代に引き継ぐ大きな資産の創出として注目されています。

これからの新宿のまちづくりに「何を残し、何を再生し、何を伝えていくか」が重要ですが、地形を重視したまちづくりを行い、新宿を彩る豊かな森と水辺を再生し、森と水辺の美しい連続性を回復し残していくことは、現在の新宿区民の生活環境を豊かにするばかりでなく、21世紀の新宿のまちを永く豊かにしていくものです。

失われた水辺を取り戻し、未来にも継承していくべき水辺の資源として、新宿区の外縁部を縁取る、妙正寺川、神田川、外濠、玉川上水の再生、保全を図り、新宿御苑など既存の七つの森と七つの旧藩邸を加えた十四の緑の森を「新宿の森」として再生し、それぞれを結ぶ緑の回廊を整備し、文化と品格のまちづくりの骨格となる「水辺と森の環」を形成していくことが望まれます。

「水辺と森」の再生は、世界都市東京の中にあって、均質化されない個性溢れる新宿を特徴づけ、そこに住み、活動している人々は、みどりのさわやかな風を感じ「わが新宿」を鮮やかに意識することができることでしょう。

## 【現状と課題】

新宿は経済効率の高い都心としてのまちづくりに成功しましたが、その過程で都市の骨格を形成する都市基盤として交通施設の整備や業務系施設などの都市機能の整備が優先されたため、緑地や水辺の減少、自然の地形を無視した開発など先人の残した新宿固有の土地の記憶を希薄なものにしてしまいました。台地は縄文時代から居住地として活用され、江戸時代には大名屋敷として、現在もお森の名残を止めた良好な土地利用がなされていますが、マンションなどの開発の波に晒されており、今のうちに緑を確保しておかないと、コンクリートの塊となることは明らかです。斜面緑地は開発され、部分的に残されているのみとなっています。一方、低地は、江戸時代から現在まで長年水害の危険に晒され、狭小稠密な土地利用が無秩序に展開しています。

新宿区の外縁部は神田川、妙正寺川、外濠が区民にとって歩いて楽しい街の骨格として「水とみどりの散歩道」(新宿区都市計画マスタープラン 平成8年)に位置づけられ事業化されてきました。しかし現在、それぞれに固有の問題を抱えています。新宿区に面した外濠は、明治以後しだいに埋め立てられて中央線の敷地、総合グラウンドや学会、釣堀、水上レストラン、商業・業務・住居の複合ビルなどが立地しています。このように都市機能が徐々に侵食することによって、水面が失われ水辺の美しさが奪われていったのです。このまま放置しておく外濠の水辺の侵食は留まることを知らない状態になると危惧されます。国の文化財として史跡指定を受けていますが水辺の侵食に対して有効な規制策にはなっていません。

妙正寺川は周辺の公園とネットワークし、公園下の調整池など洪水対策が進められているものの、最近でも溢水が起こるなど防災上の問題は解決されていません。沿道は遊歩道の整備が進んでいないこと、剃刀護岸など水辺の魅力に乏しいことが課題です。神田川は、「水とみどりの散歩道」として整備も進み鮎が遡上するなど水質の改善も進んでいますが区間によって格差があり、建物が建て詰まり水辺にアクセスできない区間や江戸川橋以西は首都高速が上空を占拠していることにより整備が進んでいない区間があり、溢水危険があること、剃刀護岸であり親水性がないこと、一部では水質汚濁があることなどの課題も解決されていません。江戸時代には多摩川の羽村堰から四谷大木戸に至る玉川上水がありましたが、現在は淀橋浄水場の廃止により新宿区内は水路が途絶え暗渠のままです。この貴重な水辺を開渠化し、清流を親水空間として再生していく必要があります。

地形に沿った土地の記憶は、何らかの形で受け継がれ、永く痕跡を留め、将来においても受け継がれていくものと考えられます。しかし今後も新宿の立地ポテンシャルはますます高くなり土地取得は難しいことから、新宿のまちから森や水辺が消えてしまうことにもなりかねません。新宿の地形を重視した土地利用を行い、水辺や森をどのように再生し、次世代に受け継いでいくかが課題です。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 時空間の連続性を重視したまちづくり 地形を活かした都市計画

---

#### ・ 地形風土マスタープランの新設

新宿区のまちづくりは、江戸時代から地形や自然と連携しながら進められています。新宿の地形を新宿の風土として位置づけ、水辺や森を再生し、まちづくりと一体化した風土を形成していくため、マスタープランを策定し、都市計画決定していきます。

#### ・ まちづくりと一体となった整備事業

土地区画整理事業、市街地再開発事業、総合設計制度などオープンスペースを確保できる事業と一体となった河川整備事業を推進していきます。河川管理者は河川管理用通路の用地費相当分を負担するとともに維持管理を行います。再開発事業等の事業者はオープンスペースの植樹帯や舗装など上面整備を行うことなど、沿川遊歩道の豊かな空間を確保していきます。

#### ・ 地形の大規模改変の禁止条例の制定

台地と低地に跨る一団の土地の改変を行う場合などに際しては、土地の高低差を一敷地として一律に改変することを禁止し、斜面緑地を残した上で台地と低地の地形を活かした計画を行うための条例を制定します。

#### ・ 歴史的に危険な「下町低地」の防災性の向上 下町低地の土地集約に関する容積率特例制度の新設

台地に挟まれて東西に伸びる標高 10m程度の下町低地は、江戸時代の沼地の埋立地が市街化したなど、江戸時代から今日まで水害の危険に晒され続けてきています。またこれらの地域は細街路、狭小宅地が多く、防災上、居住環境上望ましくない問題点を抱えており、土地を集約化しオープンスペースの確保による防災性の向上が必要です。そのため民間企業の参加を促す容積率の緩和制度 - 下町低地の土地集約に関する容積率特例制度を新設し、複数の小宅地を同一敷地とみなしオープンスペースの確保を図ります。

#### ・ まちづくりの優先順位

まちづくりの優先順位については、地形上防災危険度の高い「下町低地地区」に重点的に資源を投入するまちづくりが必須です。

### 2. 新宿の“森”の再生 - 旧藩邸を新宿の森へ

---

新宿は緑が少なく、また新宿御苑周辺には多くの緑が残っていますが地域的に偏っており、他の地域ではコンクリートのまちが緑より圧倒的に多く広がっています。このため、落合地域周辺の豊島台地と四谷地域から新宿駅周辺に至る淀橋台地上に現在も残る七つの緑 新宿中央公園周辺、落合斜面緑地、戸山公園、早稲田大学・甘泉園周辺、

外濠周辺、明治神宮外苑、新宿御苑 を「新宿の森」と位置づけるとともに、新たに迎賓館周辺、東京女子医大周辺、総務省第二庁舎周辺、花園神社・区役所周辺、信濃町周辺、矢来町公園周辺、防衛庁周辺などの七つの旧藩邸を加え、十四の「新宿の森」づくりを進めます。旧藩邸は現在も公共公益性の高い土地利用がなされており、現在の土地利用を活かしつつ、緑深い森を育てていきます。「新宿の森」づくりは憩いの場であるとともに災害時の避難地としての利用や、子供にとっては大都会の森で田舎の自然体験ができる場所にもなります。この実現のためには、公共公益施設用地の緑化、街路樹、未利用地の用地取得、オープンスペースの緑化、企業用地の緑化、マンション敷地の緑化など、国、都、区をはじめ、大学、企業、寺社、住民、NPO、サポーターなど広範に亘る主体の協力が必要です。極めて公益性の高い事業であるため「新宿の森」基金の設立や、税制の優遇措置、信託型の税金の使い方などの制度を制定します。

### 3. 失われつつある水辺の再生

神田川、妙正寺川、外濠の水辺を再生し整備します。神田川においては剃刀護岸を親水性に富んだ護岸とします。妙正寺川においては親水性に富んだ遊歩道を整備します。外濠においては、国、東京都、千代田区、港区と共に一部事務組合など強制力のある組織を設置し、埋め立ての原因となった都市機能の移転などの諸方策を策定し推進するとともに、外濠条例を策定し、都市機能の侵食を規制管理していきます。また失われた水面を蘇らせ、本来の外濠を取り戻すための再整備を進め、神田川からの注水、水の循環による水質の改善を進めます。

### 4. 玉川上水の復活

江戸時代の飲料水供給のため多摩川の羽村堰から四谷大木戸にいたる43kmの上水路であった玉川上水は、新宿区内は暗渠のままです。この貴重な水辺を開渠化し、清流を親水空間として再生し復活させる検討が進められていますが、その検討結果を踏まえ、新宿区、区民が共同して積極的に推進していきます。

### 5. 大規模構築物の地下化への要請

神田川は江戸川橋以西が首都高速5号線の架橋下となっており、周辺に振動、大気汚染などの問題を抱えているので、首都高速の地下化の要請を首都高速に要請していきます。首都高速の地下化については日本橋の地下化を推進する団体などとの連携を図りつつ推進します。

外濠を埋め立て利用しているJRについても、将来的に地下化を進め、貴重な水面としていくことを要請していきます。

## 6. みどりの風を感じるまちづくり

---

新宿の水辺を再生し、「新宿の森」を整備し、水辺と森を渡る風を、道を使って新宿内に循環させます。神田川沿いを緑のみちで囲み、河川には水はけの良い芝生の遊歩道を通して、ささやかなアスファルトからの解放を図ります。

また、台地と低地の境界にある斜面緑地はさわやかな風を起こす重要な資源です。この保全を図り、開発によって失われてしまっている斜面緑地の再生を図る斜面緑地ガイドラインを策定し、開発を規制する条例を策定します。

## 7. 「水辺と森の環」

---

新宿の外縁部を失われた水辺を取り戻し、未来にも継承していくべき水辺の資源として、新宿区の外縁部を縁取る新宿の水辺と、「新宿の森」をみどりの回廊で囲み、「水辺と森の環」として整備していきます。具体的には妙正寺川、神田川、外濠、玉川上水の水辺の整備と新宿中央公園周辺、花園神社・区役所周辺、新宿御苑、神宮外苑、迎賓館周辺、信濃町周辺、防衛庁周辺、矢来町公園周辺、東京女子医大周辺、総務省第二庁舎周辺、戸山公園、早稲田大学周辺、落合斜面緑地をみどりの回廊で繋げていきます。

## 8. 環境修復回復型ミティゲーション(代償)制度

---

地形や歴史に配慮しない開発は、水辺と緑を減少させ、ヒートアイランド現象などの環境悪化を引き起こしています。このように既に相当程度壊れてしまっている環境を回復していくためには、第一段階として高度経済成長以前の環境基準まで修復していく必要があります。具体的にはアメリカや我が国でも港湾計画に適用されているように、開発を行って失った緑などを他の場所や他の手法で確保するというミティゲーション(代償)の考え方を導入し、下記のような新宿方式のミティゲーション制度を制定します。

- ・ 新宿基準の設定

高度経済成長期以前の水辺と緑の量的基準値を設定。

- ・ 開発、立地規制

地形を無視した開発や緑、水辺を改変する開発、立地を許可しない。

- ・ 環境への負荷の最小化

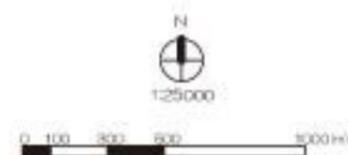
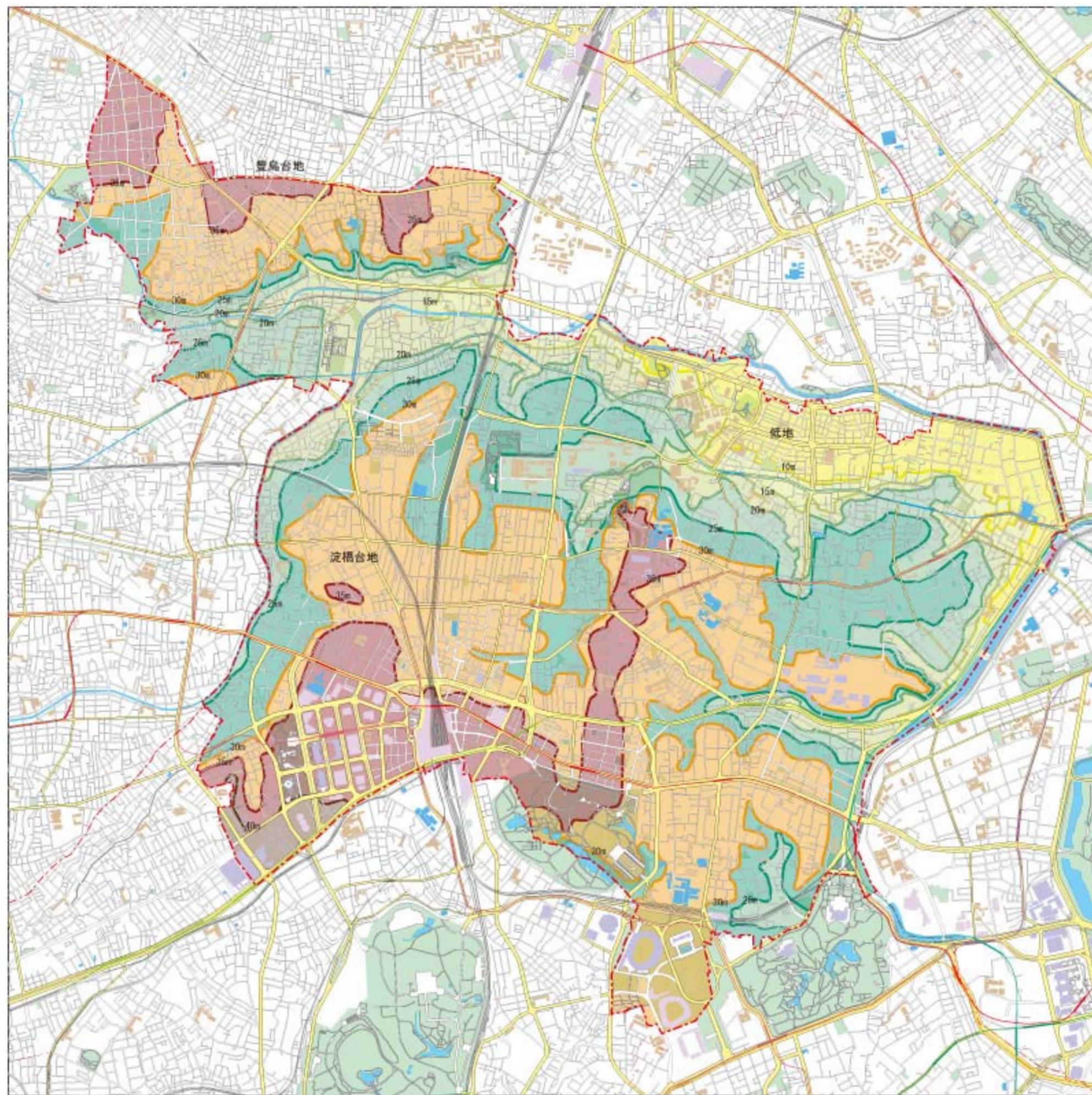
宅地など小規模開発、土地の集約化に当たって環境修復基準値を設定する。基準値を満たさないものは許可しないことを許認可要項とする。

- ・ 代償措置

当該地で基準値を達成できない場合には、「新宿の水辺と森復活基金」に代償金を納める。

(第3分科会)

# 地形图





## 2 景観は区民共有の財産

---

### 【将来のあるべき姿】

景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、総ての区民はその資源を活かし豊かな生活を享受する権利をもつ。また同時に、良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいく努力をする。そのひとつとして地域からの視点と発想により景観計画をつくり、区民と行政の協働により実施していく。

良好な景観を作ることにより、地域が潜在的に持っている可能性をひきだし、そこに住む人々が誇りうる豊かな生活環境を生み出す。また、訪れる人々にとって魅力あり、歩きたくなるまちとなる。

このような観点から新宿区は景観施策を単に美観を保つことだけに止まらず、文化、産業の振興、交通、防災、住宅、子育て、福祉等多面にわたる総合的施策と捉え、全国にさきがけ実施する。

### 【現状と課題】

新宿区は、超高層ビル群から緑濃い住宅地まで、世界最大の繁華街から地域の風情ある商店街まで、江戸の歴史を感じさせる路地からアジアンテイストな通りまで、南北4キロ東西5キロ程度の範囲に多様な要素と異なる景観を持ったまちである。

しかしながら現状の街並みは、必ずしも、このような多様な要素の持つ魅力を十分に活かしたのものになっているとはいえない。経済効率を重視した開発主導のまちづくりにより、地域がもつ個性が均質化し、緑地や水辺が減少し、まちの文化や歴史の記憶が希薄なものになっている。これは短期的、個別的な利益のために景観資源が浪費されていると言える。

また、新宿区には新宿駅周辺中心に超高層ビル群が特徴ある景観を作っているが、近年住宅地近くに相次ぐ、高層ビルの出現に対しては、景観や周辺地域を含めたまちづくりからの検討が求められる。

これらの現状に対し、地域住民の意見を反映させる場が限られている。例えば、突然、告示された高層建築計画に周辺住民は対抗しうるノウハウもなく、個別の被害補償を求めるのみになっている。

また行政においても、景観規制は景観まちづくり条例に依るしかなく、実効的な強制力はなかった。

そのなかで都市計画としての高度地区に絶対高さ制限が導入された事は画期的進展である。しかし、その施行前に計画された建築物のなかには将来同規模に建て替えができなくなることが解っていながら、計画を変更せず、分譲されようとしているものがある。これを放置することは将来に禍根を残し、都市計画を実効性のないものにしかねない。

また高さだけでは未だ一面的な規制でしかない。周辺環境との調和を考えた総合的な、かつ強制力のある規制をともなった景観計画が求められる。

狭い道路に張り巡らされた電線や放置自転車など、景観を阻害する要因は防災上も負荷が大きい。

良好な景観の形成は子供や老人、身障者にとっても暮らしやすい環境をもたらす。そこに暮らす者からの視点で地域の資源を豊かなものにしてゆく景観計画が求められる。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 地域からの視点と発想による景観資源の調査、発掘

まずはじめに、区民が自分の住み暮らすまちに目を向け、地域の資源となる景観形成を提案し、地区協議会が提案を集める。行政はこれを促すひとつとして、表彰制度をもって「景観コンテスト」を行う。表彰の基準は、従来あった優れたデザインの建造物等に限らず、埋もれていた史跡、望ましい眺望、改善すべき景観、地域独自の視点からの景観等々多様に設定する。

規模の大小に拘らず、様々なレベルの住民からの提案を地区協議会に集約させる。

### 2. 地区協議会を核とした地域の景観計画の策定

地区協議会が先導し、提案主体となった住民と NPO、各種まちづくり団体に、必要に応じ行政を加え、景観計画の策定に向けて、計画ごとの景観協議会を設置する。

景観協議会は景観計画の試案を策定し、公開し、広く意見を求める。計画の規模に応じて必要な合意形成を経て、実施体制の構築に向かう。行政はこのプロセスを支援し、広報、情報提供を行う。

### 3. 景観法の活用と地域と協働した景観施策の推進

新宿区は東京都と協議し同意を得て、都に代わり、より地域の要望に近い景観施策を推進するため、景観法に基づく景観行政団体として、景観法を活用し、地域から提案された景観計画に基づき、以下のような施策を実施する。

建物の高さの統一や、見晴らしを悪くする建物の制限、周囲にそぐわない色の制限、壁面位置の統一等。条例を定めて変更命令。

景観上重要な公共施設(道路、河川、公園など)の整備。

景観面から守るべき建物(景観重要建造物)や樹木(景観重要樹木)を指定。これらの増改築や伐採の許可。さらに、所有者が規制により増改築ができなくなった場合に生じた損失に対して、金銭的な補償をする。

また、新宿区が景観法を積極的に活用することで内外に景観への取り組みをアピールする。

### 4. 身近な街並みの改善や整備

まちかどアメニティスポットづくりや景観を乱す道路不法使用への対策、不調和な看板の撤去や修景等の対策、ゴミ対策や不法駐輪対策など、身近な街並みの改善においては、行政はその権限を住民に委ね、条例の修正、経費の助成等をもって地域から快適な景観の形成を進める。

## 5. 歴史的建造物等の保全・活用

新宿区指定文化財、東京都指定文化財以外で、地区住民が重要と思われる文化財を地区登録文化財とする。それら文化財としての、あるいは文化財を含む建造物やまちなみの部分または全体の保存・修復が行われる場合、行政はその重要性、規模及び地区環境への貢献度、外観保存により街並み景観の向上に資するなどを考慮した上で次のような施策を行う。

- ・ 歴史的建造物の保存・修復に際して、その周辺地区を対象として一体的に街並み景観の向上を図ることを条件に容積率等の規制緩和を行う。
- ・ 新宿区指定文化財、地区指定文化財について国指定文化財と同等の相続税評価額の減額、固定資産税減免等の税制上の優遇措置、または優遇措置と同額の補助を行う制度の新設。
- ・ 住宅金融公庫、日本政策投資銀行等の融資制度を活用できる事業として認定。
- ・ 民間融資を利用した場合、その利子補給制度の新設。
- ・ 区内の公共所有の歴史的建造物を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)を用いて民間資金を活用した事業として修復、維持管理。
- ・ 歴史的な建造物の所有者と事業などの利活用をPFI法などにより行う事業者の仲介を行う。

これらにより歴史的建造物等の保全や活用が促進されるようにする。

## 6. 再開発の歴史と伝統を生かしたまちづくり

西新宿は、高層ビル群として日本を代表する都市景観となっている。このような他では得難い固有性に加えて、現在不足している賑わい空間やビル間の交流を進める事によるIT社会・高齢化社会への対応や、低層部や地下などを使った回遊できるヒューマンスペースづくりなどについて研究し、再開発の歴史と伝統を生かし、この景観のもつ資源としての価値をあまねく区民が享受できるように未来に継承していくことを目指す。

## 7. 超高層建築の計画とデザインなどに関するガイドラインづくり

業務系、商業系、住居系など、用途の異なる超高層建築物の建築条件として、高さだけではなく、低層部の周辺との連続性やオープンスペースや緑の導入、周辺からの景観に配慮したデザインの留意事項などについて、地域のまちづくり協議会などと連携した合意形成システムをつくり強制力のあるガイドラインを導入する。

特に高層集合住宅は高さ制限を徹底し、適用除外特例をなくし、地域の住民の合意なしに高層建築物が計画される事をなくす。

(第3分科会)



### 3 新しい才能・文化を常に吸収し続けるまち

---

【将来のあるべき姿】

新宿のまちを、魅力ある歴史を生かしながらも、さらに新しい出会い、才能や文化を吸収しつづける文化創造都市として発展させます。新宿は、過去多くの新しい才能や文化を生み出してきましたが、これをまちの誇りとして尊重し、重視することが大切です。伝統的な産業や文化を尊重しながらも、それが新しいもの、異端とも言われるような文化、才能を受け入れる寛容で進取の機運に富んだ人々、まちによって支えられてきたことをもう一度思い起こすことが大切です。才能は育てる基盤、環境があって初めて育つものであり、その苗床をどのように作るのかという点に力を注ぎます。そのために行政と芸術家、芸術団体、そして区民が連携したネットワークを各地域に作ります。その拠点として、公共施設だけでなく民間施設、遊休施設が活用され、情報センター、研修・交流センターとして機能します。

行政は、商工団体や篤志家の力も得ながら、多彩で多様な文化が区民に身近な、参加しやすい形で提供され、活性化するようサポートします。そのために才能を育てる場、稽古場やアトリエが確保され、国内外の新しい才能が集まる場を準備します。特に外国人留学生や外国文化を受入れる施設や場を独自に準備します。プロフェッショナルの芸術家、芸術団体は、そこで優れた芸術作品を創造することで、国内外の人々を鑑賞者、享受者として新宿のまちに惹きつけるだけでなく、新宿の文化を全国、全世界へ発信する役割を担います。また、それらの中核施設を拠点として、区民への文化・芸術教育を担い、また表現活動への指導者としての役割も担います。区民は、享受者としてだけでなく、表現者としてもさまざまな機会を得ることで、その才能を開花する可能性を広げます。また愛好家、支援者として新宿の文化の一翼を担うことで、豊かな文化に恵まれた生活だけでなく、誇りを持って生きることが出来ます。

これらの基盤が整備された時、劇場街やアトリエ群の周りの飲食店では、ポスターがギャラリーのように店を彩り、芸術論に花を咲かせる人々、創造の種を求める人々が集まり、異業種や世代、人種を越えた交流の場が作られます。そこでは常に新しいアイデアや新しい才能の発見、評価が語り合われ、次の実験のプランが練られていきます。その場で地域の情報センターにアクセスし、その試みに関する情報を得るだけでなく、イベントや貸稽古場、アトリエの空き情報を得ることが出来ます。また、その語らいの中で、新たな起業、仲間作りが進められていくのです。身近にある芸術の鑑賞、表現、評価の語らいを通じての刺激が、新しい新宿ブランドを作り、さらに新しい創造を求める人々をひきつけるまちにするのです。

## 【現状と課題】

新宿の特徴は、商業施設も含め、民間企業や篤志家などによってサポートされた劇場などの文化施設が多いことです。映画館、劇場、ライブハウスなどが街並みに彩りを与え、人々を集める一つの魅力となっていることは確かです。また、区内には日本を代表する劇団、オーケストラなどの事務所、稽古場が点在しており、さらに旧淀橋第三小学校跡に作られた芸能花伝舎には、芸術団体、職能団体の事務所が集中しています。新宿駅周辺地域だけでなく、区内各地域の商店街やマンション街の一角に小劇場が作られたり、定期的なイベントが開催されるなどの新しい試みが始まっています。区内在住、在勤者によるアマチュアの文化活動も活発に繰り広げられています。また、大久保を中心とする外国文化の流入は、新しい多国籍文化の可能性ももたらしています。

しかし、これらの文化芸術活動や芸術団体、芸術家の存在が、区内に住み、働く人々にとっては、情報、経費などの問題から、身近なものになりきれていません。また芸術家、芸術団体にとって、行政のサポートはほとんどないことから、区民や団体との距離感も生んでいます。新宿が住所であり、公演の場ではあっても、区民が観客、支援者ではないのです。そのために活動が困難になって維持費用を捻出できずに区外へ転出したり、ビルの建て替えなどの問題で追い立てられたり、オーナーの事情で劇場そのものが消滅する事態も生まれていても、まちの話題にもならないのです。

現在、存在するプロからアマチュアまでの芸術団体、芸術家をアーティストバンクのような形で認定し、その活動を区民が享受し、支援できる情報センターの確保が必要です。図書館、地域センターなどの公共施設だけでなく、民間施設も活用します。その活動を通じて地域で顔の見える関係を作り、その才能の刺激を地域文化や産業に生かすことが求められます。地域の情報センターを中心に、芸術家、芸術団体との協力による学校や地域での芸術教育、講習会、さらにはイベントの開催などを通じて、人種、宗教、歴史、世代を越えた文化交流を進め、継続的なネットワークづくりを進めます。特に区民が享受者としてだけでなく、表現者として、また支援者として主体となる場を作ることが必要です。

現在の芸術家の才能を生かすだけでなく、全国、全世界からの才能を誘致する上では、安価で手軽に使える稽古場、アトリエ、練習場を確保することに加え、居住施設を確保することが出来ればそれは大きな魅力になります。また民間の小劇場やライブカフェなどには、安全に、継続的に活用するための支援や税制上での優遇措置も必要です。また、これらの認知を広めるためのマップなどの作成も必要でしょう。これらの芸術活動の周辺には、新しい産業を担う人々も集まってきます。また、観客、聴衆が語らう飲食店街も必要となるのです。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 価値ある情報の流通を確立する / 文化情報ネットワークの構築

現在、文化情報は、情報誌、新聞などによって得るのが一般的と言われてますが、世代などによって情報格差があるのが実態でしょう。そのためにむしろ口コミなどの人づての紹介が、情報伝達手段としてかなり重要な要素となっています。誰にとってもアクセスがしやすい、新宿に絞った文化芸術情報も大切ですが、人を介したネットワークをどう作れるかが大切です。各地域の図書館などを情報センターとし、そこで芸術鑑賞基礎講座のようなレクチャー、あるいは、地域の芸術家、愛好家などの懇談会を、定期的を開催します。その場は芸術専門家や愛好家による価値ある情報提供の場ともなります。そこからアマチュア集団づくりが始まったり、芸術体験ワークショップや、地域イベントの開催などの相談がされます。こういったことで区民がより芸術に親近感をもてるようになり、鑑賞と評価への参加を促します。

### 2. 区内の芸術家・芸術団体の認定・登録とその活動への支援

数多くの芸術団体が新宿区内に事務所や稽古場を置いており、そこを発信基地に全国、あるいは全世界への活動を展開しています。これらは国の財産とも言えますが、同時に新宿の財産とするべきです。新宿のまちの魅力が彼らを吸引したことも事実だからです。区内にある芸術団体、芸術家をアーティストバンクのような形で登録し(区内芸術マップの作成)、区の事業や学校への専門家の派遣、アマチュアの指導などの活動に参加してもらうことで、区民との壁をなくし、区民が芸術団体のよき理解者、支援者となれるような方向を目指します。特に芸術団体の所在地周辺の区民が、芸術サポーターとなれるような地域での各種イベント、講習会などの活動に力を入れます。またこれらの登録団体の公演や発表会の情報は、あらゆる媒体を通じて積極的に流されるものとします。

### 3. 空き店舗、廃校などの空間の芸術目的への積極的な活用と民間施設の認定

新宿のまちのあちらこちらに小劇場や小さなライブスペースが民間ベースで作られています。街角に突然行列が出来たり、街の風景を変えていきます。しかし、これらの施設の中には、安全対策上の予算が確保できず、公共的には認定されていない施設も数多く含まれます。これらの民間施設に対する税制上の優遇措置などをとり、利用者が安心して親しめる、準公共的な施設と位置づけます。同時に現在、ビルの中に生まれている空き店舗や空き事務所、さらには廃校などの公共施設などの、小劇場、稽古場、アトリエなどの芸術目的への積極的な活用を展開します。歌舞伎町ルネッサンス計画が進められていますが、地域的に芸術村、アトリエ村などを特定して、そこに集中させることも考

えられます。現在、東京で活動する若い芸術集団の最大の困難は、稽古場やアトリエの確保とされています。新宿の稽古場やアトリエで育つ芸術家を生かしたブランドづくりも考えられるはずで

#### 4. 国際芸術村、次代の芸術家の誘致

大久保周辺などでの外国人居住者の増加が新しい活力、魅力を生んでいます。若い世代、新しい才能を受け入れる上で、最大の問題は、新宿の居住条件が決して良くないということです。稽古場やアトリエが確保される芸術村には、同時に民間アパートなどを活用しながら、居住を確保する方向を目指します。都心区では若い夫婦世帯への家賃補助制度などがありますが、全国、全世界からやってくる若い才能に対する補助制度は、また新しい新宿の魅力をつくります。期間限定などの条件は付帯させながらも、24時間都市の新宿でフルにその才能が生かされるような条件を保障するのです。特に外国人芸術家の受け入れ態勢を整備することで、国際芸術村を作ることも検討します。その住民を中心にした芸術だけではなく幅広い多文化イベントの開催も検討します。

#### 5. 区民自身が表現者として、新宿の文化を担う

高齢化社会を迎えて、芸術表現への要求は年々高くなっています。適切な指導者のもとで自らが表現者となって成長することは、鑑賞者あるいは、支援者としての質の向上につながっていきます。区は、専門家の協力を得ながら、また新たに作った文化施設も生かしながら、区民が気軽に参加できる各ジャンルの芸術講習会を開催します。またそれらの活動で育った団体、個人をはじめ、区内のアマチュア団体を中心にしたフェスティバルを開催します。この際、特に区内専門家、団体との協力を位置づけ、日常的な協力関係が築ける方向性を探ります。また、こういった活動を通じて、芸術ボランティアやサポーターを育て、もっと文化の裾野が広がることを促進させます。

#### 6. 子どもや青少年とアートとの接点の拡大

文化が薫るまちというには、そこに育つ子どもや、青少年がその恩恵を最大限受けるものでなければなりません。身近に、そして途切れなく芸術鑑賞機会があり、芸術家や芸術団体が存在しているという恩恵です。しかし、現実には多くの阻害要因があり、その恩恵に浴していないのが実態でしょう。特に、経済的困難と、芸術に対する無理解です。これを突破する鍵は、学校と行政にあります。学校における芸術教育の充実により、芸術に親しむこと、表現することの喜びを伝えることです。専門家を招いてのレクチャーや劇場へ足を運んでの鑑賞などで、芸術のもつ素晴らしさと出会うことで、未来への可能性を感じることが出来るはずで

満喫し、そこからまた新たな才能が育っていくことを目指すべきです。

## 7. 新たな産業、起業の苗床づくり

IT産業や、デジタルコンテンツなどの創造的な産業、あるいはアイデアは、既成のものを誘致するような環境を整備するだけでは、絶えず後追いであり、時を経たずに時代遅れになりかねません。まちが創造的で、新しい発信基地であることを望むなら、そのための苗床、人が育つための土壌をどう作るのかということに徹底すべきです。これからの時代のアイデアは、人が絶えず人から刺激を受ける環境、斬新なものづくり、特に芸術産業から受け取るものが大きいことに着目すべきです。本物の芸術に触れたとき、あるいは芸術家との対話の中に、これからの時代が要請するコンテンツに対する新しいアイデアが生まれるのです。そのために、大学などの高等教育機関と芸術村や芸術家との接点を積極的に作り、また在学生や卒業生のための工房を整備します。また学生が本物との接点をもてる機会を保障します。

(第5分科会)

## 4 歴史の中で結実したホンモノの文化を継承する

---

【将来のあるべき姿】

新宿が歴史の中で培ってきた「ホンモノ」とは何か。それを見分けて継承し発展させることが私たちのいま果たすべき役割と考えています。

まず新宿区の自然地形や歴史・文化を区民と共有することから出発したいと思います。そのことがホンモノの文化を把握する前提となるからです。

現在自然は変貌し改変されていますが、基本的な構造や原形の片鱗は残されています。他方文化は時代時代異なる相貌をあらわします。伝統文化や伝統産業は、その中で変化を遂げながら生き残っていきます。逆説的にいえば、変化こそが不変なる物を生み出すエネルギーといえます。変化と不変の紡ぎだす弛みない物語を読み解くことが、新宿遺産、新宿文化を後世に引き渡すための必要条件ではないでしょうか。変化を受容することと変化を容認しないことは、ともに大切です。好ましい変化は、偏見なく受容するだけに留まらず積極的に先取りし、好ましくない変化はかたくなに拒否する態度が必要です。また何が好ましい変化か、何が好ましくない変化かを冷静に判断する力と方法を、歴史を学ぶことで培い、新宿メソッド(方式)としなければなりません。

では地形的特質や、水・みどりの特徴と歴史文化の流れを概括しておきたいと思います。武蔵野台地の東端に位置するわが区は、台地と低地が入り組む複雑な地形です。落合周辺の豊島台と四谷から新宿駅にいたる淀橋台、それらに挟まれて東西に伸びる下町低地からなっていて、神田川、妙正寺川、外濠などの水辺が、区の外周を取り巻いています。これが「土地の自然的記憶」です。

人間の歴史は、落合地区から発掘された旧石器時代に遡ります。縄文、弥生、古墳、奈良時代を経て平安時代にはいると、平将門の乱に伴って区内にも多くの将門伝説が残されるようになります。鎌倉から室町時代になると、地名に関する区内最古の記録が牛込文書に現れます。しかしなんとといっても、家康入府に伴って内藤清成が拝領した広い原野のわきに内藤新宿が開設されてから、新宿区の歴史は本格的な幕開けを迎えたといってよいでしょう。四谷、牛込を除くと、江戸期の新宿区は概ね農村地帯の中にあり、いくつもの大名屋敷が田畑に点在していました。藩邸跡の一部は、現在区内有数のみどりを形成し、低地の神田川・江戸城外濠が区の外周を取り巻いていて、新宿区の水とみどりのネットワークを形成してきました。これらは「土地の人的記憶」にあたります。

「土地の文化的記憶」にも触れておきます。

わが区で生誕、居住、活躍、終焉した文化人は数知れません。文芸なら、江戸時代の黄表紙の創始者といわれる恋川春町や天明狂歌の大田南畝、明治の夏目漱石から尾崎紅葉、大正・昭和の林芙美子、広津和郎、戦後は色川武大から現代のリービ英雄。絵画なら、浮世絵師の鈴木春信からはじまって佐伯祐三、鍋木清方などの天才たち。

詩人西条八十、劇作家飯沢匡、彫刻家荻原碌山、音楽家宮城道雄、落語家三遊亭円朝。まさに綺羅星のごとくと言えます。学識・教育でも、早稲田大学、東京理科大学、法政大学(大学院)、慶応大学(医学部)、工学院大学、東京女子医大、東京医科大学、目白大学、東京富士大学など多数を数えます。

最後に「土地の産業的記憶」について記述します。

わが区は、京都や金沢と並ぶ染色のまちでした。神田川に布を晒す仕事風景は、情緒豊かな風物詩でしたし、かつては神田川の清澄な水利を活用した染色業者も多くいました。区の伝統的工芸品には東京染小紋や東京手描友禅、江戸更紗があります。そうした産業は様々な困難に直面していますが、歴史の荒波をかい潜ってきた生命力を発揮し、新しい可能性を信じて変革を恐れず、もういちど新宿を代表する地場産業として名実ともに躍進することを私たちは応援したいと思います。

ここでは将来のあるべき姿を直接提示していませんが、激しい変化の中で生き残った歴史・文化を引き継ぐことの大切さと、かつてあった自然の復活を願ってやまない事を訴えたいと思います。

#### 【現状と課題】

今日の社会は、バーチャル(擬似体験)、イミテーション(まがいもの)、フェイク(にせもの)などの言葉が流行るように、私たちのまわりでは、なにがホンモノでなにがニセモノなのか判然としなくなっています。過大な情報や不必要に饒舌な解説もこの傾向に拍車をかけています。私たち新宿区民は、複雑で雑多な情報洪水に流されることなく、ホンモノを見分け、選択し、享受する眼力や智恵を身につけなくてはなりません。幸い区内では、産業においてはホンモノの伝統産業が根付いていますし、文化においても優れた伝統芸能、演劇、映画、文学、音楽などが新宿で生れ育っています。産業について言えば、ホンモノといえば、まず伝統的工芸品「東京手描友禅」、「東京染小紋」があげられましょう。これらは、私たちの祖先や先輩が、時間をかけて技を洗練し高度化した技術の結晶です。この本物の伝統に若い人々のアートな感覚を付加したら、きっと新時代にふさわしい感性豊かな製品が期待できるでしょう。染色と並んで、もうひとつの地場産業である印刷業はどうでしょうか。低価格競争の結果中国などに産業自体が推移していく中で、写植、パソコンでひとたびは壊滅的打撃を受けた活版印刷が、なんとこのごろでは若い人たちに見直されているのです。大量印刷とはちがう「クラフト感覚」の印刷として、名刺や自費出版本に使用されているのです。理由は「印刷面の仕上がりの力強さ」の魅力です。小数注文印刷(オンデマンド印刷)の中で、若者達の手作り感覚を大いに活用し、アート感覚や遊び感覚を駆使し、多様な消費者の欲求に応じていくことも新宿らしいと思います。アニメ産業やゲーム産業と連携をしたら、新しい発想が生まれると思います。

ところで、伝統芸能でも同じことが言えますが、伝統産業では後継者の育成が大きな

問題になっています。職場の労働環境も、収入も、IT産業などの先端産業に比べて日が当たっているとは言いかねます。

ただ一方で、手作りの楽しさをもとめて、若者が外部から参入してくることも増えてきました。それは、芸者の世界にOLを辞めて飛び込み、お座敷の仕事をしたがる若い女性がすこしずつ増えてきたのと似ています。

しかし、手をこまねいていられるほど事態は楽観を許してはくれません。

地味な職人仕事を評価して、社会全体が尊崇のまなざしを向けていく必要もあるでしょう。言い換えれば、伝統的な仕事の真価を認めるとともに、ホンモノ志向の消費者を育て、伝統を崇敬する区民意識を盛り上げなければなりません。後継者育成については、事業者をもっと支援して、事業者と区民と行政が一体となった態勢が必要でしょう。優れた伝統技術に対してあたえられるマイスター制度など、ヨーロッパで盛んな制度の導入を検討するのも一案と思います。また産業支援のイベントも、たんなるイベントに終わらせることなく、ホンモノの職人技に感動して、若者がこの世界に飛び込んでくるようなものにしたいと思います。若者たちの取り込みに対する物心両面の支援や仕組みづくりも望まれます。とくに若者はアートに敏感です。新宿は、アート好きの若者にあふれていますし、刺激も受けやすいよい環境にあります。伝統と現代のアート感覚から、創造的産業が生まれる道を開拓したいと思います。

【取り組みの方向性】

## 1. 文士村と漱石山房、紅葉、ハーン記念館の創設

新宿は多くの文学者を魅了しました。特に、牛込や落合は、文士村を形成していたといっているほどです。牛込地区を例に取ると、シェークスピアの翻訳で名高い坪内逍遙、門人の島村抱月、松井須磨子の芸術倶楽部の流れに代表される近代演劇や、硯友社の尾崎紅葉と一門の泉鏡花、小栗風葉、広津柳浪などをはじめとする明治文学の中心があり、文芸出版の新潮社などの出版活動もあって、多くの作家、芸術家と縁を結んできました。菊池寛、江戸川乱歩、稲垣足穂、黒澤明、滝口修造---と、数えていけば限りがありません。ホンカキ旅館の「和可菜」は、今日でも山田洋次監督やシナリオライター竹山洋氏らの執筆の現場となり、日本映画やテレビドラマの名作を支えています。

生誕も終焉も早稲田の夏目漱石。他にも近代文学でいえば二葉亭四迷、島崎藤村、田山花袋、永井荷風、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)、林芙美子---。しかし、漫画・映像世代の若者たちは、漱石は別格として、中高年世代には当たり前の常識であったこうした大文豪の名さえ知らないのが現実です。そこで私たちは、新宿を愛した作家・文化人の足跡を刻み優れた作品群を顕彰するため、文学案内板、文人マップの設置、文学散歩コースなどの設定を手がけ、新宿こそが文人達のふるさとであり創作を促した地だと

いう事実を明らかにします。早稲田 神楽坂にいたる漱石散歩道、横寺町から二合半坂を経て九段への紅葉・鏡花散歩道なども整備したいと思います。

また紅葉・鏡花記念館の設立に際しては、小中学校などの遊休施設を活用も検討し、ハコモノ行政の弊害に陥らないようにしたいと思います。

漱石山房の復元、紅葉、ハーン記念館などは、他の自治体で先行されてはいますが、終焉の地新宿区としてもぜひ実現したい文学的施設です。特に漱石公園の改修工事には区長自ら関わっておられますが、半藤末利子さん(漱石の孫)も委員の一人であり、「漱石山房の復元はぜひホンモノを目指してほしい」と語られておられた以上、漱石の遺品収拾から出来るだけ手をかけて復元し、地域の歴史を発掘し地域学を広めたい。

## 2. 区民学芸員の養成と在野の専門家の活用

自治体予算の逼迫は博物館、美術館などの人員配置や予算配分にも大きな影響をもたらしていますが、今回文化人マップや文芸散歩道などの調査を実施すると、それなりの数の専門家が必要になります。

区がそうした専門家を採用することとは別に、区民ボランティアの育成も課題です。文学資料館や博物館の仕事は、専門知識が必須条件になりますので、区としても、十分な時間をかけ区民の専門家を養成するプログラムを作りたいと思います。

地域史などを研究する人材の活用のほか、現在すでに始まっている文化財ガイドの養成講座と連動し、生涯学習の観点からも参加できるような、一般・専門コースを二段構えに設定し、検定試験を実施したいと思います。

とくに団塊の世代にとっては、こうした専門職的ボランティアは、あらたな目標になって歓迎されることと思います。また退職した大学研究者の応援もぜひ受けたいと思います。

## 3. 地域の歴史を発掘し、地域学から新宿学へと誘う

土地の記憶を掘り起こして記録に残すことは、人々がその地域に愛着を持ち、知悉する最も有効な方法と思います。同時に、それは失われていった時間の中から、価値ある文化遺産を子孫に継承していく有効な手段です。私たち日本人は、表舞台に立つ偉人・英雄以外に、大衆や庶民も歴史形成に参加しています。そして「常民」の残した生活文化にも極めて貴重な生活史があり、それはいわば「大文字の歴史」と対極に位置する「小文字の歴史」といえます。新宿は、淀橋、大久保、落合、四谷、早稲田、神楽坂など、地域性の際立った町で成り立っています。地域の歴史・文化史研究は、区民が取り組みやすい専門分野です。各地の地域史、商店街史、花柳界史、風俗史、歌声運動史、駅前闇市史、新宿フォークゲリラ史などの社会史研究から、伊勢丹デパート史、中村屋史、新宿末広亭史(新宿落語の歴史)、新宿ピットイン史(新宿ジャズの歴史)、紀伊国屋ホール史・書店史といった民間企業であっても新宿にとって大変重要なピンポイント

ントの歴史まで視野に納め、区民の自主研究による地域学の誕生を促し、総合的新宿学の構築に向いたいと思います。教育委員会や歴史博物館は区民と共同してリーダーを育てる活動などを支援し、また積極的な資料提供、講師派遣をはかります。古写真アーカイブズ収集、名所図会など単なる文書解読に偏しないビジュアルで楽しい研究活動を模索します。また誰にも身近な昭和史から着手したいと思います。

#### 4. 庶民の古典芸能ルネッサンス

かつては老舗の寄席が廃業に追い込まれ、営業している寄席も閑古鳥がいないといわれた落語の世界に、三、四年前から、中高年、女性、若者を中心とした落語チームが突然訪れました。荒木町、神楽坂、榎町、目白などで落語の小さな寄席が立ち始め、中高年と若者を結びつける回路としても世代間の架け橋になっています。神楽坂では、東京理科大学落語研究会、法政大学落語研究会とまちの落語好きが結びつき、神楽坂落語祭を開催するようになって来ました。榎町では町内会ぐるみの落語会が開かれて、新たなコミュニティが復活しました。

落語に描かれているスローライフや人情、夫婦愛、近所付き合い、行楽や遊びの仕方がいまの時代に見直されていることもひとつの重要な要素です。

俳句に俳聖、書道に書聖がいるように落語界に「話聖」があるとすれば、その人は新宿の花園小学校近くに住んでいた三遊亭円朝です。新宿区は金沢にある円朝旧宅を取得して資料館を兼ねた円朝記念館を建設し、いまは滅多に上演されない円朝作の「牡丹灯籠」などを公演したいとおもいます。また若い人たちの創作落語を奨励し、新宿創作落語大賞を創設したり、「新宿名人寄席」を末広亭と共催で開催したりして、日本の優れた話芸の伝統を引き継ぎます。円朝記念館の企画・催しは区民運営にし、落語を中心に、日本の大衆的伝統芸能たとえば、新内、俗曲、端唄、都都逸、江戸写し絵など、広く古典的庶民芸能の企画を展開して、新宿に古典文化の文芸復興を図ります。新宿古典芸能ルネッサンスです。お堅い行政の学芸員ではなく、「区民落語学芸員」「区民都都逸学芸員」などが身近に接します。

#### 5. 古典文化・古典芸能を「新古典」形式で試み味わう

新宿には多くの古典文化保持者、古典芸能家が住んでいます。たとえば牛込地区では、箏曲、新内節浄瑠璃、歌舞伎長唄など人間国宝を初めとして、様々なアーティストがいます。神楽坂在住の新内節浄瑠璃の鶴賀若狭掾師匠は法政大学と組んで、江戸からの伝統芸能を革新して、能、新派劇、車人形などと共演して新しい古典芸能創造に挑戦しています。古典芸能は、伝統のみを守ってはいあたらしい時代には生きていきません。伝統こそ革新が必要なのです。日本を代表する古典芸能の世界でも、新宿は幸い実験的な音楽で世界的成功を収めた武満徹のメモリアルホールも持っていま

す。古典と現代の出会いを、新宿が率先して試みたいと思います。

## 6. 界隈を活かしたまちづくり - 「歴史地区」の制定

新宿区には、神楽坂界隈、荒木町界隈、早稲田大学界隈など、歴史を積み重ね、各時代に生き生きした生活が営まれてきた魅力に富んだ界隈があります。界隈の多くは、路地が木造建物の稠密な街区を形成しています。このような界隈の魅力をさらに積み重ねていくため「歴史地区」を新たに制定し、消防施設の配備など防災に配慮しつつ、路地を活かしたまちづくりを推進していきます。

## 7. 文化・歴史の道、坂を活かしたまちづくり

文豪永井荷風は、余丁町に暮らしましたが、「坂は平地に起きた波乱である」という名言を残しています。新宿区には江戸時代からの坂名を残している古い坂が多くあります。景観的には優劣がありますが、浄瑠璃坂の仇討や、逢坂の悲劇など数々の逸話にも恵まれています。近年江戸名がのこる坂を歩く企画が中高年に人気が出ていて、早稲田、法政、東京理科大学の各生涯学習講座、産経学園新宿校のカルチャースクールなどでは、坂歩きの講座を実施しています。日本坂学会、日本坂道学会というユニークな会も設立されました。

私たちは、坂を新宿の地形的資源、歴史的遺産と捉え、「文化・歴史の道、坂」として、これを核に歴史地区、文化・歴史拠点、史跡、文化財、歴史的建造物等をネットワークした新宿区史跡めぐりコースをつくります。その中で、江戸時代の道づくりの由来など、新宿区民の発案によりコースを設定していくことも提案します。甲州街道、青梅街道を新宿の「文化・歴史の道」の骨核とし、歩道を史跡や公園などを組み入れた遊歩道として整備していきます。

また「神楽坂」や「行人坂」をはじめとする美しい坂を、景観の変化が際立つ場所として、斜面緑地の再生整備、擁壁の石垣化や緑化など坂に面したまちづくりのガイドラインを策定します。

(図 文化・歴史の道、坂を活かしたまちづくり 参照)

## 8. 文化・歴史の掘り起こしと発信

歴史、文化、産業、人物など、それぞれの地域の資源を区民が掘り起こし、新宿区指定文化財、登録文化財として指定していくこと以外にも、様々に顕彰することが大切だと思います。教科書や、観光案内の名所旧跡的ガイドに載らないような人物や建物であっても、私たち新宿区民には有用な場合も多いのです。たとえば優れた染色職人や芸人たちも立派な新宿文化人です。そうした人物、事柄、歴史などの文化・歴史資源のガイドプレートを要所に設置、ガイドマップの作成、駅などのビジターの多い場所に地区住民

の作成したガイドマップを配布、まちの歴史・文化や買物を案内するコンシェルジュ制度を設けます。また、地域や地区のアイデンティティとしての町名を維持し、その由来にも遡れるように解説したいと思います。

## 9. 文化資源の保護と文化環境づくり 駅構内アートミュージアムの新設

新宿駅ビル建設時に、美術をはじめ、コンテンツ産業、ファッション産業、伝統産業などの国際的発信拠点「市民アートミュージアム」を新設します。美術館はすでに飽和状態であり、企画の貧困や集客の分散で、昨今は成功事例も少ないのですが、新宿区の場合は、駅ビル施設の利用可能性を探り、思い切った駅美術館構想にします。あえて駅ビル内に拘ったのは、忙しいビジネスマン・ウーマンの人たちに通勤時に立ち寄ってもらうためです。開館は朝8時、閉館は夜8時、休日なしとして、養成された美術館専門ボランティアが運営にあたります。

したがって、企画展示は、専門の学芸員と区民企画委員がともにあたります。新宿駅、区役所などの再整備には、文化的・シンボル性を持たせます。また区民は、教育委員会、新宿区歴史博物館などと積極的に連携し、史跡や彫刻・絵画・工芸品等の有形文化財及び伝統行事・民俗芸能などの無形文化財、埋蔵文化財や歴史的地名など、貴重な文化資源の総合的な把握につとめ、その保護を図ります。社寺などを利用したミニ博物館は現在も一部で実施されていますが、遊休学校施設や大学、専門学校、小中高校などと連携し、地区単位での文化財の拡充を図ります。

## 10. いにしへの地名を将来に残し、それを観光資源にする

新宿区には、幸いにも古い時代の地名が多く残っています。まち歩きや散策時には、江戸絵図や地誌に記載された地名がそのまま通用する楽しさや喜びを味わえます。昭和四十年代から始まった地名の変更は、多くの問題を抱えて途中で中止されましたが、今日から考えると、その英断は高く評価されるものでしょう。

地名の中には、土地の記憶が刻印され、それらを後代に引き継ぐときの格好のツールになっています。地名の紹介とともに、切絵図や地誌、名所図会などを活用したり、極め付けの場所では、その土地のいにしへの生活を復元図などで紹介するタイムスリップ案内板で、まちのもつ歴史を楽しく伝えたいと思います。

来街者も区民も、いつか江戸や明治にタイムスリップすることができます。

## 11. 地場産業と居住の共存するまちづくり

出版・印刷工場や染色工場などの地場産業は、江戸時代から神田川、妙正寺川の低湿地に集積してきました。現在はこれらの地域が住・工・業務の混在する市街地となり、細街路を荷捌場として利用するなど、交通安全上の問題を抱えています。さらに近年で

はマンションの乱立が起こり居住環境上好ましくない市街地を形成しています。このため地場産業と居住の共存するまちづくりが望まれます。工場を集約化する「工場アパート」の推進や、敷地内に確保された公開空地があり、下町低地の環境改善に役立つ建築物であり、主たる用途が住宅、地場産業である建築物について、容積率を緩和できる「地場産業のための総合設計制度」を制定します。

## 12. 伝統産業の継承を支援する仕組みづくり

伝統文化のなかにあるすぐれた技能の尊重と継承は、良質な生活文化の継承・発展という点からも大切な課題です。新宿区内には、東京手描友禅や東京染小紋のように、独自の作風にこだわりを持ちながら工夫を凝らして仕事を続けている手仕事の職人がいます。またそれらは、神田川のような自然条件と相まって、地域の生活と密着した良好な生活文化を育てて来ました。しかし一方で、手仕事に携わる事業所の多くは個人経営で規模も小さく、近年は、少子化による後継者不足や消費者動向への対応の遅れなどに起因する経営問題が起こっているのも事実です。

そこでこの際、一産業を支える末端の職種まで網羅したネットワークを整備し、工房直営によるミニショップの運営など新しい工夫を奨励したいと思います。同時に、安心してものづくりに励める作業環境の改善、整備と、生業としての安定基盤の確立という原則に立ち返りたいと思います。したがって現場の作業環境を改善したり、発展させる面からの支援も必要です。

また、遊休工場の有効利用によって、新規参入希望の若者を誘致したり、インターンシップ制度などの創設をして、将来を担う世代の開拓、後継者育成に役立てたいと思います。近年伝統産業では、アマチュアからプロへの転向希望者や区外からの転入希望者も多く、こうした環境に対応できる指導要請のありかたや受け入れ態勢の整備が急務です。

表彰制度を工夫し、産業技術の指導・継承を担える技能者の認定制度を導入します。それは当然その産業に携わるものの意識・資質の向上につながります。新規参入を奨励・誘導して継承者をそだて創業を支援する仕組みなどは、新宿区への若年層の定住定着化の観点からも必要不可欠と考えます。

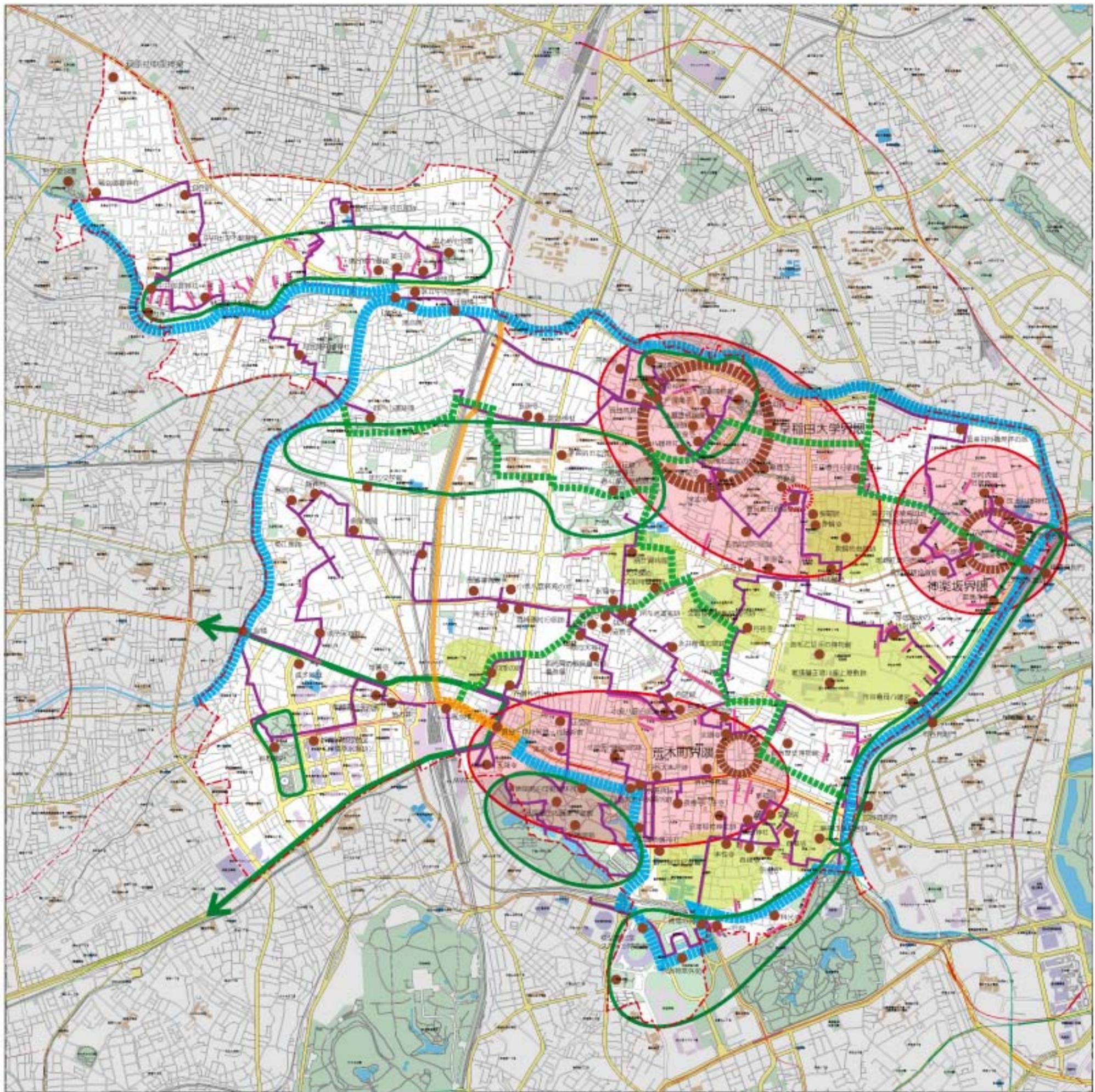
## 13. 「アートのみち・新宿」を新宿ブランドの確立定着に活用する

都心区部の産業は用地・建物価格や人件費の高騰により、外部加工に頼る傾向が強くと見受けられるようになりました。このことは経済的効果とともに、マイナスももたらしています。それは、画一的な品質を招来し、そのことで、より一層の価格競争を強いられる結果となっています。したがってその弊害を打破するには、大消費地新宿での市場競争力のある、付加価値の高い製品の開発と供給を確立せねばなりません。換言すれば、

新宿ブランドの確立に向う道です。新宿ブランドの発想には、伝統のほかに、新宿の持つ新しさや先鋭さ、国際性、若さなど大いに活用したいところです。新宿区内には、伝統産業に従事する専門技能者や芸術家などが多くいます。彼らとのふれあいの機会は、新宿ブランドを作るに際して大いに刺激・啓発に役立つと思います。それによって、感性や美的感覚を磨き、結果的に生活や産業に役立てられます。方法は、たとえば、区内の小学校や中学校などの施設を利用してコンサートや展覧会を開催し、大人子供も含めて芸術家と区民、区民同士の交流を深めることで、伝統産業や生活文化のなかにある美についての理解を育てます。地域に開かれた機会を設けることで、参加者が伝統産業、音楽、演劇などの手作りの文化の存在を身近に感じ、地域文化の育成・発展や産業後継者の発掘、観光資源の創出につながるものと思います。

(第3分科会・第5分科会)

文化・歴史の道  
坂を活かしたまちづくり



凡例	
●	新宿にある文化財
— (purple)	歴史の散歩道
— (pink)	新宿の坂道
— (green)	憩いと潤いの散歩道
— (blue)	水と緑の散歩道
— (orange)	光と風の散歩道
○ (brown)	神楽坂界隈・常木町界隈・早稲田大学界隈
○ (red)	歴史地区
— (green)	青梅街道・甲州街道・文化歴史の道
— (light green)	復活させる7つの森 (旧番屋敷新宿の森へ)
○ (green)	七つの新宿の森
○ (red)	漱石山房・文化歴史拠点



## - 5 みどりと水、太陽の豊かなまち

---

### 【将来のあるべき姿】

本来、都市自体の存在そのものは、自然体系のなかで継続的に営まれるべきものであり、みどりは都市における良好な市民生活を保障し、自然環境サイクルの役割を担っています。清潔で快適な都市環境づくりを推進していくには、みどりの存在が不可欠の要素となります。みどりは四季の変化を私たちに身近に感じさせてくれるものであり、樹木・草花・水・土などのさまざまなものから成り立っています。私たちの目指すものは、生き物と共生し、ふれ合える都市・新宿です。

新宿区は「みどりと都市が融合したまち」を指向し、人と地球にやさしい都市として機能していきます。これまでの新宿のまちは道路や建物をつくることが主でしたが、これからのまちづくりはみどりを増やすことを主体にすべきです。そのためには、みどりや公園は都市にとっては不可欠の要素であり、未来に向けて継続して整備、維持、拡大を図らなければならないものです。きれいな水や空気という自然環境の維持・保全は良好で快適な都市生活を約束するものです。

みどりは風や気温の変化をやわらげ、大気を浄化し、人々の心にうるおいとやすらぎをもたらす効用を持っています。樹林は森林内の木々や土に水を貯えるはたらき、空気をきれいにするはたらき、都市の騒音を防ぐはたらき、強い風から家を守るはたらきなど、私たちの生活には必要不可欠な大切な存在です。また、動植物のすみかや生育の場ともなります。私たちにレクリエーションの場として、“やすらぎやいこい”をあたえてくれるものです。

新宿はみどりの回廊の中に位置し、水とみどりによって囲まれたみどりの都市として機能していくことこそ私たちの求めるものなのです。

### 【現状と課題】

都心回帰が進展していく 21 世紀は、新宿区でも高層ビルやマンションの建築が増加しており、区内にわずかに残されている、みどりは年々減少の傾向をたどっており、快適な生活環境の維持向上のためには、身近なみどりの保全と創造が極めて重要になってきています。みどりをこれ以上減らさずに、守りそして増やしていくための仕組みをつくり、制度を強化し、水とみどりの快適空間を創造することが必要となります。

新宿をとりまく街路は整備されているとはいいがたく、道幅に相応しくない大木が街路樹として植えられていたり、街路の整理、清掃がなされていないなど、景観を損ねている場所が多々みうけられます。

神田川、妙正寺川が新宿内を流れているものの、護岸工事がなされているため、魚などの生き物と親しめる環境にはなく、流れている水も清流とはいいがたいものです。

特に河川のコンクリートの護岸は、水辺の生き物への配慮を怠り、景観を蔑ろにし、区民が川や水辺に親しむ機会を奪ってしまいました。これからは、湧水や下水道処理水等を利用しての水質改善を行ない、清流の復活を図らねばなりません。生き物の生息できる環境づくりと区民が親しめる水辺空間の創造を行なうことが必要なのです。

地域コミュニティの中核として機能しなければならない公園についても、新宿御苑や新宿中央公園などの大きな公園はいくつかあるものの、ほとんどが小規模な公園で、それも点在しているという状況にあり、樹木や草花が少ない公園が目立ちます。区民の利用度は非常に低いものといえます。公園や広場の整備にあたっては、公園の広さや周辺環境、地域特性に応じた、個性的で魅力あるものとしていくことが大切です。そのためには地域住民との話し合いを持ち、地域の実情、要望を取り入れ、設置する公園の機能をどこに求めるのか、維持管理体制をも含めて協議する必要があります。

新宿区に古くからある神社、仏閣、名所旧跡はただ単に史跡として指定するばかりでなく、みどりを構成する重要な一つの要素として認識し、みどりの森として整備していく必要があります。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 魅力ある公園づくりの推進

---

公園は画一的な公園ではなく、設置場所、広さ、周辺環境を考慮し特色を持たせる。(子どもの専用、ペット専用、花の公園、森林公園、自転車公園、親水公園等)

公園相互のネットワーク化をはかり、住民の利用しやすい環境を整備。

公園の基本的な構成要素としては、樹木、草花がベース。

新宿御苑はオープンスペースとし、区民が親しめる区民の森として開放。

公園の管理運営については、公園を自由空間とする一方、管理責任の主体は地域住民やボランティア団体、NPOを想定。

外濠を整備し公園としての機能を付加。

都立戸山公園の区への移管を図り、森林公園として整備。

### 2. 街路樹に特色を持つ街路づくり

---

道幅によって、街路樹とするのか灌木とするのかを選択。

歩道と車道間の区切りとして、グリーンベルトを設置。

### 3. 遊歩道の整備を促進

---

遊歩道は幼児と老人、障害者も安心して散策できるもの。  
遊歩道の素材は土またはチップ材の使用が原則。

### 4. 住宅地の生垣整備を促進

---

住宅街のコンクリートブロックを撤去し、みどりの塀(生垣)の設置を推進。  
生垣の設置には、区における助成金措置等の一層の充実化を推進。  
塀が除去されたことによる防犯上の問題は、区と地域住民との話し合いで解決。

### 5. 屋上緑化、壁面緑化の普及促進

---

ビル・擁壁等の緑化は、蔓性植物を使用して促進。  
長期にわたる、大規模な工事現場の塀は緑化を義務付け。  
新設の中・低層ビルには税制面の優遇策を適用し屋上緑化を義務付け。

### 6. 水辺の空間の創出を促進

---

川沿いの公園は原則として遊水公園とし、空地や広場の遊水公園化を促進。  
川沿いに遊歩道とサイクリングロードを設置し、川を上から見渡せる人道橋を設置。  
神田川・妙正寺川の親水公園化を図り、区民が水に親しめる憩いの場とする。  
玉川上水の復活化を図り、大木戸までの水辺空間を創出。  
外濠の水質改善を図り、親水公園化を促進。  
高度処理水を活用して、水質浄化を促進。

( 第 4 分科会 )

## 新宿区 緑被等の概況

	面積 (ha)	率
<b>緑 被</b>	<b>318.82</b>	<b>17.47%</b>
樹木・樹林	292.91	16.05%
草地	21.98	1.20%
屋上緑化	3.93	0.22%
裸地・空地	40.93	2.24%
水面(河川・池)	8.97	0.49%
道路・建築物等	1456.01	79.80%
合 計	1824.73	100.00%
<b>みどり率</b>		<b>19.84%</b>

平成18年3月 新宿区みどりの実態調査(第6次)より

## 水とみどりの現況



(妙正寺川)



(白銀公園)



(みなみもと町公園)



(街路樹)



(街路樹)



(外堀通り)



(外濠)

## - 6 人間本位の生活環境を重視したまち

---

### 【将来のあるべき姿】

新宿区は平成 6 年に「新宿区環境都市宣言」を行い、環境改善に努めてきました。それにもかかわらず、大気、騒音、ヒートアイランド、緑被率など環境の主要指標はこの間、見るべき改善には至らず、逆にいくつもの指標が今も悪化を続けています。今日、新宿区は、環境を重視したまちづくりが求められています。

人と自然との共生・共存を目指すとともに、従来の経済効率重視の社会から抜け出し、区民が暮らしやすく誇りが持て、そこからさらに新しい夢を描きそれを未来に伝えていけるような、人間本位の生活環境を重視したまちづくりが必要です。

人口減少時代を迎えて住環境も大きく変化しています。生涯学習や趣味を楽しめる施設の増設や、訪れる人や交通弱者にも安心して歩ける道路の整備なども重要なことでしょう。

これらの将来像を目指し、最も身近な地域の美化、道路問題などを通して達成することにより、自然環境さらに地球環境も見えてくるように思います。

### 【現状と課題】

まちには空き缶、タバコの吸殻、ゴミくずなどが目立っていますし、ゴミ出しのトラブル（収集日以外のゴミ出し、ゴミの分別など）が多発しています。歩道には商店の前に商品がはみ出して置かれ、通行の妨げになっています。また、自動販売機がそこら中に置かれ、夜はまぶしいほど明るく、空き缶も散乱しています。住民は自分の家の前はきれいにしますが、他所となると考えてしまう人が多いようです。新宿区はほとんど清掃を行っていませんし、町会・自治会、商店会などが月に 1、2 回程度清掃活動を行っているにもかかわらず、効果はほとんどみられません。そうした人達をどのように組織し、活用していくかが問題です。

幹線道路の渋滞は大気汚染の原因となっていますし、生活道路はその抜け道になっています。放置自転車が多く、そのわりに駐輪場が少ないのも問題です。また、アスファルト舗装なので、雨水が地下に染み込まず、大雨時には道路が川となっているのが現状です。

これ以上の高層ビルの増加は住民にとっては望ましいとはいえません。いまだ、風害、日照、ヒートアイランド現象などの問題が解決されていません。様々な規制があるのに関わらず、特例などで見過ごされてきています。ビルの下にも住民はいます。また、開発が進み、生活のにおいや情緒のある「路地」が減り、コミュニティ意識が薄れてきています。それと同時に住民の土地への関心も薄れていくようです。

外国人が多く暮らせるようになり、ゴミ出しルールの違いやゴミの臭気の問題が起き

ています。また、歩道が歩きにくく、転ぶのを恐れてお年寄りや外に出ようとしません。一般に、弱者への思いやりが少なく、それが子ども達にも及んでいます。

## 【取り組みの方向性】

### 1. ゴミの落ちていないきれいなまちづくりの推進

協議会組織などにより、住民、企業、地域団体、行政が長期的・継続的に協働してまちをきれいにする。それらのことが、区全体の環境意識の底上げ、モラル・マナーの向上にもつながります。

直接には、行政独自の清掃対策の強化も必要です。

環境サポーターが区内を見回り、状況を把握し、区に報告する制度を創設しましょう。(第一段階ではサポーターからの情報で、区がしかるべき対応をする。第二段階ではサポーターに区職員の権限を委嘱して、職員の代わりにサポーターで対処できるようにする。なお、サポーターは有償とする。)

自動販売機については、行政による設置規制を一層厳しくし、毎日の空き缶などの処理に対する設置者の責任を強く問うべきでしょう。

### 2. 安心して歩きたくなるまちづくりの推進

新宿区がリーダーシップを発揮して都・国を動かし、自動車の都心への流入を規制することが必要です(山手通り排気塔が立つ予定等)。代わりに、環境に優しい公共交通を整備し、その利用を促進しましょう。

幹線道路の渋滞は路上の違法駐車が主な原因となっています。速やかな駐車対策とともに駐車場の整備が必要です。

生活道路の抜け道化を規制し、狭い道は原則一方通行に。また、通学路の時間規制の徹底や、電柱の地中化の徹底を。生活道路は特に「車のための道」ではなく「人間優先」の発想が必要です。

環境への負担の軽い自転車の活用を促進し、自転車専用レーンを増設しましょう。駐輪場の増設。また住民のため、自転車利用マナーの教育を行政が行いましょう。

### 3. 美しく潤いのあるまちづくりの推進

高層ビルは自然環境、住環境を考慮し、地区を限定し、設計以前の段階で住民・行政との話し合いが必要です。

町名は、まちを意識することのできる大切なものです。ぜひ、旧町名の復活を望みます。

ガード下、高架線路の壁、公共トイレの壁などに壁画を描きましょう。(例:新大久保駅・大久保駅のガード下、中央線高架下など)

「路地」の保全と美化に努めていきたいと思えます。

区民の納めた税金が区民のためのまちづくりに正しく使われるように、徹底的な情報開示が必要です。それが、住民の参加にもつながっていきます。住環境に関わるインフラ整備にしても、区は「環境都市宣言」をしていますが、それを裏づける予算は充分ではありません。

#### 4. 多文化・多様性の新しい環境対策の推進(あれもあり、これもあるまち)

新宿区の人口の約 10%は外国人で、一部地域ではなんと 50%に近づいています。以前に比べると、拒否反応はなくなってきましたが、まだ共生というには程遠いでしょう。しかし、これは多文化に触れられるチャンスなのだと思います。若い人、お年寄り、日本人、外国人などということを異質なものと考えない雑多な人種・文化が共存できるまち。これが新しい文化を生む原動力であり、新宿の歴史的な特色でしょう。より一層の外国人の人権を尊重し、地域の一員としての地域コミュニティや環境活動への参加を大いに促進することが必要でしょう。

車イス、お年寄り、小さい子どもなどのいわゆる交通弱者のために道路のバリアフリー化を提言します。「外に出ると危ないよ!」と子ども・お年寄りに言うほど情けない言葉はありません。また、安易に誰でも入れる小規模な地域コミュニティ施設の確保も必要です。様々な人が集う、暖かいハートのこもった新宿を目指していきたいと思えます。

(第 4 分科会)

## - 7 持続可能な資源循環型社会の構築

---

### 【将来のあるべき姿】

地方自治法の改正によって、平成 12 年 4 月、23 区は「自立した基礎的な地方公共団体」として位置づけられ、清掃事業が 23 区に移管されました。その後の 6 年間で一般廃棄物の収集・運搬が区の事業として定着し、よりきめ細かな対応がなされるようになりました。

いま、新宿区は自立した自治体としての責任において、10 年後、20 年後を見据え、区内に資源循環型システムを構築し、強力に事業を展開していくべき時です。この資源循環型システムとは、地球環境保全という観点からも、環境への負荷をできるだけ抑えた持続可能なシステムでなければなりません。大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクルの循環ではなく、まずごみの発生自体を抑制し、省エネルギー、省資源、低コストで、しかも環境負荷の少ないシステムです。

このシステムを構築するのは行政の役目ですが、行政単独で実現できるものではなく、これを機能させるには区民、事業者、行政と業者の協働が不可欠です。ごみは日々私達生活者が排出するものであり、区民は、このシステムを動かす主役は自分達であるとの自覚を持って主体的、積極的にこの協働に参加し、自らの消費生活を見直し、Reduce(ごみの発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)の 3R を実践していかなければなりません。

コストの低減とよりきめ細かいサービスを実施するために、新宿区は清掃事業をできるかぎり民間に移し、その代わりにこのシステムが効率的かつ適正に行われるよう調整し、チェックする役目を担います。また必要な情報を発信し、区民を啓発し、意識の底上げを図ります。

事業者は環境に配慮した事業活動を行い、事業活動にともなう廃棄物の減量化、資源化に努めます。地域活動などを通して区民の意識啓発も行います。このシステムには実績と信用のある業者との連携も重要です。

### 【現状と課題】

新宿区で発生する年間ごみ量約 20 万トンの 2/3 は事業系のごみです。この内約 10 万トンを出す大規模事業者については、かなり徹底した減量化と資源化がなされていますが、中小規模事業者からの約 3 万トンについては、分別、収集、資源化の面で改良の余地があります。

家庭系ごみも、平成元年のピーク時から半減したとはいえ、ここ数年横ばい状態が続き、プラスチックごみを含む不燃ごみについては微増傾向が見られます。これは比較的意識の高い層に減量努力が浸透し、いまその下の層への対策が求められてい

ることを意味しているものと考えられます。

ごみやリサイクルに要する費用は年間約 70 億円で、新宿区全体の予算の 7%にもあたります。今後、少子高齢化への対応、福祉、教育などの分野での予算が増加することを考えると、事業系、家庭系ともごみ処理にかかるコストはできるだけ削減しなければなりません。

最終処分場の延命化のために、東京都がプラスチックごみの直接埋立てを中止することから、容器包装などのプラスチックごみの資源化が新宿区にとっても急務になっています。環境負荷が少なく、低コストで新宿区に適した資源化方法を検討すると同時に、その分別収集には区民の一層の協力が必要になってきます。

清掃工場を持つ区の区民に比べて、新宿区民は一般にごみへの関心が低いです。集積所に出した後、ごみがどこに運ばれどう処理されるのかまで考える人は多くありません。1人1日当たりごみ排出量(平成14年度資料)を見ても、リサイクル先進区である目黒区の831gに比べ959gと多く、リサイクル率も目黒区が20%以上を維持しているのに対し、新宿区は17%にすぎません。

昼間人口が夜間人口の約3倍あり、その上外国人の増加や人口の流動性が激しいことなども原因して、行政による周知は徹底していません。今後プラスチックごみの分別収集を開始するためにも、従来の紙媒介による周知方法に加え、新たに効果的な方法を工夫する必要があります。

また、開発された再生品の消費が伸びず価格も高いことから、資源を循環させるために再生品を普及させる仕掛けも必要です。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 拡大生産者責任の徹底

---

排出されたもののリサイクルをする前に、生産段階でのごみの発生を抑制する必要があります。それには税金でごみの処理をするのではなく、生産者がものの生産から廃棄されたものの処理までの責任を持つ拡大生産者責任を徹底し、そのコストを価格に上乗せして消費者が負担する形にすべきです。それによって生産者は回収しやすいシステムを考え、資源化しやすいものを生産するよう工夫するでしょう。

新宿区は他の自治体とも連携しながら国に強く拡大生産者責任の法制化を求めていくべきです。また流通業界にも働きかけ、リユース容器の普及、レジ袋の有料化、簡易包装などを推進し、ごみの減量化を実現すべきです。

### 2. ごみ減量目標値の設定と増強すべき施策

---

区内に清掃工場を持たないので、運搬費などが他区よりかさみます。また、23区で協同処理するため、清掃工場の課題は23区全体の課題として捉え、行政も区民も事業者もごみの減量と分別の徹底には真剣に努力しなければなりません。

持込ごみの量などを正確に把握した上で、今後10年間に区内で発生するごみ量を1/2にするという目標を定め、区民、事業者、行政共々その目標達成に向けて果敢に取り組むべきです。

そのために職員は地域に入って分別排出指導にあたり、ごみ・リサイクル関係の区民グループもこれに協力する必要があります。

家庭ごみの有料化も、住民のごみやリサイクルに対する関心を高め、ごみ減量化に有効な策と考えられます。

### 3. ごみ・資源の収集体制の見直し

---

まず事業系、将来的には家庭系ごみ収集も区直営でなく民間許可業者に移してコストを削減し、夜間・早朝収集、必要な地域での戸別収集などきめ細かな対応ができるようにすべきです。

資源回収も現行の行政回収を民間業者による集団回収に一本化し、週1回、ごみ集積所への排出など、住民が無理なく参加しやすいシステムを作り、低コストで良質な資源の回収を図るべきです。

プラスチックごみ、廃油など回収品目を増やし、一層のごみ減量化を推進しなければなりません。

#### 4. 啓発活動の推進

---

職員が地域に入ってふれあい指導を充実させ、リサイクル活動センターやエコギャラリーのような環境・リサイクル施設だけでなく、特別出張所も活用すべきです。児童・生徒に対しては環境教育を一層充実させ、区内事業者にも積極的な協力を求めていく必要があります。

#### 5. 周知方法の工夫

---

人口の流動性が激しく、転入、転出する人が多いことから、転入時にごみや資源の分別についての情報を地域に即してより丁寧に提供すると同時に、条例によって不動産屋、大家から入居者への指導を義務づけるべきです。

人口の約 10%、地域によっては 50% 近くを外国人が占めているので、外国人にもわかりやすいチラシや冊子を配布し、絵入りの標識や看板などを設置する必要があります。

区のホームページの活用だけでなく、清掃・リサイクル関係の住民グループを組織化し、人から人への情報伝達にも力を入れるべきです。

#### 6. 再生品の普及

---

行政は事業者と協力して再生品の開発を推進し、再生品販売に協力する店を表彰して、区報などで公表すべきです。新入生に再生文具の使用を勧め、再生品の普及を図るとともに、児童・生徒とその親達の環境意識の向上を図るべきです。

(第 4 分科会)

## - 8 地球温暖化防止

---

### 【将来のあるべき姿】

将来の新宿では、3つの市民(区民、事業者、行政)の協力でハード・ソフト・ハートのバランスの取れた温暖化対策が実行されています。

省エネルギー機器や必要なエネルギーを身近でつくるオンサイト型省エネルギーシステムが、区内の主要施設や地区に導入されています。一方、クリーンエネルギー自動車の普及とともにグリーン物流システムが整備され、自動車に乗らなくてもよい交通機関も整っています。また、カーシェアリングシステムが整備されています。さらに、日常で使う新エネルギーの割合が増加しています。(ハード)

区民、事業者が一体となった新宿エコアクションにより、暮らしや経済が有利になる仕組みができ、また、エコ生活が楽しい、得をすると実感できる仕組みや、区内の住宅地、商業地、オフィス街に根付いた地域ごとの仕組みができています。さらに、23区との環境政策の連携のもと、その取り組みが広がっています。(ソフト)

区内の小学校や中学校では地球環境に関する授業が用意されていて、子どもの時から温暖化問題について学んでいます。また、温暖化問題をみんなが認識しCO<sub>2</sub>削減が特別なことではなく当たり前のことのように実感しています。(ハート)

### 【現状と課題】

区民の「省エネルギー」に対する意識は80%を超えていますが、生活全般において取り組んでいる区民は約4分の1に過ぎません。環境にも家計にもやさしいことが実感でき、取り組みやすい区民版「新宿エコアクション」の実施が求められます。

区内立地の事業所数は23区中3位です。そのうち、10人未満の事業所が区全体の70%以上を占めています。これらの事業者に対しては無理なく継続でき、取り組むことがメリットになる仕掛け、状況づくりが必要です。事業者版「新宿エコアクション」の実施により、それぞれの状況に応じた対策をはじめることが求められます。

区の昼間人口は約80万人で夜間人口の約3倍です。在勤・在学の人たちには各事業所や学校の中での対応が必要であり、環境教育、情報共有といったハート面を拡充することが求められます。

区内には住宅地、商業地、オフィス街、歓楽街と「街の顔」が多様であり、地区の特性を反映させられる仕組みが必要です。重点地区やテーマを設定した取り組みを効果的に行うことが求められます。

マイカー保有台数は0.4台/世帯と少ないですが、区内の幹線道路における通過交通量は膨大であり、このため自動車を利用する頻度を全体として減らすことが求められます。

## 【取り組みの方向性】

10年後の「将来あるべき姿」の達成、及び京都議定書における約束期間内の温室効果ガス削減目標達成を踏まえ、各取り組みに対して目標期間を示します。

### 1. 「新宿エコアクション」

---

温暖化防止対策を拡大するには基礎作りが不可欠です。区民・個人事業者・中小事業者が結集して、自分たちの、自分たちによる、自分たちのための温暖化防止の対策メニュー「新宿エコアクション」を行政と協力して作り、実践します。

- ・「新宿エコアクション」の作成(家庭部門、業務部門、運輸部門)
- ・実施の啓発と具体的な取り組みをモデル地区、モデル事業者から進めていきます。(2009年度～2012年度)
- ・その成果を広く普及させ、取り組みへの参加の裾野を拡充します。(2010年度～)
- ・「新宿エコアクション」の見直し(2013年度)
- ・区民(世帯)の8割、事業者の6割が取り組んでいます。(2015年度～2017年度)

### 2. 環境教育

---

基礎の構築(環境への意識の醸成)には、環境教育の実施が重要な役割を果たします。区民・事業者・NPO・環境学習情報センターの協力の下、区教育委員会との連携を強化し、幼稚園・小学校・中学校の学校教育の現場や生涯教育の現場において温暖化防止等の実践的な環境教育プログラムを整え拡充します。

- ・現行プログラムの見直し(2008年度)
- ・新プログラムの実施(2009年度～2010年度)
- ・新プログラムの拡充(2011年度～2014年度)
- ・新プログラムの見直し(2015年度)

### 3. 情報共有

---

区民・事業者の地球温暖化防止への取り組み(新宿エコアクション、環境教育への参加、その他対策への取り組み)についての情報(内容、取り組みの様子、結果等)の共有化が、力を合わせた区全体の取り組みをつくる基盤となります。

そこで、環境学習情報センター等の情報発信機能を活用して発信します。(2008年度～2017年度)

あわせて、発信された情報が多くの区民・事業者にとって互いに共有化できるシンポジウム、ワークショップ等の交流の場を定期的に設けるなど、発信、共有化手法を工夫します。(2008年度～2017年度)

区の環境施策・事業については、区が積極的に広報その他の方法を用いて、区の

取り組みを広く区民・事業者へ伝えます。(2008 年度～2017 年度)

#### 4. 重点地区・テーマ

---

温暖化防止対策の導入促進のために、重点地区・テーマを設け、その成功事例を核として地域へ浸透させる「噴水効果」をねらいます。

区行政、地区協議会等が地球温暖化防止についての、重点地区(神楽坂、新都心、早稲田、落合等)や重点テーマ(省エネルギー機器、クリーンエネルギー自動車の普及、カーシェアリングシステムの定着、「街ごと ESCO(\*)」の推進等)を設定して、商業地域、業務地域、住宅地域等を対象に技術導入を図ります。(2008 年度～2012 年度)

\* ESCO(Energy Service Company)とは、(従前の利便性を損なうことなく)省エネルギーに関する包括的なサービスを事業者が提供し、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受する省エネルギー手法をいう。

#### 5. 経済との融合

---

噴水効果にあわせて技術導入がされ持続的に活用されるために、経済的な規制と誘導を区行政が都・国との連携の下、提供します。(2013 年度～2017 年度)

国等の関連事業を活用して、重点地区・重点テーマに取り組みます。(2008 年度～2012 年度)

#### 6. 率的取り組み

---

区の率的取組みにより、3 つの市民が取り組む対策が強化されることを図ります。区が管理する施設を対象に現行および将来的な技術対策を計画的に導入し、区民の対策意識向上に努めます。(2008 年度～2017 年度)

#### 7. 23 区の連携

---

対策効果をより促進するために、新宿区をはじめとし、23 区の環境政策の連携を強化し、温暖化効果を拡大します。(2010 年度～2017 年度)

(第 4 分科会)

### 【将来のあるべき姿】

環境負荷の軽減に対する行動と、経済の活性化がうまく調和し、良い方向の社会循環が行われていることが、これからの時代では不可欠です。それには、環境に配慮した経済活動が積極的に評価され、区民・事業者・行政がそれぞれメリットのある形でつながる関係ができ、地域での環境配慮の取り組みが持続的に行われていることが必要です。

将来の新宿では、さまざまな区民と地域に基盤を持つ事業者が、新宿の環境を保全し、さらには地球の環境を考える協働の仕組みが成立し、それぞれが必要と思われる環境保全の取り組みに積極的に参加できる基盤が確立しています。そこでは、環境 (Ecology) と経済 (Economy) の良い循環のなかで、区民の営みが持続的に行われる社会が実現しています。

### 【現状と課題】

新宿には、大小さまざまな企業、地域商店街の集積があり、このことが、このまちの大量消費、大量廃棄のイメージを形成しています。そこには居住区民だけでなく、在勤・在学者や、通過や消費をするだけの非居住(半日)区民が存在し、多様な人口構成を成しています。このような地域で、環境と経済の調和を図っていくには、半日区民であっても無理なくいっしょに取り組める仕組みが不可欠です。

事業者は、独自に環境保全の取り組みやそれにつながる環境事業を行っています。これからは、事業者独自の取り組みにとどまることなく、地域の中で区民と協働して「区民の尺度」でこれを進めることにより、区民の支持を得ることができ、経済的な価値が増大すると考えられます。

区民・事業者・行政のそれぞれの個々の取り組みでは、経済性も持続性も無い場合が多いのが現状です。多岐多様にわたる環境問題は、それらの主体が総合的に取り組むことが効果的です。

区内事業所数の70%以上を占める10人未満の中小の事業所では、環境配慮への取り組みを行っていてもそれを知らせる手だてが無かったり、また、気持ちはあってもどのような取り組みを行ったら良いかわからない場合が多いと考えられます。そのような取り組みをきちんと評価し、公開するしくみが必要です。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 地域通貨(エコマネー)の導入

---

環境に関係する区民の協力や労力と、環境に関係するサービスや商品とを交換する地域通貨の仕組みを導入します。ポイント制により、獲得・使用を明確にすることで、今まで良く見えなかった地域でのボランティア活動や事業者の貢献をわかりやすくし、環境貢献の取り組みと市場的価値のあるものを交換するなどの方策も可能になります。だれにでもわかりやすく、メリットがあり、楽しく、取り組みやすい仕組みであることが大切です。

・ポイント獲得例：

地域清掃、公園清掃・緑化、環境サポーターの活動、買物時のマイバッグの持参

・ポイント使用例：

環境配慮商品の買い物、苗木プレゼント、緑化への寄付、商店街単位の ESCO の原資

### 2. 環境配慮評価制度の実施

---

エネルギー消費量が少ない、包装用品に特別な配慮をしている、環境配慮型商品を積極的に販売しているなど、環境に対する配慮が特に優れている事業所を第三者が評価し、区が表彰するとともに、その内容を公開します。

### 3. グリーン入札制度の導入

---

環境認証を取得している事業者や、環境配慮評価制度で表彰された事業所から、区は優先的に物品を調達する制度を実施します。

\* 上記2、3の評価の基準にも、1の地域通貨を活用し、事業者の貢献度合いの指標とするなど、「区民の尺度」でさまざまな経済活動を測ることで、環境と経済の融合を目指します。身近な「ものさし」で地域の環境を表現することで、地域の持続的な発展の実感を、区民・事業者・行政が共有しながら取り組んでいくことが必要です。

(第4分科会)

## 10 すべての人のみならず次世代が、心豊かに、安定的に生活の質を維持できる社会（「持続可能な社会」）をめざして

---

### 【将来のあるべき姿】

よりよい社会づくりを進めていくためには、まず、次世代が夢と希望をもって生きられる未来社会とは、どんな社会なのか、イメージできるように議論する必要があります。環境問題や地球規模の格差の問題など、抱えている課題は山積みです。自分たちにとって本当に大切なものは何なのか、それを真剣に考えることで、未来社会の理想像を明らかにすることができるのです。

それはすべての人のみならず次世代が、心豊かに、安定的に生活の質を維持できる社会 環境問題、貧困、平和、人権、福祉、健康、ジェンダー（\*）、多文化共生など社会のさまざまな問題が解決された、公正で、心豊かな社会 即ち「持続可能な社会」ではないでしょうか。

わたしたちは、未来社会ビジョンとして、あらゆる面で「持続可能な社会」を目指していくことはもちろんのこと、それを担う人材づくりを、教育・子育ての目標として掲げるとともに、次世代の子ども達が主体的に参画できるような環境を用意しながら、よりよい社会づくりを進めていきたいと思えます。

\* 社会的・文化的に作られた性差のこと

### 【現状と課題】

すべての人のみならず次世代が、心豊かに、安定的に生活の質を維持できる社会（「持続可能な社会」）づくりを進めていくためには、以下のような課題があります。

- ・「持続可能な社会」のモデルがどこにもなく、人々が具体的にそれをイメージしにくい。
- ・よりよい社会づくりのもっとも重要な拠点である近隣地域社会において人々の繋がりが、失われつつあり、人々が孤立している。

上記の課題解決のため、下記の趣旨の提案をします。

- 1 目指すべき「持続可能な社会」とは何なのか、現在行なわれているさまざまな調査研究の実績や、各地で繰り広げられている実践をもとに、検討を行ないます。
- 2 よりよい社会づくりの活動の場としてもっとも期待される、近隣地域コミュニティを再生するため、地域にある公園や社会教育会館を拠点に、地域の人たちが快適に暖かく、人が気軽につどい、交流できるよう整備し、地域のあらゆる年齢の人々の連帯強化と情報集約の拠点にします。
- 3 様々な事情をかかえた人たちが、みな平等に情報を手に入れることができる仕組みをつくるには、何が必要か、議論・検討を進め新しい仕組みを構築します。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 江戸文化を参考にした「持続可能な社会」の具体的なイメージづくり

新宿には、かつてのエコロジー都市・江戸の文化や史跡が多く残っているまちです。江戸には、「共生」や「循環」の具体的な取り組みや、地域コミュニティの形成があったと言われています。21世紀を迎えた現在、何百年も昔に戻ることは不可能ですが、当時の江戸の人たちがどのような暮らしをしていたのか、どのような思想・哲学を持っていたかについて学び、参考にすることで、新しい価値を生み出すこともできるのではないのでしょうか。それは、子どもたちにとっても新しい学びや刺激になることでしょう。

例：『新江戸環境都市宣言』(仮称) 高い文化水準を維持しながらもリサイクル・エコロジー都市であった江戸をヒントに、日本古来の「共生」「循環」の思想をコンセプトに掲げ、よりよいまちづくりの基準にすると同時に「持続可能な社会」の理念を広め、人々の共感・賛同を得る。また都市の中に日本古来の美しい景観・街並み、自然等を取り戻す。

### 2. 「持続可能な社会」実現のための活動や「子どもの参画」のための地域組織づくり（「環境まちづくり地域実行委員会」(仮称)の創設）

「持続可能な社会」という未来社会ビジョンを広め、またそれを担う人材として次世代を育てるため、身近な近隣地域ごとに、「持続可能な社会」実現のための組織や、より良い社会づくりへの、「子どもの参画」のための仕組みを、住民主体で組織します。現在、町会・地区協議会等が地域の問題解決のため協議活動していますが、必ずしも地域に密着した、まちづくり活動実践組織ではありません。もっと身近な近隣地域内において、子どもから高齢者まで、世代を越えた人々が参加し、地域コミュニティ再生強化のために活動を展開するとともに、近隣地域で抱える様々な問題の解決にあたる、活動実践組織がぜひとも必要です。そこでの「子どもの参画」により、子ども達に地域帰属意識が芽生え、社会を担う自覚が湧くと同時に、よりよい社会づくりが推進され、同時に地域社会による子育て・教育が行われるようになります。

また、それらをあらゆる面で支援し、行政・機関や各団体と地域を繋ぐための中間支援組織を、行政と協働で組織することも不可欠です。

例：「環境まちづくり支援プラットフォーム」(仮称) 支援組織・シンクタンクとして色々な団体や人々をネットワークで結ぶ事により、有用な情報やノウハウが得られ、近隣地域での活動にとっておおいに役だつ。

例：地域づくり活動具体的プログラム例

「手作り環境整備活動」(仮称) 地区内にある構築物・垣根・インフォメーション施設・花壇などについてその製作、補修を住民の手で出来るだけ自然素材を使って行なう。

街の景観が温かみのある、美しい物になり、大切に扱われるようになる。

例：「都市型青少年ライフセーバー隊」(仮称) 青少年は人命救助という明確な目的・役割を与えられるとともに、日ごろの集団行動によるトレーニングを通して知識経験を重ねる事により、自ら、子どもとして本来持っている正義感・道徳心・勇気を育み社会貢献の実感をつかむようになる。今後予想される、様々な災害時に於いて、自らの生命を守る方法を学ぶと同時に地域内の助け合いに貢献する。子どもが心身ともに健康・健全になる。地域の犯罪の防止にも貢献する。

### 3. 近隣地域の公園(ポケットパーク)を整備利用して「地域交流」の拠点にする

近隣地域の公園を気軽に人が集まれる場所に変え、地域コミュニティづくり等の拠点にするよう整備します。整備は地域の美観や事情に合わせて行ない、運営は地区協議会など地域の主体的なかかわりを期待したいと思います。こうしたまちの公園が連携してイベントを実施したり、情報を提供したり、まちづくりの拠点にもなるよう、基盤整備を行ないます。

例：「公園の茶店」 近隣地域の各公園に昔の「茶店」のようなものを作り雰囲気をかもし出すとともに、お茶等伝統的で安全な物を提供し、快適な憩いの場にする。管理運営は前述「環境まちづくり地域実行委員会」(仮称)で行ない、イベントリーダー・コミュニケーションリーダーとして公園での活動の企画・情報の提供・まちづくりの活動・ニーズの収集を行なう。常に人がいることで公園が安全になり、景観が乱れない。また子どものための有用な情報が直接子どもに届くようになる。

### 4. 大切にしたい伝統文化を子どもたちに伝える

新宿には、江戸時代から残る貴重な伝統文化が数多く残っています。こうした日本の技や芸能などを、子ども達が気軽に習え、学べる場の提供が子どもたちの豊かな体験には必要です。各地に開設される子どもの居場所では、プログラムのひとつとして、伝統文化・技術・芸能・芸術・武道・遊びなどを提供してはどうでしょうか。地域の高齢者の方たちから、手遊びや工芸などを学ぶ機会ともなり、異世代間交流を育む居場所にもなります。

例：日本の伝統文化について子ども達が気軽に習え、伝承していくきっかけ作りとなる「塾」を、子どもにとってごく身近な近隣地域ごとにつくる。それは学校・家庭以外の、地域における教育の場となると同時に、人々が触れ合う「まちの縁側」的機能も持つ。子ども達は日本の文化、精神に触れる事により日本人としてのアイデンティティを形成するようになる。

## 5. 効率的な情報を提供するための情報統合化の推進

すべての人たちが皆平等に必要な情報を手に入れるためには、現在課題である各情報別に提供の方法が異なること、区民が各々の媒体に精通していない限り、必要な情報を得ることが困難である、などの問題を解決する必要があります。またインターネットを利用しての情報入手拠点も非常に少なく、検索情報システムも機能していません。アナログ・デジタル双方をバランス良く配置した情報網のグランドデザインの構築こそ、区民の参画を促進し、ネットワークを支援する鍵になります。準備委員会をつくり各方面のメンバーが集い計画を立てる必要があります。

例： 様々な社会問題を解決し、「持続可能な社会」実現の為の一つの道具としてユビキタスシームレスコミュニケーションプラットフォーム(何時でも、何処でも、誰でも可能な情報格差の無いネットワーク)を構築する。すでに行われている、より良いまちづくり活動のデータベースを作り情報や知識を共有化するとともに、類似の活動・計画立案の際の効率化をはかる。行政や機関、様々なNPOなどの団体や個人をインターネット上でネットワーク化し、情報格差をなくすとともに、商業主義に偏りがちな既成メディアによらない、情報伝達を行ない、公正なコミュニケーションの活性化を図る。

## 6. 『持続可能な社会づくり』のための新宿区コミュニティ学館(仮称)の創設

現在私たちをとりまく社会には、地域的規模から地球的規模まで様々な問題が混在し、次世代から次々世代へとバトンを渡し続けることが危惧される事象がおきています。これらに対応するためには、小さな政府のもとで、一人ひとりの区民が知恵を出し合い協力しあわなければならないという必要性は認識されているものの、「協働」の実現にはほど遠いのが現状です。

真の協働を実現し、様々な問題を解決していくためには、その担い手となる区民を、子どもから大人までを視野に入れて育成することが、今、必要なことではないでしょうか。現在施行されている「生涯学習」の比重は、文化的活動やスポーツ振興と健康促進にある。一方、地域のために活動したいと考える人たちを後押しするためのプログラムは比率としてごく僅かであり、その情報提供は統合的になされておらず、区民のやる気を十分に活かしきれていません。また、子どもの場合、従来科目にないものはすべて「総合学習」で対応をするようになってきているが、すべてを学校教育において行うことの限界を認識すべき時期にきています。

これらを解決する手法として、「持続可能な社会づくり」を総合テーマとしたコミュニティづくりの学びの場を区内に拠点として設け、区民活動のネットワークや産官学の連携モデル事業の実践と発信を区が支援することを提案します。

新宿区内に存在する「社会教育会館」のような施設は、時代の流れと共に存在意義が薄れつつあり、教育委員会内においてもその活用の議論が本年なされてきました。こう

した現存の会館の見直しと共に、各公共施設内へのネットワーク展開も洗い出し検討するための準備委員会がまず必要となるでしょう。

### 7. 地域の担い手・繋ぎ手の育成のための、学びの機会の提供

今回新宿区民会議で議論されたいずれのテーマにおいても、NPOのような「担い手」や地域の「繋ぎ手」の重要性や必要性が述べられてきました。けれども、情報を統合し、必要な人と人とを繋ぐためには、そのスキルが求められ、誰でもいつでもなれるというものではありません。継続的に戦略的に育成するプログラムを組み提供できるシステムづくりを区が支援し、ノウハウはNPOや企業の協力を得る必要があります。

### 8. 子どもたちが社会で学び、社会参画の意味を知る機会づくり

キャリア学習を実施する学校が増えてきていますが、現状では各学校のコーディネーターが独自のネットワークの範囲で受け入れ先を探している状況です。彼らを支援する機能をコミュニティ学館(仮称)が担うことも可能です。また、授業の一端のみならず、区役所などの公共施設で「子どもスタッフ」として学び、実際の社会の問題解決について考える機会もアレンジする機能をもてるでしょう。子どもたちの育成を支援したい市民からの問いかけの受け入れ先としても機能すれば、相互が交流できる場にもなり、そのノウハウを蓄積し、成果を検証することでシンクタンク的な役割を担うことも考えられます。

### 9. 子どもも大人も持続可能な社会づくりについて学べる機会づくり

現在、人権尊重と共生をベースとした福祉教育、地球規模での共生をベースとした国際理解・環境教育・食育、などがみな縦割りで、統合して学ぶ場がなかなかありません。コミュニティ学館(仮称)では、そうした従来の科目で学んだ知識を統合して社会を知り学ぶ機会を提供します。これらはNPOや大学、団体、企業などの協力を得る必要があるため、区の共催・後援の支援のもと実施していくことがのぞまれます。これらのテーマは、子どもだけが学ぶべきものではありません。幼児から、学童、青少年から大人を対象に、その段階に応じた多様なプログラムの研究・提供が望まれます。

(第1分科会)

## ひろがる、新宿的ライフスタイル

- 1 若者が集う活気溢れる新宿づくり
- 2 ワーク・ライフ・バランス(働き方の見直し)の推進
- 3 ぶらりと道草したくなる楽しいまち
- 4 誰もがわくわくする末端と先端のあるまち
- 5 日本を代表する魅力ある超高層ビル群の再生
- 6 車中心から人間中心へ
- 7 ひとにやさしいのりものネットワーク
- 8 知のネットワーク

## ひろがる、新宿的ライフスタイル

ロサス(Lifestyles Of Shinjuku And Sustainability)

ロハスは米国で提唱され、Lifestyles Of Health And Sustainability の頭文字をつないだ言葉で、「健康や持続可能性を重視するライフスタイル」を意味しています。そして、21世紀の我々の社会生活にも大きな影響を及ぼしています。ここでの柱となる精神は、今ある環境・状態の中で、それを慈しみ、楽しみ、将来へつなげていこうとするものです。この手法を活用し、新宿区の中でのあるべきライフスタイルを考えると、様々な方向性がうかがえます。そこで、ロサス(新宿的ロハス:Lifestyles Of Shinjuku And Sustainability)としての可能性を探りたいと思います。

まず、ロサスの特徴としては、大都会としての一面や、各地域との人々の暮らしとしての特性など、幅広い特徴が見られます。多くの来街者を招き入れ、多くの才能を輩出し、高等教育機関も数多く保持しています。まさに、人々が交差する辻(つじ)であり、人々が参画するまちであり、そこには多くの人たちの働く場として、教育の場として、集いの場として多くの顔を持っています。人が集まり、人が散じながら、数多くの文化活動の財産を残し、なおかつ、最先端の産業を育てています。また、時間的な軸から、新宿を考察しても、江戸時代の内藤新宿の頃から江戸の町の一角を担い、東京都庁を抱える一大都市に発展してきた重く、深い歴史もある地域であります。古くから今日まで、文化、経済、政治の中心のかつ第一線である「まち」は、世界的に見ても多くはないでしょう。

そして、これからも、人々の交差点でありながら、広く、深く、人々の営みを多岐に渡り支えていくためにも、新宿区民として「楽しもう新宿」という精神が大切だと思われれます。この独特な地域の特徴を生かした住人の意識を生かし、他から来た人たちを受け入れ、更なる発展の土台とする責任があります。これからも持続して行き、100年を経ても、最前線である「まち」を可能としていくためにも、区民として継続して取り組む活動や、新たに再構築してチャレンジしなくてはならない活動などがあります。そこで、我々は新宿的なライフスタイルを再構築し、21世紀を羽ばたき、人々の交差する場所であり、さらに活動や、他の才能や文化を吸収しつづける持続的創造都市として、新宿的ライフスタイルの広がりをみせることが、ますます重要となることでしょう。

## 1 若者が集う活気溢れる新宿づくり

---

### 【将来のあるべき姿】

新宿区は、早稲田大学を始め、多くの有名大学や専門学校が点在し、全国各地から若者たちが夢を抱えてやってくる地域です。彼らの活気が、また新宿区の活気にもつながっています。それらをさらにじょうずに融合し、世代間交流を広げ、またそれを都会と地方との地域交流につなげていくことが、次の新宿の可能性を引き出すのではないのでしょうか。わたしたちは、彼らの若さ、力に期待しています。彼らとともに、新宿の未来を語り、彼らの考えにも耳を傾け、ともに行動したいと思います。

また、新宿は、地方の若者たちが観光で訪れるまちでもあります。彼らの期待を裏切らない、夢のあるまちであり続けたいと思います。

新宿区民の資産として、より区民にとっても訪問者にとっても快適で対外発信力のあるまちとするために、若者が集う活気溢れる新宿づくりに若者自身のアイデアや活力が活かされるしくみづくりが必要です。

### 【現状と課題】

新宿には様々な顔がありますが、特に全国的に知名度が高く、各地の若者が集うのが新宿駅周辺です。とはいえ、区民として本当に自慢ができるエリアとなっていないのが現状です。たばこのポイ捨てや不法看板などの美化に関する問題、歌舞伎町エリアで特に問題となる防犯・治安問題、不法駐車や駐輪などの交通問題、営業する側、訪れる側のマナーや、付加価値の向上など様々な問題が存在しています。

また、そうした課題に対して、多くの人が無関心であるという実態があります。それは、彼らが「お客さん」や「消費者」として扱われているだけであるからではないのでしょうか。

### 【取り組みの方向性】

#### 1. 地域商店や企業と連携した若者によるイベント企画

---

若者を対象とした商店が多い新宿の中で、販売顧客だけとしてではなく、商品企画やイベント企画に参加協力する機会を提供することが必要です。そのことにより、商店側は商店アピールと市場調査ができ、若者側としては新たなチャレンジの機会や自己表現の場が得られます。区としては、それらを発信することにより、若者がチャレンジできる活気溢れるまちとしてイメージを打ち立て、人の循環量を増やすキッカケとなります。区と企業との連携には、一線が必要ですが、特定の企業の販売促進が目的とならなければ、問題はないのではないのでしょうか。

## 2. 若者発のアイデアを産む場の確保・バックアップ

現在、高校生以上の青少年の居場所は限られており、そのせいか、コンビニエンスストアの前や通路階段などで座り込んでいる場面をよく目にします。そうした彼らの拠点が、新宿駅近辺にできたり、各大学構内に設けることができれば、新宿の活気をPRする効果にもつながり、大いに活かされるのではないのでしょうか。こうした施設の企画・維持管理には、青少年自身が携わり、大人の区民や行政は後方支援に徹します。また、青少年自立のための「ジュニア市民会議」(仮称)等とも連携し、公共性や市民参画・市民自治などこれまであまり学ぶ機会がなかった新しい分野の教育的効果も期待し、青少年の潜在的に持つが、これまであまり引き出しきれていなかったさまざまな能力を引き出す機会にします。

## 3. 安心して若者が集えるまちづくりのために

現在の歌舞伎町の問題は法制に根本原因があります。1956年売春防止法が成立し、国家が売春業者を公認する制度は廃止されました。しかし風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づいた性風俗関連特殊営業が行われています。歌舞伎町では、日本女性のみならず、来日外国人女性の人身売買被害者が働かされ、人権を無視した生活を強いられているケースも多くあるということです。性売買が行われれば、若者の人権意識が育たず、世界にむけても恥ずかしい現状をひきずることになるでしょう。

新宿区民として安心して若者が集えるまちをつくるため、性風俗関連特殊営業について協議の場をもつことを提案します。

(第1分科会)

## 2 ワーク・ライフ・バランス(働き方の見直し)の推進

---

### 【将来のあるべき姿】

子育て・子育てに欠かせない“家庭”という環境は、個人だけでは解決できないその国の経済や社会情勢、風土なども密接に関係しています。そのため、次世代を担う子どもの子育て・子育ての環境について考えるとき、これらの社会的環境の議論は欠かすことができません。日本では、戦後、高度成長期、バブル崩壊など時代の変化とともに、「大家族から核家族や単身世帯の増加」といった家族のあり方や家族の役割が変わり、「年功序列の終身雇用から能力主義の契約社員やパートタイム、アルバイトといった多様な雇用形態へ」と変化してきています。一方で、男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が施行され、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定が求められるなど、制度として根付くにはもう少し時間がかかりそうですが、働きやすい環境は整いつつあります。人々のライフスタイルが変化・多様化していく中で、一人ひとりが仕事、家庭、子育てなど様々な分野で『自分らしい生き方を選べる』社会になることが理想です。ワーク・ライフ・バランスとは、子育てのみならず、年齢、性別、子どもの有無の関係なくすべての人が望む仕事と私生活バランスが取れることを言い、これからの個人や企業において重要な考え方です。

ここで、子育てに関してもう少し付け加えれば、子育て世代の意欲を生かしそれぞれのライフスタイルを実現するには、社会で子育てを支え、様々な負担感を取り除いていくことが大切です。仕事中心の働き方を見直し、男女がともに仕事と家庭を両立できるよう就労環境を改善していくとともに、地域における子育て支援を広めていくことが重要です。これらは、社会保障や労働環境の改善など、大きくは国の政策ではありますが、大企業から中小企業までが多く集まり、日本の経済の中心地のひとつである新宿区が小さな波紋を投げかけることは、大変意義のあることではないでしょうか。誰もが「夢の持てる社会」になるように、常に最先端の発信をしていく新宿区であって欲しいと思います。

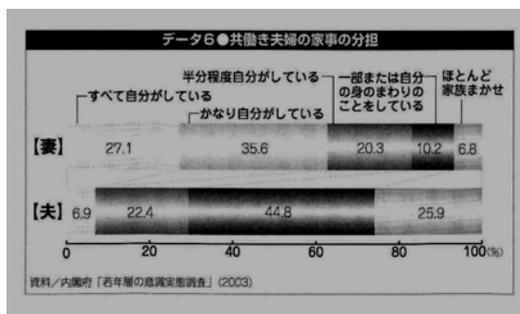
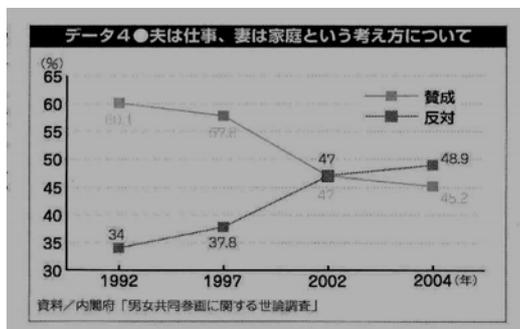
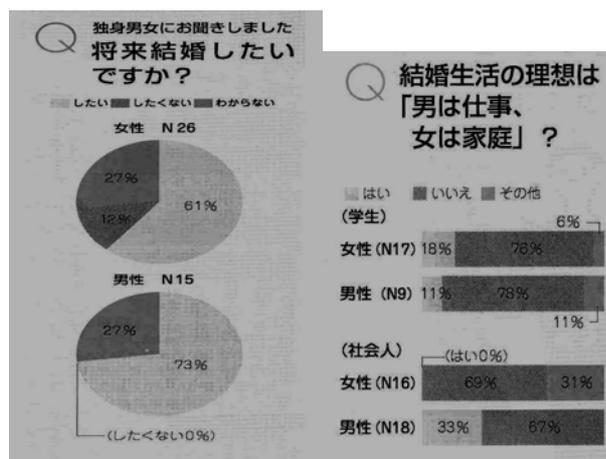
そして、私達区民も、企業にどんなことを求めていきたいか、今後さらに議論し、行政とともに何らかの働きかけをしていく必要があるでしょう。

こういった試みが、企業の経営者や従業員にとっても、新宿が魅力ある働きやすいまちになり、愛着を持ってもらえるような結果になることが理想です。

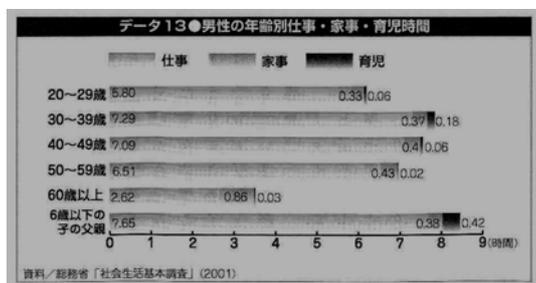
## 【現状と課題】

少子化といわれますが、子どもを産む以前に若者の未婚化・晩婚化が進んでいることが統計でも明らかになっています。一方で、調査によると若者の多くは結婚する意志が

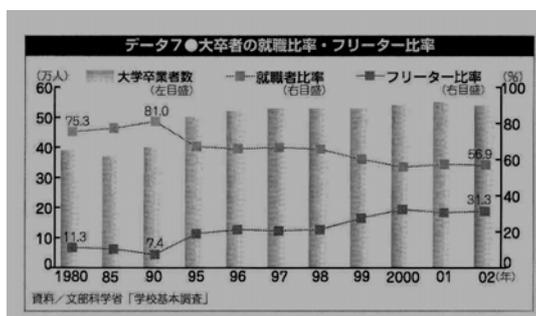
ないわけではないという結果も出ています。



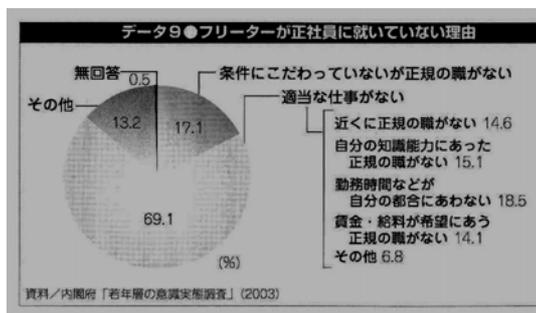
(区総務部男女共同参画・平和担当が発行している「フォーラム」Vol.24 より)



現在、「仕事と子育ての両立」と「子育ての負担感の解消」をするための子育て支援サービスは少しずつ充実してきましたが、家庭における女性の家事負担も非常に大きく、働き続けたい女性にとって結婚をためらう理由のひとつになっていることがわかりました。一方、子育て期にある30代男性の4人に1人は週60時間以上就業しており、家事や育児に費やす時間は世界的に見ても最低の基準です。「男性は外で働き、妻は家庭を守る」という価値観から性別役割分業意識は変化し、「家庭責任をともに担いながら男女が平等に働き続ける」ことを望んでいる人が増えているのに、社会の制度や風土が追いついていない現状がうかがえます。



また、希望する仕事や条件にあう仕事がないなど就労環境の悪化や、企業側にとっても学生の資質の低下や意識の変化などが影響し、若者の就職率は減り、新卒のフリーターが増えています。若者の働くことに対する考え方も変わりつつありますが、フリーターは働き方が選べる一方、賃金が低く、技能を身につける機会が少ないのが現状であり、将来に対する不安から、

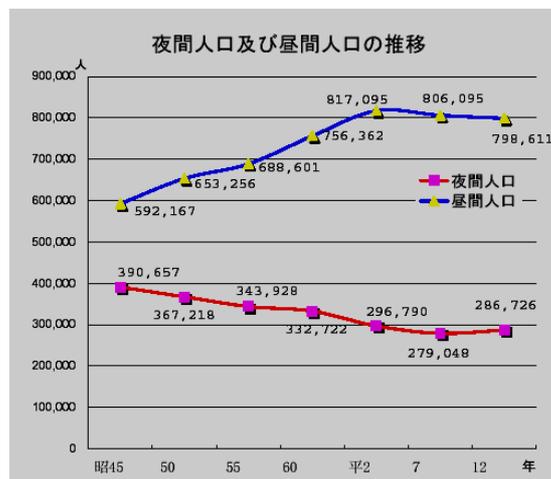


いずれ正社員として働きたいと考えるようになるフリーターも少なくないようです。子育てに対する経済的な負担感に加え、生活の基盤が安定しない状態では、子どもを産み育てたくても出来ない人が少なくないであろうと考えます。また、仕事を継続したいと希望しながらも子育てのために退職せざるを得ない女性が多い現状もデータで明らかになっています。

こういったデータから、仕事と家庭、子育て、自分自身の生き方、どれも頑張りたい人がどれかを選ばなくてはいけないのが現状です。こういった働き方についての施策は、社会保障制度をはじめ国レベルで取り組むべき施策ではありますが、すべての人に浸透していくには、身近な地域や自治体の取り組みも必要ではないでしょうか。

新宿区は、企業や学校が多く、区外から多くの人が通勤・通学してくる昼間人口と区内在住者を表す夜間人口の差が大きく、企業への取り組みは、結果的に区外の人への施策となってしまうために、行政は積極的に企業への働きかけを行ってきませんでした。

企業側も、新宿区に本社や事業所があっても、新宿区の施策には興味を示さなかったことが区民会議を通じた議論の中で明らかになりました。また、企業と一口に言っても従業員の少ない所から、全国や世界に支社のある大企業まで様々で、行政として一律に働きかけていくのはとても難しいことも判っています。



行政資料 新宿区の概要 平成17年度 より

1 産業大分類・従業者規模別事業所数及び従業者数 (平成13年10月1日現在)

規模別 産業大分類	事業所数									派遣・ 下請け のみ	従業者数 人
	総数	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	派遣・ 下請け のみ		
総数	37,260	18,451	8,521	6,787	1,532	1,039	618	218	94	604,490	

果たして、新宿区という自治体の単位でこのような問題に取り組むことに効果があるのだろうかという議論はまだ充分尽くされていません。多くの企業が集り、日本の経済の代表的な中心地のひとつであるという、新宿区の特徴をいかしていくのであれば、まずはこれらの企業に少しずつでも行政として様々なヒヤリングや働きかけをしていくことは必要なのではないでしょうか。

そして、その取り組みを見守り評価する区民の意識も大切です。例えば、行政が働きながら子育てしやすい環境の整備として延長保育や休日保育などの保育サービスを拡充していくと、一方で企業はますます長期間労働を

させ易くなる側面を持っています。新しい制度やサービスを作るときはメリットだけでなく必ずその裏側にあるデメリットも検討していくことが必要です。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 『新宿区はワーク・ライフ・バランスを推進する企業を応援します(育てます)』というスローガンを掲げ、企業に働きかける。

従業員数が301人以上の企業は次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられており、新宿区内の企業も提出しています。

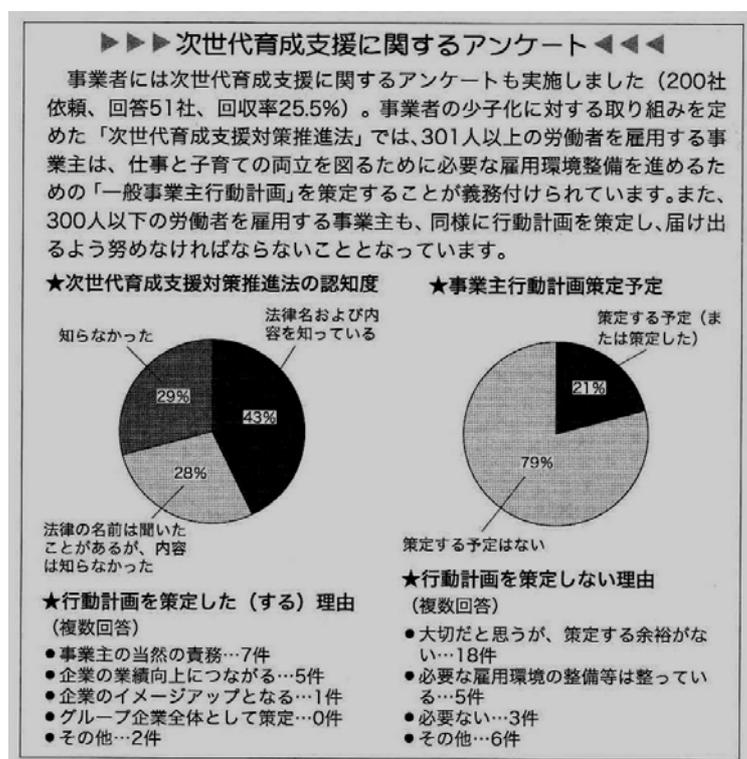
しかし、新宿区が行ったアンケートでも区内の企業は、まだこの法律の認知度が低く、企業の責任としての自覚もないところが多く、区としてもっと企業へ働きかけが必要です。

まずは、この行動計画がどの程度達成されているか検証する必要があります。

また、従業員数が300人以下でも独自の行動計画を作るよう推奨すべきです。

そのためには、ワーク・ライフ・バランスに取り組めない企業の事情を調査し、行政がやるべき支援を検討する必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランスを取組める企業の意識付けのために、新宿区独自の目標値を設定することを提案します。



新宿区報 平成18年5月15日号 より抜粋

### 2. 企業と地域や区民をつなげる橋渡し役や交流の場づくりを検討していく

例えば、「家族でご飯を食べる日」など、企業と区民が一緒に取り組める新宿区独自の意識啓発キャンペーンを実施することを提案します。

行政は、先駆的な企業の具体的なワーク・ライフ・バランス推進や地域貢献の事例を紹介し、提案していきます。(例えば、看護休暇の促進。外国人や障がいのある人の雇用促進。個人のボランティア・地域活動のための休暇の促進。など)

防災、防犯、タバコポイ捨てなど地域の課題解決に企業で働く人や雇用者の視点も取り入れるために地区協議会に参加してもらったり、社会貢献の一環で児童や

青少年の職業体験やその他のイベントなどにも協力してもらったり、企業の空きスペースを地域で利用できないか呼びかけるなど、地域に密着した企業との橋渡し役になる人材またはネットワークづくりの検討をします。

### 3. ワーク・ライフ・バランス企業に対する新宿区独自の優遇措置

上記 2 項目で延べたようなワーク・ライフ・バランス推進や地域貢献に取り組む目標値を設置し、達成した企業の表彰及び周知を行います。

目標値を達成した企業に対する新宿区独自の優遇措置を検討。

例： 優良企業の区外在住の社員には現状区内在住者のほうが優先されている区立保育園の入園ポイントを加算します。

優良企業が優先的に利用できる産休・育児休暇を取得した場合の補填人員経費の助成金制度を作ります。 etc.

### 4. ワーク・ライフ・バランス企業を推進するための区民の組織づくり

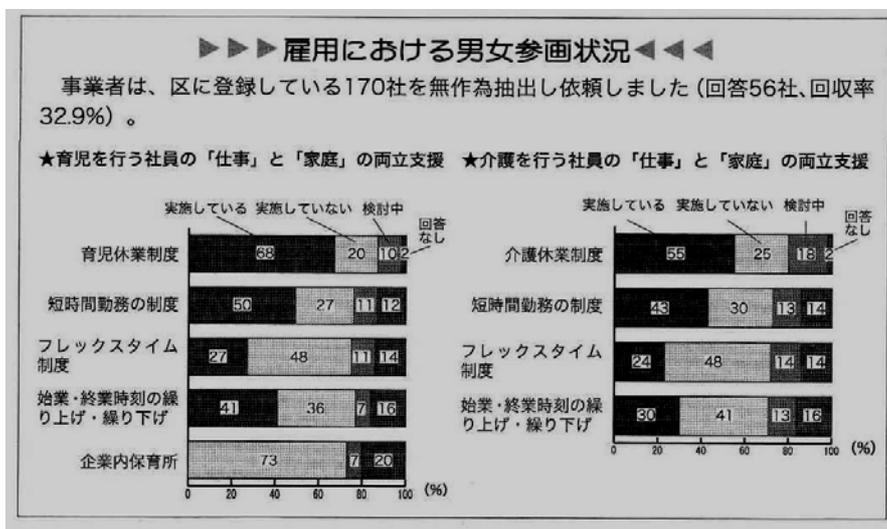
最初に述べた次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の達成度の検証は、行政だけでなく区民も一緒に見守る必要があります。現在、次世代育成支援計画推進会議では、行政や民間の子育て支援に対する取り組みに重点が置かれて

いますが、企業の行動計画についても見守る必要があります。企業のワーク・ライフ・バランスや地域貢献の課題解決は行政や区民も一緒に検討するような場の検討が必要であると考

えます。ワーク・ライフ・バランスに限らず、環境や地域課題解決の面でも区民の要望を受け入れてもらえるよう、新宿に愛着をもった企業になってもらえることが理想です。

企業にとっても、ワーク・ライフ・バランスや地域貢献を通して発展していけるためにどうしたらよいか、そのための企業間交流や研究する場づくり、中小企業の互助会的な組織づくりなどを行っていく必要があります。

(第1分科会)



### 3 ぶらりと道草したくなる楽しいまち

---

【将来のあるべき姿】

10年後、20年後の新宿は、区民にも来街者にも「道草したくなる楽しいまち」にしたいです。「道草したくなるまち」とは、区民によってまちの中にさまざまな「遊び」が用意され、来街者が「自分に合った遊び方」を発見し探せる、まるで「おもちゃ箱」のようなまちです。

わたしたちのまち新宿は、国内外を問わず、きわめて多くの人・モノ・情報が集まる、他には例をみないまちです。ここに新宿が群を抜いて優れているところは、おのずから、かりに異質なモノや猥雑さがあっても決して排除することなく、むしろ寛大に受け入れるところにあります。こうした種々雑多なものを吸収し、膨張しつつけながら発展してきたところに新宿のまちの特性・特徴があります。

こうしたまちの特性・特徴は、際立って個性あふれる、多様性あるまちをつくってきました。一例をあげても、政治の中心地である都庁があるかと思えば、夜のネオンサインまぶしい庶民的な飲食店・居酒屋が広がりを見せていたり、超高層ビル群に代表される巨大なビジネス地域があるかと思えば、一方でレアモノを扱う小さな商店街があったり。華やかな繁華街や百貨店・電気街があるかと思えば、味のある店主のいる隠れ家的な店があったり、また新しい時代を駆け抜ける先端商業地域があるかとおもえば、古い時代・風情が漂う住宅地や路地裏文化が混在する「新旧融合のまち」であったり、ちゃきちゃきで粋な江戸っ子がいるかとおもえば、様々な地方からやってくる学生・外国人の方が居住するまちであったり。こうしたまちの形成は違和感なくうまく溶け込み、むしろまるで探検でもできるかのような雰囲気をもかもしだしています。

時代の流れは旧きもの・異質なものを再開発で次々に消滅させています。規格化・統一化された都市の形成は、むしろ推進される傾向にあります。しかしこの時代に、あえて異なった文化・習慣、あまつさえ異質なモノまで寛容に受け入れ、これだけ雑多に入り混じり、きわだったマニアックさをもかもしだしているところにこそ、新宿の魅力があります。これは他のまちでは決して味わえない「新宿だけにしかない魅力」なのです。

われわれの好奇心を掻きたて、いつ行っても「遊び方を見ることができるまち」新宿。20年後の新宿は、「新宿だけにしかない魅力」をみつめ直し、今あるツールのすべてを活かした「おもちゃ箱」みたいなまちにしたいのです。そのためには、今あるツール・しかけは決して失うことなく、むしろ再発見・再評価し、持ち味を最大限に活用しなければなりません。そして新宿を、好奇心がくすぐられておもわずふっと寄ってみたくなる、元気の出る、何度も行ってみたいくなる「来街者がまた来たくなるまち」にしたい。またこだわり・お気に入り・隠れ家・行きつけのある、また奥深さ・奥広さのある、さらにいえばいろいろな世代間で遊び、遊び方が伝わる「新宿らしい多様性を楽しめるまち」にしたい。総じていえば「道草し

たくなるまち」にしたいのです。「道草したくなるまち」の創造は、新宿の文化・産業の振興につながり、ひいては区民の利益にもなります。

#### 【現状と課題】

将来のあるべき姿である「道草したくなる楽しいまち」をつくる課題として、いまだ発掘されていない豊富な魅力・財産を再発見・再認識できる環境をつくることが挙げられます。現状では、従来からの魅力である歴史的建造物や寺社仏閣・新宿御苑や新宿中央公園、戸山公園などに代表される自然・遺跡・お濠・博物館・美術館などに、みどころとしての重きが置かれてきました。しかし新宿の魅力はこれに限らず、むしろ一つ一つのお店・店舗や居酒屋、染物や印刷に代表される伝統産業などにみる「本物へのこだわり」、銭湯などの産業活動や劇場・演芸場(落語)・スタジオ・映画館・音楽会・路上ライブ・古本街・アニメ・文学・お祭りやフェスティバルに代表される文化活動が味わえるところにあります。他にも露店・路地裏・夜景・旧地名・神田川に代表される水、神楽坂に代表される坂道・甲州/青梅街道などの魅力、そしてなにより、新宿に生きるユニークな「人」が、最大の魅力・財産なのです。したがって「将来のあるべき姿」に近づくためには、豊富な魅力・財産を観る視点、角度をかえてみる必要があります。

そのためにはまず、いまだ発掘されていない豊富な魅力・財産の再発見・再認識の作業を進めなければなりません。現状では、情報の収集・整理・共有・発信があまり進んでいません。これを推し進める必要があります。

つぎに「情報」を使いこなすことができる環境が必要です。現状では、自分に必要な「情報」がどこに行ったらあるのか、あるいは自分の発見した「情報」はどうしたら活かすことができるのか、などについて十分な対応できていません。したがって、「情報」に常に接しやすい環境をつくることや膨大な情報が集まる情報ステーション(知のネットワーク)やアドバイザーとしてのコンシェルジェ(案内人)を創っていく必要があります。

さらに「道草したくなるまち」は、歩く人の目線に立った理想的なまちづくりを必要とします。世代を越えて、子どもも高齢者も障害者もみなぎ歩きやすい、また歩きたくなるまちづくりをしなければなりません。現状では、広場や歩道など歩行者のための空間が不十分であり、駅前広場や歩道が狭い、放置自転車や置き看板などのため歩きにくい、乳母車や車いすでの移動が容易でない、などの問題があります。高齢社会にあっては、高齢者や身障者もまちを利用しにくくなっています。したがって容易に利用できるよう配慮した、ユニバーサルな店づくりやサービスを工夫する必要があります。また、地域の特性を活かしつつも、必要により、より配慮した良好なまち並み、景観のために看板や建物のデザインの規制誘導も必要です。さらに、まちなかに緑が乏しい、潤いに欠ける、憩える場が少ない、ということも指摘されます。まちなかの手軽な緑や水辺など、まちに魅力と潤いをつくりだす空間が不十分です。賑わいの場と一体となった小公園や緑のスポット、

街路樹の整備が重要だといえます。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 来街者がまた来たくなるまち

---

区民の取り組みとして今できることは、第1によく知られた情報からマニアックな情報までを出し合うことです。これらをまとめて「新宿学」という地域学とし、20年後には「新宿観光検定」などを通じて確立させたいです。第2に区民は自分の経験を活かし、「まちの駅」「ミニ博物館」や「観光コンシェルジェ・観光ボランティア・新宿シティーガイド・新宿ものしり博士」の認定などを通じて来街者が求める「情報」を伝えます。

一方、区の取り組みとして今できることは、第1に区民の情報を活かすための制度構築です。「新宿遺産」の認定や「観光コンシェルジェ・観光ボランティア・新宿シティーガイド・新宿ものしり博士」の創設を行います。第2に来街者に便利なインフォメーション・PR体制の構築です。情報を「まちの駅」、「区のホームページ」、「広報誌」、「メールマガジン」、「地域マップ(「文豪・文学マップ」「劇場・演芸などの文化関連マップ」「職人探訪マップ)」づくり、「ユビキタス配信を備えた「案内板」の設置」等で幅広くPRします。第3に来街者の意識の把握に常に努めることです。20年後には、区民と区の協働作業によって、幅広い層の来街者が自分で「遊び方を探せるまた来たくなるまち」にしたいです。

### 2. 新宿らしい多様性を楽しめるまち

---

区民の取り組みとして今できることは、第1に多様性を活かすという共通した意識をはぐくむことです。第2に多様性を来街者にアピールできる仕組み・しかけづくりをおこなうことです。たとえば「楽しめるアジア的地域創造」「芸術村の創設」「路地裏文化の再生」や「新宿どろぼう市」「全国一のヘブンアーティストイベント(\*)」などの企画を通じて、多様性への理解を高めていきます。

一方、区の取り組みとして今できることは、第1に区民が多様性を共有できるような環境づくり、すなわち多くの人・モノ・文化・情報を再発見・再認識するための機会と交流の場をつくりだすことです。第2に多様性をより活かすため、「来街者がまた来たくなるまち」と同様、来街者の意識の把握に常に努めることです。20年後には、区民と区の協働作業によって、まちの多様性がこのまま失われることなく残され、多様性を楽しめるまちになっています。

\*ヘブンアーティストとは、審査により選定したアーティストにライセンスを発行して、公園や地下鉄の駅など、公共施設の一部を活動の場として提供することによって、「街のなかにある劇場」として都民が気軽に芸術に親しむことができ、アーティストと観客との交流をとおして芸術文化を育む場としていくものです。(東京都生活文化局 HP より)

### 3. 賑わいと魅力あふれる街 / 「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」

賑わいと魅力あふれる街は、ショッピング、飲食、娯楽、人々の交歓など、街に来る人のそれぞれの欲求を充たす様々な物やサービスが得られる、また空間的には車利用を抑制した、人間中心、歩行者優先の街づくりを目指すことです。

#### <ソフト>

- ・個性豊かな店がある - テナントミックスにより買い物、飲食、娯楽が色々と楽しめる。
- ・興味を引くものがある - 観たい演劇や映画などが観られる。
- ・楽しいイベントがある - オープンショップ、フリーマーケット、大新宿区まつり、新宿エイサー祭りなど多彩なイベントを企画、実施する
- ・情報が豊富である - 建物や施設、買い物・飲食、イベントなどに関する情報が常時提供され、誰でもアクセスできるようにする

#### <ハード>

- ・人と車の棲み分けし、歩きやすくする - モール化、歩行者天国の拡大、バリアフリー化し回遊しやすい街とする
- ・車の規制、人中心の街づくり - 路面電車(LRT)の導入、歩行者優先エリアでの巡回バスの導入
- ・アクセスが便利である - 駅から便利に行ける、駐車場・駐輪場が整備されている
- ・安心・安全である - 治安がいい、子供を遊ばせられる
- ・きれいである - 道がきれい、季節の植物が咲いている
- ・休息や憩える場がある - ポケットパークやベンチ、気軽に入れるコーヒーショップ

### 4. 新宿らしい都市文化(大衆文化)を創造し発信する

新宿駅周辺は「内藤新宿」から続く賑わいの歴史があり、花園神社のテントの芝居小屋やムーランルージュ、帝都座など大衆演劇・娯楽の揺籃の地でもあり、歌声喫茶など若者文化の拠点でもありました。この多様な街の文化、娯楽の遺産を受け継ぎ、新しい時代における新宿文化を生産、発信していくことです。

- ・映画、映像、アニメなどの製作工房の立地を誘導
- ・芸術家、デザイナーなどの居住による多彩な活動、交流、情報発信
- ・新宿らしい娯楽、エンターテインメントの復活、創造(例えば、ムーランルージュ)

### 5. 魅力的な街並みや良好な景観、快適な歩行空間を整備する

「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」は、誰もが快適に歩行できるよう、歩きたくなる歩行空間を整備し、歩行者の回遊性を高めていくことです。そして、そのためには気持ちの良い町並みや景観、潤いのある都市空間や都市の風景をつくりだすことです。

- ・放置自転車の撤去、看板等の規制を徹底し、建物デザインのコントロール

- ・道や広場の拡充と街路樹などの整備

## 6. 新宿の賑わいの最大拠点・新宿駅周辺地区の活性化

---

新宿駅周辺は日本を代表する繁華街ですが、盛り場性が薄れつつあり、交通混雑や狭隘な駅前広場、街の回遊性の欠如など魅力の相対的低下が懸念されています。新宿の顔として、「歩いて楽しい、歩きたくなる街」に向け具体的な提案をします。

- ・新宿駅東口の歩行者優先地区を拡大する

(JR線・靖国通り・明治通り・甲州街道に囲まれた地区)

- 歩行者優先区域での集配荷車輛の時間制限
- 優先地区を囲む道路下の駐車場は2層化、公共駐車場として一体運営とする。
- 駐車場から歩行者優先地区には、低速・環境対応型のバスを走行させる
- 各エリアにユビキタスによる情報発信を行い、来訪者を支援する

- ・新宿駅西口に歩行者優先地区を設置する

(京王百貨店前道路・甲州街道・新宿郵便局の西側道路・駅前ロータリーへの西からの進入道路に囲まれた地区)

- 歩行者優先区域での集配荷車輛の時間制限
- 西口駅前道路下の駐車場は2層化、公共駐車場として一体運営とする
- 駐車場から歩行者優先地区には、低速・環境対応型のバスを走行させる
- 各エリアにユビキタスによる情報発信を行い来訪者を支援する

- ・新宿駅東西地区の回遊を良くするため新宿駅東西自由通路の早期実現

- ・新宿駅西口から新宿公園に至る地上を歩行者が歩けるルート整備(現在は地下)

## 7. 歌舞伎町の再生、活性化

---

新宿区は「危険を感じる街」とのイメージがあり、その改善に向け「歌舞伎町ルネッサンス」の取り組みを推進する必要があります。風俗営業から脱却し、老若男女が集まり楽しめる街にするために次の具体的施策やプロジェクトを提案します。

- ・治安の改善 - 違法風俗産業の取締まり、治安改善状況や改善後の明るい街のPR
- ・風俗産業広告規制 - 卑猥な看板、通行障害となる看板の撤去規制
- ・多種多様な文化の体験できる街にする - 韓国、中国、インドなどの食体験など
- ・新たな文化、産業の誘致(映像など) - 新たな投資ができる環境を整備
- ・小区画土地の再開発 - 自治体による再開発組合設立支援、土地利用規制の緩和

## 8. 民間と行政の協働による街づくり

---

商業地区の賑わいと魅力の創造には商工業者等の積極的な関与(ノウハウ、資金、人材)が不可欠です。歩いて楽しい街づくりの一手法である道路のモール化は、車の利用規制を伴うため行政と地区内の商業者等の協働が不可欠です。

- ・モール化された道路空間の利用、維持管理する組織(TMO)や仕組みの導入
- ・買い物やイベントなど街の情報インフラの整備に民間のノウハウや資金の活用

(第3分科会・第5分科会)

## 4 誰もがわくわくする末端と先端のあるまち

---

【将来のあるべき姿】

新宿のまち、特に繁華街では「わくわくする刺激がある」という印象を述べる人が多いのです。まちに来てわくわくするのは、そこが多彩な顔と機能をもったまちだからです。効率性のみを求めるビジネス街だけでなく、ショッピングに、遊びに、繁華街に人があふれているからです。さらに、人の流れが路地裏へと続いていて、それも魅力になっているのです。路地裏の安らぎが、表の喧騒と皮一枚で存在しているのが新宿の特質ではないでしょうか。新宿の魅力はまた、最先端と隣り合わせで、なにげない日常を垣間見ることが出来ることです。日常性のなかに、ひとびとが大切にしている暮らしといのちがあります。新宿の原動力は、先端と日常あるいは先端と末端が、カオス(混沌)のようで見事に統一され、ひとびとに明確にみえていることです。いわばその許容量の大きさが限らない魅力になっています。先端と末端は、同じ地平で出会うことで、さらに高度な先端と末端に変化していく可能性を秘めます。そのとき新宿はさらに質的に向上し、進化していくのです。ひとで賑わい、ひとが出会う。欲するひとと提供したいひとが、たくさんの出会いをする。産業的にいっても、この出会いがいかに多くの可能性をもたらしてくれるか計り知れないのです。新宿には巨大なエネルギーと奥深い包容力が存在しているから、言い換えればチャンスは探せばいくらでもあるから、ひとはわくわくし、ひきつけられます。普通なら衰退してしまうような小さな店も、末端のように思われる商売も、最先端でありすぎる仕事も、「異端」も「特殊」も、この新宿なら生きていけます。自分の才能や努力次第で未来の夢がかないます。

商業を考えてみましょう。10年後、20年後には、百貨店、大型専門店、量販店がひしめく繁華街はどんな顔に変化しているのでしょうか。消費者の動向は移ろいやすいし、生活スタイルも変わります。当然、大型店はそれに対応していきますし、地域の商店街も変わっていくでしょう。便利さや安さを求めてさらにコンビニエンスストアやチェーン店が広がるのか。多少不便でも本物志向のこだわりの暮らしに変わるのか。競争は間断なく続くでしょう。そのなかで生き残っていく商店街は、自身の中から、他にはないオンリーワンを見つけ出し、未来の暮らしを先取りしたり、ひとのぬくもりを大切にしたりした、個性的な魅力ある店が並んでいるでしょう。地域ブランドを揃えた店の隣りに、モダンアートの専門ギャラリーやおしゃれで気楽に使えるミニホールやミニスタジオがあり、こだわりの郷土料理店や頑固親父の居酒屋と隣り合わせに、アジアンレストランやアフリカ料理店が頑張っているでしょう。それは厳しい商戦に勝ち残ったひとびとのお店です。日本人ばかりではありません。こだわって、飽きずに頑張って、信用された人々です。こうしたひとたちの努力が、商店街を繁栄させ、生き残らせるのです。

## 【現状と課題】

「先端と末端」という言葉を言い換えれば、時代の先頭を走る「先端文化」と、伝統としての評価には属さない古い文化や日常性としての（遺伝子という言葉が適切でしょうか）「末端文化」ということです。新宿はまさにそれら異文化の「衝突」が日々まちのどこかで行われているので、刺激的でわくわくするのです。多様な文化が隣り合っている不思議ワールドともいえます。その共存と両立には、排除の論理ではなく受容の論理が必要です。それが新宿の奥深さを担保します。

さて異文化をもう一度確認してみましょう。新宿的にはまず、外国と日本がくっきりとした構図で浮かびます。都心と郊外も同居しています。東京と地方も見えています。生産と消費もあります。そして生産者（供給者）と消費者とがいます。これらは一見対立する概念のようですが、よく考えると、新宿という器の中では、共存し助け合い、同じ課題に向って相互に協力し合って、創造したり解決したりせねばなりません。その点両者はコインの裏表です。

先端と末端がであるのが「広場」です。出会いは、物理的でもあり、情動的でもあります。「広場」は駅前であり、公園であり、商店街の通りであり、公民館であり、図書館であり、インターネットであったりします。

ところで、いままで両者は充分に出会い、まみえてきたでしょうか。そうは思えません。大量生産、大量宣伝、大量消費は、強大な生産者による画一的な商品や「情報」の押し付けでした。全国一律のチェーン店は、たしかにある種の便利さを提供しましたが、その反面一般の生活は単色になり、食品の安全に対する不安を惹起したり、商品も文化も没個性になったりしました。そこでは、一方的な出会いの強制があったからです。

わくわくするまち新宿では、商店主と顧客が充分にコミュニケーションをはかり、生産と消費をともに考え、共同して地域ブランドを創造し、商品開発を進めます。時には、専門学校や大学と共同開発を進め、触れ合う商業、創造する産業、消費者とともに進む商店街、地域通貨のある共同体的商店街などを提案します。

対立する立場から、共存する立場へ。対抗する役割から、協調する役割へ。私たちの課題は、利害が対立するように見える相手への認識、気づきから出発し、受容と創造に向って二人三脚で進みます。

そのための方法としては、新しい地域祭をつくります。伝承された祭りは、古くからある地元の祭りとして大切です。一方、新世代がつくる21世紀の祭も共存したらいいでしょう。新しいアイデアのもと、既存店舗の経営者、新店舗経営者、旧住民、新住民などが寄り集まって行われる祭も増えてきました。新しい祭は共同体意識を強固にし、コミュニティを活性化します。そして新しい出会いから、個性的な商店街や新産業が生まれます。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 地域の賑わいと顔の見える商店街づくり

---

大型店、大資本系列チェーン店の進展で、競争の激闘の中、中小商店の経営環境は厳しい。商店街の空洞化は、ことに生鮮三品をはじめ業種揃えもままならない現実は新宿も例外ではありません。10年後、20年後に生き残っていくためには、個性的な魅力ある店づくりへの心構えと地域に賑わいをつくり出す商店街のリーダーの意欲と仕掛けづくりが必要です。

自分の商売に誇りをもつこと

「自分の店は地域に必要なんだ」という自分の商売の社会的役割にプライド・自信を持つことです。

自分の感性も大事な経営技術

こだわりの品揃えをし、自分の店の品に信頼をもちます。こだわりの逸品こそが客の肥えた目を引き付けます。流行にズレた店も文化的で、個性的です。古い店構えでも、心構えにこだわりをもった店に甦ります。

新宿にしかないオンリーワン

地域性をもたせた品づくり、地域ブランドづくりを地域の仲間を進めるとともに、アピールし、メッセージを発信していく。

地域でのコミュニケーションの輪づくり

御用聞き、配達サービスによる地域密着、固定客との結びつきを深める。また、地域情報を収集することで、顧客のニーズにあった商品情報の発信の仕掛けづくりをする。

### 2. 顧客参加の商店会の新しい波

---

表通りは居住者もふくめて地域の「広場」です。そこは商店会のイベント以外に地域に開放すべき場所だし、商店会は居住者ともっと手に手をとって、地域をよくしていく努力をすべきと思います。いまや商店会は、地域問題を考える上での土台・基盤でもあるのです。それがまた商店会活性化への早道でもあります。

しかし、近年は商店主の高齢化や後継者難もあって、商店会組織そのものがよどみ停滞しています。

そこで、地域商店会活性化のためにこの際思い切って居住者を商店会に参加させ、顧客を加えた新時代の商店会を形成します。

もちろん居住者や顧客はブレンですから、商店会費は不要ですし、いろいろ提供するアイデアには報奨金も用意したりしてもいいと思います。つまり商店会の有能な客分にしていけるのです。

顧客や居住者が望む商店街、商品構成、内装、看板、ウィンドーディスプレイ、イベントなどを共同企画して、イベントが成功したり、活性化によって利益が出た場合は、その原資を地域の介護や環境に還元していきます。

そうなれば地域の商店街もイベントも皆のものになり、表通りは文字通り「広場」になっていき、商店街はよみがえります。

### 3. 残したい「戦後風俗新宿遺産」を創設する

宇多田ヒカルの「ディーブツァー」の宣伝ポスターで、一躍脚光を浴びた「新宿ゴールデン街」。団塊の世代のホームグラウンドとしてあまりにも有名な当所も、バブルの頃は、3坪の店舗の立退き料が1,000万円にもなり、町は灯が消えたようになりましたが、再びこの町に活気が戻り始めました。有名な女流俳人がバーのママになって話題を集めたこともあり、若い人たちがここに出店し始めています。新宿の戦後は、尾津組の「新宿マーケット」、和田組の「和田マーケット」などから出発しましたが、進駐軍の露天排除によって三光町に移転した露天商が作った町が「ゴールデン街」。いわば新宿戦後史の生き証人です。約200軒の店は、3坪から5坪の極小飲食店がひしめき合っていて玉石混交ですが、そこがまた新宿的カオスといわれます。直木賞作家佐木隆三、芥川賞作家中上健次とゴールデン街から生れた文学は数知れず、映画、演劇、詩、美術など文化芸術に果たしたゴールデン街の役割は計り知れません。ここを戦後風俗の第1回新宿遺産と認定し、長く残したいと思います。第2回は、神楽坂和可菜旅館(昭和23年建設)や花柳界の検番、新宿西口思い出横丁なども候補です。ただし公式の文化財指定よりも軽度のものとして位置づけ、認定後の規制も、緩やかなものとします。

### 4. 遊歩空間としての路地文化を継承し、路地を保全する

四谷荒木町、神楽坂など新宿区には独特の路地文化があります。路地は概ね道幅一尋ひとひろと狭いのですが、車社会の中では人しか通れない道として貴重です。打ち水、植木鉢の陳列、子供の安心できる遊び場--といった生活文化の特徴があります。谷中、根津、向島、京島、下北沢などの路地も有名ですが、荒木町や神楽坂は、花柳界・料亭街が路地に面した地域として特筆されます。ところで近年、減少する都内の路地への関心が高まり、若者達が散策や回遊を始めています。彼らにとっては、路地はむしろ新しい出会いであり、その迷路・迷宮性に魅了されて、新鮮な発見を次々にしています。歩行回遊の「装置」としての路地は、ヨーロッパたとえばベネチアなど中世都市に見られる文化と比較されるように、モダン都市以前の雰囲気漂わせ、21世紀に引き継ぎたい魅惑的空間でありかつ伝統文化です。神楽坂の路地は、街の人々や街づくりNPOなどが将来にわたって残そうと方法を模索しています。新宿区は官民一体の保存構想を早急に立てたいと思います。

## 5. 新しい祭の創造で、地域の連帯と一体感の創出をはかる

祭の準備と実行は、それに参加する人と人を深く結びつけます。また準備の過程でさまざまな壁にぶつかりますが、それらを乗り越えることによって、参加者は相互に成長しながら大きな喜びを獲得します。「ハレ」である祭は、コミュニティの土台を築く貴重な舞台であり、孵化器でもありました。

しかし新宿のように歴史の古い区域では、地域の地縁集団が確固として出来上がっているために、新住民が入り込めない場合も多いのです。さらに伝統的祭には多くのしきたりがあり、その慣習を踏襲することに神経をつかい、成し遂げたときの開放感が薄いのです。ところで新宿文化の真髄は、伝統と変革 - - 不変と変化の相克です。

このセオリーを祭に援用するならば、新宿には伝統的な祭に平行して、だれもが気楽に参加できる新しく若々しい祭が必要です。そのなかで、新しい地域アイデンティティを創出していくことが求められます。

近年ヘブンアーティストの活躍が顕著です。静岡市名物になった大道芸人の全国大会や三軒茶屋のヘブンアーティスト祭は多くの若者を魅了しています。新宿では1960年代、70年代には全国的に先駆けて早くもストリートパフォーマーやハプニスト(即興でパフォーマンスを演ずる人)が登場していました。かれらのハプニングやパフォーマンスからはつねに新しい刺激が生まれ創造に繋がっていました。

現在、新宿にジャズ祭が生まれ定着してきていますが、各地にあたらしい祭の誕生を促進し、その祭をネットワークし、一年中どこかでおもしろいことが行われているようにしたいものです。どろぼう市(骨董市、ぼろ市)や野外演劇祭は、新宿らしいものとして世代を超えた支持を得るとおもいます。新しい酒は新しい器で楽しむものです。町内会、商店会などの古い紐帯をこえた組織で運営したいとおもいます。

## 6. だれもがいきいきと生きるまちをつくるために

「安心、安全は当然であり、活気のあるまち = 新宿区」を広くよみがえらせる為に、現在はまだ一部の有志によって、「まちを掃除する」事業が展開されているが、まちを掃除することは、ごみが減り、清潔なまちがよみがえること。そのことは犯罪抑止につながり人々の笑顔につながる。そして結果として、まちに活気が取り戻され安心、安全なまちが形成されていく。

まちの掃除は簡単なこと = 気が付いたときに自宅や自分の店の前だけで良いからガムやごみを拾う・掃除することを毎日実行すれば良いことです。

一人ひとりが、できることから一歩ずつはじめれば、最初は一握りの人々のいとなみがだんだん広がり、やがて大きな波になり、かつての新宿区すなわち「だれもがいきいきと生きるまち」が戻ってきます。

(第5分科会)

## 5 日本を代表する魅力ある超高層ビル群の再生

---

### 【将来のあるべき姿】

西新宿エリア内では再開発の歴史として、伝統を生かして再開発プロジェクトが推進され住宅地区、業務地区、文化地区等が増加し、まちのかたまりがバランス良く発展します。

西新宿超高層ビル群の既存のエリアについては、不足している賑わい空間、ビル間の交流を進めIT社会、高齢社会に対応する時代にあった魅力あるまちができ都市間競争に勝ち残ります。

多くの人の区分所有となる超高層マンションは、住む住民にとっては風が強く窓の開放の頻度が少なくなり、自然通風が少ないことによる健康の問題等が徐々に生じ始めます。また、積立金不足と高額な修繕費用の発生等、維持管理の困難さも生じ始めます。一方、周辺の住民にとっては、景観問題が生じています。このように住む住民と周辺の住民の両方に様々な課題が露呈して行き詰ります。今後は、積極的に取り組むべきではないと考えます。

「新宿駅南口」Rビル計画については、道路事業としては大変意義のある事業となったとともに回遊性も高まり、日本を代表する乗降駅として再開発されました。そして、周辺への波及効果のある誰もが訪れたい集客力のある複合施設が生まれました。次は西口駅前の整備に着手します。

### 【現状と課題】

新宿西口に広大な浄水場があり、昭和43年の11区画の売り出し以来40年弱の再開発の歴史があります。遠望すれば高層ビル群として日本を代表する都市景観となっています。しかし、広い道路がビル間の交流を遮断し、固まりとしてのまちとしての賑わい、人の交流、文化が充分とは言えません。また、これからの高齢社会の流れの中で対応できていない面が多々あります。

一方、新宿西口超高層ビル群に隣接している西新宿3丁目から5丁目は再開発の息吹が感じられますが、遅々として進展していません。

また、西新宿以外の地区について超高層マンションを切り口とした再開発が散見されますが、超高層マンションの建設が景観、周辺住民への影響等により様々な問題が生じています。

超高層ビルの立地、まちなみ景観、超高層住宅、既存超高層ビルの問題点、新宿駅の問題点等様々な角度から論点を整理して課題を解決する必要があります。

## 【取り組みの方向性】

### 1. 新宿超高層ビル群の魅力開発計画

---

新宿西口の超高層ビル群のまちの魅力対策として次の提案をします。

駅と中央公園を結ぶ中央通り上部にユニバーサルデザインの行き届いた緑溢れる遊歩道を整備して人の交流空間として活用する。

交通量の少ない道路の一車線を人の交流空間、自転車道路等多目的利用が可能となるように転換して歩行者優先空間を取り戻す。

駅西口の一定地区を歩行者優先地区として設定して賑わいと交流を図る。超高層ビル2階部分又は地下1階にビル間を回遊できる「歩いて楽しい」賑わいのある空間づくりを官民一体となって検討に着手する。

### 2. 西新宿エリア内での再開発プロジェクトの推進

---

西新宿超高層ビル群のまちのかたまりを発展させる次の提案をします。

西新宿3丁目から5丁目の山手通り、青梅街道、十二社通り、甲州街道に囲まれた大ブロック地区の地元で盛り上がっている再開発の動きを公共サイドで前向きに実現可能な方向でサポートする。

具体的には、都市計画サイドの支援、再開発手法の支援、生活道路、地下道、駅の基盤整備の支援が必要。

特に、西新宿3丁目地区はオペラシティに続く文化都市としての今後の歴史を作る潜在力があり、本地区を再開発の起点として期待できる。パークタワーからオペラシティまでの一体の拠点地区を形成する基盤のインフラとして水道道路の拡幅は必要。(NSビルから角筈の交差点までは整備されているので山手通りまであとわずかである。)なお、西新宿4丁目南地区にセブンシティ跡地の新築工事が進捗しているが、将来を考えた水道道路からの後退は大変意義のあることである。

### 3. 超高層とまちなみ景観

---

景観については新宿区内の各地で景観対立が生じているが、考え方を次のように提案します。

西新宿の場合、敷地が広く制約も少ないので超高層ビルと中高層ビルの配置により街並み形成、建物デザイン、色彩(屋外広告物も含む)について比較的統一し易く良好な都市景観を創造することが可能である。

しかし、業務用ビルでは経営上成り立たない西新宿以外のその他の住宅地域に超高層マンションを建設することは景観上問題がある。

異質な景観とは「高さ」であり、突然100m以上のビルが誕生するの

であるから「まちなみ」に合わせることは物理的に不可能である。

また、一步譲って計画が変更できないのであれば低層部分、特に、1階の用途が周辺に対してどうなるのかが重要である。周辺の景観に合わせるには2又は3棟に分けて計画することが常識的である。その場合、オープンスペースは減り、緑も少なくなるが景観のプライオリティが優先するのであるならばやむを得ない。

#### 4. 超高層マンションについて

多くの人の区分所有となる超高層マンションは、住む住民と周辺の住民の両方に様々な課題を残しており積極的に取り組むべきではない。

住むことによる害があげられる。海外では次の理由から中止、禁止している国は少なくない。

- ・ 犯罪の多発。低層の倍以上
- ・ 維持管理の困難さ。修繕の仕方又は費用が高額
- ・ 都市景観の不相応。

更に、居住性から人間の健康への影響を含めて次の問題点が指摘される。

- ・ 風が強く窓の開放の頻度が少なく自然通風が少ないことにより人体による影響
- ・ 子供を外へ連れ出す頻度が少なく子育ての成育環境への影響
- ・ 通風のなさによるダニ数の増加

#### 5. 超高層と立地

業務棟、住宅棟においてガイドラインを作成する必要がある。

区内の超高層建物の位置付け、不立地とするルール作り等のチェック表が必要である。つまり、区内で超高層建物（高さ100mの定義）が建築可能な地域を定めることとなる。具体的には、地区協議会にて住民の一定の理解を得る方法や地区毎のマスタープランに基づきルール化する。現在、住宅地の超高層建物計画は1棟（市谷本村38Fの125mのみであり、夏目坂上は30Fの97mである。）今後、100mに抑えれば良いという計画も出るかも知れないので高さ20Fから30Fクラスの中高層建物の住宅棟のガイドラインもさらに必要である。

多くの人の区分所有となる超高層マンションは、住む住民と周辺の住民の両方に様々な課題を残しており積極的に取り組むべきではないが、西新宿の一定の地域で世代層、職種層での必要性があれば「住むことによる害」については害を除く要素がカバーできれば取り組み可能である。

- ・ 過半を占める所有者がいて責任ある維持管理ができる。
- ・ 建物で過ごす時間の短い人が利用する。(子育てには利用しない。)
- ・ 超高層業務棟との職住接近型の利用
- ・ 住居系以外の使い方

## 6. 新宿駅ビルの超高層ビルについての提案

回遊可能な歩行者空間は勿論であるが、ビルの低層部の設計に当たっては周辺に対してできるだけオープンに開かれた空間が重要である。特に、西口地区と南口地区との関係及び東口地区と南口地区の関係をJR以外の敷地、公道、民有地を含めて総合的に魅力ある空間を創出することが重要であり、南口の立地のみ高める計画は避ける必要がある。

シンボルタワーとしての超高層ビルを建設することは問題ない。しかし、この事業が公共性のある事業であり、またJR東日本という会社も公共性の強い会社なので魅力ある施設(単なる魅力ある商業施設だけではなく周辺への波及効果のある誰もが訪れたいという集客力のある複合施設)が、つくれるかどうかのポイントである。一般的に言われる「周辺への配慮、地域社会への溶け込み」はまさにこの点にあり、買い物等は本施設だけで賄え、周辺へ人が流れなくなることは是非避けて頂きたい。(都心型水族館、美術ギャラリー、博物館等上野公園の施設をコンパクトにしたようなイメージや若者からデートコースとして選ばれる空間づくり等)

類似施設との対比として、京都駅ビルや名古屋駅ビルの施設構成を比較するなかで反省点も踏まえ魅力ある空間、施設を考える必要がある。また地元説明会によると基盤事業の施設でバス台数、駐車台数の確保の根拠が良く分からず、不足している感じがする。

「駅ナカ」の商業施設として説明会図面によると約1600㎡の施設があるが、大宮駅では施設の拡充で乗り換え客が駅ナカで買物を済まして地元の商店会に影響を及ぼしていると言う。適度の施設は利便上必要であるが規模を適正にして欲しい。

駅が東西を分断して障壁となっている。自由通路をメインに考え将来的には改札を無くす方向も検討できないか。このバリアは障がい者の移動も妨げている。駅ナカ中を通過して移動する方が楽ではないか。

## 7. 超高層と公共建築の使い方

業務棟の事例の隣接地である西新宿4丁目南は利用者が少ない小中学校、老朽化して容積率の未消化の都営住宅等公共用地が存在する。民間主体の

再開発に積極的に民の建物と公の建物が複合して活性化を図ることが考えられる。

建物がある程度汎用性のあるもの（時代のニーズに可変可能な工夫）としての地域の公共センター、児童館、ことぶき館、小、中学校を配置するのはどうだろうか。又、幼稚園と小学校の分離、学校敷地、公園、歩道と車道の分離の固定観念をなくして、新たなまちづくりをすることが考えられる。

## 8. 管理方法の切り口についての提案

---

超高層ビルを建設する場合、オープンスペースに質の高いみどりを整備することは必要条件だと考える。みどりの配置は周辺住民も含めて歩いて楽しい歩行者ネットワークとセットとして欲しい。これからの再開発は広場以外に低層部のビルの屋上緑化も検討して欲しい。

維持管理については開発者だけに任すのではなく区民のサポート及び行政のサポートにより公共財産として守る仕組みを考える必要がある。西新宿の超高層ビル群は防災設備等のハード面は技術の向上がみられるが活用する人的な面では従来と変わっていない為避難安全対策の向上が求められる。

西新宿の超高層ビル群は高齢者関連施設が不足している。街づくりの観点からかかる施設も並存して欲しい。特に、関連施設には予防上の観点からのスポーツ施設も含まれる。

（第3分科会）

# 新宿駅周辺地区についての具体的提案

## 賑わいと交流



バリアフリー化のイメージ



老若男女が集まり、一日中楽しめる街



楽しいイベントの開催(エイサー祭り2004)



駐車場と歩行者優先地区を行き来する  
低速・環境対応型バス

## 新宿駅東西自由通路



東西自由通路の設置イメージ(例:品川駅)

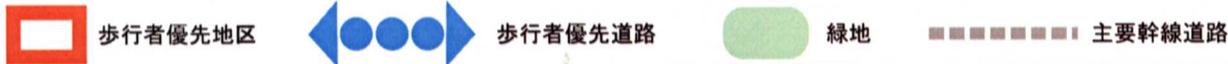
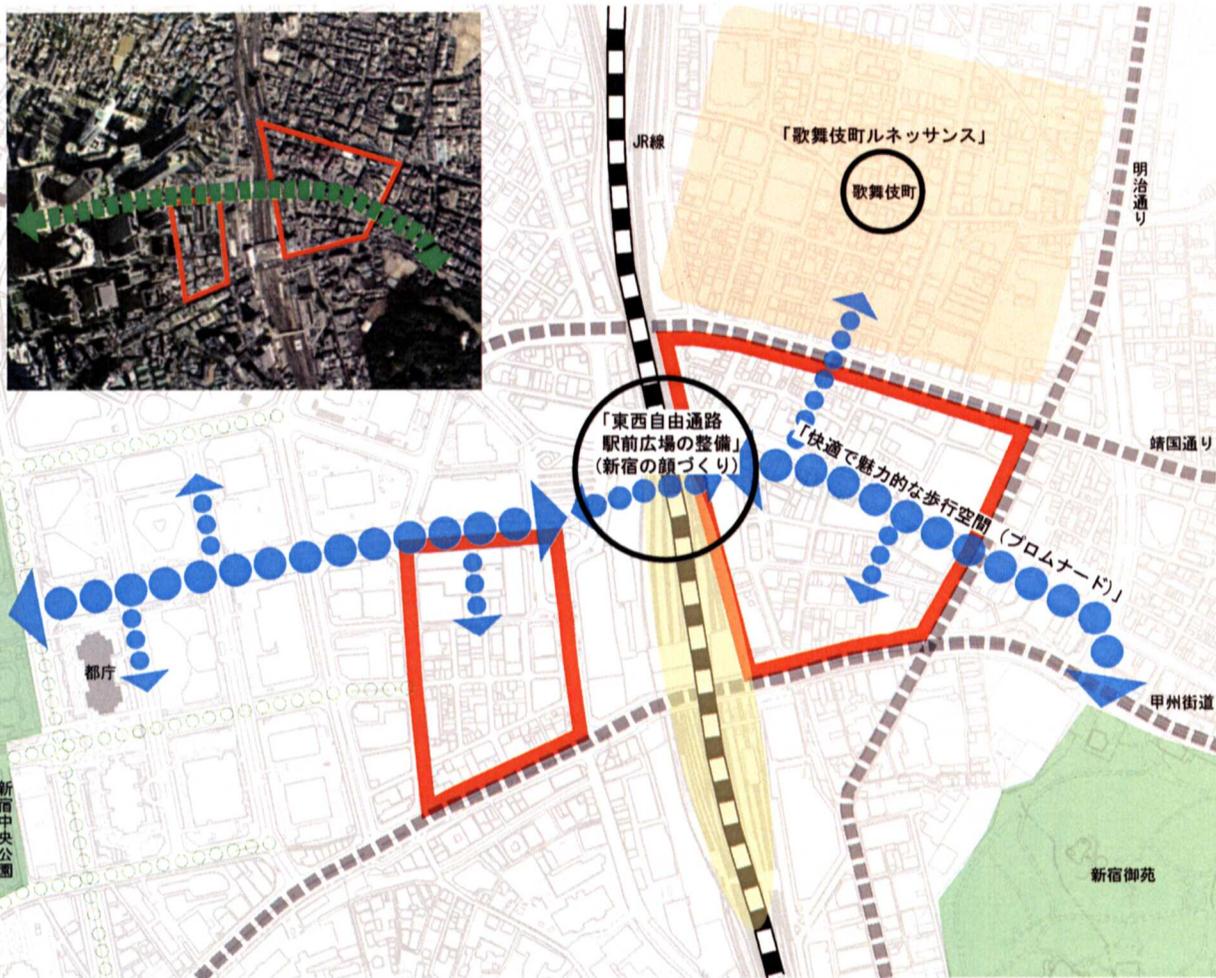
## 歩きたくなる新宿駅西口



新宿駅西口～新宿中央公園の歩道の整備



緑豊かな新宿中央公園



## 歩きたくなる新宿駅東口



歩行者優先地区のモール化のイメージ



明治通りを歩行者天国とした時のイメージ



緑豊かな新宿御苑

## 6 車中心から人間中心へ

---

### 【将来のあるべき姿】

「みちはだれのものかを考え直し、ゆっくり歩いて街を楽しもう」をキーワードに、誰もが快適(安全・便利・楽しく・気持ちよく)に利用できる「みち」を目指した「緑(森の風)の環」・「水(川、濠)の環」・「人(ネットワーク)の環」が創られています。

「ひとがくらす」ということのニーズに具体的に応える「みち」のかたち。

また、「人が訪れたい」と感じる「みち」のありかたを考え、取り組めるしくみの実現し、様々な角度からの検討を重ね、更に新宿区から「みちの在り方」を国などに発信できる体制が整えられています。

大人が談笑(井戸端のような中間領域)する傍らで、子どもが走り回ったり、ケンパをして遊んだり、誰に追い立てられることなくゆっくりゆっくり歩けるような「みち」が実現しています。

ヒートアイランド現象を緩和する自然(森)の涼風を楽しめる場所に「みち」になっています。

もう少し向こうまで足を延ばしてみたいと感じる賑わいと休憩ポイントが「みち」に点在しています。

ゴミが落ちていない。フラットで利用し易い。イザという緊急避難時に障害物に巻き込まれない歩道の管理が行われています。

区民の3倍近い来外者を受け入れる新宿区住人の心のゆとりが持てるようなみち空間がつくられています。

新宿区民と行政が協働し、腹をくくった今後の取り組みにより実現していきましょう。

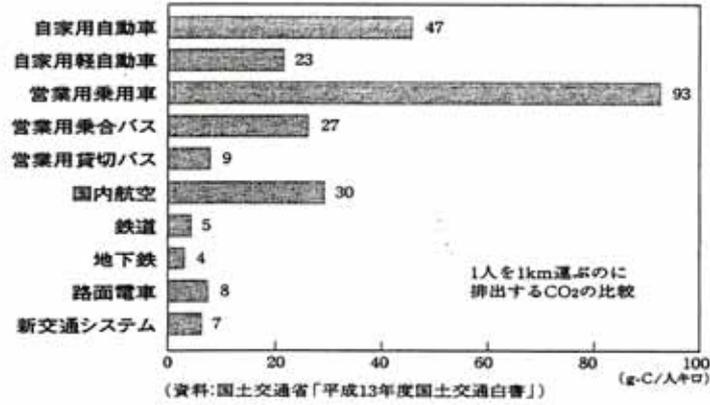
### 【現状と課題】

現在、新宿区の自動車登録台数は62,030台(2003年度末)で、1世帯あたりの台数は0.4台と、全国平均(1.6台)よりかなり少なくなっています。しかし、幹線道路が縦横に走り、区内の通過交通量は膨大で増加傾向にあります。

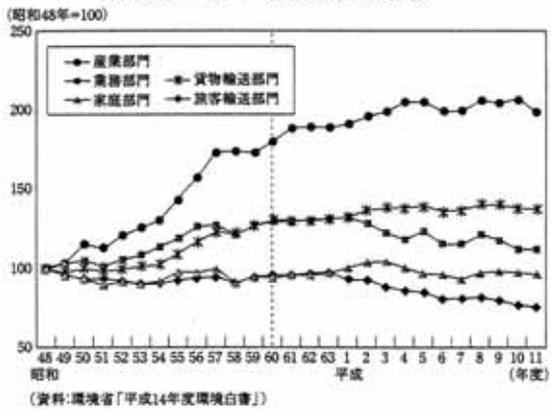
自動車中心の道路整備は、自動車利用を控えていた潜在的な需要を掘り起こし、「外部不経済(\*注)」といわれる現象をおこします。

自動車を持たない、また自動車を利用できない区民が圧倒的に多い中、交通権は通過交通による区外からの自動車に圧倒的に奪われています。自動車に過度に依存した都市交通からの脱却に向け思い切った人と車両との棲み分けが求められています。道路の環境を歩く人や住む人に取り戻す必要があり、道幅に応じた歩道や緑地を作っていくことを検討します。

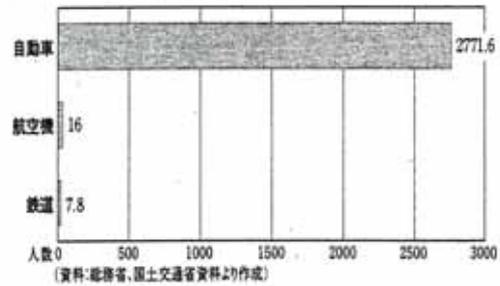
### 旅客輸送機関の二酸化炭素排出量



### 部門別のエネルギー環境効率性の推移



### 1億人時間あたり死傷者数



\*注： 個々の企業や個人の経済活動によって、他の企業や人に悪影響をもたらす効果。自動車の場合、道路混雑から環境汚染まで範囲は広い。

参考：路面電車ルネッサンス 宇都宮浄人著

## 【取り組みの方向性】

### 1. 道路の幅員別のあり方

---

#### ア 幹線道路(20m以上)\*イメージ図参照

##### \*路上(車道)駐停車禁止

区内に点在する公園や河川・堀・藩邸(7つの森の復活)を街路樹で繋ぎ、区内に緑の風を通す。

ヒートアイランド化を少しでも防ぎ、より良い環境にしていくために、各公園からの風を区内に流す。ビルに遮られたり、途中で途絶えたりすることなく、連続性が必要。公園から幹線道路に風を引き出すみちの在り方として、より効果的な形の検討が必要である。

街路樹の定義:道路法の定義によれば、街路樹とは「道路用地内において、車道と平行に列植されている高木」をいう。高木とは、高さ3m以上の樹木のこと。

樹木のCO<sup>2</sup>吸収量:大人一人が1年間に排出するCO<sub>2</sub>はおよそ360kg。樹木が大気中のCO<sub>2</sub>を吸収する量は、樹種や時間帯によっても異なるが、同量のCO<sub>2</sub>を吸収するには、おおよその目安として直径15cm・樹高6m程度の落葉広葉樹が1本必要だといわれている。

落ち葉の管理:街路樹の維持管理は、植樹した行政が担う事になっている。国道の街路樹は国、都道府県道では都道府県、市町村道では市町村となる。したがって本来は落ち葉の清掃もそれぞれの行政機関が行わなければならない。しかし、落ち葉の管理にまで手が回らず、時に地域住民を悩ますタネになることもある。沿道以外の住民も落ち葉掃除を行う岐阜県岐阜市など、地域住民と行政が協力し合う事例が増えてきている (日立ビルシステム HP より)

##### ・高木等で風を繋ぐ

##### \*高木の選択について

落葉樹:季節を楽しめる。浄化作用が高い。

落ち葉の清掃作業が必要 堆肥としてリサイクル可能

常緑樹:通年通してグリーンを保つため、視覚的效果がある。

大気汚染に強いが、浄化作用は低い。

落ち葉清掃が年間通して必要。



出典：「大气浄化植木マニュアル」（日立ビルシステム HP より）

- ・河川に散歩道を作り水はけの良い土にする
- 自動車・自転車と電動車椅子・車椅子（電動）歩行者の棲み分けをする
- ・自転車レーンの設置（電動車椅子の利用も可能とする）
- 安全な歩道の管理
- ・看板等の不法設置、放置をさせない  
（ゴミ、看板、はみ出し商品、宝くじ売り場等）
- ・歩道に障害物を置かない
- ・防犯、通報システムの設置  
監視カメラ・スピーカー設置、駐車禁止や不法投棄の監視及び注意をする。
- ・傾斜を抑える  
全体の傾斜や車道への傾斜・歩道をまたぐ車庫の傾斜等
- ・歩道と車道の高さは同じに。境目の段差は1cm  
縁せき（30cm以上）設置。幹線側の排水の取り方をL字溝でなくU字溝にする。
- ・全ての歩道に点字ブロック（夜間は発行するしくみ）  
歩道と同色にせず、幅を限定し2重等の過度な設置をしない  
（歩行や車椅子・ヘビーカーの障害物にもなる）
- \* 歩道の条件により幅を決める。ブロックやパネルはコストと耐久性に問題があるため、ライン引きを利用してはどうか。パターンをつくり、区で特許が取れるのでは。
- ・歩行者のマナー  
イヤホン+メールによる歩行により、車椅子の回避等、声かけしても届かない。  
（ワンセグ等で更に増加する可能性も）  
無理な横断や団体での歩道占有等。  
駐輪スペース・荷捌き（一時停車）スペース
- ・路上駐車の原因となるコインパーキングをやめる

バス停や荷捌き等の一時駐車用スペースは設置(駐停車禁止)

#### 24h ゴミ置き場設置

- ・生活サイクル違いや店舗の閉店時間と回収時間の時間差により、歩道にゴミ袋が放置状態になるのを防ぐ。
- ・デザインを公募し、街の景観を損なわないものにする
- ・カメラで不法投棄チェック
- ・ゴミ回収システムを検討(ゴミが溢れたまま放置しない)

#### タクシーの客待ち制限

- ・客待停車はタクシープールのみ。路上停車禁止。

慢性的な路上駐車状態になり渋滞や事故の原因になる

#### 素材

- ・電線等の地中化と同時に低騒音舗装に
- #### トイレの設置
- ・ゆっくり散歩ができるよう、「誰でもトイレ」を店舗や企業の協力で設置し歩道に案内を出す

#### 福祉重点地区

- ・高田馬場駅～早稲田通りの歩道にアーケードを設置
    - ソーラーパネルを貼る(照明等の電源確保)
  - ・歩道の景観と安全を考慮の上、有料広告スペース設置
    - 収益を歩道管理に充てる
  - ・歩道管理者の設置(不法物の規制権限や美化等の管理)
- #### 歩道を楽しむ快適に利用できる工夫とわかりやすい案内
- (デジタル(QRコード等)とアナログで)
- ・避難経路(避難場所)、トイレ、各施設や名所の案内等
  - ・低木の代わりに花壇やベンチ・ミニ屋台を設置
  - ・低木はゴミや荷物置き場になる。花壇を協同管理したり、ベンチの設置することで散歩の休憩やコミュニケーションを生み出す。
  - ・貸し電源や水道を設置、ミニ屋台ができるようにする。

#### イ 補助幹線道路(16m以上)\*イメージ図参照

- ・幅によって、歩道・自転車レーン・街路樹を設置

#### ウ 地区内主要道路(16m未満)\*イメージ図参照

- ・1m以上の歩道+2m以上の自転車レーンを確保。
- 残り車道が6m未満の場合、一方通行

エ 生活道路(8.5m未満)\*イメージ図参照

街路樹と埋め込み型の縁せきとガードレールで安全な歩道を確保(1~2m)  
一方通行(車道部分6m未満のとき)

オ 狭小路地(6m未満)\*イメージ図参照

電線等の地中化

・趣のある路地を残す

火災感知自動通報及び消火システムを設置

車両進入禁止又は一方通行

・ロボットボラードで制限

路面の狭さく・歩道仕様で進入や速度を制限

2. 歩行者天国(車と自転車乗り入れ禁止)

---

ア 線での解放区\*イメージ図参照

新宿通り~新宿御苑横~四ツ谷出張所

「新宿通り」通年歩行者天国

空中親水(シャワーカーテン)を設置、玉川上水の水源にする。 落合処理場からの再生水を引く

「新宿御苑横」1車線一方通行、土日歩行者天国

・玉川上水計画に伴い、段階的に御苑側の1車線まで広げる。

・ビル側の歩道にオープンカフェ。ロボットボラードで車両規制

・新宿通りから四ツ谷出張所まで水を流し、連続性を持たせる。

\*現在の御苑横は双方向の自動車通行があり、遊歩道が16時で閉門になるため、人通りは少ない。

段階的に現遊歩道を1車線まで広げ、車両規制をかけてオープンカフェ等を実現する。みちの博物館を情報発信館(博物館)と路面電車の駅にする。

イ 面での解放区\*イメージ図(地図)参照

\*各地区を4分割、日曜日毎に面での歩行者解放を(車両進入規制)

第1日曜日(A地区)・第2日曜日(B地区)・・・のように決める。

・住人の高齢化が進む中、様々な企画が開催されるが、参加者は少数でメンバーも決まっている。企画も「提供される」形が多く、日程も限られている。

安心して外出できないこともあり、そういった方は家の中にひきこもりがちになる。上

記案が実現すれば、安心して外に出ることができ、「自由に」「普通に」散歩や買い物・その他が地元で楽しめるのではないか。

週毎に解放区が変わることで、一区間だけではなく、その場所場所での交流も生まれ、月に1度でもあれば、地域の人々が無理なく知恵を出し合って自由に企画が楽しめる。子どもも安全に路で遊べ、地域との大人との交流も自然に楽しめるのではないか。

・歴史や記念館(博物館)等の経路も路にペイントできれば、地元の歴史や文化が楽しめる。

区内の様々な場所で実現すれば、マップを作成し LRT(路面電車)やコミュニティーバス等に掲示。家族で週末のプランを練ることができる。

### 3. 駐車場

---

街の中心部から外れた場所(地下鉄や路面電車・バス停の近く)に大型「駐車場を設置」

- ・利用料金を格安にし、循環バスやレンタル自転車・電動自転車制度をつくり、街中に車をなるべく入れない工夫をする
- ・中心部との駐車場料金に価格の差をつける
- ・駐車場を結ぶバス・自転車タクシーの企画

\* 伊勢丹の駐車場の問題。

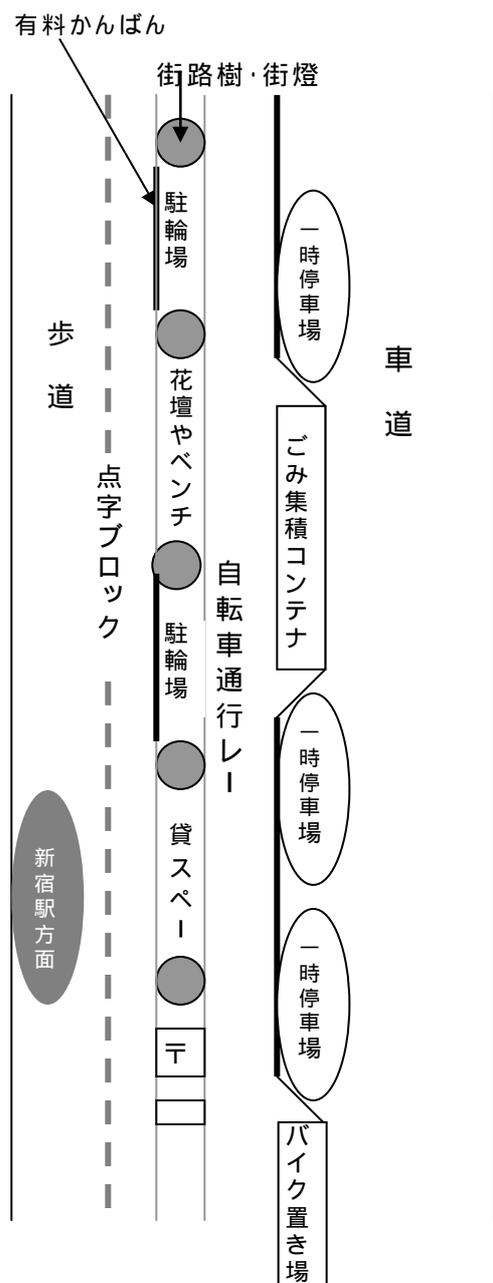
駐車場待ちの車の停車により、渋滞やバス乗降に弊害が出ている。

3丁目の駐車場は閉鎖して5丁目の店舗に移動してもらいたい。

\* 大分では無料駐車場 + シャトルバス(往復 ¥100)で成功している。

(第3分科会)

## 幹線道路提案図



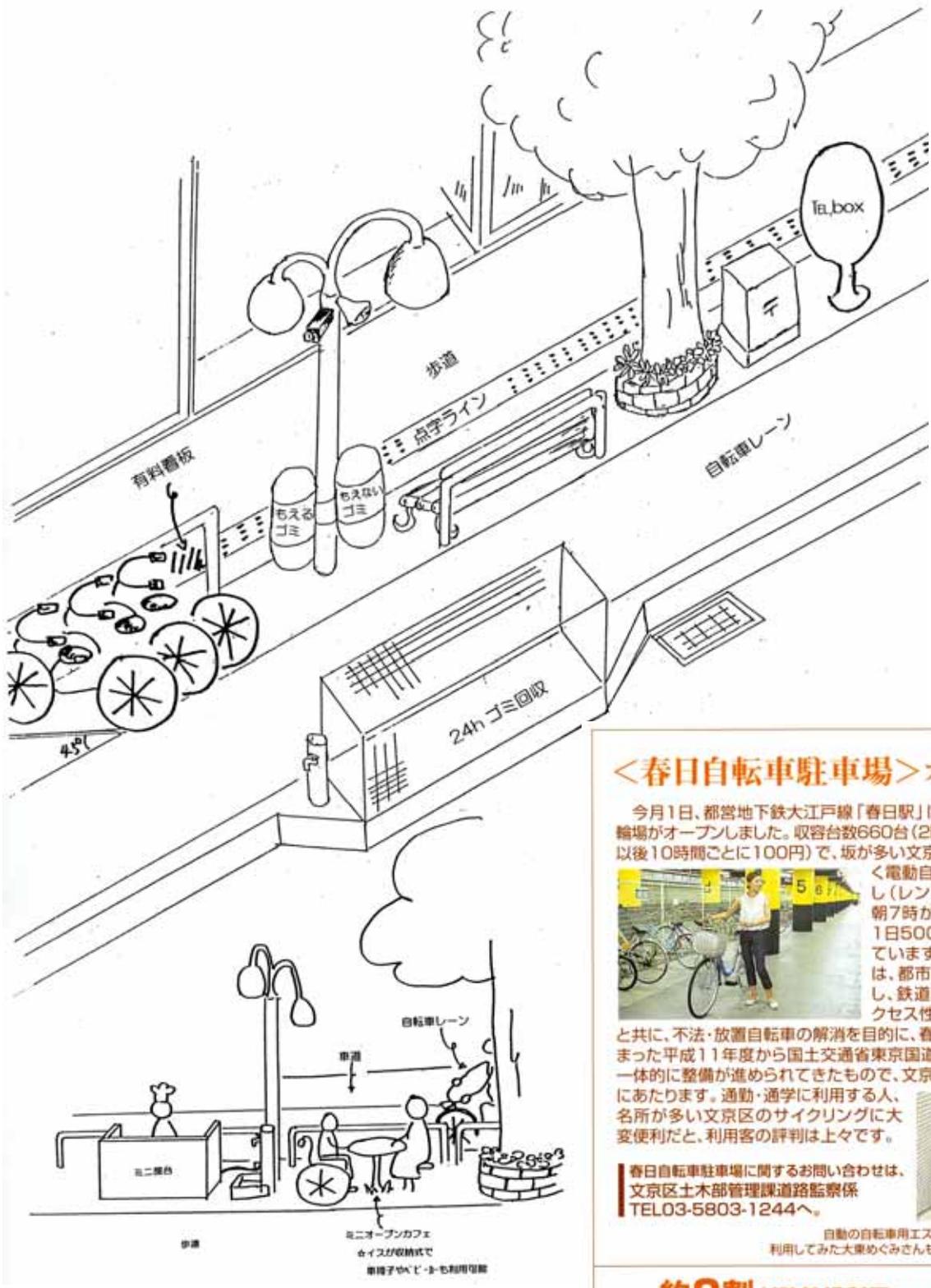
路上駐車撤廃又は、車道を1車線減らし、歩道拡幅。  
 街路樹の間に必要な設置物を通行の妨げになるものを置かない。  
 不法設置看板を無くし、有料広告スペースを設置。  
 パーキングメーターをなくし一時停車場を設置。  
 荷捌きや緊急車両停車駐輪場をランダムに設置し、不法駐輪を無くす。  
 花壇を設置し、子どもや高齢者等、行政の監督の元、責任を持って管理してもらい、街づくりの参加と楽しさを意識してもらう。  
 ベンチを置き、ゆとりを有料貸しスペースで露店をポストやボックスもこの空間に設置。  
 歩道上に道案内ペイント。  
 24hごみ集積コンテナ設置で時間外ゴミ出しに対応。  
 歩道側から入れ、車道側から出す。威圧感の無いデザインを公募  
 福祉重点地区にアーケード。  
 ソーラーパネル設置で電力を賄う  
 街燈にカメラ・通報システムを設置。  
 防犯対策。  
 歩道管理者を置き、清掃や指導をする

る

### ユニバーサルデザイン（東京都ガイドライン）

以下に沿ったチェック項目を作成し、具体的検討をする。

- ・公平性の原則（だれにも公平に利用できること）
- ・柔軟性の原則（利用者に応じた使い方ができること）
- ・単純性と直感性の原則（使い方が簡単ですぐわかること）
- ・安全性の原則（使い方を間違えても重大な結果にならないこと）
- ・認知性の原則（必要な情報がすぐ理解できること）
- ・効率性の原則（無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること）
- ・快適性の原則（利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること）



### <春日自転車駐車場>オープン

今月1日、都営地下鉄大江戸線「春日駅」に隣接して、駐輪場がオープンしました。収容台数660台(2時間まで無料、以後10時間ごとに100円)で、坂が多い文京区にふさわしく



電動自転車の貸し出し(レンタサイクル/朝7時から夜8時まで1日500円)も行われています。この駐輪場は、都市内交通を緩和し、鉄道駅と道路のアクセシビリティを向上させると共に、不法・放置自転車の解消を目的に、春日駅建設が始まった平成11年度から国土交通省東京国道事務所により一体的に整備が進められてきたもので、文京区が管理運営にあたります。通勤・通学に利用する人、名所が多い文京区のサイクリングに大変便利だと、利用客の評判は上々です。

春日自転車駐車場に関するお問い合わせは、  
**文京区土木部管理課道路監察係**  
 TEL03-5803-1244へ。



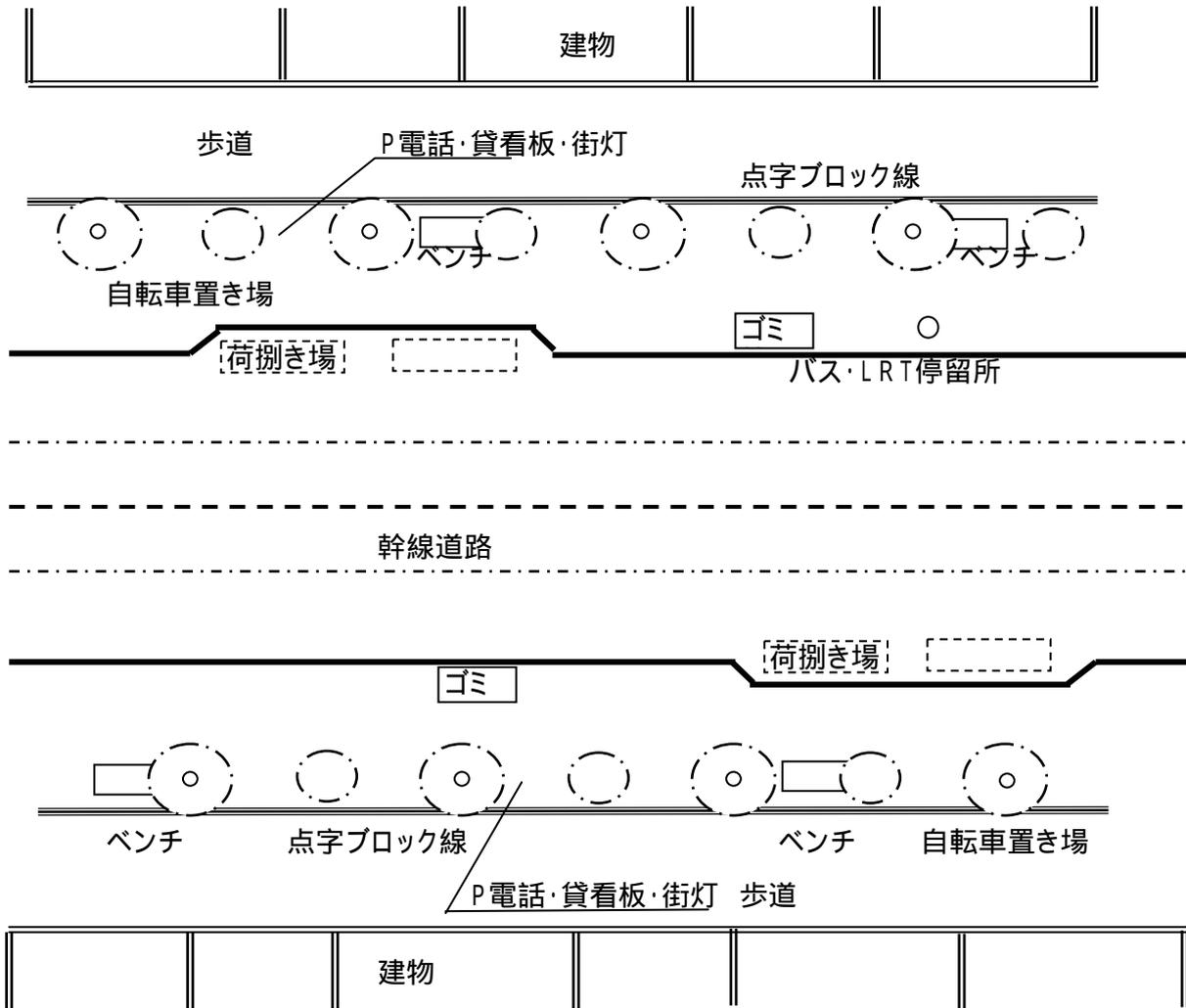
自動の自転車用エスカレーターもあり、利用してみた大層めくみさんも便利になっとく!

### 約8割が駐輪場利用 [東京都内の状況]

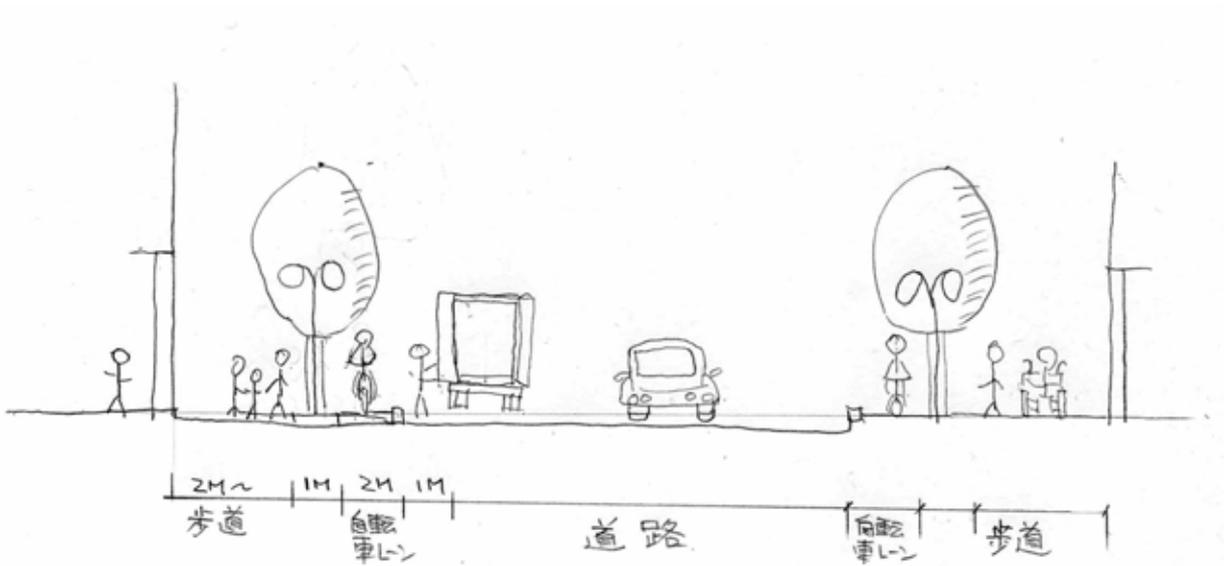
平成15年10月の調査(※)で、都内の駅周辺に乗り入れる自転車等は約72万7千台で、うち駐輪場の利用は約57万7千台(79.4%)、路上などに放置されていたのは、約15万台(20.6%)。駐輪場の新たな設置や自転車利用者のマナー向上などで、駐輪場利用者はここ数年増加しています。今後の放置自転車対策としては、駐輪場のさらなる設置や自転車利用者の駐輪場への誘導・適正利用の啓発活動が有効です。

※平成16年4月東京都生活文化局の報道発表資料より

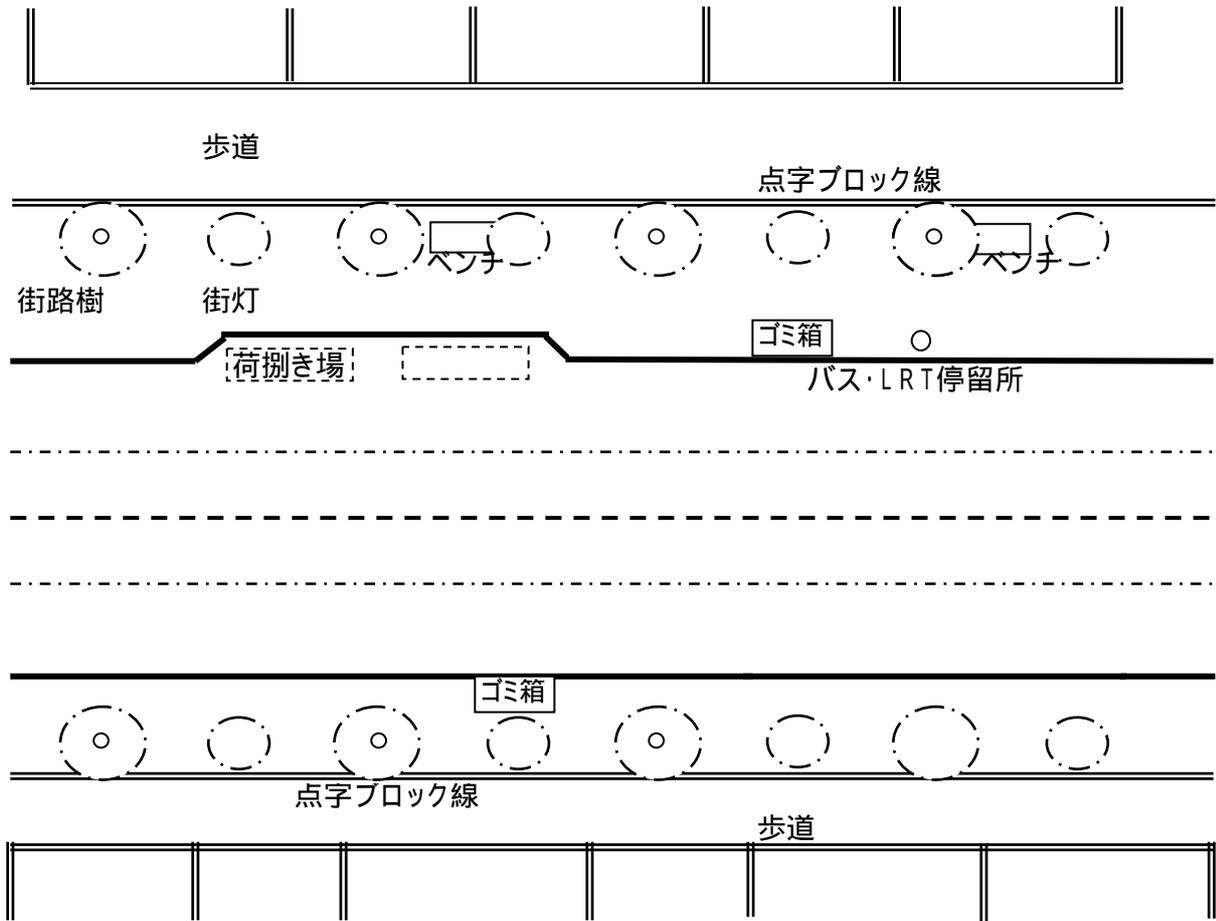
幹線道路(20M ~ )1-ア



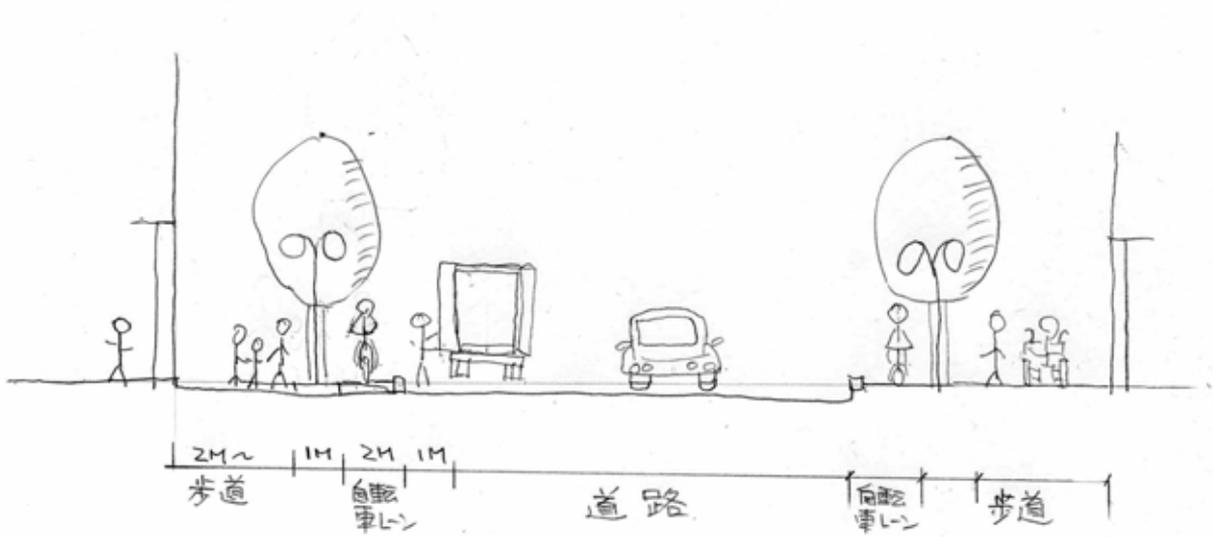
イメージラフスケッチ図



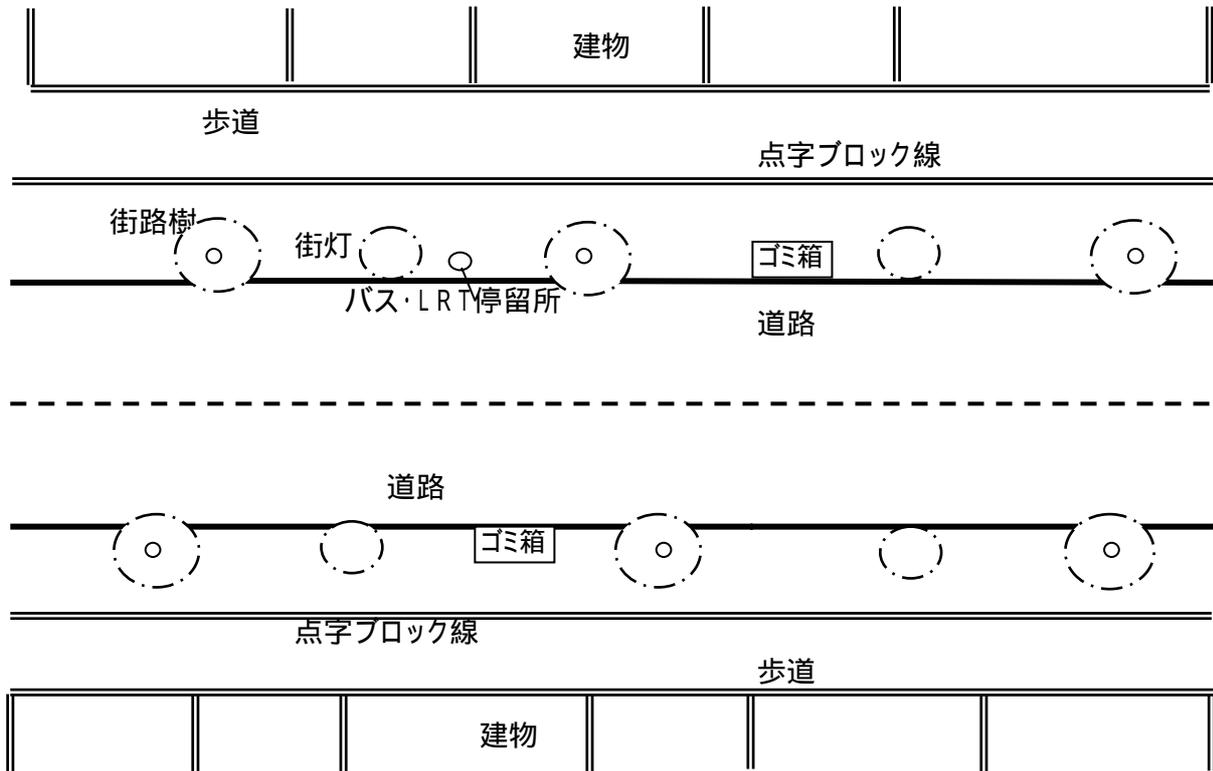
補助幹線道路(16M~20M)1-イ



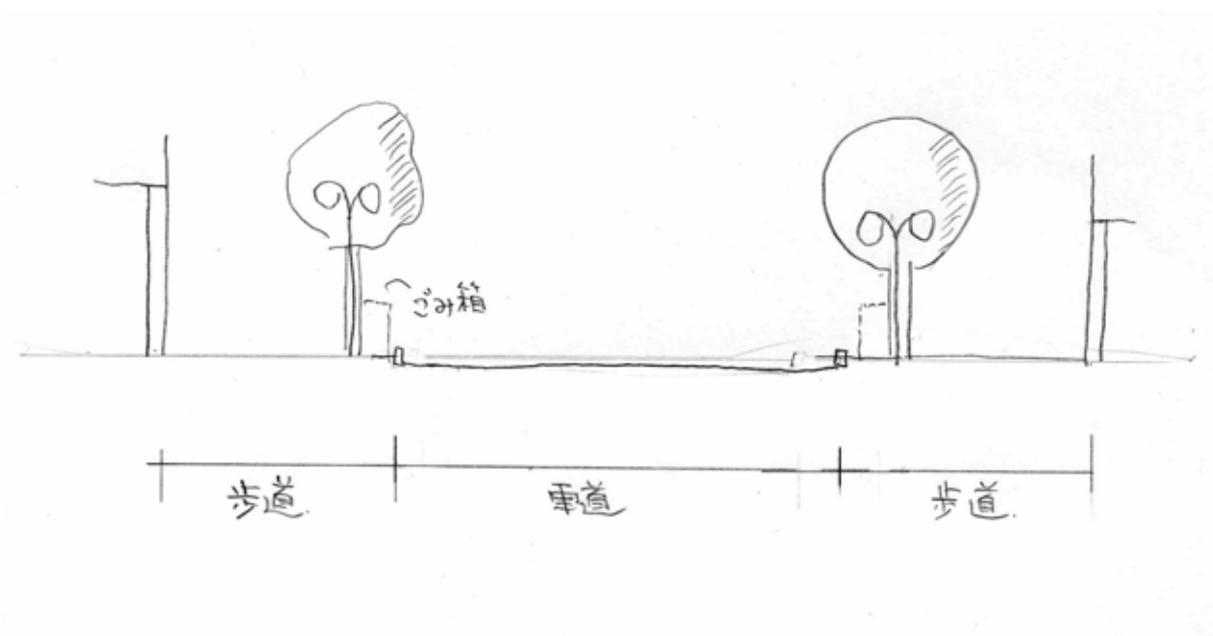
イメージラフスケッチ図



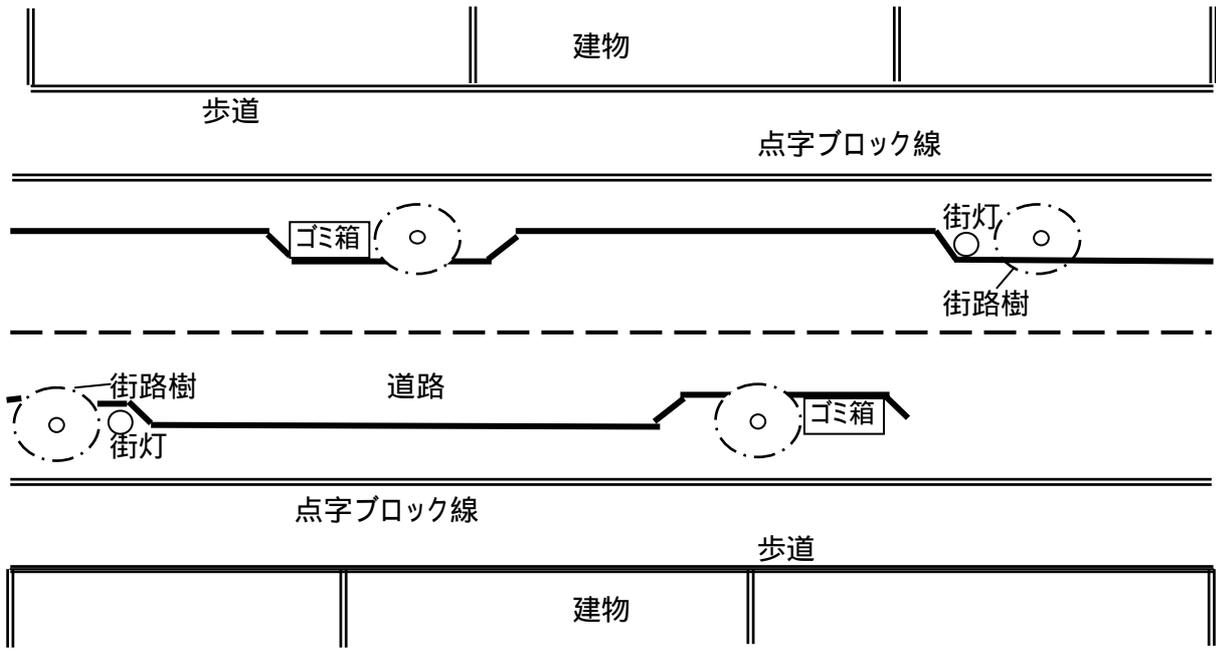
# 地区内主要道(8.5M~16M)1-ウ



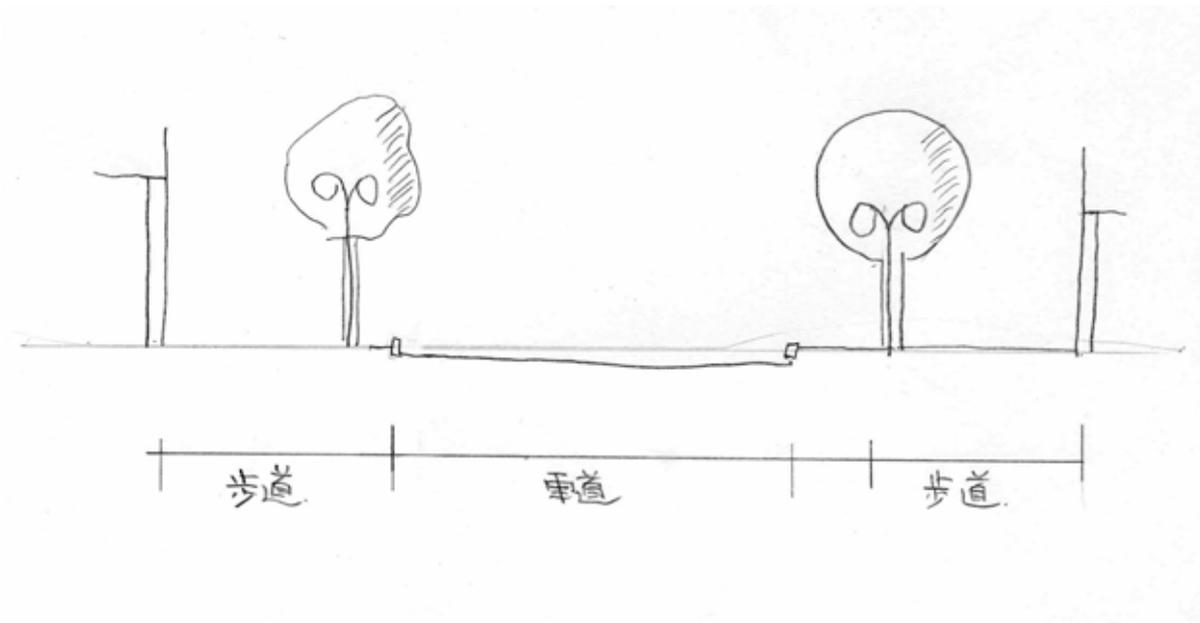
イメージラフスケッチ図



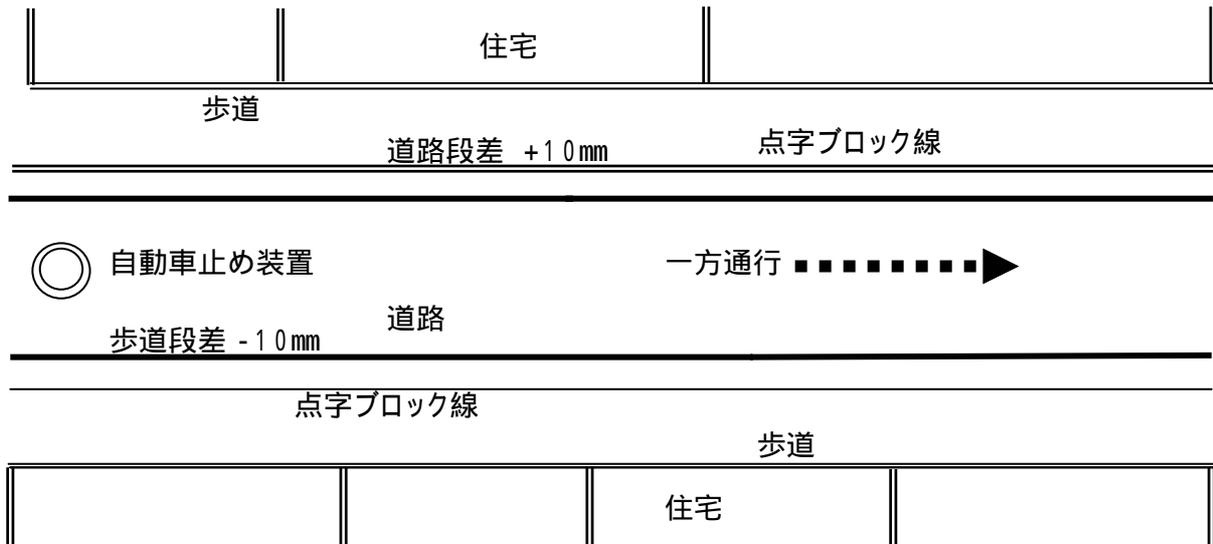
# 主要区画道路(6M~8.5M)1-工



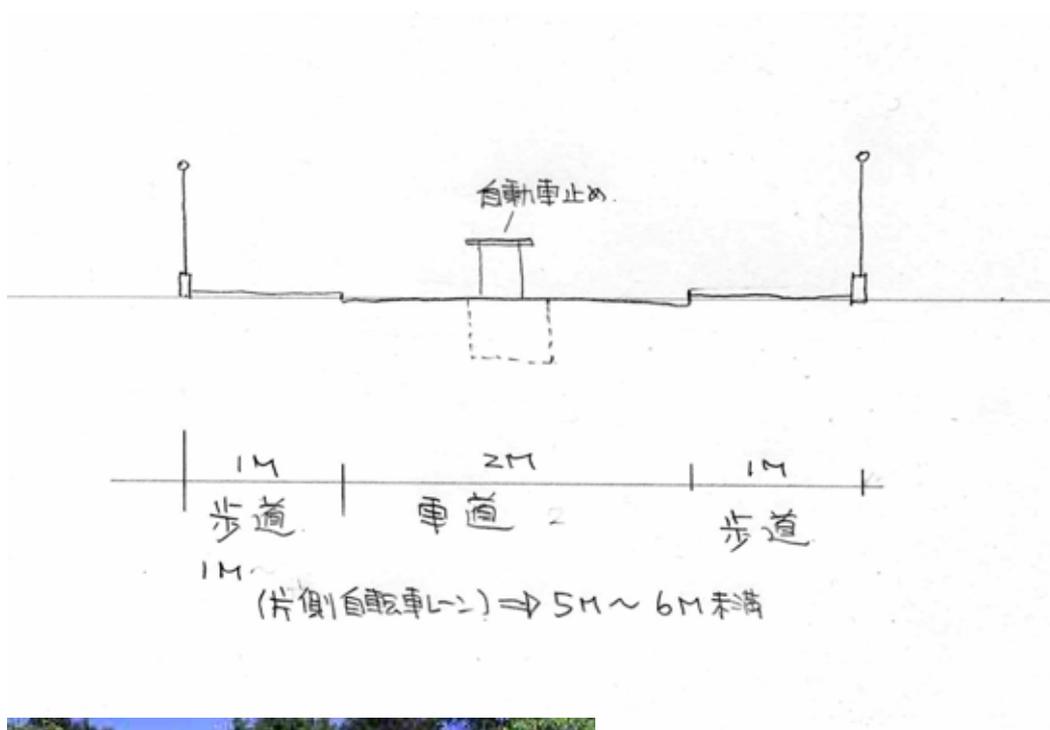
イメージラフスケッチ図



# 区画道路(4M~6M)1-オ

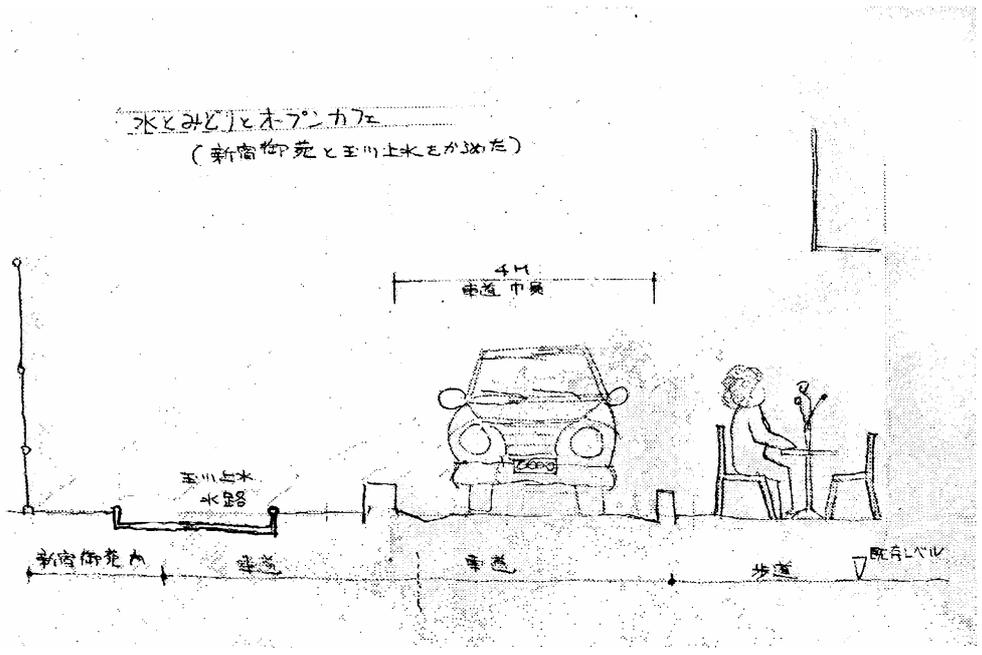


イメージラフスケッチ図

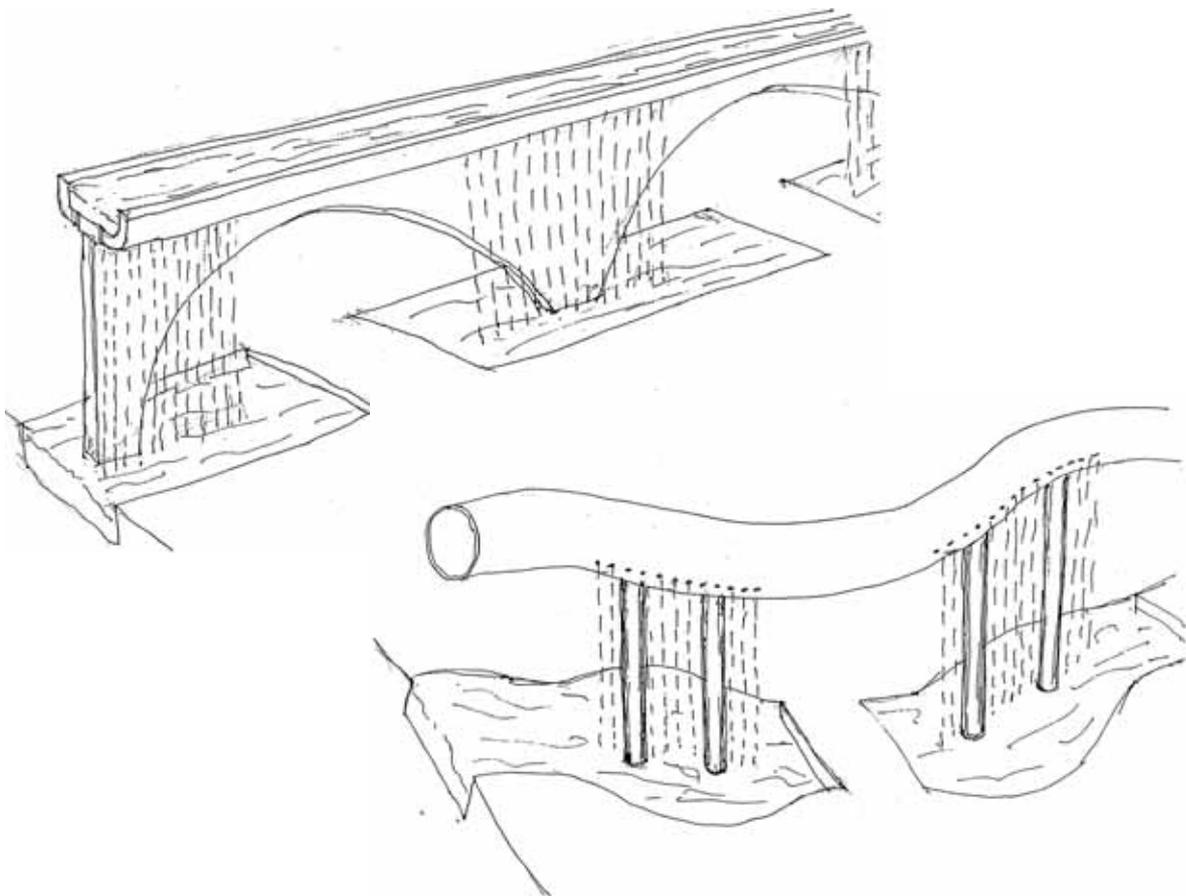


ロボットボラード

新宿御苑及び新宿通りのイメージラフスケッチ図 2 - ア

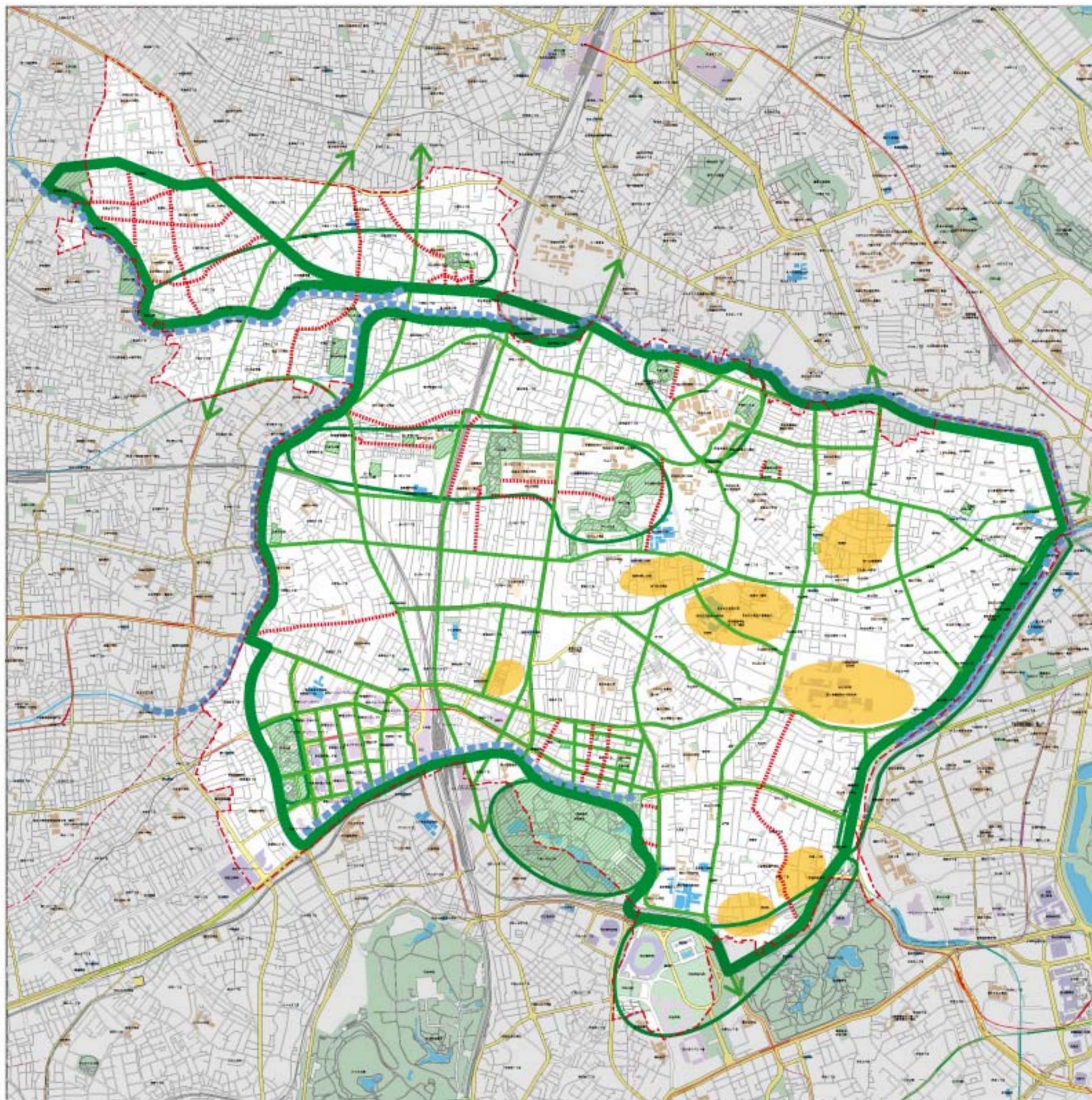


新宿御苑前通りと玉川上水とのイメージ



新宿通りに水のカーテン

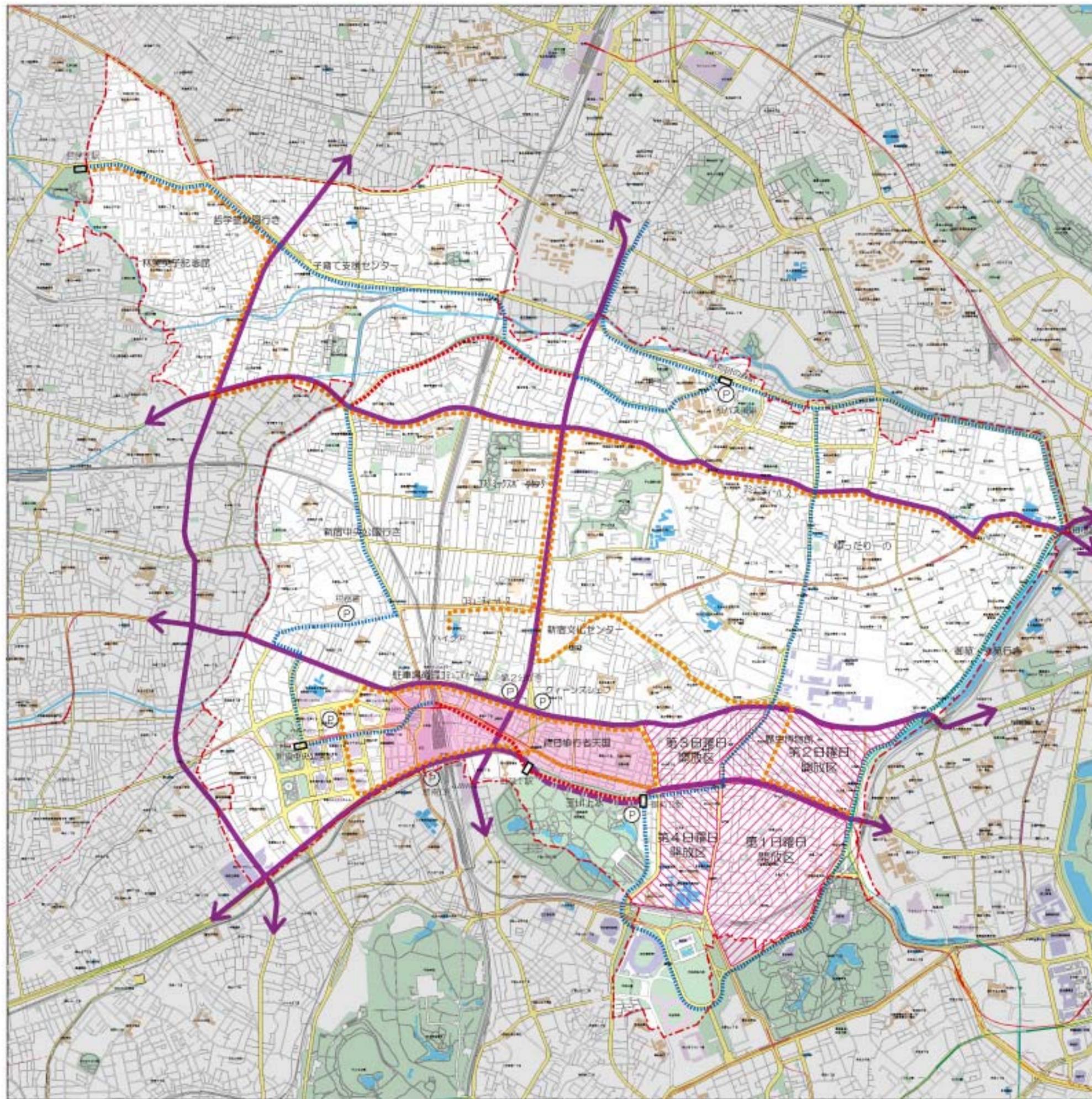
「緑（森）の風の環」  
「水（川・濠）の環」



凡例	
	緑の環
	水の環
	公園
	風のみち
	緑をつなぐみち
	置きさせる7つの森 (日蓮宗を新宮の森へ)
	七つの新宮の森



# 「人のネットワークの環」



凡例	
	路面電車 (LRT)
	路面電車 (LRT) 一般車寄せ線
	コミュニティバス
	車寄せ専用道路
	開放区
	LRT駅
	駐車場



## 7 ひとにやさしいのりものネットワーク

### 【将来のあるべき姿】

誰もが快適(安全・便利・楽しく・気持ちよく)に利用できる移動手段をつくり、「新宿に車で行くと不便。自転車か電車が便利。」というイメージ(パーク&ライドの発想)をキーワードに、便利な鉄道やバス、人にも環境にもやさしい路面電車(LRT)の復活などにより、歩く人を中心に自転車や電動車椅子が共存している社会が実現しています。

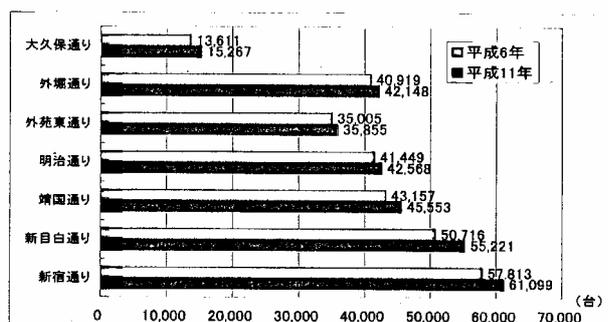
車中心社会から脱却するためには、それに代わる利用しやすい移動手段の検討が必要になります。自転車で目的地まで行ける安全な道や細かい駐輪場の整備が行われ、パーク&ライド、サイクル&ライド、バス&ライド、乗り継ぎ移動の便利さに応える取り組み等も進んでいます。また、乗り物での移動手段が充実することで、行動範囲が広がり、人と人との関りを生み出したり、公共マナーを自然に学習する機会も増えます。高齢者や障害をもつ人々を始めとして、外出を控えている人が積極的に外に出て安心してまちを楽しめる新宿が実現しています。

### 【現状と課題】

新宿区は、公共交通機関が非常に発達しています。しかし、駅から目的地までの移動は、意外と不便です。地下鉄は、エレベーターやエスカレータが整備されつつありますが、上下の移動に時間もかかり、高齢者等には不便な乗り物となっています。

地下鉄の整備に伴い、車窓を楽しめ、比較的バリアフリーな公共輸送機関であるバス路線は廃止や運行本数が削減されるなど利用しにくくなっています。かつて、新宿区にも多くあった路面電車は、交通渋滞を招くという理由でほとんど廃止されてしまい、現在、荒川線を残すのみとなっています。しかし、現実には、区内の交通量は増加の一途をたどり、交通渋滞も益々ひどくなっています。

過度な自動車利用の対策として駐車場と駅(停留所)の一体化による、自動車の乗り入れ制限や、自転車・LRT等を含めた公共交通の新たなシステムを検討し、目的による移動手段の使い分けを提案します。



(出典：平成6、11年度道路交通センサス)

新宿区内自動車通過交通量  
(平日24時間)の推移

## 【取り組みの方向性】

### 1. 誰にも利用しやすい鉄道

---

#### ア ホーム・電車間の乗降

- ・ホームでの安全管理の徹底
  - 柵と、ホームと電車の間が開いている場合の対策
  - ワンマン化を想定して、車両側に自動プレートを取り付ける。
  - (車椅子、ベビーカー、間対策)

#### イ エレベーター等の設置基準

- ・目的の出入口を利用できるように設置
- ・電車運行の間は稼働させる
- ・入口の幅や大きさの基準を決める
  - 幅広なベビーカーや電動車椅子、緊急時の搬送を考慮
- ・目立つ場所に表示を分かり易く

#### ウ 車両

- ・ベビーカーや電動車椅子(シニアカーを含む)乗車可能な整備をする。
  - 混雑時における優先車両の設置等。

#### エ 開かずの踏み切り対策

- ・開かない時間の基準を決め、それを超える場合は鉄道会社が責任を持って対策を検討し実現する。
  - 高架や地下化が無理な場合、10分以上踏み切りが降りる場合、1分開ける(電車側を止める)

#### オ 駐輪場の設置義務化

- ・大江戸線春日駅のような駐輪場を基準に、鉄道利用者を十分に補えるスペースの駐輪場の設置義務を各駅に設ける

### 2. 路面電車(LRT)の復活

---

架線の無い地下集電システムのもの。後に蓄電式

「早稲田の杜」から「公園行き」

哲学堂公園 早稲田

新宿中央公園 高田馬場駅 早稲田

新宿御苑 神宮外苑 早稲田

新宿御苑 新宿通り 新宿駅東口・西口(地下東西通路開設時) 新宿中央公園

区内広報専用スペースを設け、各地域のイベント情報等を掲示する。

### 〈路面電車(LRT)の利点〉

- ・バス、自動車に比べ、クリーンエネルギー
- ・バスに比べ、輸送量が多い
- ・バスに比べ、路線確保によって輸送時間の確保がしやすい
- ・鉄道(地下鉄)に比べ建設コストが安い(約10分の1)
- ・鉄道(地下鉄)に比べバリアフリー乗降がしやすい
- ・車両を状況に合わせて増減可能
- ・自動車という「個」の手段から乗り換えることで人とのふれ合いが生まれる
- ・地域と地域との交流が生まれる
- ・自動車と電車の目的による使い分けができる
- ・環境を保護する
- ・自動車事故に比べて、事故が少ない
- ・クリーンエネルギーのためオープンカフェと共存できる。
- ・街の面での活性化が可能(トランジットモール)

### 企画車を走らせる～採算性への挑戦～

休日や日中に企画車を走らせて人を集める。

- ・アンパンマン号、アトム(ブラックジャック)号、お笑い号、カフェ号等
- ・区民と区民外の料金差をつける。
- ・声優により、車内マナーや区内企画告知をすることで、子どものマナー教育も行う。

### 実現性

現在、LRTの有効性が見直されており、全国的(29都市・地域)で路面電車(LRT)の検討が始まっている。



写真は路面電車展にて、架線レストラム  
(フランス)

## 3. 利用しやすいバス

### ア ルートの見直し

利用者が使いやすいバスとするために、始点や終点を含めたバス路線の検討や本数を増やすことを検討する。

#### イ コミュニティバス

(区民がスポーツと文化に触れやすく、なるべく乗り換えなしで行き、区内の交流を生む形)

哲学堂 コズミック 文化センター ハイジア(多文化交流拠点・区役所)  
四ツ谷 文化センター コズミック 飯田橋

#### ウ 停留所の見直し

- ・乗り換えや利便性を検討し直す
- ・雨風をしのげる待合所

#### エ ダイヤの見直し

- ・深夜の小規模バスの検討(生活スタイルの多様性を考慮)  
バス停にとらわれず、ルートは決めつつも、降車ボタンで降りる場所を指定できる  
(乗合タクシーのようなイメージ)  
\* 路面電車の深夜運行でも。

#### オ 車両の見直し

- ・エコカーの導入
- ・コストに見合った容量のバスをルートや時間に合わせて使い分ける

#### カ 料金の見直し

### 4. 自転車・電動車椅子制度

---

\* 目的地まで自転車・電動車イスを安全に利用できるシステムが必要

#### ア 自転車利用許可制度

- ・軽車両の道路交通法やマナー、技術を学んだ上で認定(更新制度にする)

#### イ 自転車税

- ・自転車登録の管理(区と警察のチーム形成)と無料駐輪場利用に充てる
- ・地域通貨(エコ通貨やボランティア通貨、アトム通貨等を一本化)の一部にする。

#### ウ 駐輪場の設置義務

- ・自転車許可制度の中に駐輪場証明(車庫証明のようなもの)を導入
- ・駅や店舗、ビルや学校、施設等は責任を持って駐輪場の確保をする(条例化)

#### エ 電動車椅子

現在、電動車椅子は2種類に分けられている。

ハンディキャップ用の補助器具としての電動車椅子(ジョイスティック)と高齢者向けのシニアカー(ハンドル)である。両方とも歩行者扱いであり、歩道走行である。

速度:歩行者の速さは3~3.5km/hだが、電動車椅子は6~10km/h(調整は可能)。

外国製やシニアカーは更にスピードが出せ、改造も比較的簡単である。

技術:電動車椅子は判定制度があるため、簡単な技術講習が行われる。シニアカー

は特に規定はなく、自由に購入可能なため、スクーター感覚で利用されることもある。

規定：幅や大きさ・重量等の規定はいまのところない。

鉄道：シニアカーについては、直角型エレベーターと車両の乗り入れが JR のみ認められていない。

### 要検討課題

歩道のバリアフリー化を目指す中で、特にシニアカーの利用が更に増加すると考えられる。歩行者のため、歩道走行のみとなる。

歩道の混雑時や 5km/h 以上の加速時は自転車レーンを利用可能とできるか  
とっさの障害物回避技術や、操作技術の講習とともに、許可制度のようなものは必要ではないか シニアカー

ハードの態勢も必要だが、直角型 EV 等に対応できる形の改良や歩道での速度制限も必要ではないか

歩行可能な高齢者のシニアカー利用について、シニアカーを置いて移動する際のシニアカー置き場のようなものが必要か

自転車のように放置シニアカー発生か



シニアカー



電動車椅子 メーカーホームページより

## 5. 未利用地

---

### ア バイク、駐輪場の協同管理

・小さな未利用地は、有料バイクや自転車置き場に利用

駐輪場を持たないアパートや店舗等へ貸し駐輪場(管理者は区又は商店)

(第3分科会)

## 8 知のネットワーク

---

【将来のあるべき姿】

私たち区民が心の豊かさを感じ、知を大切にする新宿区にしたいと考えています。新宿区民が心の豊かさと生活の豊かさを実感するために、情報(知ること)を使って、生活の質的向上をはかり、もう一段上の豊かさを追求したいと思います。知のネットワークは、区民の頭脳を結ぶ毛細血管であると同時に、産業・文化・観光の質的向上や、ホンモノの伝統の継承・発展を推進する動脈でもあります。

区民が社会生活を営んでいく中で、どうしても知らなくてはならない生活情報があります。これらの必要情報をいつでも自分のものにし、必要なときに取り出すことは不可能なことでしょうか。私たち第5分科会では、生活に密着し、区民の役に立つ情報をお届けしたいと熱心に話し合いました。

既存の区の特別出張所・地域センター、消費生活センターなど各種センター、図書館や学校施設などを結んで、現在の縦割りの情報から横断的ネットワークを構築し、連繫させ、高度化させ知のネットワークとしてパワーを与えていきます。

現在の種々雑多で、凄まじい情報の洪水から確かな情報を得る力(情報リテラシー)を区民がつけるにはどうしたらよいのでしょうか。情報は一部の人だけが使えるものであってはなりません。パソコンを持っていない人や、IT化になじめない高齢者や子ども達に、情報格差(デジタル・ディバイド)を生じさせないために、ペーパー(紙媒体)を使い印刷して提供するなど、誰でもが情報を得られやすい配慮が必要です。情報に対して区民が一律に平等であるべきです。

知のネットワークができると、具体的にはどう変わるのでしょうか。

このシステムが構築されると、情報の拠点にアクセスすることにより、新宿区を媒体として新宿区役所の広報活動が詳細にわかります。文化事業団体、各商店会、その他の様々な団体やグループの出来事やイベントなど区民や区外の人に参加しやすい形で広く知らせることができます。音楽や演劇など芸術関連の紹介や産業ビジネスのチャンスを招き、外部から「観光新宿」として来街者を集めることもできます。

昨今話題のビジネス支援として、経営学や財務関連書の整備、新製品開発から販路開拓など、起業セミナーや経営相談、資格試験や就職のための情報収集、貿易統計などデータベース資料からインターネットで直接アクセスできます。

「法律関係」や「医療・健康」の医学書や病院調べをしたり、日常の消費生活のなかで困ったことがあれば、「消費生活センター」に相談したり活用方法もわかります。

情報を抽出する際に、どの分野から取り出したらよいのか分からない時や、直接パソコンでアクセスできない人には、「情報コンシェルジェ」が代わりにご案内し、「情報探し」のお手伝いをしてくれます。困ったことや疑問に思うことがあれば「情報のかけこみ寺」として

区民の役に立つ情報センターをめざします。情報が新しい友達であり、先生であり、生涯教育の土台づくりになって、社会教育機関として不可欠の存在となっていくのではないのでしょうか。

#### 【現状と課題】

新宿区は多様な顔を持ち、それぞれがそれぞれの部署から各種のお知らせやご案内など区民は情報の発信を受けています。しかし区民側は他地域の異なったグループの活動や、他業種の動向など横とのつながりがなく情報がまとまっていません。とても区民のニーズに应付しているとはいえません。これを新宿区を媒体とし、音楽や演劇などの芸術活動、伝統技能である古典芸能や地場産業である染色技術、日本に生活している外国人文化の状況など、情報を媒体として、お互いを知り助け合っていくことから活動は活発になっていきます。そのためには各グループを結びつける核となる拠点が必要になってきます。それが「情報の交差点」であり、「情報センター」になります。この情報の拠点ができることにより、情報の自由往来(収集・発信)が活発になり異質なものの出会いから、新しい価値観や活力も生まれ出てきます。新宿区立中央図書館がこの拠点づくりの核、まとめ役になるわけです。

新しい時代を迎えるこれからの図書館は、区民の知りたい要望に应付、即時に回答を与え、必要なデータを提供する頭脳を持つ館であることが望まれます。

#### 新宿区立中央図書館の現状

図書館というと、読書を楽しむという色彩が強かった「趣味の館」の認識が強いと思います。公共図書館が新たにその多様なデータ量を駆使して、新しい息吹を与えられ、情報化によって新たな役割を求められています。今までの図書館から脱皮して、生活者に密着した「地域の情報交差点」として、再登場が促されています。

私たちの中央図書館も、更に区民に親しまれ役に立つ図書館に生まれ変わらなければなりません。

図書館のネットワークも区立の各地域図書館だけではなく、小・中・高校の図書館や専門学校・大学の図書館との連携も視野に入れて考えていきます。

この課題を達成するために、情報の発信基地となるセンター機能とシステムづくりの構築が必要になります。しかし、現在の中央図書館では、建物の構造上、IT化の設備基盤を敷設することは現状では難しいと聞いています。そのため現在貸出予約などの検索は出来ても、データベース検索用のパソコンは未設置で、アクセスも出来ない状態です。情報化を推進していく上で、基盤整備が難しい状況であるならば、根本的にこの問題について広く検討する必要があるかと思われます。

東京都の中でも文化発信の中心地であり、文化の先取りをしていると任じている新宿区が、10年後、20年後の展望を提言できない筈はありません。提言として提案するだけ

でなく、新宿区として、早期に取り組んでほしい重要な課題です。区民の生活に資するための基本となる「情報センター」の設置が必要と認められます。

【取り組みの方向性】

### 1. 「情報センター」は生活情報の多角化とヒューマンネットワークの構築

生活情報として「ビジネス支援」、「医療・健康支援」、「法律関係支援」、「消費生活支援」、「資格試験や就職のための情報収集」など、区民生活に直結した役に立つ情報を提供していきます。

新宿区役所・各特別出張所、地域センターや「BIZ新宿」、「ウイズ新宿」、「新宿消費生活センター」など、諸公共施設とネットワークし、情報の一本化を図ります。

「情報コンシェルジェ」や「情報かけこみ寺」を使って、情報さがしのお手伝いをし、区民の知識の幅を広げます。

### 2. 「情報センター」の早期実現のため委員会設置

区は情報センター実現のため企画立案し、積極的にシステム構築を推進すること。委員会は、現在持っている情報発信の状況を把握し、行政、区民、専門家を交え、新宿区に特化した、新宿区民のニーズに応える「情報センター」を構築しなければなりません。また、情報の内容については、幅広い区民からの意見を聞き、キメの細かい配慮が必要になります。

### 3. 図書館・情報センターに求められているもの

情報化が進み、図書館の重要性が見直され、文化と楽しみの発信基地としてその価値が再認識されると、図書館運営や、図書館職員の資質や専門性など期待されるものも大きくなっていきます。図書館の果たす役割りとして、信頼の置ける資料の選択や保管など、次世代に継承すべき文書館としての責任も担っております。来館者のニーズを聞き適確にその要望に応えるためには、広範な知識と経験が必要になります。

区民の文化の担い手として図書館職員への期待が集まっています。

### 4. 誰もが利用しやすい図書館であり、情報センターであること

図書館は多くの人気が軽に行かれる距離を前提として設置されています。新宿区内で未だ図書館が無い、図書館の空白地域の解消に努めなければなりません。

子どもがひとりで歩いて行かれる安全な場所、高齢者がバスなどを利用してでも行きやすい場所、多くの人気が軽に楽しめる場所として、まちの中心にあり区民が情報格差を生じさせない工夫も大切です。図書館職員は情報の探し方やパソコン検索の方法な

ど教えてください。

図書館は情報センターとして新しい視点から利用されていきますが、面白く魅力的で感動的な本や絵本も、本来の図書館機能として充実していかなければなりません。

図書館は、地域の人との交流と集会の場所であり、会話を楽しむ人間のふれあいの場所ではなりません。地域の活性化のために今一番望まれているものではないでしょうか。

## 5. 安心な信頼における情報ツールとトラブル解決システム

消費者が安心して消費生活を営むためには信頼における情報が必要です。新宿消費生活センターは、現在、国・東京都・各企業より最新情報の収集・発信をする基地としての役割を持っています。また、消費者が情報を選択できるよう啓発したり、消費生活において被害を受けた時あっせんして解決する法的にも整った機能をもっています。しかし新宿区全体の情報ネットワークが構築されていないため、知らない区民が多い状況です。ネットワークの構築により生活に役立つ情報の発信・交流が盛んになります。

また、新宿消費生活センターには、新宿区消費者団体連絡会の拠点もありますから、行政と消費者団体の「協働」による消費生活関連イベントや商品調査情報・消費者ニーズを収集・発信するシステムの構築により、消費生活が豊かになり商業・産業の活性化もはかられます。

## 6. 新宿区立産業会館(BIZ)を観光、ビジネス支援、商店会、産業界の拠点として再構築

再構築としては、消費者や在勤者・行政・関係団体・学識経験者等を交えた、活性化会議を設置し情報交換をおこない発信します。また、ホストコンピューターを設置し、専門職員をおき、商工関連の情報を収集・発信し、ユビキタス情報発信システムとも連動します。

このことによりビジネス支援や観光案内・商店会関連であれば「こだわり大賞」を受賞したお店・伝統産業の紹介等の情報交流が盛んにおこなわれ、活性化のチャンスやサポートが得られます。

## 7. 区民がつくる「区民の、区民による、区民のためのメディア」を設立します

膨大な情報洪水のなかで、ホンモノ、ニセモノの情報選別をすることは現代社会に生活するうえでの大切な生活技術です。しかし区民の生活を向上するためには、それだけでは不十分で、一歩進めて、情報作成、情報伝達にも踏み込む必要があります。換言すれば、区民の立場から情報改革を推し進めます。区民は、自身のメディアを獲得することによって、私たちの理念や情報の編集・加工、発信・伝達を強力に実現できます。区

民メディアは、知のネットワーク構築を通して区民の諸提案を人々に知ってもらうだけでなく、今後の区民の必要不可欠の、先進的情報装置として育てて行きたいと思います。それらは、良質で、真に必要な情報のみをたゆみなく発信します。また、インターネットの普及と技術の向上により、インターネットテレビ局の設立も夢ではなくなりました。

区民、大学、行政、企業一体となった新しい区民メディアの創設には、だれもが参加して意見をいうことが出来、専門家と同等の立場で区民が関われるNPOなどの組織がのぞまれます。メディアとしては、新聞、インターネットテレビ、FMラジオ、メールマガジン、ホームページ等を想定していますが、同時に区民放送記者、区民編集者、区民アートディレクターなどメディア人を育てる「区民メディア学校」も設立し、大学や専門学校の研究とは違う「区民メディアのありかた」を深く研究し実践します。

(第5分科会)

## あ と が き に か え て

新宿区には、区の将来を自らの未来と重ねて共に歩んでいこうとする心強い仲間が大勢いる。今回、その仲間の中から、現状への憂い、地域の将来への想い、よりよい将来のための多くの知識やアイデアを胸に抱き集まったメンバーが区民会議を構成し、私利私欲なく、ただひとえに地域のため、仲間のため、次世代のために、膨大で真剣な議論を重ねた成果の「一段落」がこの提言書である。

この提言書は、「始まりの書」であって、これで区民会議の議論が終わりとなるものではない。この提言書が種となって、真に区民の協働参画による新しい新宿区政が産声をあげるのだ。まさに、地方分権時代にふさわしい市民自治がこの提言書により始まっていく。

また、この提言書は「確認の書」でもある。この提言書が元となって今後の区の活動方針が定められる。区民会議に参画した我々は、提言者として引き続き区政の行く末を見守り、必要に応じて協働活動を継続していく決意を固める必要がある。一方、区は、区民に区政を信託されている立場をわきまえ、誠実に区民の要請に応えていく義務と責任がある。果たして今後の区政が、区民の希望を叶えて進んでいっているのか、その確認の役割を担うのが、この提言書でもある。

提言が終わると、いよいよこれから新しい協働の社会がスタートする。区民同士、あるいは区と区民が、それぞれの役割を担いながら、目標を一つにして、誇り高く、夢多き我らの新宿を創造する時代が始まろうとしている。

さあ、みなさん、引き続き皆で地域の夢を語り合ってください。

そして互いに約束しましょう。我らの新宿、我らのまちを、我ら自らの手で造り、育てていくことを。

新宿区民会議 世話人会 副会長 山下 馨